

排水設備ハンドブック

2014年度

藤沢市

序 文

下水道施設は文化的な都市生活や産業活動によって排出される汚水を排除、処理し、都市の快適な生活環境の維持及び河川等公共水域の水質保全、並びに雨水排除による浸水の防除等重要な役割を担う、市民生活に不可欠な都市施設です。

本市における公共下水道事業は、昭和 30 年に藤沢、鵜沼、片瀬地区の整備に着手したことに始まります。以後、市政の重点施策の一つとして積極的に整備促進に務め、昭和 39 年の辻堂浄化センターの処理開始に引き続き、昭和 60 年には大清水浄化センターの処理を開始し、平成 24 年度末の人口普及率は約 95.0%となりました。

しかし、どれほど公共下水道整備が進んでも、下水道の起点となる家庭や事業場等に設置される排水設備が未接続、あるいは不備不完全なものであつては、公共下水道本来の目的、使命、効用を完全に果たせません。

この度、このように重要な役割を負う排水設備について、求められる機能を十分に発揮できるよう、基準通り施工していただくため、本ハンドブックの見直しを行うとともに、一層の充実を図ることといたしました。

なにとぞ、下水道に従事している皆さんが本書の内容を十分理解され、よき指導者となるよう、技術の向上の一助となれば幸いです。

2014 年 4 月

目 次

第1編 下 水 道

第1章 下水道とは	3
1. 1 用語の解説	3
1. 2 構成	4
1. 3 効果	5
1. 4 排除方式	6
第2章 下水の種類	8
第3章 下水処理概説	9

第2編 排 水 設 備

第1章 排水設備の概要	17
1. 1 排水設備に関する法規	17
1. 2 公共下水道と排水設備	17
1. 3 排水設備の施設	18
1. 4 排水設備の設置	19
1. 5 排水設備の範囲	19
1. 6 用語の解説	20
第2章 排水設備の設計	21
2. 1 設計一般	21
2. 1. 1 設計の概要	21
2. 1. 2 現場調査	21
2. 1. 3 見取図	22
2. 1. 4 設計図	23
a 平面図	23
b 縦断面図	30
i) 水準測量とは	
ii) 水準測量の方法	
2. 2 排水管	31
2. 2. 1 排水管の内径と勾配	31
2. 2. 2 設計上の諸注意	33
2. 2. 3 排水枝管	34
2. 3 ます	34
2. 3. 1 ますの設置箇所	34
2. 3. 2 ますの構造・形状及び大きさ	35
2. 3. 3 汚水ます	39

2. 3. 4	雨水ます	40
2. 3. 5	その他のます	43
a	トラップます	43
b	ドロップます	45
c	掃除口の設置と構造	46
d	その他	47
e	マンホール	47
2. 4	トラップと阻集器	48
2. 4. 1	トラップ	48
a	トラップの目的	48
b	トラップの必要条件	48
c	トラップの種類	49
d	封水破壊の原因	49
e	設計施工上の諸注意	51
2. 4. 2	阻集器	51
a	阻集器の目的	51
b	油阻集器	51
c	グリース阻集器	51
d	その他の阻集器	51
2. 4. 3	ディスポーザーの使用制限	52
2. 5	汚水槽	54
第3章 排水設備の施工		55
3. 1	施工一般	55
3. 2	排水管の布設	55
3. 2. 1	施工基準	55
a	掘削	55
b	管の敷設と接合	55
c	埋戻し	56
3. 2. 2	公共下水道への接続	56
3. 2. 3	雨水排水	57
3. 3	ますの築造	57
3. 3. 1	汚水ますの施工基準	57
a	ますの据付	57
b	インバート	57
3. 3. 2	雨水ます	60
3. 4	水洗便所改造施工について	61
a	便槽及び浄化槽の埋立て	61
b	器具の据付け	61
3. 5	浄化槽の雨水貯留施設転用の施工について	61

a	洗浄	61
b	消毒	61
c	蛇口	61
d	流末	61
e	ポンプ設置	61
第4章	通気系統	62
4.1	通気系統の機能と方式	62
4.1.1	通気系統の機能	62
4.1.2	通気系統の分類	62
a	各個通気管	62
b	回路及び環状通気管	62
c	逃し通気管	62
d	湿り通気管	62
e	通気立管	62
f	伸頂通気管	62
g	通気管の横走り管の位置	63
4.1.3	通気管の口径	63
第5章	排水設備の維持管理	65
第6章	設計例題	66
(例題1)		66
(例題2)		72

第3編 事業場排水規制

第1章	事業場排水規制の概要	85
1	排水規制の目的	85
2	事業場排水の人体、及び下水道施設に与える影響	85
第2章	特定施設と特定事業場	86
第3章	除害施設	87
第4章	特定施設・除害施設設置等の手続き	88
1	特定施設に関する届け出	88
2	除害施設に関する届け出	89
第5章	特定施設・除害施設設置者の責務	90
第6章	事業場からの下水排除基準	91
第7章	届出様式	92

第4編 排水設備の事務取扱い

第1章 指定工事店と排水設備責任技術者	105
1. 1 指定工事店制度の目的	105
1. 2 指定工事店と排水設備責任技術者	105
1. 3 指定工事店の義務	105
1. 4 指定工事店の資格要件	106
1. 5 排水設備責任技術者	106
1. 6 指定工事店の取消または効力の停止	107
1. 7 排水設備責任技術者の登録の抹消及び停止	107
1. 8 指定工事店の指定の有効期限とその更新	107
1. 9 責任技術者証の有効期間とその更新	107
第2章 指定工事店等の申請の手続き	108
2. 1 指定の申請	108
2. 2 指定の更新の申請	108
2. 3 指定工事店の異動の届出	108
2. 4 営業の廃止等の届出	109
2. 5 指定工事店の調査	109
第3章 排水設備工事責任技術者の登録の手続き	120
3. 1 登録の手続き	120
3. 2 更新の手続き	120
3. 3 責任技術者証の亡失等の届出	120
3. 4 排水設備工事責任技術者証の記載事項の変更	120
第4章 排水設備の確認申請の手続き	124
4. 1 総則	124
4. 1. 1 排水設備の計画の確認	124
4. 1. 2 排水設備の新設・増設・改築・修繕の定義	124
4. 1. 3 排水設備の設置	124
4. 1. 4 排水設備の接続の方法	124
4. 1. 5 排水設備等の設計及び工事の施行者	125
4. 1. 6 排水設備等の計画の確認と指定工事店の義務	125
4. 1. 7 排水設備工事等の変更の申請及び届出	125
4. 1. 8 排水設備工事等の完成の届出	126
4. 2 排水設備等の計画確認申請等の手続き	126
4. 2. 1 確認申請事務	126
4. 2. 2 排水設備新設等確認申請書の作成方法	126
4. 2. 3 確認申請書及びその他書類の提出先	128
4. 2. 4 排水設備工事を期限内に完成できない者の取扱い	128
4. 2. 5 確認申請書の提出に伴う取扱い上の注意	128

第5章 水洗便所改造等資金貸付の取扱い	136
5.1 総則	136
5.1.1 水洗便所改造等資金貸付の目的	136
5.1.2 貸付けの対象	136
5.1.3 貸付けを受けることのできる者の資格	136
5.1.4 連帯保証人の資格	136
5.1.5 貸付けの額	137
5.1.6 貸付金の利息	137
5.1.7 貸付金の償還方法	137
5.1.8 遅延損害金	137
5.1.9 貸付けの交付時期	137
5.1.10 貸付決定の取消し	137
5.2 貸付けの申請の手続き	138
第6章 浄化槽の雨水貯留施設転用工事費助成の取扱い	142
6.1 助成の目的	142
6.2 助成の対象	142
6.3 助成の額	142
6.4 助成の手続き	142
第7章 ポンプアップ施設設置工事費助成の取扱い	147
7.1 助成の目的	147
7.2 助成の対象	147
7.3 助成の範囲	147
7.4 助成の申請	147
第8章 区域外下水道	151
8.1 目的	151
8.2 適用の範囲	151
8.3 申請の手続き	151
8.4 事業費用の負担	151
第9章 区域外水洗便所改造等資金貸付	152
9.1 区域外水洗便所改造等資金貸付の目的	152
9.2 用語の意義	152
9.3 貸付けの対象	152
9.4 貸付けを受けることのできる者の資格	152
9.5 貸付けの額	152
9.6 貸付金の利息	153
9.7 連帯保証人の資格要件	153
9.8 貸付けの申請	153
9.9 交付時期	153
9.10 貸付金の償還方法	153

9. 1. 1 遅延損害金	153
第10章 取付ますの事務取扱い	157
10. 1 取付ますとは	157
10. 2 公共取付ます	157
10. 2. 1 申請について	157
10. 3 自費施工取付ます	157
10. 3. 1 申請の手続き	157
10. 4 取付ます等設置に伴う申請の手続きについて	158

第5編 関係法令（抄録）

下水道法	167
下水道法施行令	175
水質汚濁防止法施行令	178
ダイオキシン類対策特別措置法施行令	190
建築基準法	192
建築基準法施行令	193

第6編 参考資料

排水管の標準的な流速と勾配の範囲	197
計画下水量の算出	197
流量表	199
塩ビ製品継手	203
塩ビ排水ます	205
雨水浸透施設設置について	209

第1編 下 水 道

第1章 下水道とは

1. 1 用語の解説（下水道法第2条）

1. 下 水

生活若しくは事業（耕作の事業を除く。）に起因し、若しくは付随する廃水（以下「汚水」という。）又は雨水をいう。

2. 下 水 道

下水を排除するために設けられる排水管、排水渠その他の排水施設（かんがい排水施設を除く。）、これに接続して下水を処理するために設けられる処理施設（尿尿浄化槽を除く。）又はこれらの施設を補完するために設けられるポンプ施設その他の施設の総体をいう。

3. 公共下水道

主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものであり、かつ、排水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のものをいう。

4. 流域下水道

もっぱら地方公共団体が管理する下水道により排除される下水を受けて、これを排除し、及び処理するために地方公共団体が管理する下水道で、2以上の市町村の区域における下水を排除するものであり、かつ、終末処理場を有するものをいう。

5. 終末処理場

下水を最終的に処理して河川その他の公共の水域又は海域に放流するために下水道の施設として設けられる処理施設及びこれを補完する施設をいう。

6. 排水区域

公共下水道により下水を排除することができる地域で、下水道法第9条第1項の規定により公示された区域をいう。

7. 処理区域

排水区域のうち排除された下水を終末処理場により処理することができる地域で、下水道法第9条第2項において準用する同条第1項の規定により公示された区域をいう。

1. 2 構 成

下水道は污水及び雨水をすみやかに排除するための排除施設と、污水を処理するための処理施設とからなる。排除施設は管路とポンプ場であり、処理施設は処理場である。管路は、污水及び雨水を排除する施設であり、円形管並びに矩形渠及び馬てい形渠などで、普通地下に埋設されている。大きさは直径 250mm（藤沢市においては一部分流地域は 200mm）から、幅、高さ、それぞれ数 m におよぶものである。

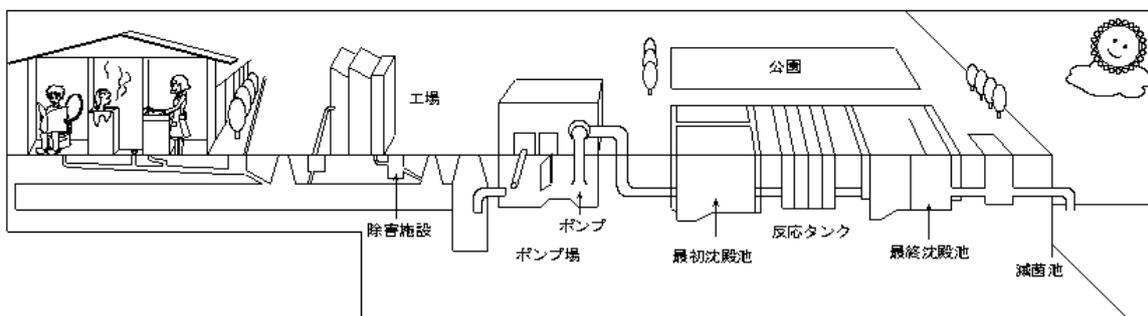
管渠には附属設備としてマンホール（人孔）、雨水ます、污水ますなどがある。

下水は管路の勾配によって流下させるので地形により、また管路の延長によって管路の深さが非常に深くなり、中継のために汲み上げられる中継ポンプ場や、低地帯の雨水を排除するために雨水ポンプ場を設けなければならない場合もある。

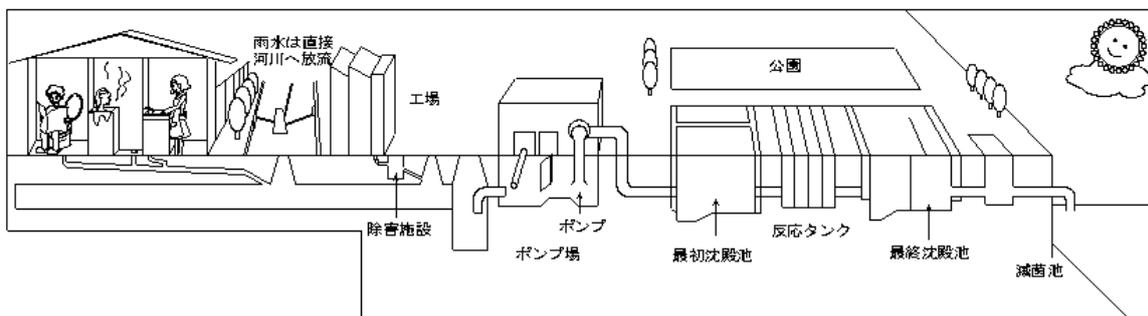
下水を処理場に集めて生物化学的に処理し安全無害なものにするのは、下水道のもっとも大きな機能の一つである。浄化された下水は河川や海などの公共用水域に放流され、自然の水循環に戻している。

図 1. 1 公共下水道の構成

(1)合流式の場合



(2)分流式の場合



1. 3 効 果

下水道が普及することにより次のような効果が期待できる。

(1) 公共用水域の水質保全

生活雑排水を下水道に排除し、その下水を下水処理場で処理するため、川や海等の公共用水域の水質をきれいに保つことができる。

(2) 生活環境の向上

生活雑排水が水路や側溝に流れこまなくなるので、ハエや蚊の発生を防ぐことができ、伝染病の流行を抑えることに役立つ。また、悪臭の発生を防ぎ快適な生活環境とすることができる。

(3) 浸水の防除

雨水をすみやかに排除することにより、浸水の被害から市民の生活を守る。

1. 4 排 除 方 式

汚水と雨水を同一の管路で排除する方式を合流式といい、両者を別々の管路等で排除する方式を分流式という。

藤沢市の公共下水道

(藤沢市公共下水道一般平面図参照)

(1) 南部処理区 (辻堂浄化センター)

合流式公共下水道であるが、一部分流式の地区もある。(図中横線の部分)

この分流式地区は、江の島、片瀬山、片瀬目白山、片瀬1丁目及び2丁目の一部、片瀬海岸1丁目、辻堂団地周辺、大庭処理系統である。(図中横線の部分)

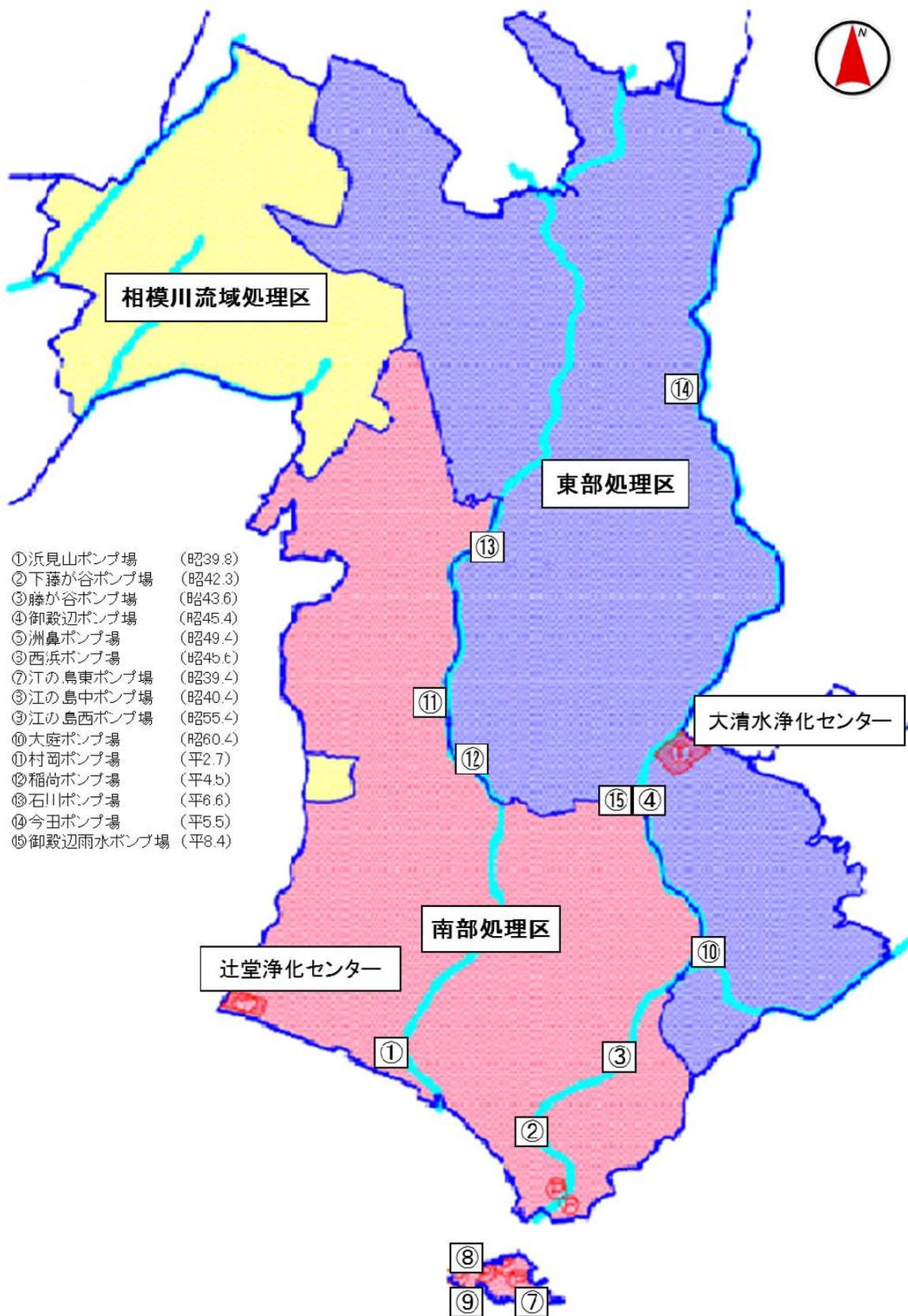
(2) 東部処理区 (大清水浄化センター)

分流式公共下水道である。

(3) 相模川流域処理区 (相模川流域左岸処理場)

分流式公共下水道である。

図 1. 3 藤沢市公共下水道一般平面図



第2章 下水の種類

下水とは、下水道法第2条において、『生活若しくは事業（耕作の事業を除く。）に起因し、若しくは付随する廃水（以下「汚水」という。）又は雨水をいう。』と規定しているが、発生形態により生活若しくは事業に起因するものと、自然現象に起因しているものに分けられる。

また、下水を性状等で区分すると、し尿を含んだ排水、雑排水、工場・事業場排水、湧水及び降雨等に分類することができる。

この下水を汚水と雨水に区分し例示すると、次のとおりとなる。

(1) 汚水

- ① 水洗便所からの排水
- ② 台所、風呂、洗面所、洗濯場からの排水
- ③ 屋外洗場等などからの排水（周囲から雨水の混入がないもの。）
- ④ 冷却水
- ⑤ プール排水
- ⑥ 地下構造物への侵入水
- ⑦ 工場、事業場の生産活動により生じた排水
- ⑧ その他雨水以外の排水

上記汚水のうち、雨水と同程度以上に清浄なものについては、公共下水道管理者等との協議により雨水と同様の取扱いをする場合がある。

(2) 雨水

- ① 雨水
- ② 地下水（地表に流れ出てくる湧水）
- ③ 雪どけ水
- ④ その他の自然水

第3章 下水処理概説

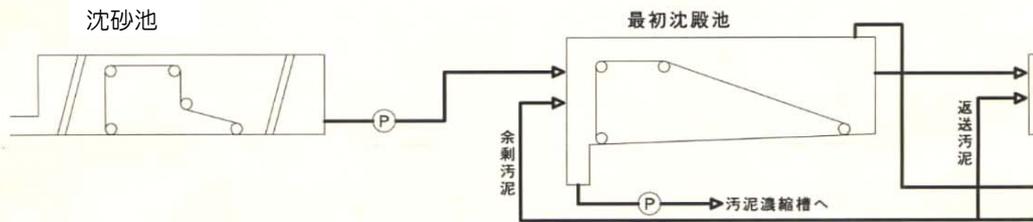
下水処理とは、し尿を含む家庭雑排水や工場排水を主体とする下水中の汚濁成分を分離除去し、清澄で安全なものに変えることをいう。下水処理は水処理と汚泥処理からなり、水処理はさらに一次処理と二次処理に分けることができる。

- (1) 下水処理：
 - a. 一次処理：下水中の浮遊物を物理的に除去（沈殿処理）する。
 - b. 二次処理：浮遊物及び溶解物を主として微生物により分離除去（生物処理）する。

- (2) 汚泥処理：水処理の過程で生じた含水率の高い汚泥を脱水・焼却によって減容するとともに、質的に安定させる。

したがって下水処理の過程は：一次処理→二次処理→消毒の順になる。

水処理フローシート



沈砂池

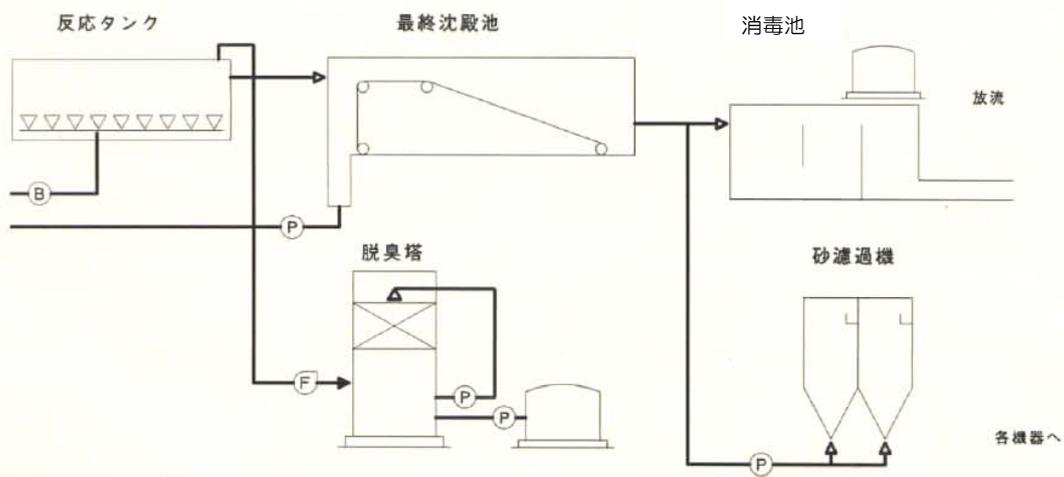
下水管渠の中を流れてきた下水を集水しゆっくり流して土砂とゴミを取り除く。下水はポンプにより次の処理施設に送られる。

最初沈殿池

ポンプ場から送られてきた下水は計量された後この池にゆっくり流れる。比較的重い汚泥やゴミは沈殿池の底から引き抜かれて汚泥処理施設へ送られる。

反応タンク

最初沈殿池からこの槽に入ってきた下水に好気性微生物を多量に含んだ活性汚泥を加え、空気を送りこんで数時間よくかきまぜ、最終沈殿池へ送る。この間に微生物は下水中の汚れを食へ繁殖し沈殿しやすい活性汚泥となる。



最終沈殿池

沈殿しやすくなった活性汚泥をこの池で沈殿させきれいになった上澄水を消毒施設へ送る。沈殿した活性汚泥は池の底から引き抜いて必要な量だけ活性汚泥として反応タンクへ戻して再利用し残りは最初沈殿池又は汚泥処理施設へ送られる。

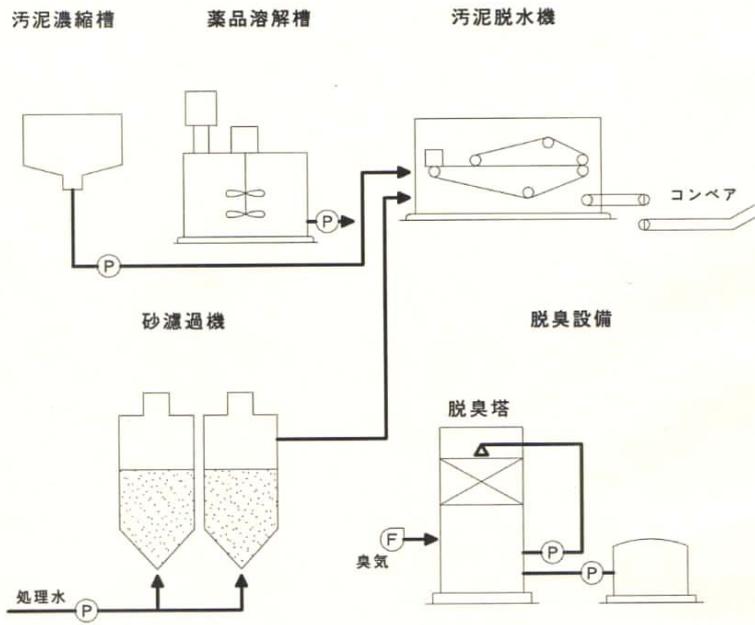
送風機

最終沈殿池より反応タンクに流入する下水中には酸素があまり溶けていない。一方、下水の汚れを取りのぞく好気性微生物は下水中の酸素が少ないとその働きを十分にはたす事ができない。そのため送風機で反応タンクに空気を送りこみ微生物が働きやすい環境を作る。

消毒池

最終沈殿池から送られてきた処理水にはまだ大腸菌が多少残っているため消毒液（次亜塩素酸ナトリウム）を注入し、消毒して相模湾・境川へ放流する。

汚泥処理フローシート



中央操作室

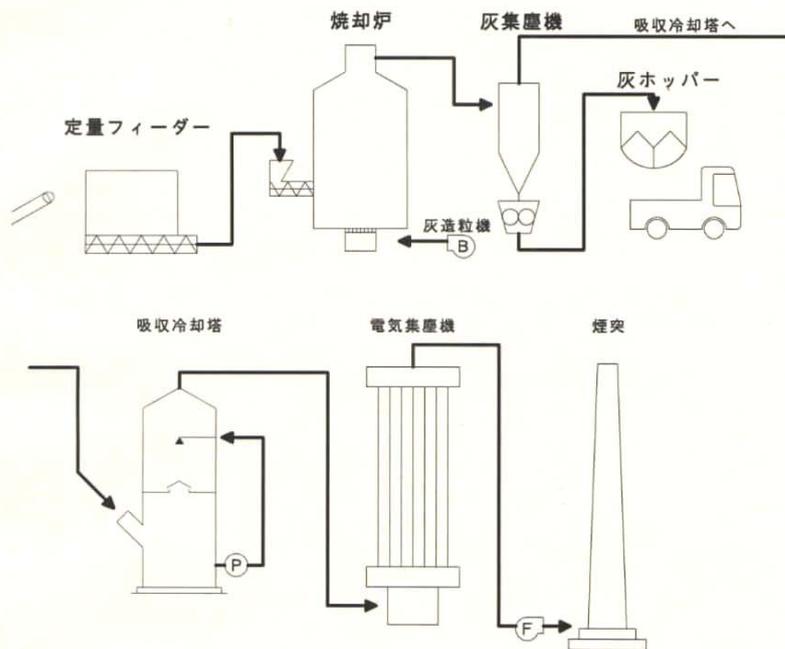
汚泥処理設備、焼却設備の操作と稼働状態を監視し、各機械が最良の状態で作動できるように監視、操作および記録をしている。

砂濾過機

汚泥脱水機の濾布の洗浄には大量の水が必要なので、下水の処理水を使用している。この水を濾過して再利用するための装置である。

脱臭設備

汚泥を処理する過程で生じる臭気をファンで吸い脱臭塔に運んで上部より霧の混った水を降らせて、シャワーリングを行い臭いのない状態にして大気に放出する設備である。



汚泥脱水機

汚泥運搬槽で汚泥に高分子凝集剤を添加し脱水する。汚泥が燃える位の水分量になる。

焼却炉

脱水された汚泥は焼却炉に送られ800℃前後で燃焼し微細な灰と燃焼ガスになり焼却炉上部から排出される。この時脱水汚泥から発生する臭気性はすべて熱分解してしまう。

排ガス処理設備

焼却炉上部から排出した排気ガスはまず灰集塵機により微細な灰の大部分を除去される。次に吸収冷却塔、電気集塵機の順に通過し排ガス中に含まれている大気汚染物質等を除去されきれいな排気ガスとして大気に放散される。

第2編 排水設備

第1章 排水設備の概要

1. 1 排水設備に関する法規

下水道は下水道法、下水道法施行令、及び下水道法施行規則によってさまざまな規制を受けている。藤沢市もこれらの法令に基づいて下水道の設置、及び管理を行っているが、市民及び市内事業者等との間の下水道使用関係については法の定めるところにより、藤沢市下水道条例（昭和36.3.30 条例第30号）及び藤沢市下水道条例施行規則（昭和36.4.11 規則第10号）を制定してこれにあたっている。

排水設備の設置及び構造などについては、上記法令及び条例に規定されている。

すなわち、下水道法第10条第3項は、排水設備の設置又は構造については、「建築基準法その他の法令の適用がある場合は、それらの法令の規定によるほか、政令で定める技術上の基準によらなければならない。」と規定している。本市において排水設備等の工事を行うときは、条例第4条（排水設備の新設等の基準）、施行規則第4条（排水設備の固着場所）及び第5条（排水設備の設置及び技術上の基準）によらなければならない。

また、構造の詳細については、排水設備ハンドブック及び藤沢市下水道設計標準図によらなければならない。

（巻末に下水道法規などのほか、排水設備の設置及び構造に関連あるその他の法規などを抄録したので、その理解消化に努められることを望む）

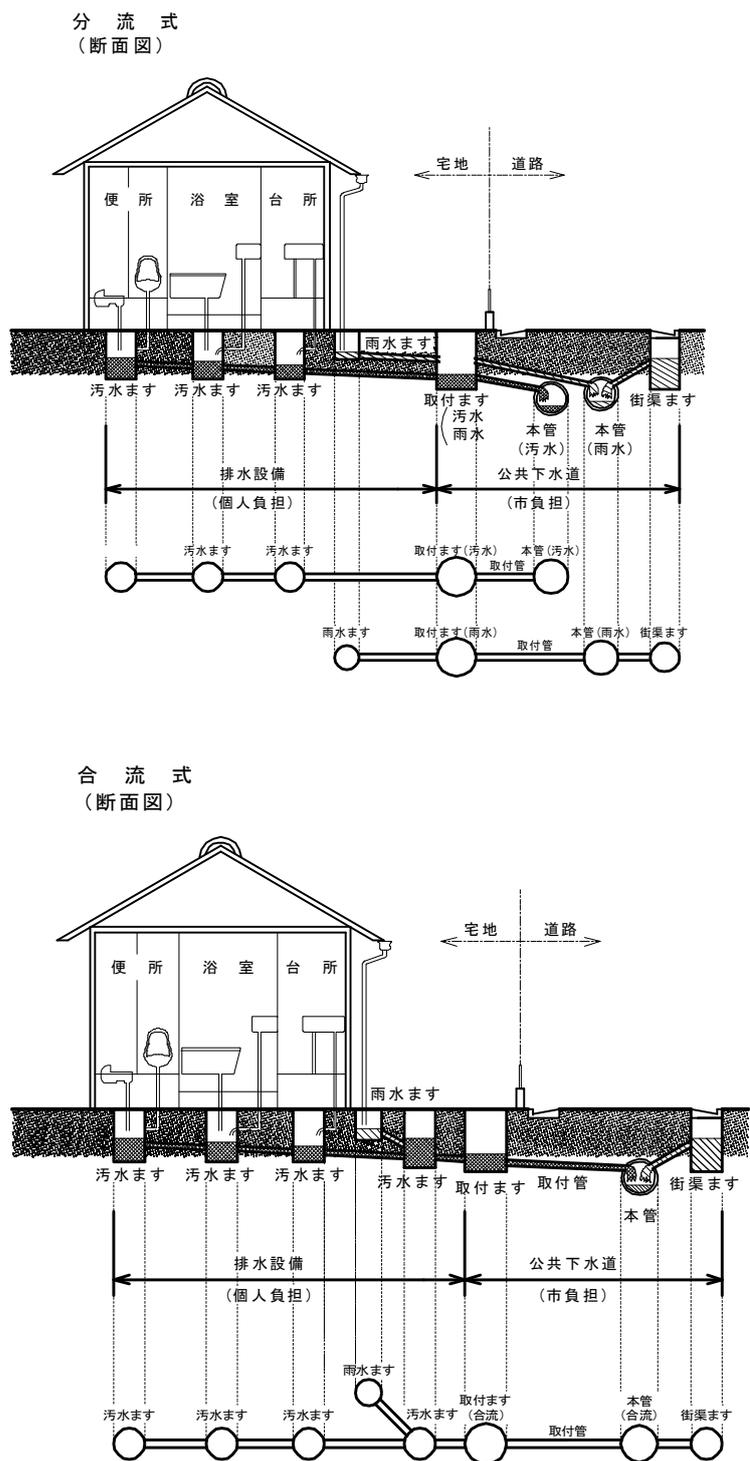
- ※ 本編記述中、関係法規などの名称は次のように略称を用いた。
- 法 ……………下水道法
- 令 ……………下水道法施行令
- 条例 ……………藤沢市下水道条例
- 規則 ……………藤沢市下水道条例施行規則

1. 2 公共下水道と排水設備

下水道は公共下水道と排水設備からなりたっており、公共下水道は市が本来公費によって公道、及び公有地等に設ける下水道施設であり、排水設備は個人、会社、工場等が私費によって自己の私有地内に設ける下水排除のための施設である。

排水設備の規模は公共下水道より小さいが、その目的、使命は公共下水道と変わらない。公共下水道が整備されても、これに適応した排水設備が伴わなければ下水道の目的、効用を完全に果たすことはできない。排水設備に対する法的規制もこのため、その設備及び管理の義務を負わせ、構造の基準その他の規定を設け、また監督処分、罰則を定めて公共下水道管理者は指導を行っている。

図 2. 1 排水設備概念図



1. 3 排水設備の施設

排水設備の施設とは、水洗便器・手洗器・洗面器・台所流し・風呂などの衛生器具とその他グリーストラップ・オイルトラップ・サンドトラップ等の器具類から排出する一切の不用水及び屋根、敷地の雨水を含めて、それを收容して公共下水道のますまで流下させる排水管、ます類など敷地内の下水排除のための施設をいう。トラップ及びトラップの封水保護と排水管内の通気を目的とする通気管もこれに入る。

1. 4 排水設備の設置

排水設備の設置義務

公共下水道の使用が開始された場合は、その公共下水道の排水区域内の土地の所有者、使用者又は占有者は、遅滞なく、その土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水設備を設置しなければならないことが定められている。(法第10条第1項)

藤沢市の下水道条例では排水設備設置義務者は、公共下水道の供用開始の日から6月以内に排水設備を設置しなければならないとしている。(条例第3条第1項)

また、この排水設備の設置義務とは別に、処理区域(排水区域のうち、下水を終末処理場で処理することができる地域)の公示がされたときは、3年以内に、汲み取り便所を水洗便所に改造する義務(法第11条の3)が定められている。

これは公共下水道がいかに完全に整備されても、各家庭ないし工場等の下水が公共下水道に流入されず、地表に停滞し、または在来のままであったのでは、土地の浸水の防止、清浄の保全是全く不可能のことであり、都市の健全な発達、公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全を図ろうとする法の目的は達せられず、巨費をかけた下水道施設が生かされないこととなることから、公物法としては極めて特異な「利用の強制」の規定が設けられているのである。

1. 5 排水設備の範囲

排水設備には、汚水排水設備と雨水排水設備がある。一般家庭等の場合の汚水排水設備は、生活排水や生産活動によって生ずる汚水を排除する施設であり、雨水排水設備には、雨水その他自然現象に起因しているものを排除する施設である(第1編第2章下水の種類参照)。法第10条の排水設備は「公共下水道の排水区域内の土地の所有者、建築物の所有者等はその土地の下水を排除する排水設備を設置しなければならない。」と定義されている。よって、生活等により生ずる汚水を排除する衛生器具(台所・風呂・水洗便所)等から公共下水道(汚水取付ます)に接続するまで、雨水については、雨とい又は、ますから取付ますまでが排水設備の範囲と考えられる。

この排水設備には、建物の屋外に設置する屋外排水設備と、建物の内に設置する屋内排水設備に分けられる。

しかし、本市では、公共下水道及び一般下水道の適正な維持管理を期するため、下水道に支障を及ぼす恐れのある必要最小限の部分について、排水設備として適用するものである。よって人の生活、生活活動の多様化により前記の適用が不相当と認められるときは当然その状況に応じて適用範囲が拡大されるものである。

(1) 建築物のある土地

原則として、下水道に支障を及ぼす恐れのある屋外排水設備〔建築物の屋外等に排除された下水が最初に流入するます(起点ます)から取付ますまで〕とする。建築物の敷地の都合上やむを得ず屋内に排水設備を設けるときは起点ますから取付ますまでとする。また、尿尿浄化槽(除害施設)等を設置する場合にあっては、その施設の吐出口に設けるますから取付ますまでとする。

(2) 建築物の敷地でない土地(いわゆる更地)

原則として、雨水が最初に流入するます(起点ます)から取付ますまでとする。汚水については給排水施設がある場合、最初に流入するます(起点ます)から取付ますまでとする。

(3) 排水設備の付帯設備

ア. 水洗式便所・台所・風呂・洗濯場等の汚水流出箇所に取り付ける防臭装置。

- イ. 台所・風呂・洗濯場等の汚水流出口には、ストレーナもしくは格子または金網を設ける。
- ウ. 油脂類の汚水を大量に排出する箇所に設けるオイルトラップ。
- エ. 土砂等を含む汚水（外流し等）又は雨水を排出する箇所に設ける泥だめ。

1. 6 用語の解説（排水設備）

汚水

生活若しくは事業（耕作の事業を除く。）に起因し、若しくは付随する排水をいう。

排水

不用となり、施設の外に排出する水をいう。ただし、屋内排水設備では、「雨水」と区別して建物内で生じるし尿を含む排水及び雑排水等を「排水」という。

雑排水

大小便器及びこれに類似の用途をもつ器具からの排水を除くその他の器具からの排水をいう。ただし、雨水及び、特殊排水（一般の排水系統、または下水道へ直接放流できない有害その他望ましくない性質を有する排水）を除く。

排水設備

法第10条に規定する“排水設備”をいう。

除害施設

法第12条に規定する“除害施設”をいう。

特定施設

法第11条の2第2項に規定する“特定施設”をいう。

衛生器具

水を供給するために、液体若しくは洗浄されるべき汚物を受け入れるために、またはそれを排出するために設けられた水受け器及び装置をいう。

トラップ

水封の機能によって排水管又は公共下水道からガス、臭気、衛生害虫等が排水管及び器具を経て屋内に侵入するのを阻止するために設ける器具又は装置をいう。また衛生器具等の器具に接続して設けるトラップを器具トラップという。

水封

排水管、下水管などからの臭気、下水ガス、衛生害虫などが、室内に侵入するのを防止するため液体で封ずることをいう。

通気管

トラップ封水がサイホン作用や背圧によって破壊されるのを防止し、排水系統内の空気の流動を円滑にするために設ける管をいう。

排水槽（汚水槽、雨水槽）

地階又は低地の器具の排水が敷地内のますに自然流下できない場合は、排水を一度槽に集め、これを機械力によって揚水排除する施設をいう。

阻集器

排水中に含まれる有害、危険物、好ましくない物体又は再利用できる物質の流下を阻止、分離、収集して、残りの水液のみを自然流下により排水できる形状・構造をもった器具または装置をいう。

自浄作用

排水の流下水勢によって、トラップ封水底部、側壁、または排水管内に沈積、付着あるいは付着しようとする小雑物を押し流す作用をいう。

第2章 排水設備の設計

2.1 設計一般

2.1.1 設計の概要

排水設備の施設は広範囲にわたり、その規模は多種多様である。建物の種別、用途、使用者の職業、生活用式とその程度によってはその設備の方式も雑多である。建築物の用途によってはグリーストラップ、オイルトラップ、サンドトラップを必要とし、化学薬品を製造または使用するところ、食料品を製造・加工するところ、その他悪質下水を排除する会社、工場ではその水質によっては法規の定める除害施設（第3編参照）を設けなければならない。

排水設備の設計はこれらの状況条件をもとに施主と折衝し、法規に従ってなされるのであるが、実施設計にあたって多くの障害に突きあたる場合もあり、これに困惑するのは、主に経済的理由による法規無視、アパート、建売り住宅では粗悪材料の使用、トラップの省略、配管の不備、勾配の不良など、会社、工場では必要な除害施設設置の拒否、黙殺などがあげられる。

我々技術者としてはあくまで法規に従い、最低の基準を守り、意に反した要望、注文に対しては努めて説得し、やむを得ない場合は市と協議の上工事を断るぐらいの見識がほしい。

良い設計、良い材料、良い施工が必要であり、このうち一つが欠けても工事の適正を期することはできない。

2.1.2 現場調査

現場調査にあたっては、前もってその土地が処理区域、未処理区域いずれか、分流、合流式の別、公道、私道の別を確かめる。

次に現地については公共ます、排水設備の有無、有る場合はそれらの形状の適否、使用の可否を確認する。使用可否の不明なものは水を流してみるか、掃除してみるなりして責任をもって使用の適否を決める。

分流、合流区域の境界付近では慎重な調査を行わないと再計画、再施工を要する様な間違いを起こすことがある。特に排除方式が分流式の区域においては、汚水と雨水を公共下水道に誤接続することがないように十分に注意をする。

また、他人の土地や排水設備を使用する場合、施設者同士の個人的感情からトラブルが生ずることもあり、これらは法第11条「排水に関する受忍義務」の精神にのっとり極力円満な解決に努めたい。

下水本管の管径とその土地の面積を調査し、分流式の污水管の取付の場合には排水人口も調査し、条例第4条（4）（5）を照合し、排水管の内径を決定する。次表2.1取付管の本管接続に関する規定により、管接合できないときは、既設の人孔（マンホール）に接続するか、もしくは人孔を新設しなければならない。既設の人孔に接続する場合においても下水道施設を破損しないように十分に注意して施工しなければならない。

表 2. 1 取付管の本管接続に関する規定

取付管	D150mm	を接続の場合は本管が	D 200mm	以上であること。
〃	D200mm	〃	D 400mm	〃
〃	D250mm	〃	D 800mm	〃
〃	D300mm	〃	D1,350mm	〃

(取付管の D350mm 以上は原則として不可とする。)

※塩化ビニール管取付については原則としてVU管を使用し、土被りは道路管理者の指示以上とし、ソケットについても塩化ビニール管用を使用すること。

汚水管の本管がD200mm の場合、取付管はVU管D150mm を使用し、下水本管穴あけに際しては、機器（ホルソー）等を使用して、丁寧に取り扱うこと。万が一、下水本管を破損した場合は自費で復旧することとなるので注意すること。

○取付ます及び取付管

公共下水道の取付ますは、官民境界付近の民地部分に設けるもので、原則として1宅地に1個を設置し、その構造は、藤沢市下水道設計標準図の通りである。取付管と取付ますの関係をあげると、次表の通りである。

取付ますの形状及び用途

呼 び 方	形状寸法	用 途	深 さ (m)
取付ます	内径 D200	取付管内径 D150mm 以下	2. 0 以下
取付ます	内径 D300	取付管内径 D200mm 以下	2. 0 以下
0号人孔	内径 D750	別途協議	
1号人孔	内径 D900		

※ 地勢の関係で、宅地内に取付ますを設置できない場合は、道路に設置する。

○取付管の接続

取付管の敷設方向は、本管に対して直角に敷設し、取付管の勾配は10%以上の勾配とする。また本管への取付位置は、原則本管の中心線より上部に取付けるものとする。

2. 1. 3 見取図

現場調査と並行して見取図を書く。見取図には建物の位置、公道・私道、隣地との境界、駐車場の有無を記図し既設の取付ます、その他既存の排水設備を記入する。

庭、雨樋などの雨水排水ももれなく記入する。

屋内については便所、台所などの間仕切りを書き入れ、同時に衛生器具、その他の排水口の位置を記入する。

以上の見取図ができれば排水管、ますの位置がおのずと決まってくる。あとは施設の形状、延長を記入する。

2. 1. 4 設計図

a. 平面図

平面図は、2. 1. 3項見取り図をもとに、所定の設計凡例に従って作成する。

表 2. 1 設計凡例

名称	記号	名称	記号
公私境界線	— · — · — · — ·	防臭ます	
隣地境界線	— · · — · · — · ·	流し類	
建物外周	—————	風呂	
建物間仕切り	手洗器	手
排水管	(汚水赤着色 雨水青着色)	洗面器	洗
立管	(汚水赤着色)	グリーストラップ	
通気管	— — — — —	大便器	
ます (汚水赤・雨水青)		小便器	
外流し		ポンプ	
雨樋	(雨水青着色)	既設排水管 (黒色)	
浸透管		浸透施設	
浄化槽			

表 2. 2 凡 例

名 称	記 号	用 途
宅 1 号取付ます		宅 内 用
宅 2 号取付ます		宅 内 用
宅 3 号取付ます		宅 内 用
車 1 号取付ます		公道・私道・駐車場等車両の通過箇所
車 2 号取付ます		公道・私道・駐車場等車両の通過箇所
車 3 号取付ます		公道・私道・駐車場等車両の通過箇所
0号マンホール		内径 7 5 0 mm
1号マンホール		内径 9 0 0 mm

表2.3 コンクリートます (角ます、既成インバートます)

内法 × 深さ	図面表示	内法 × 深さ	図面表示
300 430		450 600	
300 500		450 1,200	
300 600		450 1,000	
300 860		450 2,000	
360 490	360		
360 980	360		

表2.4 硬質塩化ビニール排水ます (汚水)

種類	記号、図面表示	種類	記号、図面表示
ストレート	S	トラップ (1ヶ)	T
曲がり	L	トラップ (2ヶ)	TT
会合	Y	掃除口	
ドロップ	D		

表2.5 雨水浸透ます

種類	記号、図面表示
硬化塩化ビニールA型浸透ます	
硬化塩化ビニールB型浸透ます	
コンクリート型浸透ます	

設計図作成基準

種別	記入内容	記入例
管 汚水 雨水	管径(D)、勾配(S)、延長(L)	100、20%、7.0m
(汚水) ます又は人孔	番号、内法、深	No. 1 □300×0.50
(雨水) ます又は人孔	番号、内法、深 (砂溜)	No. 1 □300×0.50 (0.15)
ドロップます	番号、内法、深 立下りドロップの管径、深	No. 1 □300×0.50 D100、0.50
副管	番号、内法、深 副管の径	No. 1 φ450×0.90 D100、0.80

数値基準

種 別	区 分	単 位	
管	管径	mm	整数 小数点以下1位まで
	勾配	‰	
	延長	m	
ます	内径	mm	小数点以下2位まで
	深	m	
縦断面図	地盤高 (G. H)	m	小数点以下2位まで
	管底高 (F. L)	m	小数点以下3位まで
	土被り	m	小数点以下2位まで

図 2.1 は、平屋建1戸を(1)分流、(2)合流の両区域に区分した例図である。

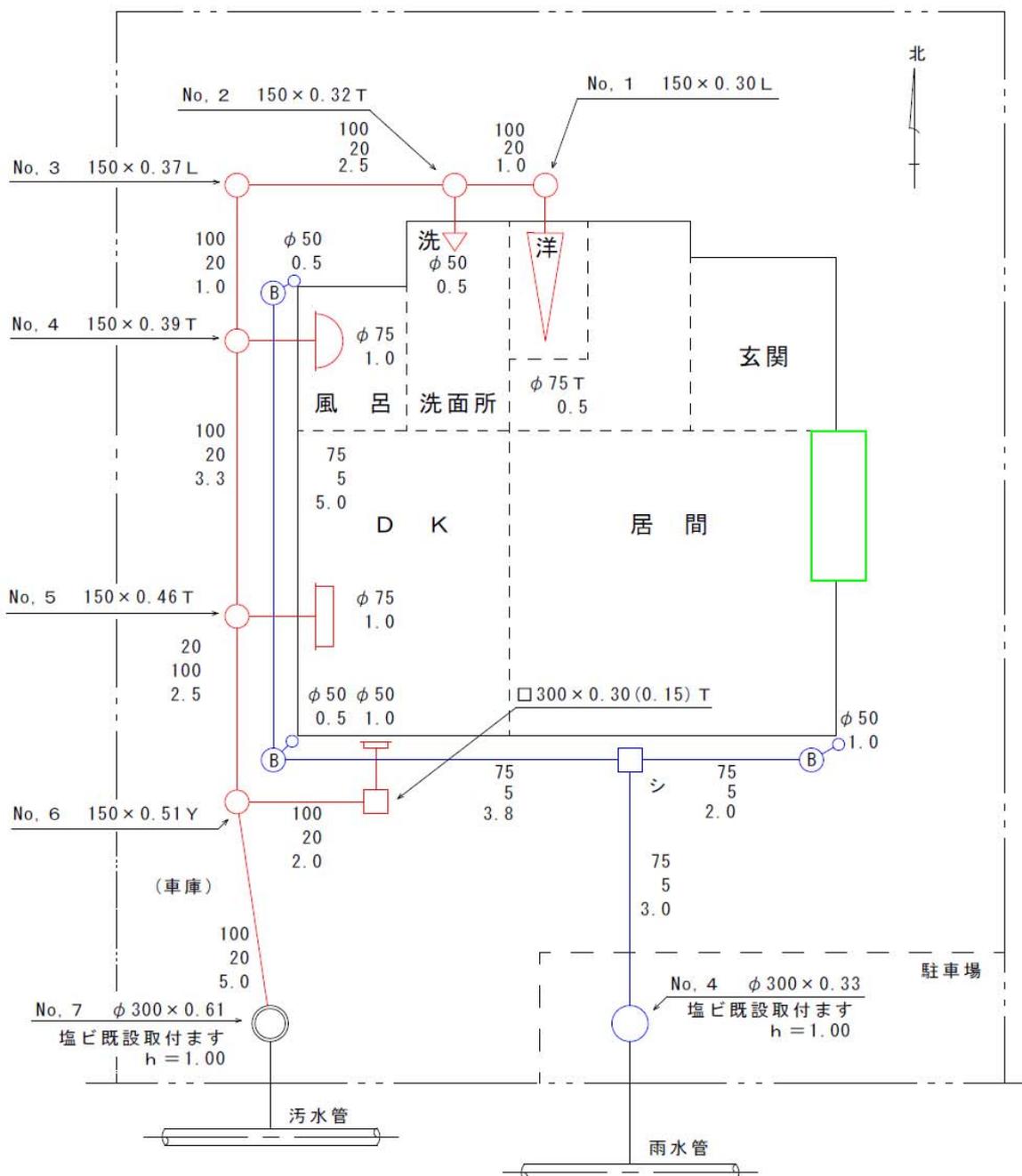
排水器具の枝管内径については、2. 2. 3項排水枝管を参照。

また、図 2.2 (縦断面図については、汚水系統を主に図 2.1 を例図としてあげたもの。

図2.1 平面図(例)

1. 分流 (宅地内は平坦な地盤) 新設

汚水系統に塩ビ排水ますを使用した場合 (ステップ0 cm)



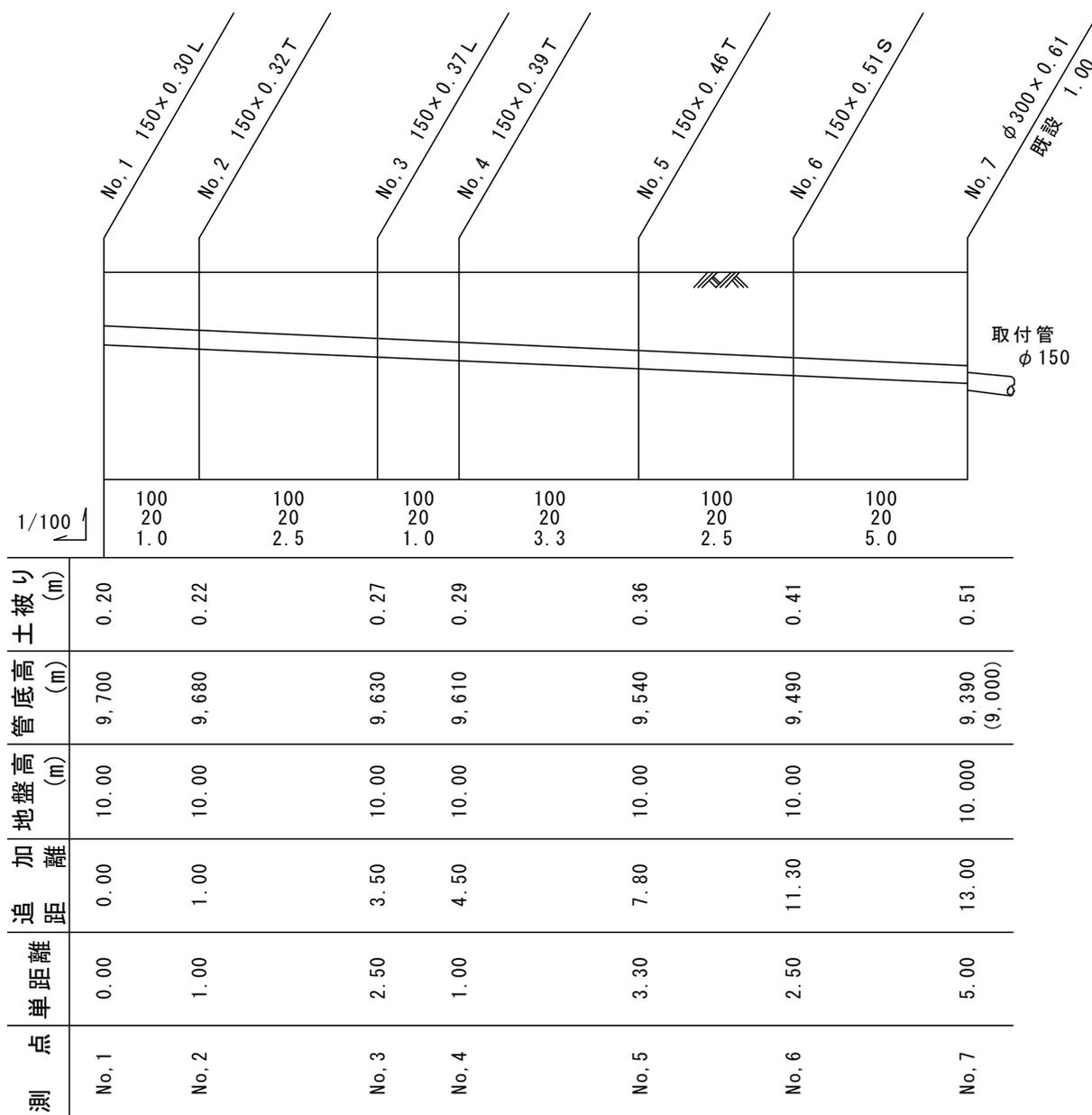
※ 宅内で高低差がある場合は、G. L. を記入すること。

※ ドロップますがある場合は断面図を記載すること。(P. 76 参照)

図 2.2 縦断面図面 (例)

排水設備新設等確認申請書では基本的に縦断面図の提出は不要です。
参考での掲載になります。

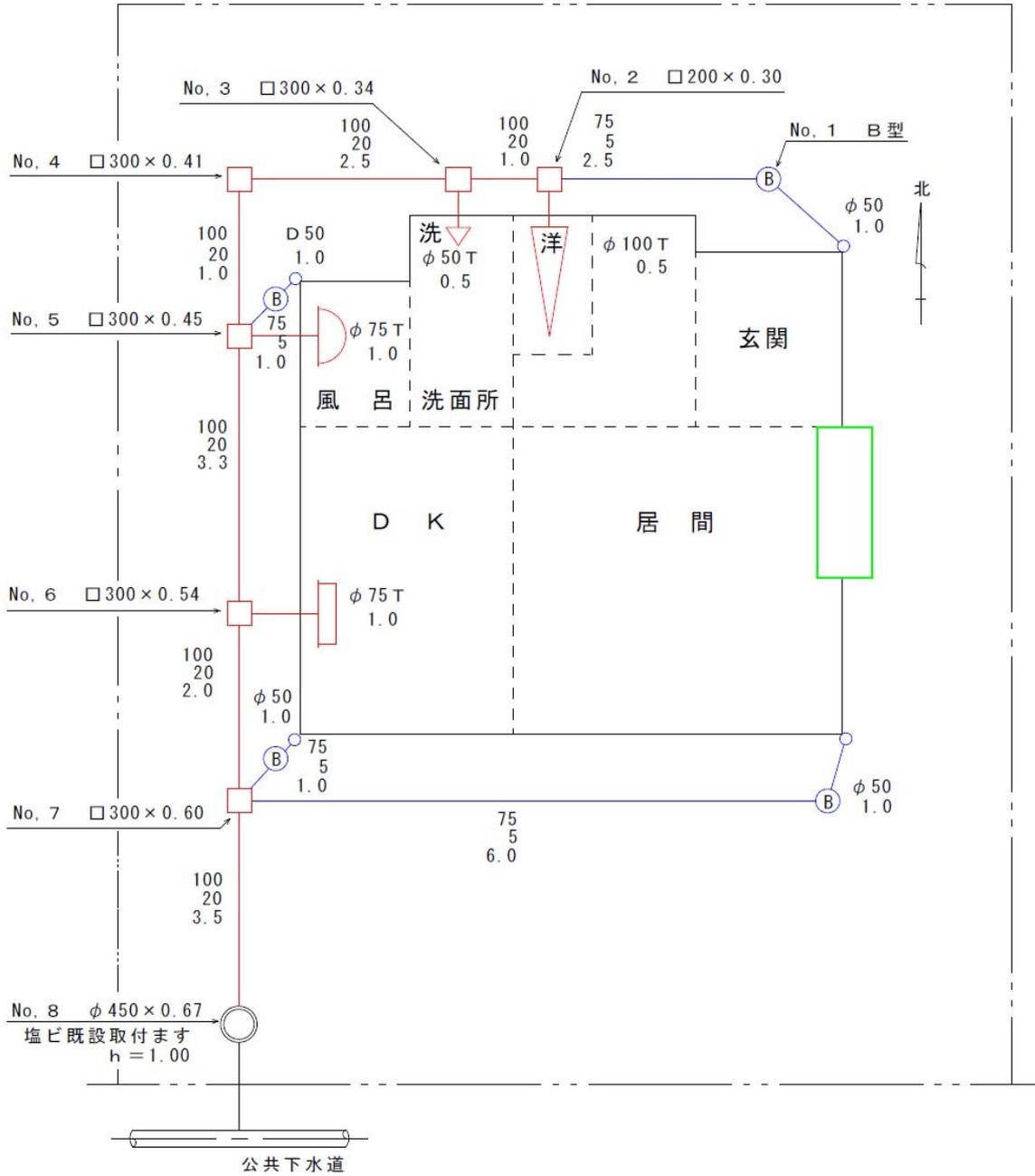
(分流) 汚水系統



- 注 1. 土被り硬質塩化ビニル管 (VU) を使用した場合の計算が管厚は0cmと仮定した。
2. 土被り=地盤高-(管底高+管径+管厚) 管厚は0cmと仮定した。

2. 合流（宅地内は平坦な地盤） 新設

コンクリートますを使用した場合（ステップ 2 cm）

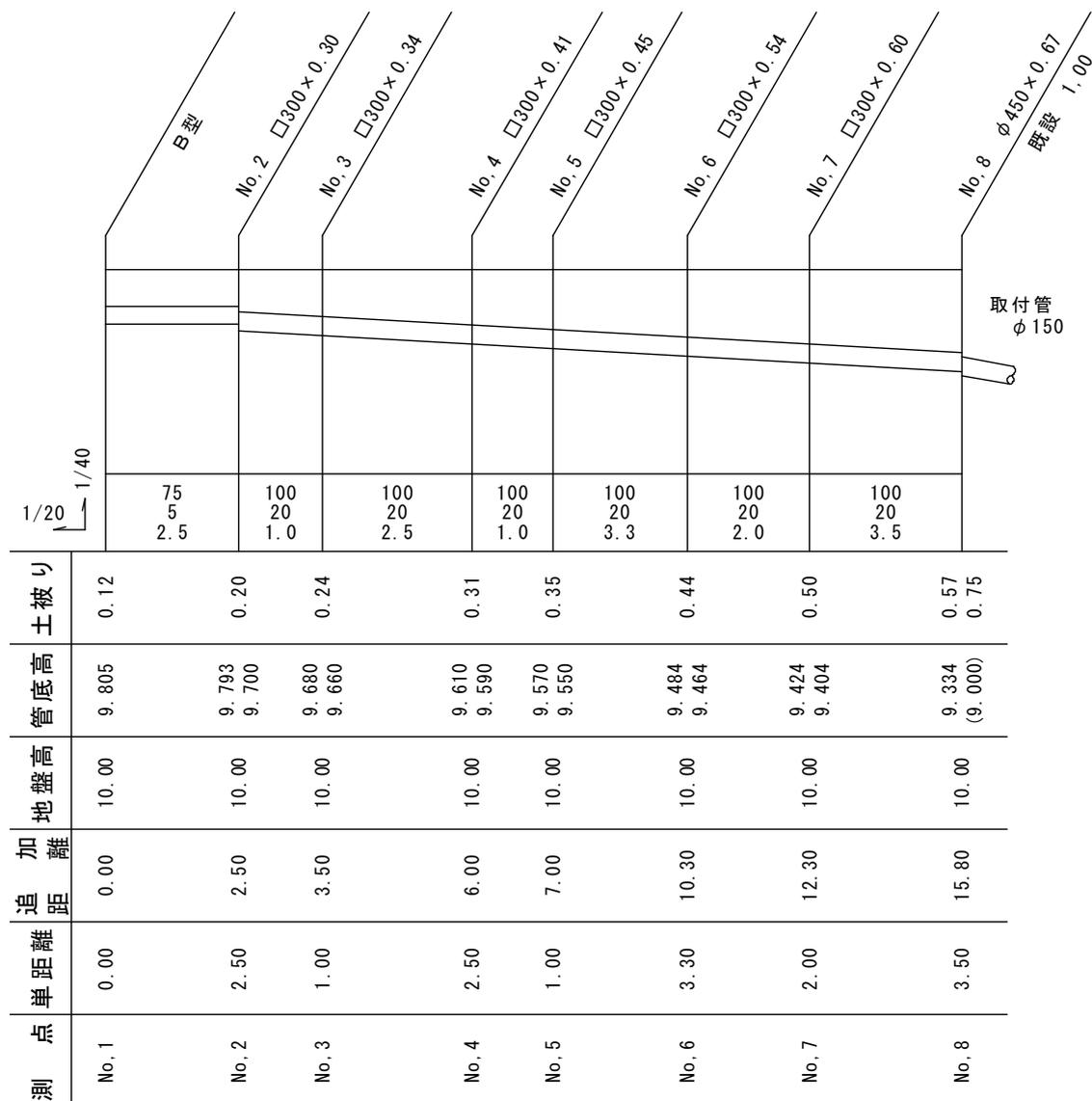


※ 宅内で高低差がある場合は、G. L. を記入すること。

※ ドロップますがある場合は断面図を記載すること。（P. 76 参照）

排水設備新設等確認申請書では基本的に縦断面図の提出は不要です。
参考での掲載になります。

(合流)

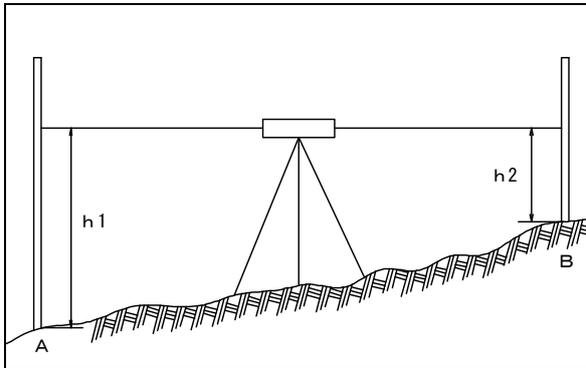


注 1. 雨水から污水へ変化する場合は、污水の逆流を防止するためます内ステップ原則として3cm以上確保するもの。

b 縦断面図

この標準図については例題 2 参照。縦断面図作成においては水準測量が必要となる。

i) 水準測量とは



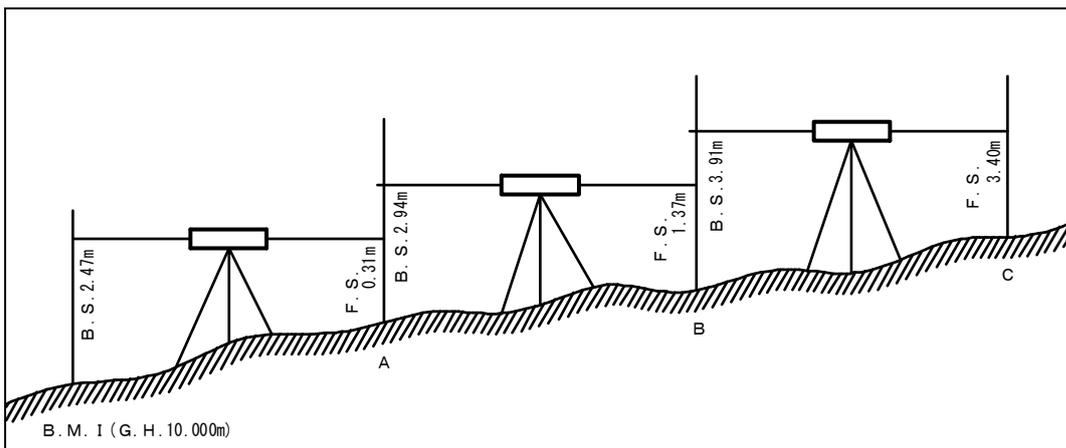
左図のようなレベルを用いて水平な視線を設け、A B 1 点に建てた標尺（スタッフ）を視準して、その読み h_1 h_2 を得たとすれば、A B 間の高低差 = $h_1 - h_2$ となる。このような方法で直接 2 点間の高低差を求める測量を水準測量という。

水準測量には次のような用語が用いられる。

- (a) 後視 (B. S) ……標高が既知である点に立てた標尺の読みをいう。
- (b) 前視 (F. S) ……これから標高を求めようとする点に立てた標尺の読みをいう。
- (c) 器械高 (I. H) ……レベルを水平に据えつけたときの望遠鏡の基準線の高さをいう。
- (d) 移器点 (T. P) ……高低差を求める 2 点が遠く離れているときその中間で何回もレベルを据えかえなければならない。このとき前視、後視をともにとり、前後の測量の連絡をつける点を移器点という。
この点は前視、後視をとる間に移動することのないようにしっかりした点を選ばなければならない。

ii) 水準測量の方法

次図で BM1 は標高の既知の点、各点 A B C はこれから標高を求めようとする点とすれば、



BM1 に標尺を立てる、この標尺をはっきりと読み取ることのできる適当な位置にレベルを据える。BM1 の後視をとる、次に A 点の前視をとる。それが終われば A 点の標尺は移動しないでレベルを移動し、A 点の後視をとる。

次に B 点の前視をとる。この操作を C 点の前視をとるまで繰り返す。

この操作と並行して野帳に後視、前視を記入する。

測 点	後 視 (B. S)	器 械 高 (I. H)	前 視 (F . S)		地 盤 高 (G. H)	備 考
			T. P	I. P		
B. M 1	2.47	12.47			10.00	B. M. 1 の地盤高 10.0m
A	2.94	15.10	0.31		12.16	
B	3.91	17.64	1.37		13.73	
C			3.40		14.24	

(1) A点の地盤高 12.16m

$$\begin{aligned} \text{BM 1 の地盤高 (10.00m) + 後視 (2.47)} &= \text{BM 1 ~ A間の器械高 12.47m} \\ \text{器械高 (12.47m) - A点の前視 (0.31m)} &= \text{A点の地盤高 12.16m} \end{aligned}$$

(2) B点の地盤高 13.37m

$$\begin{aligned} \text{A点の地盤高 (12.16m) + 後視 (2.94m)} &= \text{A ~ B間の器械高 15.10m} \\ \text{器械高 (15.10m) - B点の前視 (1.37m)} &= \text{B点の地盤高 13.73m} \end{aligned}$$

(3) C点の地盤高 14.24m

$$\begin{aligned} \text{B点の地盤高 (13.73m) + 後視 (3.91m)} &= \text{B ~ C間の器械高 17.64m} \\ \text{器械高 (17.64m) - C点の前視 (3.40m)} &= \text{C点の地盤高 14.24m} \end{aligned}$$

2. 2 排水管

2. 2. 1 排水管の内径と勾配

排水管は給水管と違い自然流下式であるから、これに適当な内径と勾配を与え、流水の重力により、浮遊物質を含めて下水を支障なく所定の箇所へ流下させなければならない。

管径と勾配は相互関係にあり、すなわち、勾配を緩くとれば、流速が遅く、流量も小さくなることから管径の大きいものが必要になる。逆に、勾配を急にとれば、流速・流量とも大きくなり、管径が細くても所要の下水量を流すことができる。

地勢が平坦であれば、管は緩勾配となり、太い管径を要し、急斜面であれば急勾配がとれ細い管径でも足りることになる。この意味から管の勾配はできるだけ急にして、下水の流下による管内の自浄作用を増大させる事が望ましいといえるが、しかし、勾配が急すぎると下水のみがうすい水層となって流下し、汚水雑芥類を搬送しにくくなる。また、緩やかすぎると搬送力を減じて、管内に沈着物を生じさせるため良好な勾配で計画する必要がある。

(1) 断面の決定

下水を支障なく排除するために必要な管径、勾配を求めるために公共下水道基本計画に基づき、敷地、建築物の下水量を算定し、しかもこれに余裕をもたせ規定したのが次表である。

(a) 排水人口による断面決定

分流式の汚水管の内径と勾配は、排水人口を基準とし、次表のように定めている。

(条例第4条第4号)

排水人口	排水管の内径	勾配
150人未満	100mm以上	100分の2以上
150人以上 300人未満	125mm以上	100分の1.7以上
300人以上 500人未満	150mm以上	100分の1.5以上
500人以上	200mm以上	100分の1.2以上

(b) 排水面積による断面決定

合流式の排水管および分流式の雨水管の内径と勾配は、雨水量により大きく左右されるので、排水面積を基準として次の表のように定めている。(条例第4条(5))

排水面積	排水管の内径	勾配
200㎡未満	100mm以上	100分の2以上
200㎡以上 400㎡未満	125mm以上	100分の1.7以上
400㎡以上 600㎡未満	150mm以上	100分の1.5以上
600㎡以上 1500㎡未満	200mm以上	100分の1.2以上
1500㎡以上	250mm以上	100分の1以上

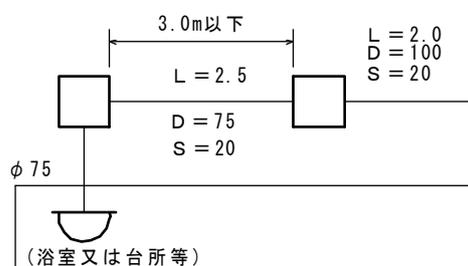
排水管の特例(条例第4条第5号)

① 1つの建築物から排除される汚水の一部を排除する排水管で延長が3メートル以下。

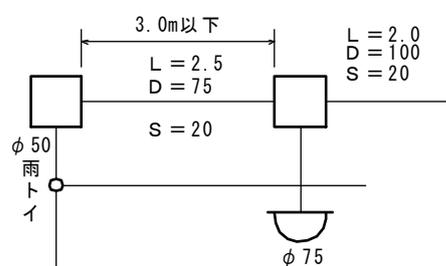
② 1つの敷地から排除される下水の一部を排除する排水管で延長が3メートル以下。

この場合においては、排水管の径を75mmとすることができる。

例①



例②



(2) 土被り

排水管の土被りは、建築物の敷地等にあつては、20cm以上を標準とし、公道・私道等において、排水管保護のため十分な土被りを必要とするものである。

土被りの基準は次の通りである。(規則第5条(1))

種別	最少土被り(cm)	
宅地内 (B型浸透ます使用の場合)	φ75	12
	φ100	10
宅地内	20	
私道	60	

ただし、公道での管渠の土被りは敷設しようとする者が道路管理者の指示に従うこととする。

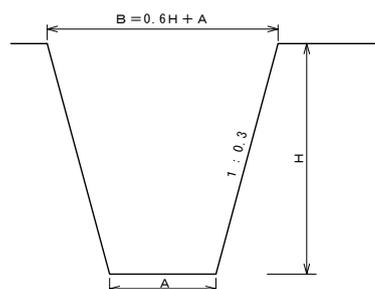
(3) 基礎工

良好な地盤であれば、管の敷設に際し地盤と管の間に隙間が生じないように施工し、埋戻をするときには管の下半分を土砂等をよく突き固めるように施工すると基礎工は必要としない。また軟弱な地盤の場合には、基礎工の設置を必要とするものである。

(4) 掘削幅

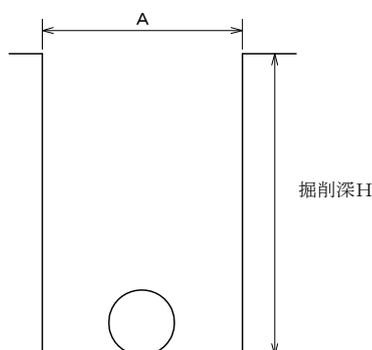
掘削幅は、排水管の両側に足を入れて、作業のできる幅があれば良いのである。しかしながら掘削深のあるときは土留工、基礎工の幅等によって定まってくるものである。

管径(mm)D	床付幅(cm)(A)
100	0.40
125	0.45
150	0.45
200	0.50
250	0.70



掘削幅は、土質により異なるが、掘削深が 1.5m を超える場合は土留を使用して掘削するもの。

この場合の掘削幅は、次の通りである。



管径(mm)D	床付幅(cm)(A)
150～250	0.85
300	0.90
350	0.95

また掘削幅については J S W A S K-7 参考資料 2 表 2-2 も参照してください。

2. 2. 2 設計上の諸注意

排水管の設置及び構造に関する規定は規則 3 条の通りであるが、この他一般的注意事項を次に掲げる。

- 1) 将来計画をも考慮し、後日敷設換えを生じないよう十分な管径、勾配を選ぶ。
- 2) 勾配はある程度きつめにして管内の自浄作用を助長させる。
- 3) 配管位置は最短距離をとる。床下配管は排水管の故障を発見しにくいので極力避ける。
- 4) 枝管はますの位置、形状を工夫するなり、適所に曲管を付加するなりして、ますに接続する。
- 5) 排水設備に使用する製品は、J I S、J S W A S 又は市長が認定したものを使用すること。

6) 排水管の土被りは十分とること。

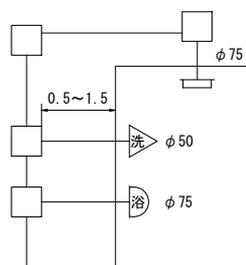
2. 2. 3 排水枝管

枝管の内径は次の通りとする。

種 別	内 径
大 便 器 接 続 管	75ミリメートル以上
大 便 器 以 外 の 接 続 管	50ミリメートル以上

建築物の衛生器具等から、屋外排水設備のますに接続する枝管は、短い程その流れは良く、維持管理においても良好な結果をもたらすものである。このことによりこの枝管は建物とますまでの距離が短い程良いので、水流、封水等を考慮し枝管は最大、次表の延長までとする。

管 径	最 大 延 長
50ミリメートル	1.5メートル
75ミリメートル	3.0メートル



2. 3 ます

2. 3. 1 ますの設置箇所

ますは取付ます、掃除ます等の種類があり、家庭内、工場内等から排出される汚水、また上流から流入管を取りまとめて円滑に下流管に誘導する役目と排水管の検査、維持管理を容易にする目的を持った排水施設である。

i) 設置箇所

次の各号の一つに該当する場合はますを設けなければならない。

- 1) 排水管の内径又は管種の異なる箇所
- 2) 排水管の起点、終点、合流点、屈曲点
- 3) 勾配の変わり目
- 4) 排水管が直線で延長が長い場合、管径の120倍以内の適当な場所

※ ます設置の管径別最大間隔（令第8条第8号ハ）

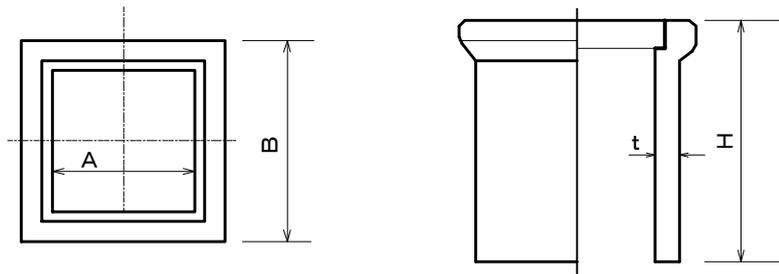
管 径 (mm)	75	100	125	150	200
最大間隔 (m)	9	12	15	18	24

2. 3. 2 ますの構造・形状及び大きさ

- 1) 汚水ますには防臭の面から密閉蓋を設ける。雨水には、格子蓋を設けるが場合により密閉蓋を使用する。
- 2) 使用されるますの形状は一般に角形、円形であるが、その大きさは接続管の内径、埋設深さに応じて、検査、掃除に支障のない大きさでなければならない。
- 3) ますの材料には塩化ビニール、FRP、コンクリート、鉄筋コンクリート製のものがあるので、現場の施工条件に合わせたものを使用する。

排水設備に使うますの種類

(1) 角ます□300～



寸法表

単位：mm

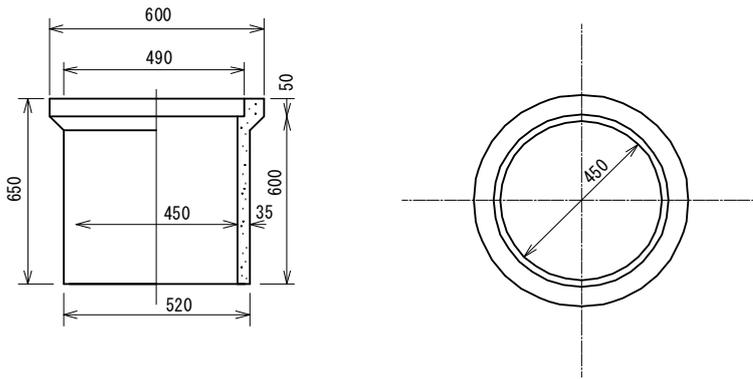
呼び方 \ 記号	A	B	t	H
300	300	360	30	420
360	360	430	35	490
450	450	526	38	600

排水設備として使用されており深さによっては2段重ねとして使用する場合もある。

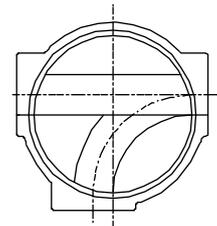
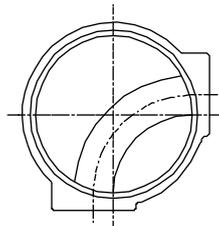
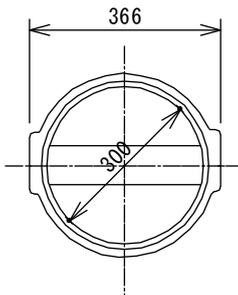
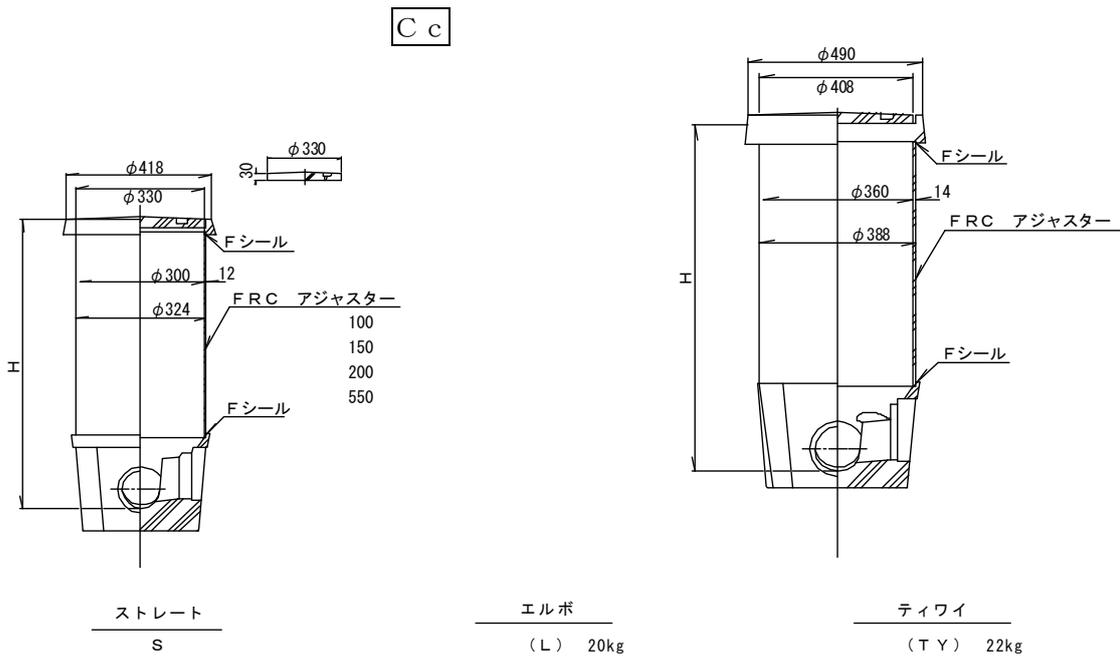
(2) 角ます（改良）

呼び方 \ 記号	A	B	t	H
300	300	400	50	300 / 150
360	360	460	50	300 / 150
450	450	570	60	300 / 150
600	600	720	60	300 / 150

(3) 丸ます



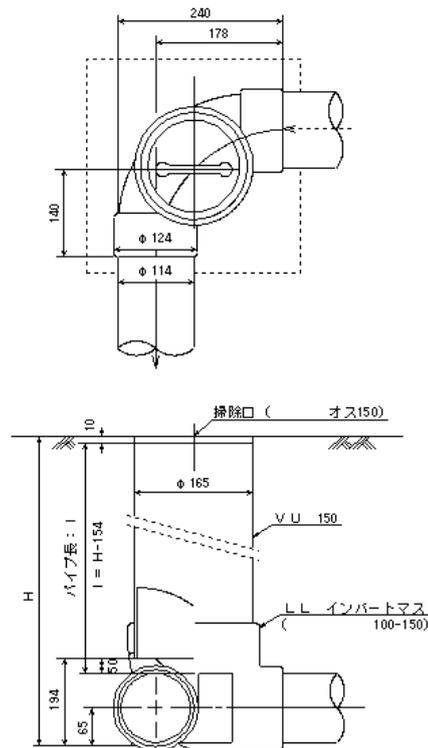
(4) 既設インバートます (コンクリート製)



(5) 硬質塩化ビニール排水ます (N100-150)

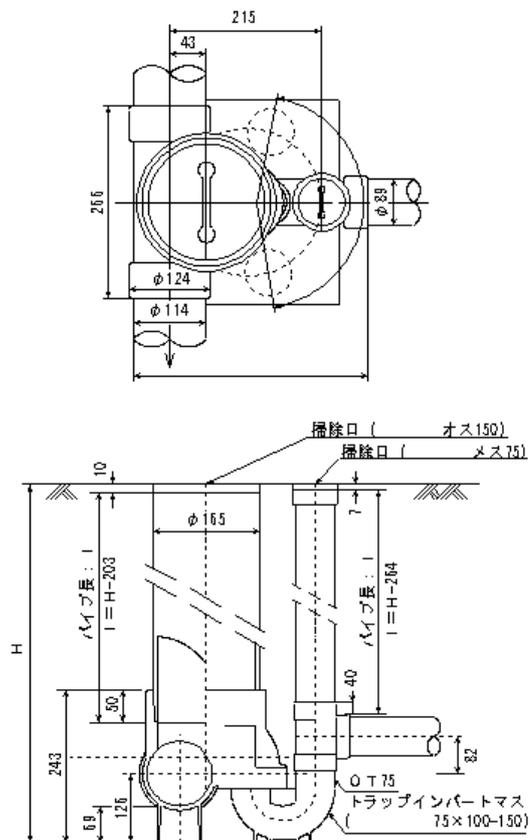
1) LLインバートますを使用した場合。

100-150



2) トラップインバートますを使用した場合。

75×100-150



この排水ますは、種類があるので、現場に応じたものを選び、設置する。

2. 3. 3 汚水ます

(1) 硬質塩化ビニール排水ます

施工が迅速、運搬が容易で、工事完了後すぐに排水でき改造工事や補修工事等に適するものである。

材質は排水管と同じ塩化ビニールであり、排水管と同じ20‰の勾配で施工できるので、管底勾配を一定にすることができる。

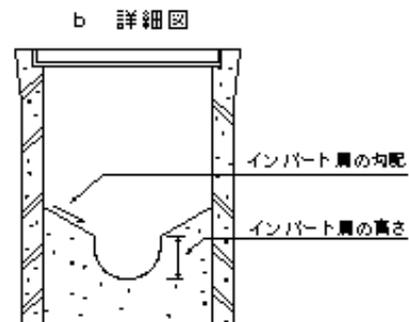
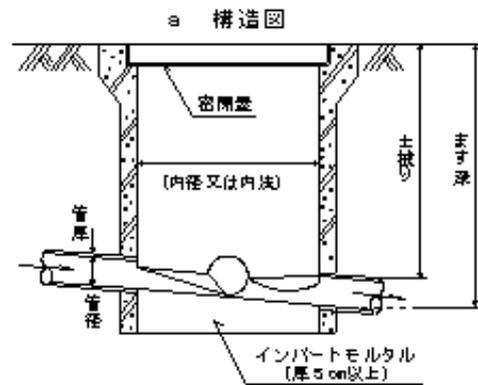
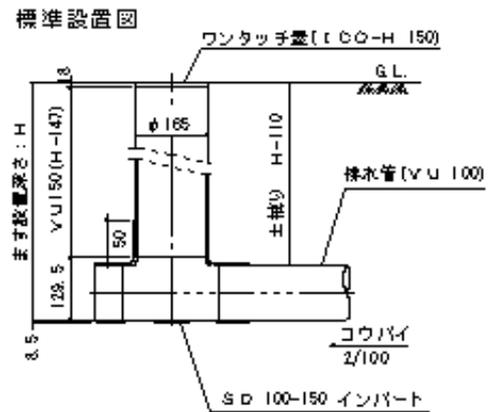
また、水密性、防臭性、気密性に優れているので接続方法や施工によって封水が破られたりすることがあるので、工事に際しては注意を要する。

近年の分流式公共下水道の敷設に伴いこの排水ますを使用すると、雨水の混入防止に有効である。

(2) コンクリートます

従来から使用されているコンクリート製の汚水ますであり、現場に合わせた施工がしやすいが、蓋目地が広いため雨水が浸入しやすいので、分流区域の工事に際しては、注意をする必要がある。

汚水を円滑に自然流下させるため、接続管径に応じた半円形のみぞ（インバート）を加工する必要がある。



汚水ますの構造

- ① ますの深さは、天端から下流側管底までの深さをいう。
- ② 汚水ますのインバートの肩の高さは、管径の2/3以上とし、肩勾配は、20‰以上とする。
- ③ トイレからの流入にはステップますを使用すること。

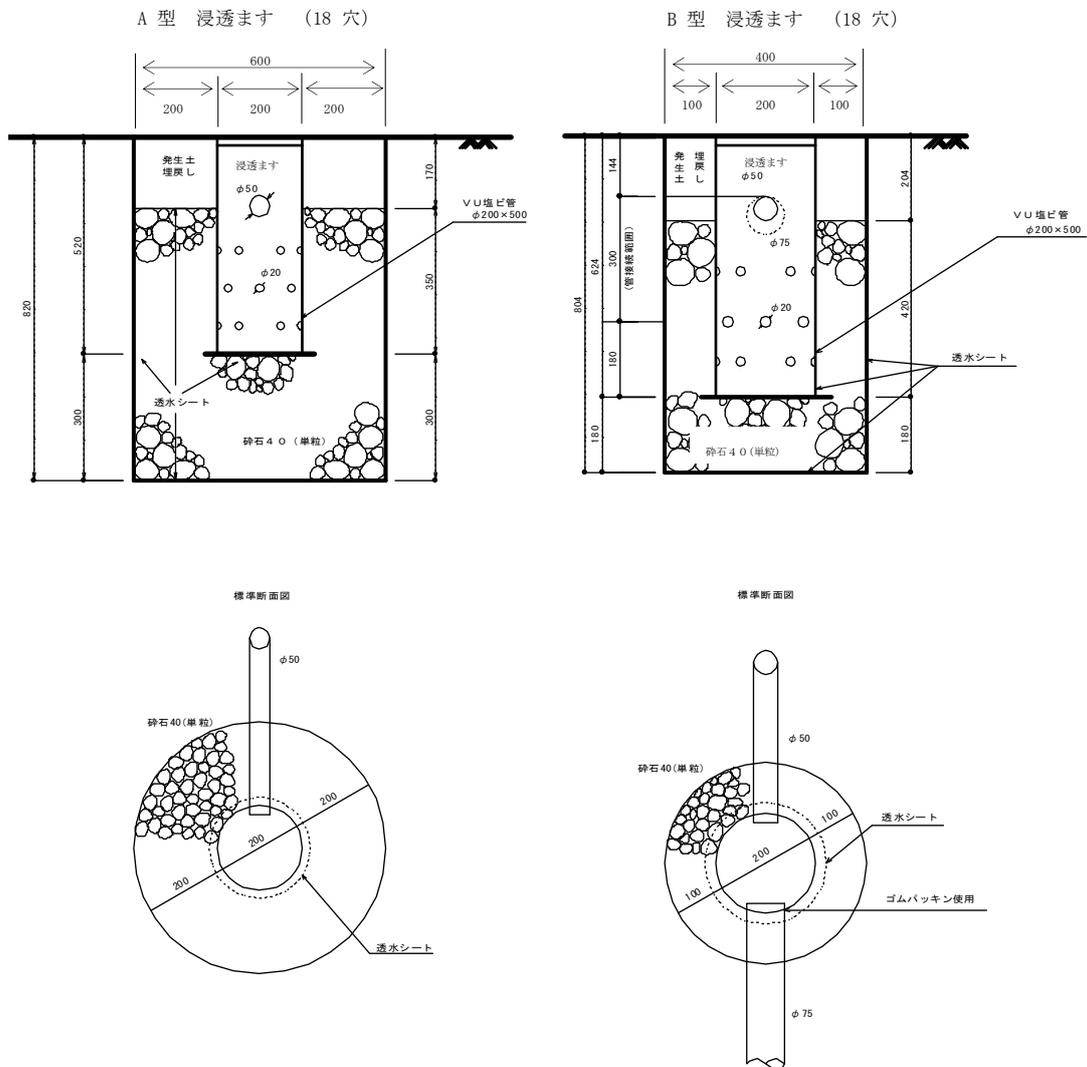
2. 3. 4 雨水ます

雨水ますは雨水を集中するためのもので雨水が流入するために生ずる土砂、ゴミ等の管内への流下を防ぐため泥だめを設け、また、雨水管の検査、掃除を容易にするために設けるますである。

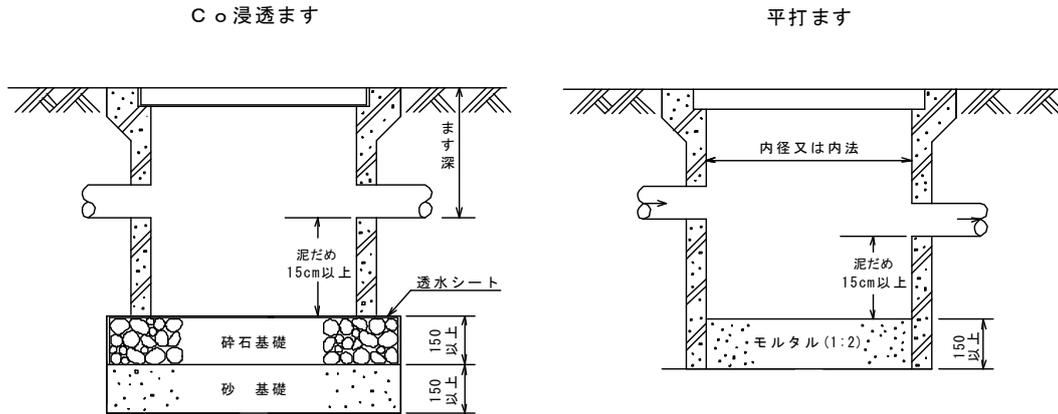
令第8条(10)では、雨水ますの構造基準で砂溜り深さは15cm以上と定められているが広大な土地や地表の状態によっては相当量の土砂流入が考えられるので泥だめも十分余裕をもたせる必要がある。

また、都市施設の整備に伴い雨水浸透係数の低下により河川等への到達時間が短くなり、増水による浸水地域が広がることが考えられる。このことから雨水は、速やかに下水道に流すのではなく、地下水位の確保、浸水の防止等のために他に影響のない限り浸透ますの設置を指導している。なお、雨水ますには、塩ビ浸透ます(A型、B型)、C型浸透ます、平打ますとがある。

標準断面図



標準断面図



- ますの深さはますの天端から下流管底までの深さをいう。
- 泥だめの深さは15cm以上とする。

設置範囲

- (1) A型浸透ます
雨水の公共下水道等の施設がない区域に設置する。
- (2) B型浸透ます
雨水の公共下水道等の施設がある区域に設置し、オーバーフロー水は公共下水道に接続する。
- (3) C○浸透ます
コンクリート製のますの設置の必要性がある場所。車が乗る可能性がある場所に設置する。
- (4) 平打ます
雨水浸透をさせない場所に使用もしくは、浸透ます設置禁止区域の場所に使用する。

<設置禁止区域>

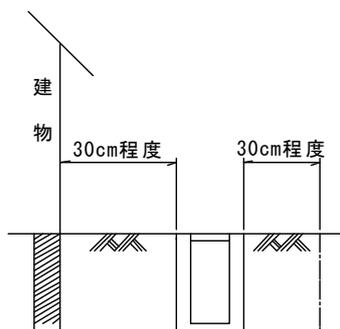
宅地内雨水浸透柵設置禁止区域図（ホームページで閲覧可）参照または、下水道業務課窓口まで確認のこと。

- 浸水区域
- 宅地造成工事規制区域
- 急傾斜地崩壊危険区域
- 浸透不能区域（岩盤等）
- 地下水位の高い区域
- 法面の安全性が損なわれる区域
- その他 市長が適当でないと認めた区域

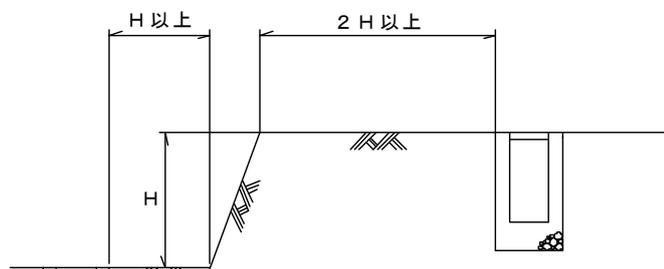
A型浸透ます、B型浸透ます、C○浸透ますについては、この形状で施工をする事が望ましい。

設計方法

- (1) 設置位置は原則として図-1の通り構造物から30cm以上、法面からは図-2の通り距離を確保すること。



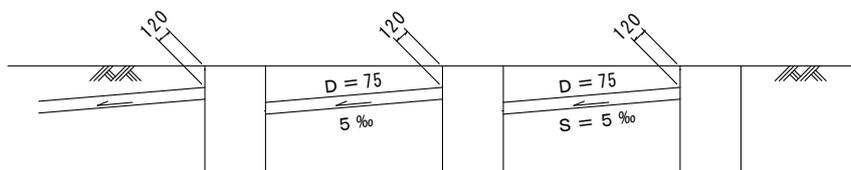
〔図-1〕



〔図-2〕

- (2) B型浸透ます、C○浸透ますを施工する場合の管径は75mm、勾配は5‰とする。最大延長は基準どおり管径の120倍とする。また、最低土被りについてB型浸透ますまで12cm、C○浸透ますまで20cmとする。

(a) 主管施工断面図



- (3) 主管75mmで延長9mを超える場合、中間に設置するますの種類は原則としてB型浸透ますとする。
- (4) 浸透ますは、雨樋1カ所につき原則として1カ所とするが、2カ所以上を1つの浸透ますに流入させる場合の主管は100mmとする。
- (5) A型、B型浸透ますの蓋については塩ビます用とし、浸透能力以上の雨水が流入した場合には蓋から溢水する構造、尚且つ安全なものとする。
- (6) 合流式の場合で汚水系統の中間に雨樋がある場合は浸透ますを設置して汚水系統に接続するのが原則であるが、浸透ますが設置できない場合は汚水系統のますに接続するか、接続を行わない事とする。
- (7) 枝管の最大延長は原則として基準どおりとするが掃除口を雨樋の曲がりより50cm程度の位置に設ければ50mmの枝管については3mまで延長することができる。75mmは基準どおりとする。

その他

- 既設の排水設備を雨水管として使用するとき、浸透ますに改造しなくてもよい。
- 合流式の地区における雨水処理方法は、次の優先順位で設計、施工する。

- 1) B型浸透ます
- 2) 切り放し、宅内ますに接続、C○浸透ます

※但し、B型浸透ますの設置ができない場合は、理由を必ず平面図に記入し、同等の浸透量を確保できる製品を使用すること。

- 浸透可能区域における浸透ますの設置は次の優先順位とする。

- 1) 塩ビ浸透ます (A型、B型)

2) C o 浸透ます

※但し、B型浸透ますが設置できない場合は、理由を必ず平面図に記入し、同等の浸透量を確保できる製品を使用すること。

2. 3. 5 その他のます

a トラップます (防臭ます)

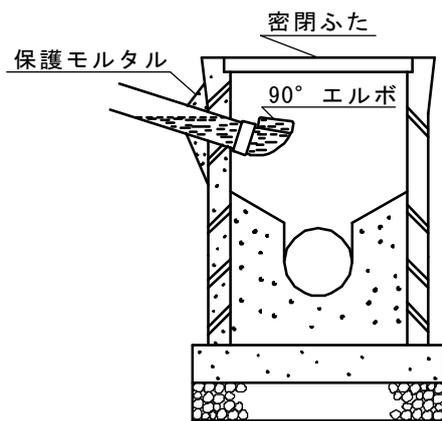
トラップの意義、目的等については後述の「トラップと阻集器」の項で詳しく述べるが、トラップますは、トラップ (防臭装置) を排水設備のますに設けたもので、台所、風呂等のできるだけ近くに設ける。

設置基準は次の通り定めている。

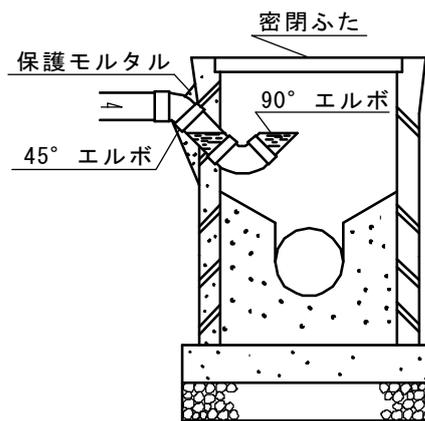
なお、防臭トラップの封水深は 50~100mm が標準である。

ア) 防臭トラップ汚水ます

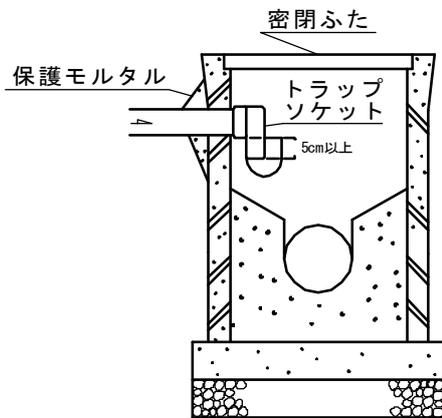
防臭トラップ汚水ますは建築物等の状態により台所、風呂、洗濯場等の排水箇所に接近して防臭トラップを設置できない場合、汚水ますにその防臭装置を設置するものである。この防臭トラップ汚水ますの構造基準として次の様な例がある。



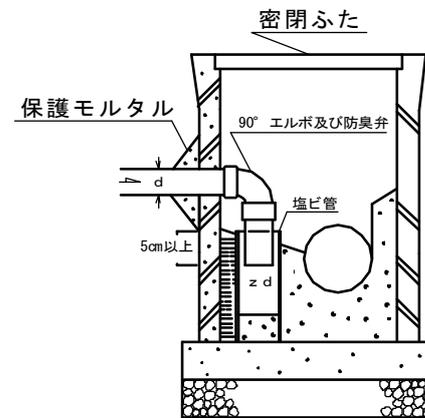
(1)



(2)



(3)



(4)

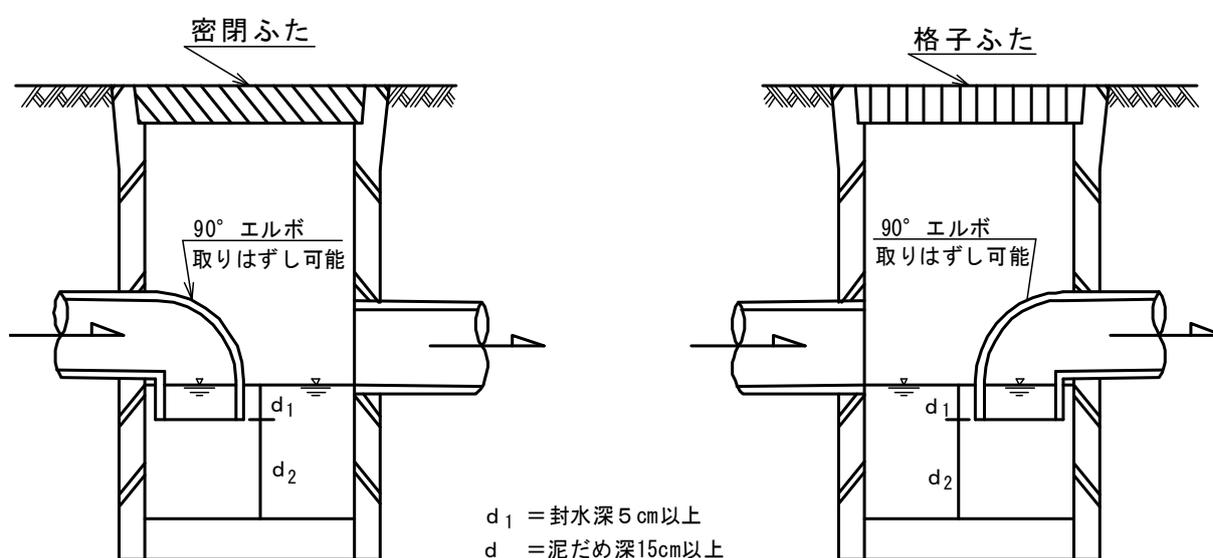
(1)の例では、枝管ができる限り急勾配とするのが望ましく、他のような施工方法も現場に応じて設置しなければならない。枝管の勾配が十分にとれないと常に枝管内に多量の滞水があることとなり、つまりの原因となる。枝管が浅い場合や滞留が多い場合には、(2)~(4)で施工することが良い結果となる。

イ) 防臭トラップ雨水ます

防臭トラップ雨水ますは合流式下水道の排水管から臭気が逆流するのを防止するため雨水ますに防臭トラップを設けるものである。

しかし、格子蓋等開孔部分からの臭気の逆流防止が目的であるので不必要と思われる場合には設置を省くこともある。

また、外流しにもこの構造のますを設置すれば、土砂等による排水管の詰まり等を防止できるので、設置することが望ましい。



ウ) トラップます設置の禁止

器具防臭（トラップ）がある場合は、トラップますを設置してはならない。

エ) 合流処理区においては、ベランダからの排水を行う場合は雨水ますに防臭装置を設ける。

b ドロップます

ア) ドロップ汚水ます (上・下流の高低差が大きい汚水ます)

- 公共下水道における副管付人孔と同様、上・下流管低に著しい落差 (40cm 以上) でインバートだけでは、これを結ぶことができない場合に設ける。

図 1

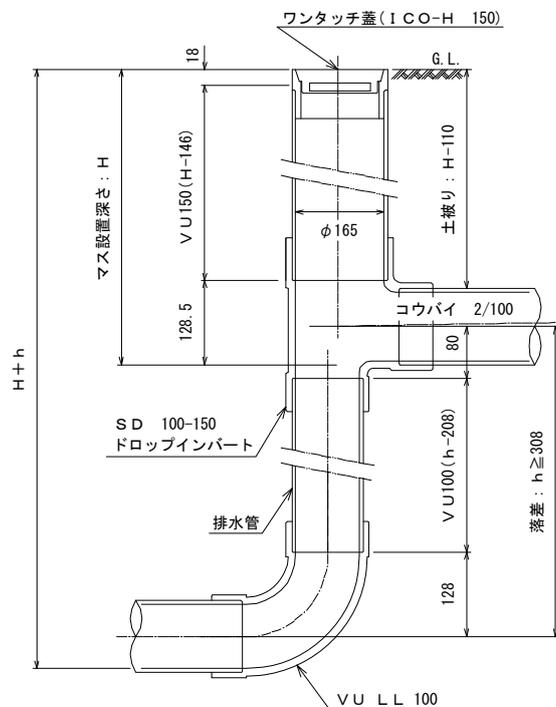


図 2

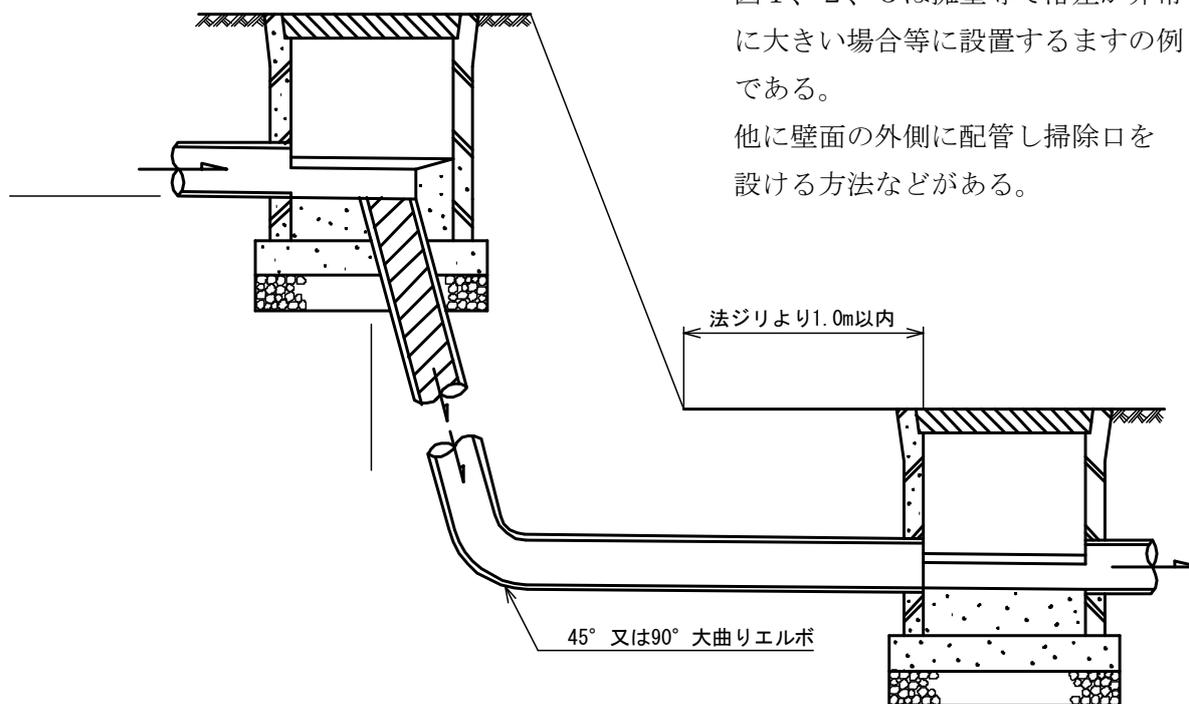
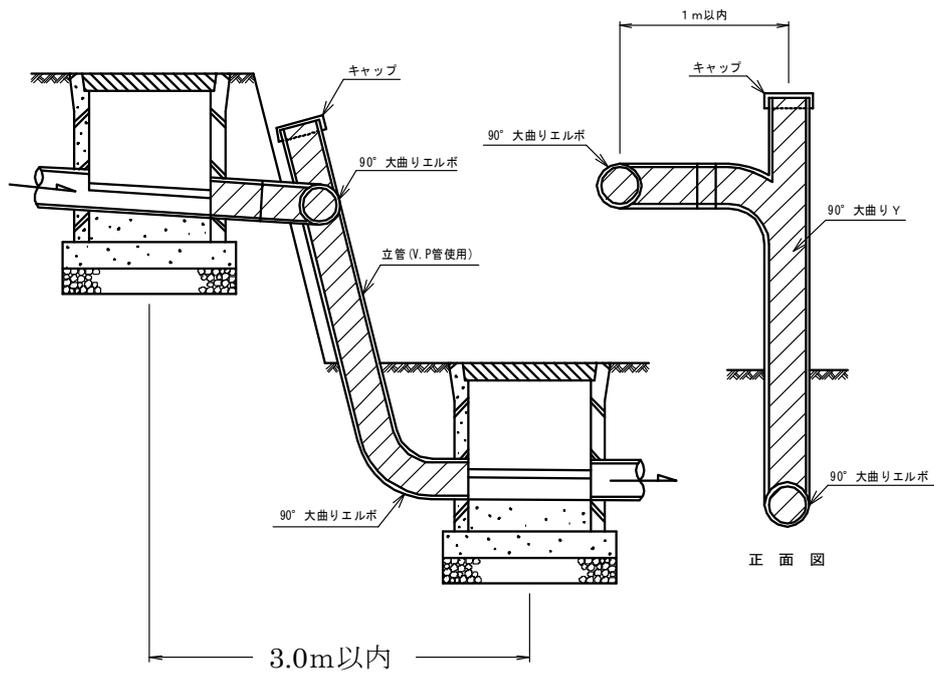


図 1、2、3 は擁壁等で落差が非常に大きい場合等に設置するますの例である。

他に壁面の外側に配管し掃除口を設ける方法などがある。

図 3



イ) ドロップ雨水ます

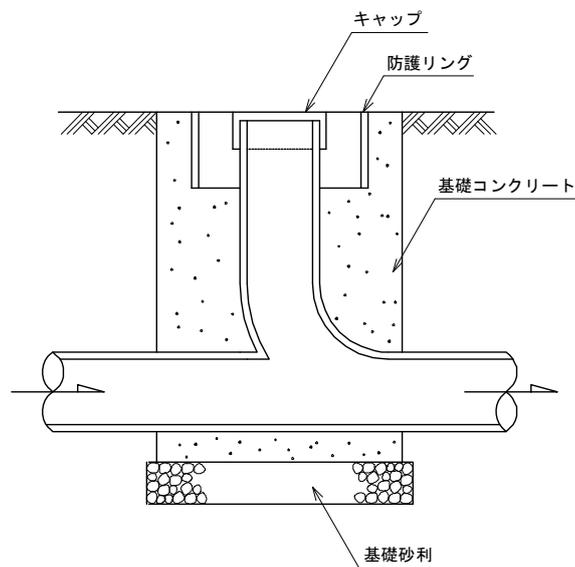
ドロップ雨水ますは階段擁壁等の箇所で落差をつける場合に設けるもので構造はドロップ汚水ますに砂溜りを設けたものである。

c 掃除口の設計と構造

掃除口を設置する場合は次の項目を考慮して設置しなければならない。

- ア) 掃除口はますを設置することが困難な場合に設ける。
- イ) 掃除口は容易に維持管理が可能ないように少なくとも排水管と同口径のものとする。
- ウ) 掃除口は床排水などに兼用しないこと。

掃除口の施工例



d その他

ア) 特殊なます

ますの設置にあたり、既設の水道管、ガス管等の地下埋設物が障害となり規定のますを設置できない場合は現場打ち等の特殊なますを設置することになる。この場合、障害物をそのままます内に包み込んで水道管、ガス管等の折損を生じさせた場合、生活上影響が大きいので、ます内に地下埋設物を包み込む様な施工は絶対にしてはならない。

イ) 排水ヘッダー

排水ヘッダーは、認定されたもののみ使用を認めている。使用する場合は必ず点検口を設け、平面図に図示する。

e マンホール

管径の検査、掃除をするための人の出入り口と管路の連絡を兼ねて行なうものである。公共下水道や大口径の排水設備に設置され、名称、寸法は下水道施設設計指針では次のように定められている。

表2. 6 標準マンホール

呼 び 方	形 状 寸 法	用 途
0号マンホール	内径 75cm 円形	小規模な排水又は起点 他の埋設物の制約等から1号マンホールが設置できない場合
1号マンホール	内径 90cm 円形	管の起点および内径 500mm 以下の管の中間点ならびに内径 400mm までの管の会合点
2号マンホール	内径 120cm 円形	内径 800mm 以下の管の中間点および内径 500mm 以下の管の会合点
3号マンホール	内径 150cm 円形	内径 1,100mm 以下の管の中間点および内径 700mm 以下の管の会合点
4号マンホール	内径 180cm 円形	内径 1,200mm 以下の管の中間点および内径 800mm 以下の管の会合点
5号マンホール	内径 220cm 円形	内径 1,500mm 以下の管の中間点および内径 1,100mm 以下の管の会合点

マンホール構造図については、下水道施設計画・設計指針と解説 2009 年版または、藤沢市下水道設計標準図を参照してください。

2. 4 トラップと阻集器

2. 4. 1 トラップ

トラップとは衛生器具に内蔵し、または、それらの付属品として、あるいは排水系統中の装置として、その内部に封水部をもち、排水の流れに支障を与えずに下水管内からの腐敗性ガス、虫類の屋内侵入を阻止することのできるものをいう。

a トラップの目的

排水管内は排水が満水状態で流れることはほとんどなく、排水管径の半分以上は空気が流通しているのが普通であり、器具排水管、排水枝管等の小径管では相当時間水の流れない状態が多いといつてよい。

排水管内壁には油脂類、その他のゴミ等が付着し、長い間にはそれらが腐敗し、排水管内に不快な臭気が発生し、それらが排水口から屋内に逆上昇してくる。

排水管を通して下水道からの有害、有毒な下水ガス、悪臭、ときにはネズミなどの小動物、ウジなどの小虫も同じく自由に侵入してくる結果、屋内の空気を汚染し、保健衛生上重大な影響を及ぼす。

以上のような悪影響を未然に阻止する目的で、排水管系統中の要所に設ける封水式の装置がトラップである。

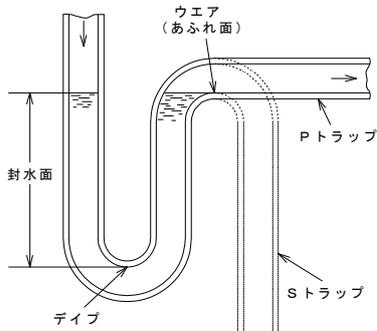
b トラップの必要条件

防臭トラップを備えなければならない条件として次のようなものがあげられている。

- 1) 構造が簡単で破損しにくく、流水内面が平滑であること。
- 2) 器具に接続しやすく、検査、掃除が容易なこと。
- 3) 非吸水性、耐蝕性の材質であること。
- 4) 適当な封水深を有し、封水を失いにくい構造であること。
- 5) 排水自身の作用によりトラップ内部を洗浄させること。

トラップの封水は、適切な通気管を設けることによって十分保護されるのであるが、大気の変動、封水の運動など排水管内の気圧変化による、封水面の昇降は避けられないので、これに抵抗できる封水深にする必要がある。

また、同時に排水の流下に支障のない深さと、封水時にトラップ内部を完全に自浄しうる程度の深さでなければならない。



封水深は、その深さが深いほど防臭の目的からすれば安全であり、一般には管径が小さく使用回数の少ないものほど深い方がよいとされている。

しかし、深すぎると排水の抵抗を増し、流水能力を落とすため、汚物などが残留付着しやすくなり、管つまりの原因となる。逆に浅すぎると流水能力は上がるが封水の保護上不安定になる。こうした要求に適する範囲として、器具用トラップの封水深は50～100mmが標準とされている。

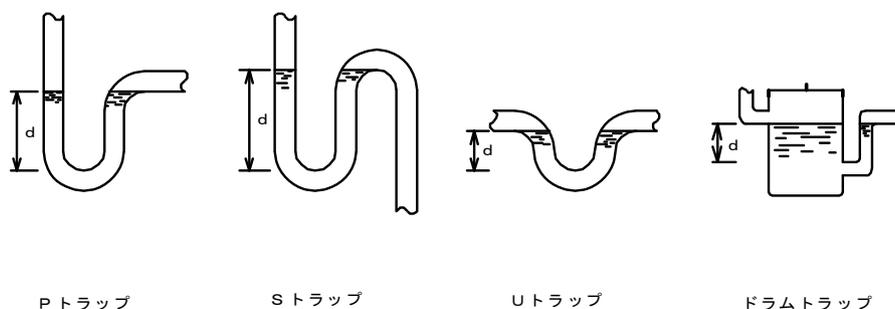
ただし、器具に直接取り付け以外のものでも特殊用途をもつ器具に付属するトラップ、またはトラップを形成するます、タンク類で容易にトラップ内部を検査、掃除しうる構造のものは最小封水は 50mm 以上でなくてはならないが、最大封水は 100mm 以上であってもさしつかえない。

c トラップの種類

トラップには色々な種類があるが基本型として次の 5 種をあげる事ができる。

- 1) Pトラップ (1/2Sトラップ)
- 2) Sトラップ
- 3) Uトラップ (ランニングトラップ)
- 4) ドラムトラップ (胴トラップ又はDトラップ)
- 5) わんトラップ (ベルトトラップ又は床排水トラップ)

他にP、S、トラップの変形としてふくろ (てんぐ) トラップ、4/3Sトラップ等がある。



- 1) PトラップはSトラップとともに手洗器、洗面器用として広く使用される。Pトラップは通気管を設ければ封水安定の理想的な型である。
- 2) Sトラップは極めて自己サイフォン作用を起こしやすい型であるのでやむを得ない場合の他使用しない方が無難である。
- 3) Uトラップは排水管の流速を阻害し、汚物などの停留を招く欠点があるので、やむを得ない場合の他は使用しない。
以上、P、S、Uトラップはトラップ自身、管を曲げて作ったようなものであるからこれらを称して管トラップといている。これらの利点として小型でトラップ内を自身の排水で洗い流す自己洗浄をすることである。しかし、欠点として封水を破られやすいことである。
- 4) ドラムトラップは流し類の排水用に用いられ、上記トラップより封水を多量に貯留できる構造であるから、封水破裂の恐れが少ないことが特徴である。
- 5) わんトラップは浴室、水洗便所、その他タイル張りまたはモルタル塗り床面に設けられる床排水用トラップである。

d 封水破裂の原因

トラップの封水はいろいろな原因で破られるが、主因には次のようなものがある。

- 1) 自己サイフォン作用

Sトラップによく起こる現象でPトラップと違い排水の流下勢力が強いから一時に器具より満水状態で流れる時自己サイフォン作用によってトラップ内の封水

を残らず排水の方向へ引き出してしまふようなことがしばしばある。

2) 吸い出し作用

排水立管に接近して器具が設けられた時に立管上部から、一時的に多量の水のかたまりが落下した場合、立管と排水横枝管の連結部付近で瞬間的に真空が生じることがあり、その結果、封水を立管の方へ吸い出してしまふ。

3) はね出し作用

トラップに続く器具排水管が排水横枝管を経て、また直接排水立管に連結されている場合、この横枝管または立管内を一時に多量の排水が流下すると、その水のかたまりが一種のピストン作用を起こし、下流または下の階の器具トラップの封水が、空気の圧迫によって逆に器具の封水口から吹き出してしまふ。

以上が封水破裂の原因の中で最も起こりやすい現象で、これを防ぐには要所に適切な通気管を設け管内の通気を自由にし、管内に生じる気圧の変化を調整することである。

4) 毛細管現象

トラップの溢れ面に布キレ、糸くず、毛髪等がたまって垂れ下がったまま停止した場合、毛細管現象により、封水が除々に切れてしまふ。

5) 蒸発

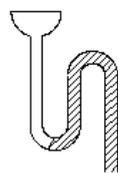
使用回数の少ない、または長時間使用しない器具類の場合、蒸発によって自然減少し、封水が切れるもので、床を洗うことのまれな床トラップ等ではこの危険が大きい。

6) 運動量による慣性

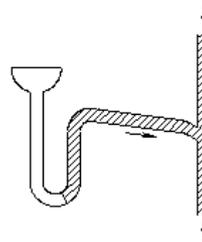
通常起こらない現象であるが、急激に器具の排水を流した場合、あるいは強風などにより排水管内に急激な気圧変化が起こった場合、封水面が上下交互の運動を起こして、サイフォン作用を起こさないうで封水を失うことがある。

封水破壊の原因

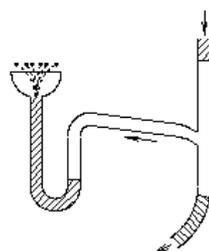
(1)自己サイフォン作用



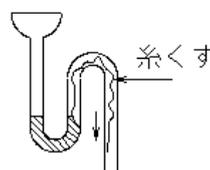
(2)吸い出し作用



(3)はね出し作用



(4)毛細管現象



排水管内に急激な気圧変化が起こった場合、封水面が上下交互の運動を起こして、サイフォン作用を起こさないで封水を失うことがある。

以上のようにトラップは衛生、排水工事において重要な役目を果たしているにも関わらず、それほど重視されず一般家庭などでは取り付けたものを邪魔扱いとし、取り外したり、取り壊したりするものが時々見られるが工事関係者はトラップの重要性を再認識し、依頼主等にも良く説明する必要があるだろう。

e 設計施工上の諸注意

1) トラップ取付け位置

防臭トラップは器具各個ごとに（1 器具 1 個）、なるべくその排水口に接近して設けることを原則とする。

2) トラップ掃除口

器具トラップには点検しやすい位置でかつ、その封水部分中に、十分な口径をもった掃除口を持たなければならない。しかし、トラップ全体が完全に取り外し自在な構造のもの、また、トラップ封水部が外部から容易に点検掃除できるよう造られているものには掃除口は不要である。

3) 二重トラップの禁止

防臭トラップは汚物の停滞、沈積による管のつまりの原因となるため、1 本の排水系統に 1 個が原則である。

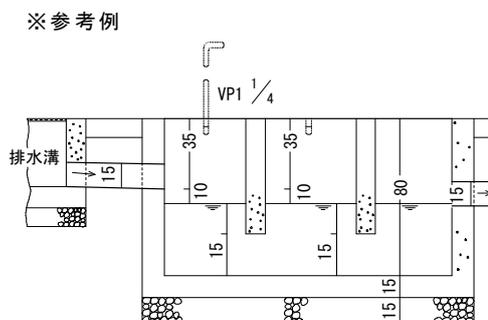
2. 4. 2 阻集器

a 阻集器の目的

阻集器は下水中に含まれるグリース（脂肪）、可燃性廃液、土砂、その他有害な成分が排水系統及び公共下水道に流入し、管をつまらせたり、公共下水道管渠の維持管理に支障をきたし、下水処理作用を妨げる恐れのある場合、それらの有害なものを防止、分離、収集除去する目的をもつ構造物である。これは容易に維持管理ができる位置に設け、器内に蓄積した有害なグリース、可燃性廃液、土砂、その他の沈殿物、及び浮遊物を定期的に除去しなければならないので、設置後の維持管理を使用者に十分認識してもらう必要がある。

b 油阻集器

油分離器、ガソリントラップ、車庫トラップ、ガソリンますなどと呼ばれ、ガソリンスタンド、洗車場、またはガソリンを貯蔵している倉庫、自動車修理工場、製油関係工場、その他ガソリン、可燃性溶剤などの危険物を使用し、取り扱う建築物の床面に設ける。



構造は、排水槽を 3 分して、第 1 分離槽、第 2 分離槽、沈殿槽とする。

c グリース阻集器

グリーストラップ、脂肪分離器、グリースタンクともいわれ、排水中に含まれている脂肪分をトラップ内で抑留、凝結させ除去する目的をもち、主として料理店、ホテル、バーなどの調理場、その他脂肪を多量に排出する食品加工工場などに設置する。

構造は油阻集器と大体似通ったものが多い。

d その他の阻集器

1) サンドトラップ、セメントトラップ

土砂、ガラスくず、金属くずなど排出する工場などにはサンドトラップを設けなければならない。これは前項のオイル・グリスを浮上させるのとは逆に底部に沈殿させる装置である。

2) スクリーン

風呂、手洗器の汚水流出口には固形物の流下を防ぐため、スクリーンを設けなければならない。スクリーンは取り外しのできる構造とし、目幅は 10mm 以下とする。また、開口有効面積は、それが連結される排水管の断面積と同等以上とする。

3) ランドリー阻集器

営業用洗濯場等に設けるもので、糸くず、ボタン等を分離するもの。

4) プラスタ（石膏阻集器）

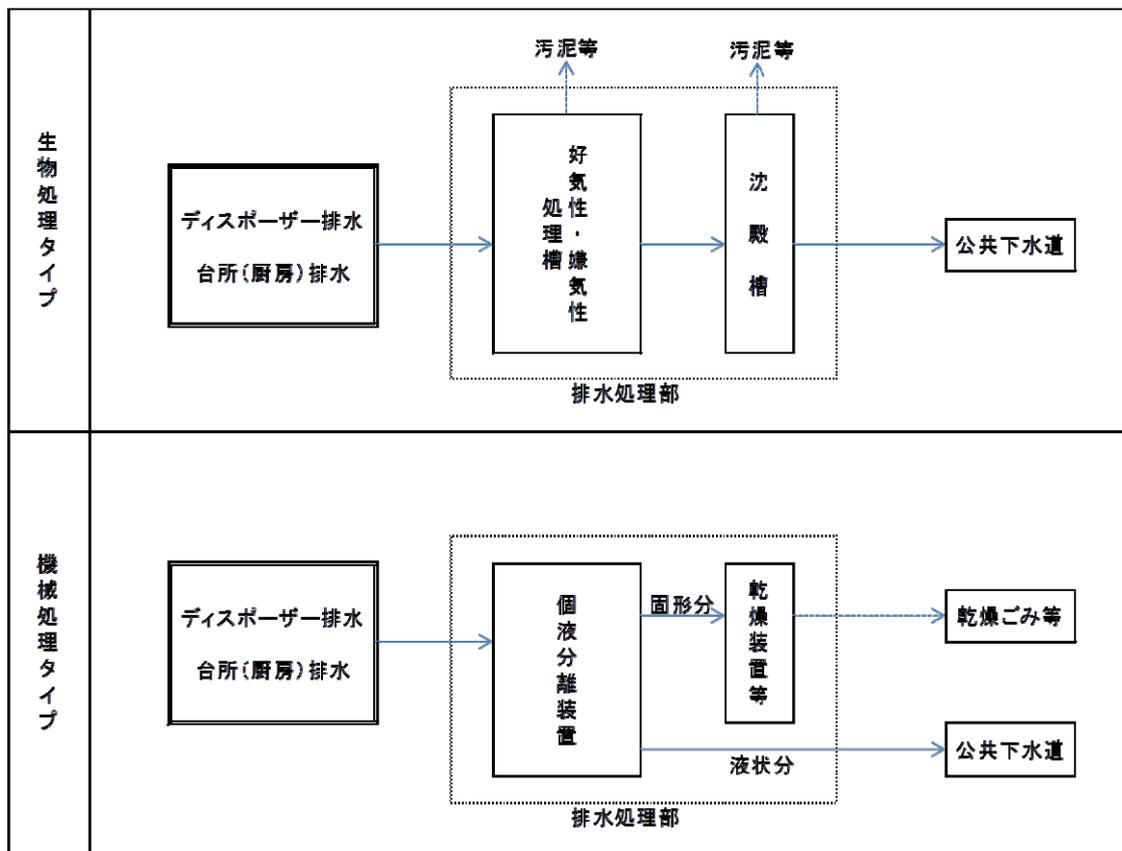
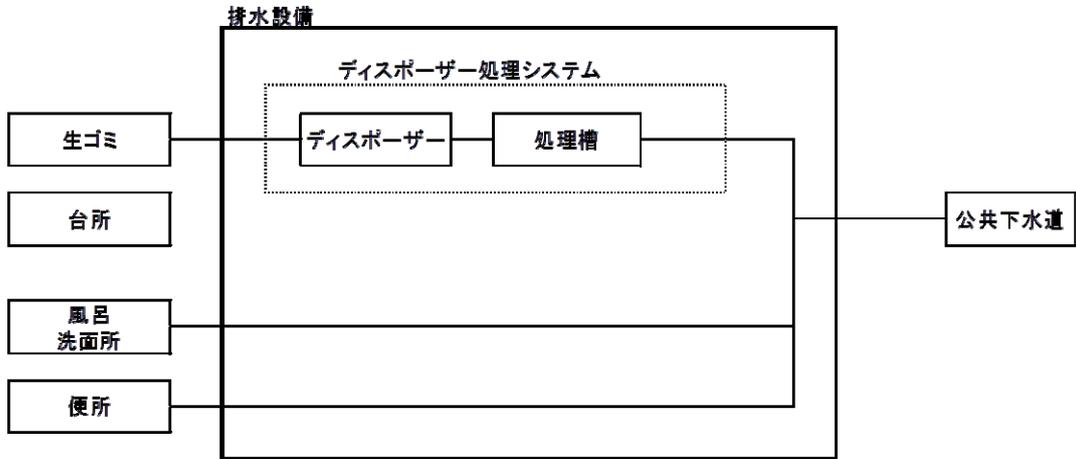
外科ギプス室や歯科技工室からの汚水中に含まれるプラスタ等を分離するもの。

2. 4. 3 ディスポーザーの使用制限

ディスポーザーは、台所の生ゴミを粉砕処理する機器ではあるが、その排水を直接下水として排除すると、管渠や処理施設に大きな影響を与えるおそれがある。そのため、藤沢市では、（公社）日本下水道協会の認定を受けた、処理槽と一体となった構造のディスポーザーシステム以外は、この機器を設置しないよう指導している。

処理槽のないディスポーザーを設置すると、次の問題が想定される。

- (1) 汚水とともに排出される生ゴミによって、管渠の掃除等の維持管理に支障をきたすおそれがあり、また、浄化センターに過大な汚濁負荷を与えることとなる。
- (2) 粉砕された生ゴミが下水道管内に堆積し、排水設備や管渠の閉塞や悪臭の発生原因となる。



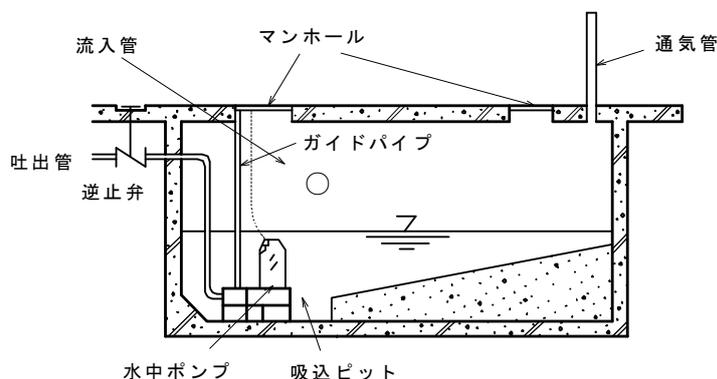
処理フロー図(一般的な例)

2. 5 汚水槽

建物の地下や公共下水道に自然流下により排除できない場合には、一旦、汚水槽に貯留してポンプにより汲み上げて排水しなければならない。

この汚水槽の構造や維持管理の良否により悪臭の発生原因と関係するので、排水設備の関連業務として対応しなければならない。

汚水槽の例



(1) 悪臭の発生原因

- ア 汚水槽の底部が平坦な構造だと、汚物を早期に汲み上げられず滞留、腐敗する。
- イ 汚水槽に温湯とともに流入するので、腐敗も早めている。
- ウ 汚水を大量に溜めると、ポンプの運転間隔が長いため腐敗する。

(2) 汚水槽設置上の留意点

- ア ポンプによる排水は、原則として自然流下の屋外排水設備に接続する。
- イ 通気管は、単独で大気中に開口し、その開口箇所は臭気等に十分考慮する。
- ウ 汚水槽の底部は、汚物がポンプの近くに集まるように吸込ピットを設けピットに向けて 1/10～1/15 の勾配をつける。
- エ 厨房、機械設備などから流入する排水は、適した阻集器を設置する。
- オ ポンプの運転間隔は、汚物が腐敗する前に排水する時間内とする。
- カ 汚物の流入管は、汚物飛散防止のため吸込ピットに直接流入するように設けるのが望ましい。
- キ ポンプ圧送の汚水は直接公共桝に接続せず、手前にもすを設け公共ますに流入させる。

(3) 汚水槽の維持管理

- ア 汚水槽、ポンプ、阻集器等は定期的に清掃、点検し、常に良好な状態を保つようにする。
- イ 汚水の滞留時間を短縮するため、ポンプの始動水面をできるだけ低く設定する。

ウ 汚水の腐敗を防止するため、公共下水道の維持管理に支障を与えないようポンプの運転間隔を可能な限り短くする。

第3章 排水設備の施工

3.1 施工一般

施工は、設計図、仕様書によりなされるのであるが、いかに妥当な設計がされ、良い材料を使用しても基準どおりに施工が伴わなくては排水設備工事の完璧を期することはできない。

ここに施工上必要な一般的基準を掲げると、

- (1) 軟弱地盤、重車両が通る、排水設備の沈下、損傷が予想されるような場所では砂利、コンクリート基礎や巻立て等、補強、防護を考える。
- (2) 増・改築等で既設排水設備への取付、改築、撤去を行う場合は、その構造各部分の完全な接続、補修閉塞その他必要な措置を忘れてはならない。
- (3) 工事完成後の後片付けは、地ならしのみならず、残材、残土、ゴミなどの始末や壊した造作物の復旧、工事跡の整理等必ず実施すること。

3.2 排水管の敷設

3.2.1 施工基準

排水管は、適正な勾配で敷設しなければ、その使命を果たすことはできない。無理な配管や不完全な管接合をすると、その機能を十分に発揮できない事となるので注意を要する。

施工者は、設計図等のもとより、現地を十分に調査・把握して正確にして基準どおりに施工しなければならない。また、排水管が地上からは見えない部分については、とくに留意をして施工しなければならない。

a 掘削

排水管を敷設するためのやり方（丁張）を設け、次の手順により作業をすること。

- (1) 掘削は、ますとますの一区画を所定の深さに掘削する。
- (2) 掘削底面は、木ダコ等で十分に突き固める。
- (3) 軟弱な地盤のときには、砂、砂利等で置き換えて、不等沈下を防ぐ措置をとる。
- (4) ソケット部分の掘削は排水管を敷設する際に、スコップでその部分を軽く1回掬い取る。

b 管の敷設と接合

排水管材として、下水道用硬質塩化ビニール管が主に使用されている。敷設手順としては、接合部にソケットが使用される。敷設する際の注意事項として次のことがあげられる。

- (1) 塩化ビニール管は長時間直接日光に当たると変形をするので、直接日光に長時間さらされないよう注意し、曲がりが生じた場合は、使用しない。
- (2) 管はソケットを上流に向け、下流から上流に向かって敷設する。
- (3) 塩化ビニール管敷設の際は、管底深さをよく確認し、たるみのないよう敷設する。
- (4) 塩化ビニール管のソケットを接続する際、接合部分の水分・油・砂等をウエス等で完全に拭き取り接着剤を十分に塗布し、確実に接合する。この際、乾燥や泥の付着を防ぐ意味においても受口のほうから接着剤を塗布するのが望ましい。
- (5) 排水管に陶管等を使用する場合は、たるみのないよう一直線に敷設し、管の目地から水漏れのないように施工すること。

- (6) 陶管等の接合に用いる目地モルタルは1:2の割合とする。モルタルはソケットの下まわりから隙間の中にもみ込むように詰め、入念に外目地を巻き立て管内にはみ出したモルタルは取り除く。このモルタルの固さは、手で握りしめた時にその形を保つ程度の硬練りとする。
- (7) 排水管をます、人孔に接続する場合は、排水管がます等の内面に突き出したり不足したりしないように差し込み、その周囲を水漏れのないようにモルタルで埋め、内外面を滑らかに仕上げる。この場合、ビニール管に砂づけをして接続するのが接続部分の目地切れを防ぐ意味において有効である。
- (8) 排水管の敷設後、管内のモルタル等は必ず取り除くこと。

c 埋戻し

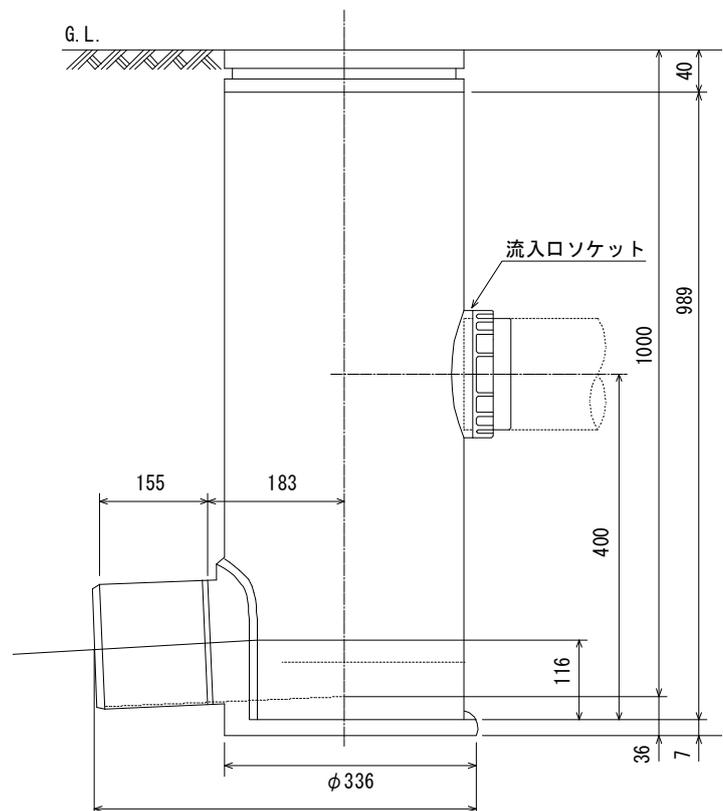
埋戻しは、管が動かないよう管の両側の下まわりから空間のできないようしっかりと突き固めながら順次上部へ埋戻していく。この場合、一層の厚さが20cmを超えない範囲で木ダコ等でよく締め固める。発生したガラ等は、排水管に接して埋戻すと、管の破損の原因となるので取り除いて埋戻すこと。

3. 2. 2 公共下水道への接続

排水設備を公共下水道へ接続する際には、条例第4条で次のように規定されている。

- (1) 合流式の公共下水道に下水を流入させるために設ける排水設備は、公共下水道のますその他の排水施設（法第11条第1項の規定により、または同項の規定に該当しない場合に所有者の承諾を得て、他人の排水施設により下水を排除する場合における他人の排水設備を含む。以下この条において「公共ます等」という。）に固着させること。
- (2) 分流式の公共下水道に下水を流入させるために設ける排水設備は、汚水を排除する排水設備にあっては、公共ます等で汚水を排除すべきものに雨水を排除する排水設備にあっては、公共ます等で雨水を排除すべきものに固着させること。
- (3) 排水設備を公共ます等に固着させるときは、市長の定めるところにより、公共下水道の施設の機能を妨げ、またはその施設を損傷する恐れのない箇所及び工事の方法によること。

※参考例



塩ビ取付ます（フリーインバートタイプ）に排水管を接続する時は、水漏れが起こらないよう、必

ず流入口ソケットを使用すること。

3. 2. 3 雨水排水

一般家庭及び学校等の広い庭等の敷地の雨水についても、これを排除する排水設備を設けなければならない。また雨樋による雨水を通路や道路に流し放ちが見受けられるが、これは、雨水排水施設に接続しなければならない。

雨水排水を行う場合、浄化槽を雨水貯留槽として有効利用を行う方法があり雨水流出抑制としても推奨する。

また、開発行為に伴い雨水抑制施設が設置されている場合は、必ず接続すること。

3. 3 ますの築造

3. 3. 1 汚水ますの施工基準

ますの設置にあたっては、沈下破壊のないように据付け、施工にあたっては次の事項に注意すること。

a ますの据付

- (1) ますの基礎は、十分に転圧を施すこと。
- (2) ますは設計に基づいた所定の位置に、深さを確認して設置する。
- (3) 直接荷重を受ける箇所に設置する場合は、予想される重量に十分耐えうる構造のますとする。
- (4) ますに接続する排水管は、ますの内部に突き出ないように施工し、その周囲をモルタルで埋め、内外面の上塗り仕上げをする。
※ますの継目部分の目地から漏水がないように確実に施工しなければならない。
- (5) 汚水ますの蓋は、防臭上密閉蓋とする。
- (6) 所定の位置にますを設置できない場合は、その箇所に応じた掃除口を設ける。

b インバート

インバートは汚水ますの底部に接続管の内径に応じて設ける半円形の溝で排水管の延長と考えて、各流入排水管を取りまとめて下流管へ誘導する役目を持っている。そのため、インバートは各流入管が下流管渠の中心線に向かって、ある半径をなした曲線で表面は平滑な半円形でなければならない。インバートの高さは関係接続管の管心を相互に結んだ線以上とするのが標準である。

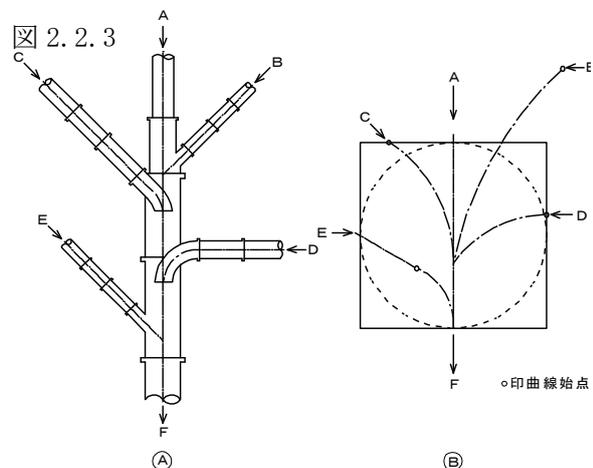
例えば図 2. 2. 3 ㉑のように排水管が交差する場合、ある半径を持った曲線でインバートを施工しスムーズに排水を流下させる形を考えてみれば㉒のようになる。

半径の取り方であるが、一般には正曲線をとるが流入管の位置と状態によっては放射線等の変形曲線を取る場合もある。

インバートの形は接続管の状態によって、複雑多岐で一律に標準とおりに造る事ができない。

水の運動性を理解し、これを利用、助長させるという工夫が必要である。

インバートの形

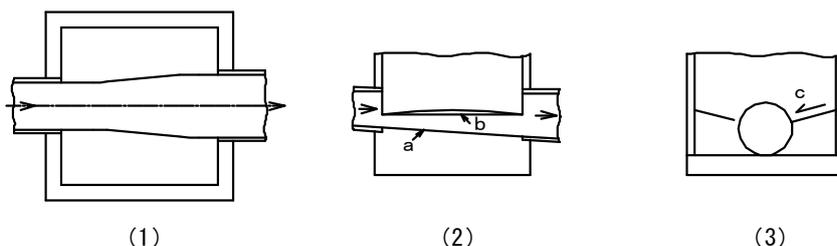


●汚水ますのステップ

- ア コンクリートますを使用する場合の、ます内ステップは2cmとする。
- イ 塩ビ排水ますを使用する場合の、ます内ステップは3cmとする（製品自体にステップがあるものとする。）
- ウ 合流式において雨水と汚水が合流するますのステップは、逆流防止のため原則として3cm以上とする。

例図によるインバートの施工の仕方

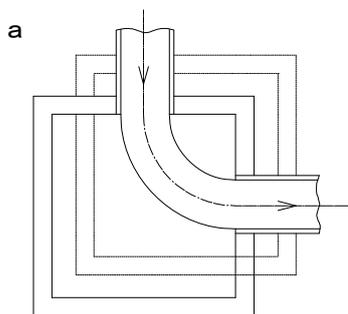
例1 排水管が一直線の場合



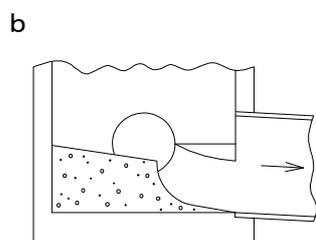
- (1) 沈下等のないように十分な基礎を設置してますを据付け、一番薄い部分でもモルタルは5cm以上の厚さを保つようにしてインバートを施工する。
- (2) インバートの底面aは両管の管底を結んだ直線とし、両管の管底差は2cm以上を標準とする。
- (3) インバートの底面から肩までの高さはbは両管の管径の2/3以上とし、左右内面を結んだ直線とする。
- (4) インバートの肩の勾配cは表面の水切れを良くするため、ますの内壁に向かって傾斜をつけ平滑に仕上げる。(勾配は20%以上)

以上がインバートの基本であるが、管底と肩bが余り低いものは、汚物が肩に乗り上げる等の危険があり好ましくない。

例2 排水管が曲折している場合

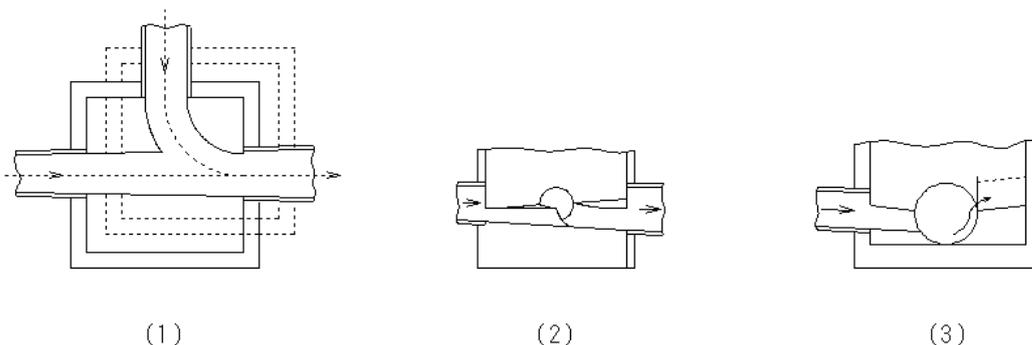


- (1) 例1を折り曲げたものと思えばわかる通り、中心線が曲線をなしているだけで底部、肩の線の取り方、断面の形の変わりはない。この曲線をできるだけ大きくし、流下能力を助長させるため、ますの中心を点線位置へ移動させることが望ましい。



直角でないまでも曲折するインバートを直線で結んであるのをよく見かけるが、これは流れが不自然になり好ましくない。ますの中を点線の位置まで移動させて、曲線のインバートを施工すべきである。

例3 排水管が丁字集合の場合



例1, 2の混合と考えられ基本的に変わらない。
 ますの中心は例2同様点線の位置に移動する。

(1) 図

ただ、ここで考えなければならないのは、曲線をなして流入する排水管の勾配が急で流量も大きいといった場合、相当量の水勢となると下水は外カーブ部分のインバートの肩を乗り越え、反対側の肩に汚物を押し上げる恐れがあるため、曲線の外カーブのインバートについては高さに注意が必要である。

(2) 図

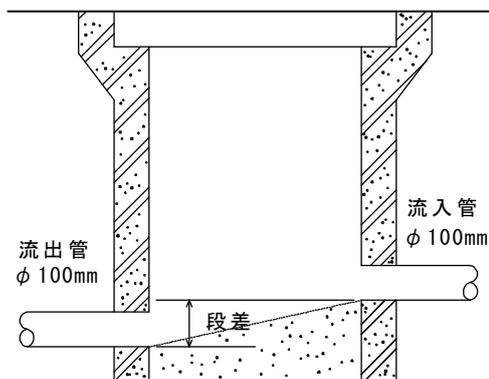
これの対策として(3)図のように反対側のインバートの肩をある高さまで垂直に引き上げる等の工夫が望ましい。

例4 インバート等の施工方法

汚水ますにおける流入管底と流出管底の差による、汚物や汚水の飛散を防ぐためにもちいるものであり、次の通りとする。

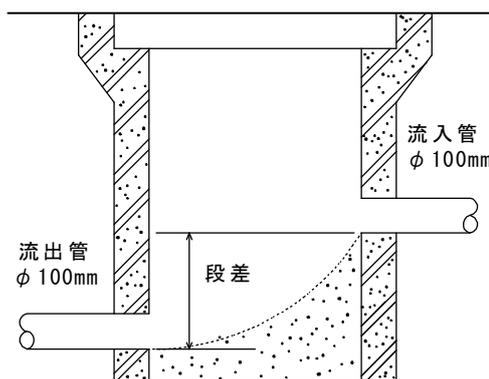
(1) インバート施工

右図のように、流出管底と流入管底との差(ステップ)が、20cm未満の場合は、汚水ます内に管径に応じたインバートを施工する。



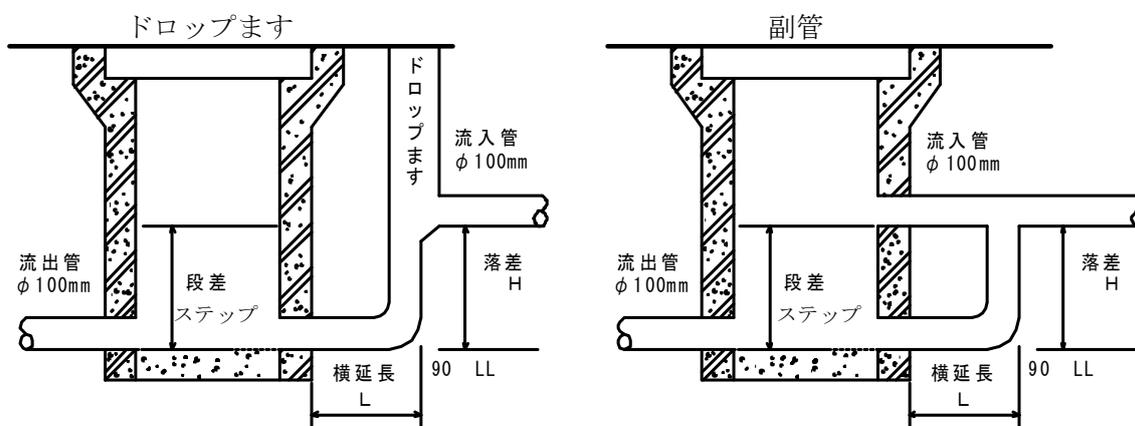
(2) スリバチ施工

右図のように、流出管底と流入管底との差(ステップ)が、20cm以上で40cm未満の場合は、汚水ます内に汚物や汚水が速やかに流出管に流れるようにインバートに変わるものとして施工する。



(3) ドロップます及び副管施工

下図のように、流出管底と流入管底との差（ステップ）が、40cm 以上ある場合に汚物及び汚水の飛散を防止する為に用いるものであり次を標準とする。



汚水ます内の流出管底とドロップますからの流入管底は原則として2cmのステップを設け、インバート施工する。

汚水ます内の流出管底と副管からの流入管底は2cm以上20cm未満として、インバート施工する。

3. 3. 2 雨水ます

ますの設置については、汚水ますと変わらないが、雨水に混入するゴミや落葉などを下水道に流入させないため、15cm以上の砂溜りを設けるもので、集水面積によっては砂溜りを十分に確保することが必要である。

この雨水ますには、浸透方式と平打方式がある。

浸透方式は、地下水の確保、河川への到達量を減らすための方法で、これにより浸水の防止に有効な手段と考えられ、砕石基礎、砂基礎により雨水ます内の雨水を地中に返すものである。この浸透ますは、雨樋等からの流入水から基礎を防護することとゴミ等の基礎への混入を防止するため透水シートを設置しなければならない。

平打ち方式は、強制的に雨水を流してしまうもので、地下水位の高い場所や法面の上端等の土地が崩れる危険のある場所等に非常に有効である。

これらの雨水ますの設置高さは、地表面と同じとするが、地表の雨水を集水すべき格子蓋を使用するものは、地面よりやや低めに設置するのが望ましい。浸透ができる箇所については、浸透ますとする事を基本とする。

3. 4 水洗便所改造施工について

a 便槽及び浄化槽の埋立て

- (1) 汲み取り便所の改造工事や浄化槽の廃止工事にあたっては、便槽や浄化槽内を清掃消毒し、原則として槽底部を取り壊し雨水などの浸入水が、槽内に滞留しないようにする。
- (2) 埋立ては山砂等の良質土で 30cm 位毎によく突き固め、将来沈下の起きないように施工しなければならない。

b 器具の据付け

- (1) 便器は所定の位置に正しく堅固に据付け、便器の排便口と排便管の中心を一致させるよう排便管を埋設する。
- (2) 便器と排便管の接続にはフランジを用い、漏水のないように注意しなければならない。

3. 5 浄化槽の雨水貯留施設転用の施工について

浄化槽を雨水貯留施設に転用することにより、資源の有効利用（雨水の庭木等への散水と地下への還元、浄化槽の再利用）を積極的に推進するとともに、雨水の公共下水道への排除の抑制を図ることを目的とする。

a 洗 浄

高圧洗浄を行い、槽内に汚水が残留しないようにすること。

b 消 毒

槽内を消毒すること。

c 蛇 口

雨水貯留施設の水は、飲料用ではないので散水など使用时以外は取り外せる構造のものを使用すること。

d 流 末

雨水貯留施設の下流は、公共下水道の雨水管へ接続されていること。

e ポンプ設置

揚水ポンプの種類、能力などは雨水貯留施設の規模、給水管の延長などにより、考慮して選定すること。

第4章 通気系統

4.1 通気系統の機能と方式

4.1.1 通気系統の機能

給排水施設が設けられる建物には通気系統を設ける。これは、次の目的を十分に達成できるものでなければならない。

- (1) サイフォン作用、背圧からトラップの封水を保護すること。
- (2) 排水管内の排水の流れを円滑にすること。
- (3) 排水管内に空気を流通させ、排水管内の換気を行うこと。

通気管の目的は以上3つに要約されるが最も問題になるのは(1)である。

4.1.2 通気系統の分類 (図 2.31 参照)

a 各個通気管

器具トラップを各個に通気する管をいう。

b 回路及び環状通気管

器具配置によっては必ずしも各個通気を取る必要もなく、排水横枝管から通気管を立ち上げる。これは最上流の器具排水が横枝管に接続した直後の下流側から通気管を立ち上げる。これが通気立管に接続するものが回路通気で伸張通気管に接続するのが環状通気管である。

c 逃し通気管

これは回路、環状通気を取った場合取られる通気管で、横枝管内を流下する排水は立管に近づくとつれて流水深を深め満流に近くなる恐れが多くなる。この場合、横枝管内の気圧が正圧になり最寄りの器具トラップの封水が吹き出す恐れが生じる。(2.4.1 トラップの封水破壊の原因(はね出し作用)参照。)このため最下流端の器具排水管を横枝管に接続した直後の下流側から逃し通気管をとり管内の気圧変化を抑える。

d 湿り通気管

通気管は機能上、排水を流下させてはならないが関連器具のトラップに悪影響を及ぼさなければ各個通気管を省略する方法として湿り通気をすることができる。ただし、大便器からの排水を湿り通気管に接続してはならない。

e 通気立管

排水系統のいずれの個所へも空気環通を円滑にするため設けられた縦の通気管である。通気立管の上端は最高階器具のあふれ縁より15cm以上高い位置で伸頂通気管に接続して1本の管として立ち上げることもある。

f 伸頂通気管

排水立管の上端を管径を縮小することなく延長し、そのまま、伸頂通気管として大気に

開口する。これは排水立主管あるいは横主管の空気の流通を円滑にするのに重要な役割を果たす。

開口部はゴミ、積雪、鳥の巣などで閉塞されることのないよう防護しなければならない。

g 通気管の横走り管の位置

通気管を横走り配管する位置は必ず器具のあふれ縁から 15cm 以上立ち上げてから行わなければならない。

4. 1. 3 通気管の口径

通気管径の決定には基本的な約束事として排水管の径の 1/2 とする。

a 各個通気管の口径

この口径は最小 30mm とし、各個通気が接続する排水管径の 1/2 以上とする。

b 逃し通気管の口径

逃し通気管の口径はそれを接続する排水横枝管の 1/2 以上とする。

c 回路、環状通気管の口径

この口径は排水横枝管、通気立管の口径を比較して、小さい方の径の 1/2 以上とする。

d 通気立管及び通気ヘッドの口径

この口径は通気管の長さ、それに接続される器具排水負荷単位の合計により決定されるので各種専門書等を参考されたい。

第5章 排水設備の維持管理（法10条第2項）

（1）管理者

- a) 改築または修繕は、排水設備を設置すべき者。
- b) 清掃または維持管理は、その土地の占有者。

（2）図面の保管

排水設備は、表面からは、ます・掃除口等しかみることができず、大部分が地下に埋設されてしまい、維持管理に図面等は大切な書類となるので、この排水設備を管理するものは関係図書を保管する必要がある。指定工事店は、工事が完成し、検査をしたときは施主にその排水設備工事の引き渡しの際に、竣工図・仕様書等を引き渡すものである。

（3）定期点検

維持管理者が行うこと。

a) 排水管・ます等

損傷または漏水等を起こしていないか点検し、補修を必要とする箇所があるときには、適切な処置をする。そのままにしておくと思わぬ障害が起こり、被害を大きくする場合もある。

b) トラップます等

封水や封水部分のオイル等の固まりを取り除き、いつも清掃するよう心がけるものである。

c) 雨水ます

これには、砂等がたまりやすいので、定期的に土砂を取り除くようにしたい。特に大雨の降ったあとには点検清掃を行いたいものである。

その他の注意事項

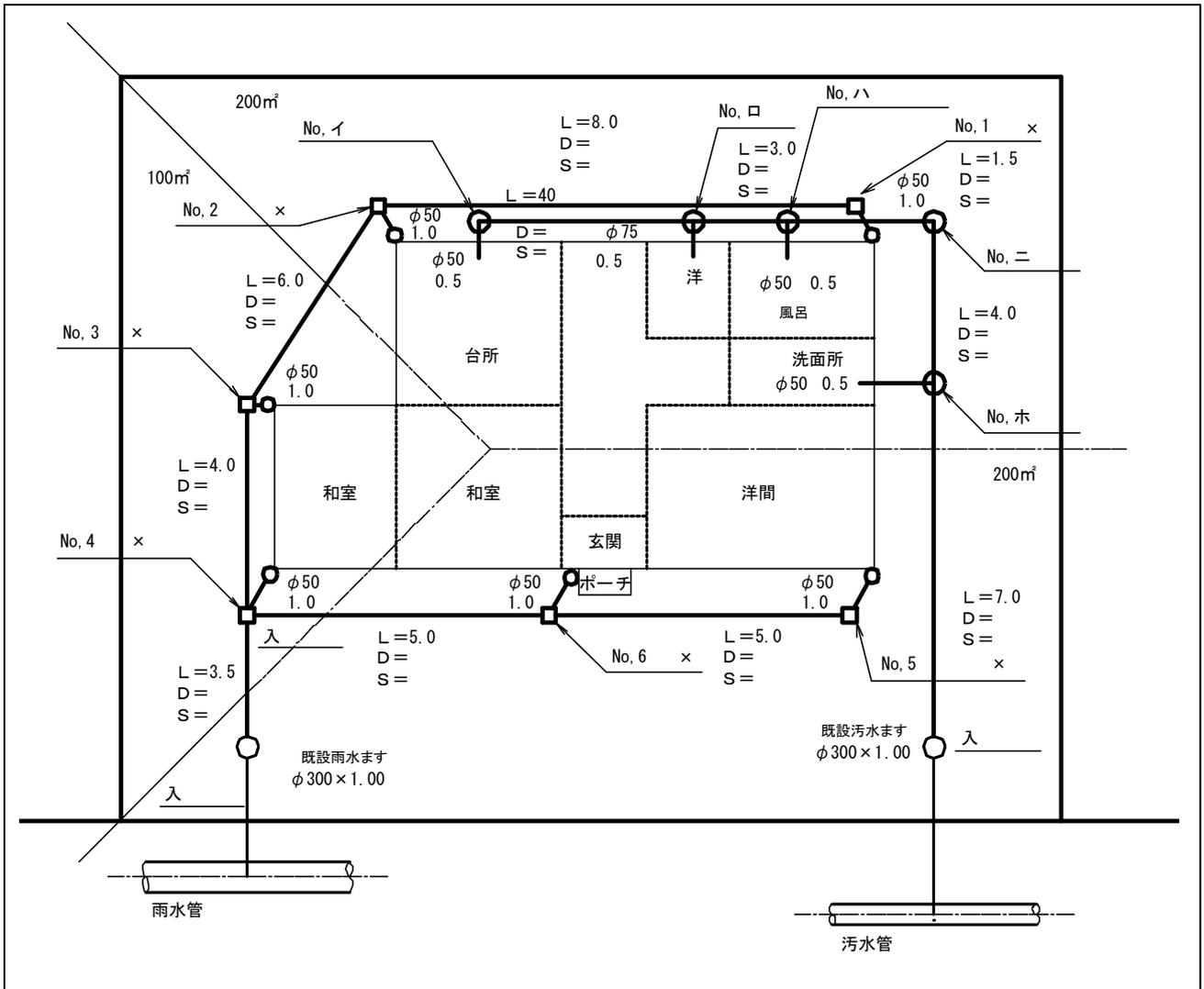
- ① 固形油脂・廃油等を下水道に流すと下水管内で詰まる原因となるので、下水道に流すことはできない。
- ② 排水器具等に備えられているストレーナやわんトラップ等は取り外して使用しないこと。

第6章 設計例題

例題1 次の平面図を条件に従い設計し完成させなさい。

設計条件

1. 分流地域
 - ① 汚水系統：塩ビ排水ます
 - ② 雨水系統：角ます（浸透ます設置禁止区域）
2. 排水面積 500 m²
3. 取付ます既設
4. 宅内は、平坦な地盤



1. 設計平面図

(1) 雨水排水管の決定

(a) 管径・勾配の決定

排水面積がわかれば管径、勾配が得られる。この例題では排水面積が 500 m² であるから、屋根の分水嶺に合致されて排水区域を分割すると、北側区域 200 m² と南側区域 300 m² とわけることができる。

よって次の表により雨水排水管の管径と勾配を決定すると、

排水区域	排水管の内径	勾配 (%)
200 m ² 未満	100 mm 以上	20
200 m ² 以上～ 400 m ² 未満	125 mm 以上	17
400 m ² 以上～ 600 m ² 未満	150 mm 以上	15
600 m ² 以上～1,500 m ² 未満	200 mm 以上	12

北側部 200 m²分に対する管径と勾配は D=100mm、S=20%に決定する。200 m²を超える分についての増加分は 100 m²であるので 200 m²+100 m²=300 m²となり、これに対する管径と勾配は D=125mm、S=17%に決定し、300 m²を超える分についての増加分は 200 m²であるので、300 m²+200 m²=500 m²となり、これに対する管径と勾配は、D=150mm、S=15%に決定し、表を作成すると、

No.	1-2	2-3	3-4	4～(取付)	5～6	6～4
管径(D)mm	100	100	125	150	100	100
勾配(S)%	20	20	17	15	20	20

(b) まず深の決定

最小土被 20cm を基準として、上流側から設計し、まず深を決定していくわけであるが、まず最初に、系統別による延長とまずステップを計算し、取付まず深に余裕があるかどうか判断する必要がある。余裕があると判断されれば、まず深の計算の順序は上流側起点まずからすることとなる。また余裕がないと判断した場合は取付まずのある下流側からまず深を決定してゆくものとなる。この方法で計算し設計上のまず深が既設取付まずの深さを超えない場合は、当初の設計が得られ、もし超えた場合には管径を増大して勾配を緩和するか、所要深をもった公共取付まずを新設するしかないものとなる。

まず深の計算

※雨水まずにおいては、まず内のステップは考慮しない。

(1) 起点まず (No, 1) 深

$$\text{最小土被り} \quad 0.20\text{m} + \text{管径} 0.10\text{m} = 0.30\text{m}$$

(2) No, 2 まず深 L S

$$\text{No, 1 まず深} \quad 0.30\text{m} + 8.0\text{m} \times 0.020 = 0.46\text{m}$$

(3) No, 3 まず深 L S

$$\text{No, 2 まず深} \quad 0.46\text{m} + 6.0\text{m} \times 0.020 = 0.58\text{m}$$

(4) No, 4 まず深 L S

- No. 3 ます深 $0.58\text{m} + 4.0\text{m} \times 0.017 = 0.648 \approx 0.65\text{m}$
- (5) 取付ます取付深 L S
No. 4 ます深 $0.65\text{m} + 3.5\text{m} \times 0.015 = 0.7025 \approx 0.70\text{m}$
- (6) No. 5 ます深
最小土被り $0.20\text{m} + \text{管径 } 0.10\text{m} = 0.30\text{m}$
- (7) No. 6 ます深 L S
No. 5 ます深 $0.30\text{m} + 5.0\text{m} \times 0.020 = 0.40\text{m}$
- (8) No. 4 への接続深 (入側) L S
No. 6 ます深 $0.40\text{m} + 5.0\text{m} \times 0.020 = 0.50\text{m}$

よってこの設計は上流起点ますにおいて最小土被り 20cm の条件を満たし十分納得のゆくものである。

上記の結果を表にすると、

No.	1	2	3	4	5	6	取付
ます 深 (m)	0.30	0.46	0.58	0.65	0.30	0.40	0.70 (1.00)
ますの大きさ	□300	□300	□300	□300	□300	□300	(φ300)

(2) 汚水排水管の決定

(a) 管径、勾配の決定

汚水管の管径と勾配は排水人口が基準となるのであるから、次表より管径と勾配を決定すれば、

排水人口	排水管の内径	勾配 (%)
150人未満	100mm 以上	20
150人以上300人未満	125mm 以上	17
300人以上500人未満	150mm 以上	15
500人以上	200mm 以上	12

この例題では一世帯分であると判断できるので、管径 100mm、勾配 20%と決する。
表にすると、

No.	イーロ	ローハ	ハーニ	ニーホ	ホー取付
管径 (D) mm	100	100	100	100	100
勾配 (S) %	20	20	20	20	20

(b) ます深の決定

最小土被り 20cm を基準として、上流側から設計し、ます深を決定してゆくものである。手順は雨水管の決定と同様に計算する。なお、塩ビ排水ますのステップは 0cm とする。

(1) 起点ます (No, イ) のます深

最小土被り $0.20\text{m} + \text{管径 } 0.10 = 0.30\text{m}$

(2) No, ロ ます深 L S

No, イ ます深 $0.30\text{m} + 4.00\text{m} \times 0.020 = 0.38\text{m}$

(3) No, ハ ます深 L S

No, ロ ます深 $0.38\text{m} + 3.00\text{m} \times 0.020 = 0.44\text{m}$

(4) No, ニ ます深 L S

No, ハ ます深 $0.44\text{m} + 1.50\text{m} \times 0.020 = 0.47\text{m}$

(5) No, ホ ます深 L S

No, ニ ます深 $0.47\text{m} + 4.00\text{m} \times 0.020 = 0.55\text{m}$

(6) 取付ますへの接続深 (入側) L S

No, ホ ます深 $0.55\text{m} + 7.00\text{m} \times 0.020 = 0.69\text{m}$

以上の結果を表にすると次のようになる。

No.	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	取付
ます深 (m)	0.30	0.38	0.44	0.47	0.55	(0.69) 1.00
ますの種類	トラップ	会合	トラップ	曲り	トラップ	(φ300)
ますの記号	T	Y	T	L	T	

よって、この設計は起点ますが最少土被り (20cm) を満たすので、十分納得のいく設計であるといえる。

以上の結果を平面図に記入する。

2. 数量計算

(1) 便所工事

1器当たり次の条件とすれば、

	大便器
ビニール管 (直)	φ 75 mm 2.0 m / 器
ビニール管 (曲)	φ 75 mm 1 個

(2) 排水工事

(a) ビニール管 (直)

(枝管)

φ 50mm 雨樋 1.00m×6ヶ所+洗面所、風呂、台所 0.50m×3ヶ所=7.50m (主管)

φ 100mm 雨水管 8.00m+6.00m+5.00m+5.00m=24.00m

φ 100mm 汚水管 4.00m+3.00m+1.50m+4.00m+7.00m=19.50m

φ 125mm 雨水管 4.00m

φ 150mm 雨水管 3.50m

(b) ビニール管 (曲)

φ 50mm 雨水トイレ 6ヶ所+洗面所、風呂、台所 3個=9個

(c) ます (塩化ビニール排水ます)

(汚水) トラップます (T) 3個

会 合 ます (Y) 1個

曲 り ます (L) 1個

(雨水) 300×500 2個

300×600 1個

300×2段 3個

(d) ビニール管 (直) の平均深

宅地は平坦な土地であるという条件から、排水管の平均深を求めると、

(i) 汚水管の平均深 (汚=19.50m)

{起点ます (No, イ) 深+取付ますへの接続深} × 1/2 = (0.30+0.69) × 1/2 = 0.495m

(ii) 雨水管の平均深

系統別に求めると、

(イ) 14.00m 分

{起点ます (No, 1) 深+(No, 3) への接続深} × 1/2 =
(0.30+0.58) × 1/2 = 0.44m

(ロ) 4.00m 分

{(No, 3) 深+(No, 4) への接続深} × 1/2 =
(0.58+0.65) × 1/2 = 0.615m

(ハ) 3.50m 分

{(No, 4) 深+取付ますへの接続深} × 1/2 =
(0.65+0.70) × 1/2 = 0.675m

(ニ) 10.00m 分

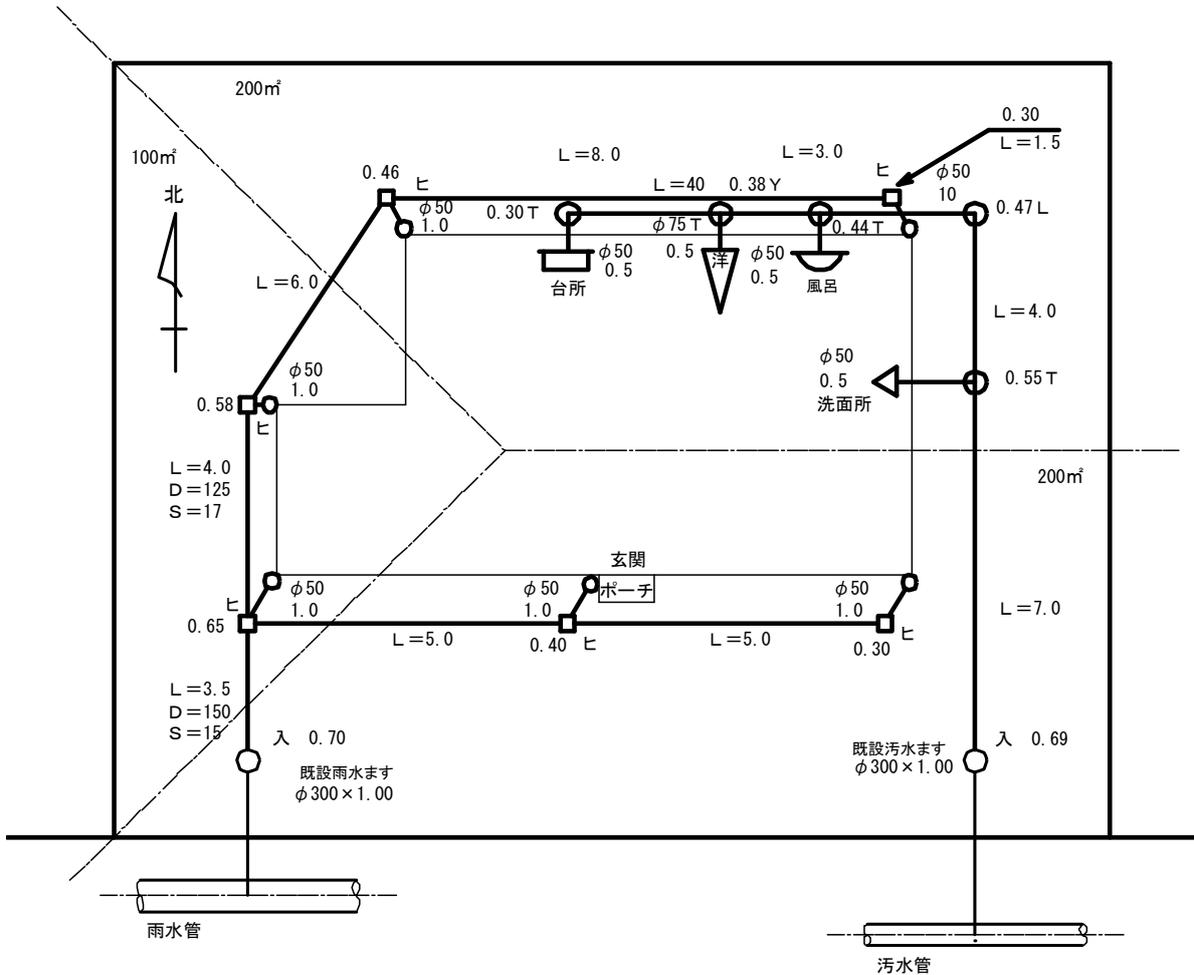
{起点ます (No, 5) 深+(No, 4) への接続深} × 1/2 =
(0.30+0.50) × 1/2 = 0.40m

以上の結果を所定の見積書に記入する。

その項目 (諸経費、設計手数料等) は変更の可能性があるので、ここでは解説を除く。

排水設備新設等確認申請書の簡略平面図

簡略図（設計例題 1 と比較しましょう）



設計基準

○は塩ビます、□は内法 300

汚水系統 D = 100, S = 20, ステップ 0cm

雨水系統 D = 100, S = 20, ステップ 0cm

1. 設計平面図

(1) 雨水排水管の決定

(a) 管径・勾配・ますの決定

排水面積が分かれば、管径、勾配が得られる。しかし、この例題では設計条件で浸透ます設置区域であり、雨水本管があることからB型浸透ますを設置することになる。よって、浸透ます設置基準により D=75mm、S=5‰に決定する。

(2) 汚水排水管と決定

例題1と同じ。

2. 数量計算

(1) 便所工事

1器当たり次の条件とすれば、

	大便器
ビニール管 (直)	φ 75 mm 2.0 m / 器
ビニール管 (曲)	φ 75 mm 1 個

(2) 排水工事

(a) ビニール管 (直)

(枝管)

φ 50mm 雨樋 1.00m × 6ヶ所 + 洗面所、風呂、台所 0.50m × 3ヶ所 = 6.50m

(主管)

φ 75mm 雨水管 8.00m + 6.00m + 4.00m + 5.00m + 5.00m + 3.50m = 31.50m

φ 100mm 汚水管 4.00m + 3.00m + 1.50m + 4.00m + 7.00m = 19.50m

(b) ビニール管 (曲)

φ 50mm 雨水 6ヶ所 + 洗面所、風呂、台所 3個 = 9個

(c) ます (塩化ビニール排水ます)

(汚水) トラップます(T) 3個

会 合 ます(Y) 1個

曲 り ます(L) 1個

(雨水) B型浸透ます(B) 6個

(d) ビニール管 (直) の平均深

宅地は平坦な土地であるという条件から、排水管の平均深を求めると、

(i) 汚水管の平均深 (管長=19.50m)

{起点ます(No, イ)深 + 取付ますへの接続深} × 1/2 =

(0.30 + 0.69) × 1/2 = 0.495m

(ii) 雨水管の平均深

各B型浸透ますの流出深は最小土被り 12cm に管径 8cm を加える。

各スパンごとに平均深を求めると、

- (イ) {(No, 1) の流出深 + (No, 2) への接続深} $\times 1/2 =$
 $(0.20 + 0.24) \times 1/2 = 0.22\text{m}$
- (ロ) {(No, 2) の流出深 + (No, 3) への接続深} $\times 1/2 =$
 $(0.20 + 0.23) \times 1/2 = 0.215\text{m}$
- (ハ) {(No, 3) の流出深 + (No, 4) への接続深} $\times 1/2 =$
 $(0.20 + 0.22) \times 1/2 = 0.21\text{m}$
- (ニ) {(No, 4) の流出深 + 取付ますへの接続深} $\times 1/2 =$
 $(0.20 + 0.22) \times 1/2 = 0.21\text{m}$
- (ホ) {(No, 5) の流出深 + (No, 6) への接続深} $\times 1/2 =$
 $(0.20 + 0.23) \times 1/2 = 0.215\text{m}$
- (ヘ) {(No, 6) の流出深 + (No, 4) への接続深} $\times 1/2 =$
 $(0.20 + 0.23) \times 1/2 = 0.215\text{m}$

全体の平均深を求めると、

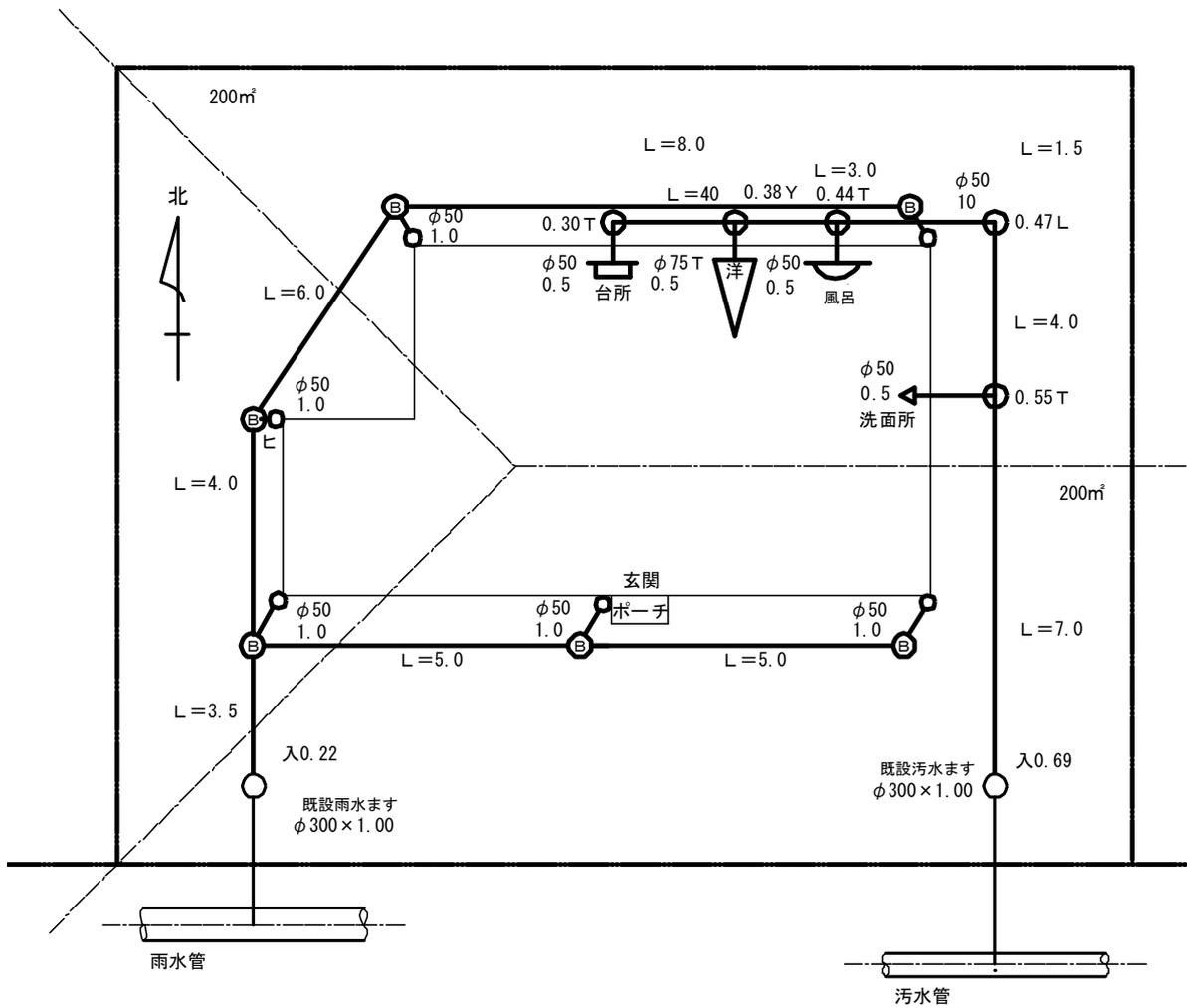
$$(0.22 + 0.215 + 0.21 + 0.21 + 0.215 + 0.215) \div 6 = 0.214 \approx 0.21$$

以上の結果を所定の見積書に記入する。

その項目（諸経費、設計手数料等）は、ここでは解説を除く。

排水設備新設等確認申請書の簡略平面図

簡略図（設計例題 2 と比較しましょう）



設計基準

○は塩ビます、□は内法 300

汚水系統 $D = 100$, $S = 20$, ステップ 0cm

雨水系統 $D = 100$, $S = 20$, ステップ 0cm

排水設備新設等確認申請に必要な平面図は、設計図記入凡例により器具表示が決定し、管径、勾配、管長、ますの種類を次の約束に基づき平面図を簡略化することができる。

(1) 同一管径、同一勾配、ますの大きさの表示を、例（設計基準）を平面図内に記入するとき。

例

設計基準

□は内法 300、○は内法 450、⊙は塩ビます

汚水系統 D=100mm、S=20‰、コンクリートステップ 2 cm

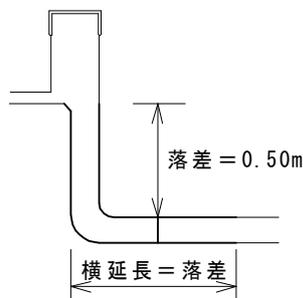
塩ビます " 0 cm

雨水系統 D=100mm、S=20‰、ステップ 0 cm

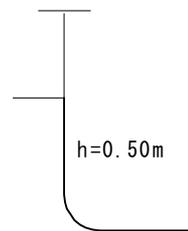
(2) 建築物内の間切りは省略することができる。ただし、排水器具の位置を確実に記入する。

(3) ドロップますは、流入管と流出管の落差を図のように表示する。

(断面図)

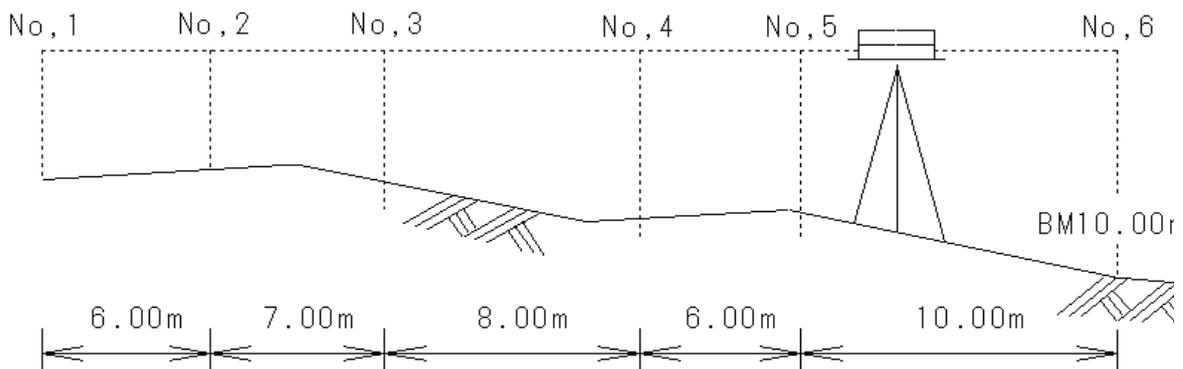


(省略図)



例題3 水準測量

記帳から縦断面図作成まで



1. 記帳方法

水準測量で得た数値

BM. No. 6 の後視 1.550m 地盤高 10.00m

No. 5 の前視 1.450m

No. 4 の前視 1.300m

No. 3 の前視 1.250m

No. 2 の前視 1.150m

No. 1 の前視 1.100m

以上の数値を次表のように記帳する。

表 2. 9 (1)

測点	後視 (B. S)	器械高 (I. H)	前視(F. S)		地盤高 (G. H)	備考
			移器点(T. P)	中間点(I. P)		
B. M No.6	1.550				10.000	BM の地盤高
No.5				1.450		10.00m
No.4				1.300		
No.3				1.250		
No.2				1.150		
No.1				1.100		

以上から器械高 (I. H) を求め各側点の地盤高 (G. H) を求める。

(1) 器械高

これは前項縦断面図のところ述べてのようにレベルを水平に据えつけたときの視準線の高さをいうのであるから標高が既知の点に立てた標尺の読み(後視)に既知の標高を加えればよい。

$$\text{器械高} = (\text{No. 6 の地盤高}) 10.00\text{m} + (\text{No. 6 の後視}) 1.550\text{m} = 11.550\text{m}$$

(2) 各点の地盤高 (G. H)

これは既知の地盤高の点と求めようとする点との高低差を(+)(-)すればよい。

つまり、(既知の地盤高+その点の後視) - (求めようとする点の前視)

いわゆる(器械高-求めようとする点の前視)となる。

この式で各点の地盤高を求めると、

a No. 5 の地盤高

$$(\text{器械高}) 11.550 - (\text{No. 5 の前視}) 1.450 = 10.100\text{m}$$

b No. 4 の地盤高

$$(\text{器械高}) 11.550 - (\text{No. 4 の前視}) 1.300 = 10.250\text{m}$$

c No. 3 の地盤高

$$(\text{器械高}) 11.550 - (\text{No. 3 の前視}) 1.250 = 10.300\text{m}$$

d No. 2 の地盤高

$$(\text{器械高}) 11.550 - (\text{No. 2 の前視}) 1.150 = 10.400\text{m}$$

e No. 1 の地盤高

$$(\text{器械高}) 11.500 - (\text{No. 1 の前視}) 1.100 = 10.450\text{m}$$

以上の結果を前記表 2. 9 に記入する。

表 2.9 (2)

測点	後視 (B. S)	器械高 (I. H)	前視 (F. S)		地盤高 (G. H)	備考
			移器点 (T. P)	中間点 (I. P)		
B. M No. 6	1.550	11.550			10.000	
No. 5				1.450	10.100	
No. 4				1.300	10.250	
No. 3				1.250	10.300	
No. 2				1.150	10.400	
No. 1				1.100	10.450	

次に各点間の延長を実測する。

(No. 6~No, 5) 10.0m (No, 5~No, 4) 6.0m

(No, 4~No, 3) 8.0m (No, 3~No, 2) 7.0m

(No, 2~No, 1) 6.0m

以上の結果より縦断面図を作成する。

2. 縦断面図の作成

最初の方眼紙に下記項目を記入する。

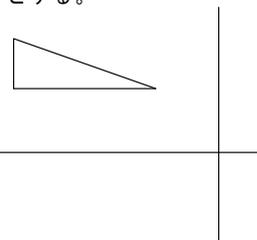
縮尺は普通延長を 1/200、高さを 1/100 としている。

(※ 延長及び高低差が大の場合はこの限りではない。)

表 2. 10

測点	単距離	追加距離	地盤高	管底高	土被り
No. 1	0.000	0.000	10.450		

※ますのステップは 2 cm とする。



(1) 測点と単距離

各測点の延長 (単距離) を単距離の欄に縮尺に従って測点とともに記入する。

(2) 追加距離

始点から各測点までの延長であり、工事延長を求める場合に参考とする。

その計算は、

a) No, 1 は始点であるから 0.00 とする。

b) No, 2 は No, 1~No, 2 の単距離と同じであり 6.00 となる。

c) No, 3 は (No, 2 の追加距離) 6.00 + (No, 2~No, 3 の単距離) 7.00 = 13.00m

d) No, 4 は (No, 3 の追加距離) 13.00 + (No, 3~No, 4 の単距離) 8.00 = 21.00m

e) No, 5 は (No, 4 の追加距離) 21.00 + (No, 4~No, 5 の単距離) 6.00 = 27.00m

f) No, 6 は (No, 5 の追加距離) 27.00 + (No, 5~No, 6 の単距離) 10.00 = 37.00m

(3) 地盤高

前記で求めた地盤高を各測点に従って記入する。

(4) 管底高

上流又は下流の方から土被りを考慮して管底高を定め決定していくが、普通排水設備としては最上流の土被りを基本として下流の方へ、順次決定していく。その他基本の管底高の決定には色々な場合があり、例えば始点と終点との間に低いところがある場合はその地点で最低土被りで定め、管底高を上流、下流の両方向に順次決定していく。

管底高の決定次第で掘削土工量及び管敷設費用に多大、多額の差が生じるので慎重な決定をしたい。

この例題では、コンクリートますを使用し、ますステップを2cmとし、排水管の最少土被りを(0.2m)とし、No, 1～No, 4 D=100、No4～No, 6 D=150として計算する。

以下各点の管底高は、

a) No, 1 の管底高

$$(No, 1 \text{ の地盤高}) 10.45 - \{ (\text{土被り}) 0.2 + (\text{管径}) 0.1 \} = 10.150\text{m}$$

b) No, 2 の管底高

$$No, 1 \text{ と } No, 2 \text{ の高低差} = (No, 1 \sim No, 2 \text{ の単距離}) 6.0 \times (\text{勾配 } 20\%) 0.02 = 0.12\text{m}$$

$$No, 2 \text{ 上流の管底高} = (No, 1 \text{ の管底高}) 10.15 - (No, 1 \text{ と } No, 2 \text{ の高低差}) 0.12 = 10.030\text{m}$$

$$No, 2 \text{ 下流の管底高} = (No, 2 \text{ 上流の管底高}) 10.03 - (No, 2 \text{ ます内ステップ}) 0.02 = 10.010\text{m}$$

(※以下、上式にて順次計算していく)

c) No, 3 の管底高

$$No, 2 \text{ と } No, 3 \text{ の高低差} = 7.0 \times 0.02 = 0.14\text{m}$$

$$No, 3 \text{ 上流の管底高} = 10.01 - 0.14 = 9.870\text{m}$$

$$No, 3 \text{ 下流の管底高} = 9.87 - 0.02 = 9.850\text{m}$$

d) No, 4 の管底高

$$No, 3 \text{ と } No, 4 \text{ の高低差} = 8.0 \times 0.02 = 0.16\text{m}$$

$$No, 4 \text{ 上流の管底高} = 9.85 - 0.16 = 9.690\text{m}$$

$$No, 4 \text{ 下流の管底高} = 9.69 - 0.02 = 9.670\text{m}$$

e) No, 5 の管底高

$$No, 4 \text{ と } No, 5 \text{ の高低差} = 6.0 \times 0.015 = 0.09\text{m}$$

$$No, 5 \text{ 上流の管底高} = 9.67 - 0.09 = 9.580\text{m}$$

$$No, 5 \text{ 下流の管底高} = 9.58 - 0.02 = 9.560\text{m}$$

f) No, 6 の管底高

$$No, 5 \text{ と } No, 6 \text{ の高低差} = 10.0 \times 0.015 = 0.15\text{m}$$

$$No, 6 \text{ 上流の管底高} = 9.56 - 0.15 = 9.410\text{m}$$

以上の結果を縦断面図の各測点の欄に記入する。

(5) 土被り

a) No, 1 の土被り

0.3mと決定済であるから

$$\text{起点} = 10.45 - (10.15 + 0.10) = 0.20\text{m}$$

b) No, 2 の土被り

$$\text{下流} = 10.40 - (10.01 + 0.10) = 0.29\text{m}$$

$$\text{上流} = 10.40 - (10.03 + 0.10) = 0.27\text{m}$$

c) No, 3 の土被り

$$\text{下流} = 10.30 - (9.85 + 0.10) = 0.35\text{m}$$

$$\text{上流} = 10.40 - (9.87 + 0.10) = 0.33\text{m}$$

d) No, 4 の土被り

$$\text{下流} = 10.25 - (9.67 + 0.15) = 0.43\text{m}$$

$$\text{上流} = 10.25 - (9.69 + 0.10) = 0.46\text{m}$$

e) No, 5 の土被り

$$\text{下流} = 10.10 - (9.56 + 0.15) = 0.39\text{m}$$

$$\text{上流} = 10.10 - (9.58 + 0.15) = 0.37\text{m}$$

f) No, 6 の土被り

$$\text{下流} = (\text{地盤高}) 10.00 - \{(\text{管底高}) 9.10 + (\text{管径}) 0.15\} = 0.75\text{m}$$

$$\text{上流} = (\text{地盤高}) 10.00 - \{(\text{管底高}) 9.41 + (\text{管径}) 0.15\} = 0.44\text{m}$$

(6) ます深

ます深とは地面から下流の管底までの深さをいう。いわゆる地盤高から下流の管底高を差引いたものである。

a) No, 1 ます深

$$10.45 - 10.15 = 0.30\text{m}$$

(※以下、上式にて順次計算していく)

b) No, 2 ます深

$$10.40 - 10.01 = 0.39\text{m}$$

c) No, 3 ます深

$$10.30 - 9.85 = 0.45\text{m}$$

d) No, 4 ます深

$$10.25 - 9.67 = 0.58\text{m}$$

e) No, 5 ます深

$$10.10 - 9.56 = 0.54\text{m}$$

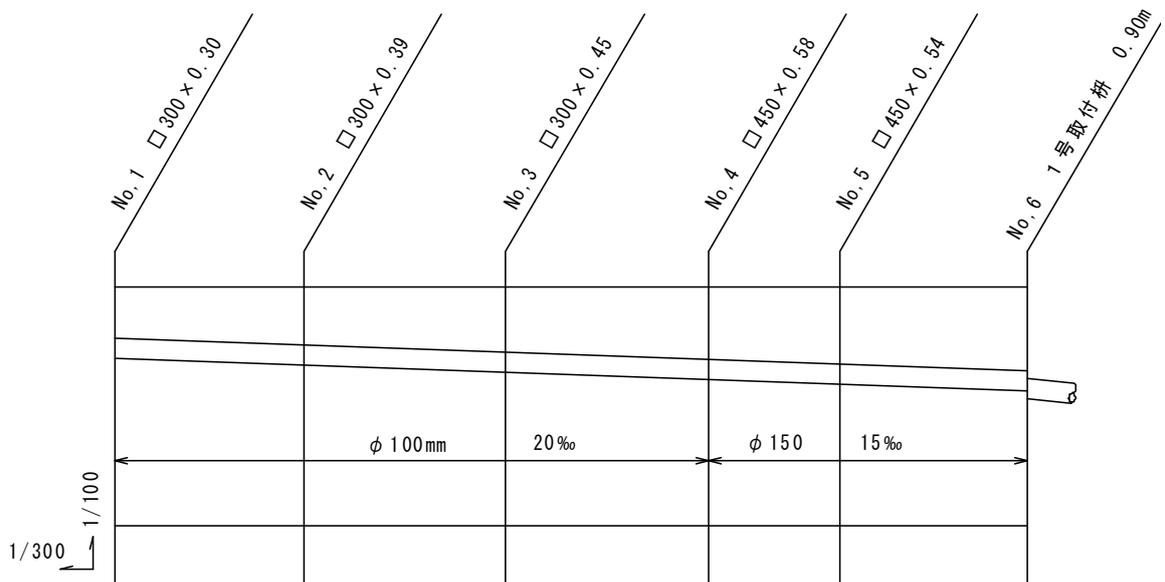
f) No, 6 ます流入深

$$(\text{地盤高}) 10.00 - (\text{下流管底高}) 9.41 = 0.59\text{m}$$

以上の結果を縦断面図の各測点の欄外引出し線上に記入する。

(7) その他

所定の縮尺に従って地盤高、管底高を図示する。



測点	単距離	追加距離	地盤高 (m)	管底高 (m)	土被り (m)
No. 1	0	0	10.45	10.150	0.20
No. 2	6.00	6.00	10.40	10.030	0.27
				10.010	0.29
No. 3	7.00	13.00	10.30	9.870	0.33
				9.850	0.35
No. 4	8.00	21.00	10.25	9.690	0.46
				9.670	0.43
No. 5	6.00	27.00	10.10	9.580	0.37
				9.560	0.39
No. 6	10.00	37.00	10.00	9.410	0.44
				9.100	0.75

- 注 1. 土被りは硬質塩化ビニール管 (VU) を使用した場合の計算で管厚は 0cm と仮定した。
 2. 土被り = 地盤高 - (管底高 + 管径 + 管厚)
 3. ます深 = 地盤高 - 下流管底高 (ます内ステップ 2cm の落差)

第3編 事業場排水規制

第1章 事業場排水規制の概要

下水道の普及は、私たちの生活環境を快適なものにするとともに、川や海などの公共用水域の水質保全にますます大きな役割を果たすようになってきました。

下水処理場から公共用水域へ排出される放流水は、水質汚濁防止法や都道府県条例等によって厳しい水質規制を受けています。一方、下水道にその排水を排除する事業場に対しては、それらの規制は適用されず、代わりに、下水道法や公共下水道管理者が定める条例によって水質規制を受けることとなります。

1 排水規制の目的

事業場から排除される排水は様々な汚濁物質を含んでいて、それがそのまま下水道に排除された場合、その全てを下水処理場で除去できるわけではありません。下水処理場では、活性汚泥法という微生物の働きによって下水中の汚れを取り除く処理方法を一般的に採用しています。しかし、重金属類をはじめとした処理困難物質は、活性汚泥法では除去されずにそのまま処理水中に残留したり、さらには、活性汚泥中の微生物の働きを極端に弱らせたりすることがあります。また、ある種の排水は、管渠、ポンプ場等の施設を損傷・閉塞させ、ときには有害ガスを発生させて作業中の作業員の健康を著しく損なうこともあります。

したがって、下水道法や条例は、下水道施設の機能を保護し、処理場における良好な下水処理を確保するために、事業場から下水を排除する者に対して水質規制を課しています。

2 事業場排水の人体、及び下水道施設に与える影響

事業場排水が与える各種の影響については、次のようなものが考えられます。

- ア シアン化合物含有排水由来のシアンガス、及び腐敗物質含有排水由来の硫化水素の発生による作業員の中毒、施設腐食
- イ ガソリン等揮発性石油類による作業員の中毒、引火による爆発
- ウ 高温排水による下水の腐敗促進、施設損傷
- エ 強酸、強アルカリ排水による施設腐食、損傷、下水処理機能の阻害
- オ 食油、鉱油等の含油排水による管渠の閉塞、施設の劣化、作業性の悪化
- カ 鉛等処理困難物質による下水処理機能の阻害、処理過程で発生する汚泥の最終処分の困難化
- キ 高BOD（生物化学的酸素要求量）、SS（浮遊物質）含有排水による下水処理効率の低下等

第2章 特定施設と特定事業場

特定施設とは、次のいずれかの要件を備える汚水、または廃液を排出する施設で、水質汚濁防止法施行令及びダイオキシン類対策特別措置法施行令で定める施設をいいます。

ア 鉛、カドミウム等、人の健康に関わる被害を生ずる恐れのある物質を排出する施設（健康項目ということもあります。）

イ BOD（生物化学的酸素要求量）、pH（水素イオン濃度）等、生活環境に関わる被害を生ずる恐れのある物質を排出する施設（生活環境項目ということもあります。）

ウ ダイオキシン類を含む汚水又は廃液を排出する施設

特定施設として、次の施設が例として挙げられます。

ア ガソリンスタンド、自動車整備工場、自動車ディーラー等に設置される自動式車両洗車機

イ 総面積が420㎡以上の飲食店に設置される厨房施設

ウ 総面積が360㎡以上の弁当仕出屋に設置される厨房施設

エ 病床数が300床以上の病院に設置される厨房、洗浄、入浴施設

オ 屋内作業場の総面積が800㎡以上の自動車整備工場に設置される洗車施設

カ 電気メッキ施設

キ 酸、又はアルカリによる表面処理施設

ク DPE店に設置される自動式フィルム現像洗浄施設

ケ クリーニング店に設置される洗濯機

コ 豆腐店に設置される豆の湯煮施設

サ テトラクロロエチレン（パーク、又はパークレンも同様）を洗浄液として使用するコインランドリー

シ 工学部、理学部を設置している大学の試験室、実験室の洗浄施設

ス 漬物物等、保存食品製造工場に設置されている原料処理施設、洗浄施設、圧搾施設、湯煮施設

セ 牛房の総面積200㎡以上の牛房施設、馬房の総面積が500㎡以上の馬房施設等

ただし、水質汚濁防止法施行令で定めている特定施設の内、旅館、ホテル等に設置されている厨房施設（食堂関連面積420㎡以上ある場合は、除きます。）、洗濯施設、入浴施設については、下水道法ではその指定を受けません。

特定施設を設置する工場、事業場を特定事業場といいます。特定事業場からの排水については、下水道法によって公共下水道管理者が常に特定施設、及び排水の処理施設とともにその状況を把握できるようになっています。

特定施設の設置、構造等の変更、使用の廃止など特定施設を使用する上で状況の変化があった場合、その旨を、後に述べるように、下水道管理者に届け出なければなりません。

また、次の項目（直罰項目ともいいます）については、下水道法によって排除の制限がありません。

ア 健康項目

イ 一日当たりの平均した下水排除量（雨水を除く、トイレ排水、厨房排水、洗浄排水、工程

排水等その事業場からの排除下水量の全ての合計をいいます。) が 50m³以上の特定事業場が排除する生活環境項目

すなわち、排除の制限を超えた水質の下水を排除した者に対しては、法の規定によって6ヶ月以上の懲役、または20万円以下の罰金(過失の場合には、3ヶ月以下の禁固、又は10万円以下の罰金)に課せられることがあります。また、公共下水道管理者は、現に排水基準を超えて排水を排除していない事業場に対しても、処理施設の能力、及びその維持管理状況、原材料の消費実態等を勘案して、近い将来排水基準を超える恐れがあると認めるときは、特定施設の設置者に対して改善命令を下す場合もあります。さらに、必要と認めるときは、下水道への排除の停止命令を下す場合もあります。

第3章 除害施設

除害施設とは、第2章で述べた排除の制限を受けない排水、例えば特定事業場以外の事業場(一般事業場といいます。)、あるいは特定事業場であっても排除の制限を受けない事業場(日量50m³未満の特定事業場であって油、浮遊物質等生活環境項目のみを排除する事業場)から排除される排水について、その水質を条例で定める基準に適合させる施設をいいます。すなわち、直罰を受けない排水であってもその水質が下水道施設に損傷を与えたり、その機能を損なう恐れのある項目については、下水道管理者が条例で排水基準を定めることができることとなっています。

例として次のような処理施設が挙げられます。

- ア ガソリンスタンド(自動式車両洗浄施設の設置の有無を問わない。)に設置される**油水分離槽**
- イ ファミリーレストラン、中華料理店、ラーメン店等飲食店(日量50m³未満)に設置される**油水分離槽、加圧浮上施設、凝集沈殿施設**
- ウ 自動車整備工場(日量50m³未満)に設置される**油水分離槽**
- エ ゴミの最終処分場で生じる雨水浸出水の処理施設
- オ 人文科学、社会科学系の学部、学科のみを有する大学の学生食堂の**排水処理施設**
- カ 特定施設を設置していない事業場の社員食堂に設置される**油水分離槽、加圧浮上施設、凝集沈殿施設等**

条例は、下水道の利用者が条例で定めた排水基準を守らず排水を排除している場合について、公共下水道管理者は、利用者に対し除害施設の設置等を命ずることができるとしています。また、その命令に従わないときは、公共下水道への排水の排除の停止を命ずることができることをも定めています。

除害施設を設置する際には、後に述べるように、特定施設に関する届け出同様その旨を公共下水道管理者に届け出る必要があります。

第4章 特定施設・除害施設設置等の手続き

特定施設や除害施設の設置、構造等の変更、使用廃止等を行うときは、下水道法、及び下水道条例の規則に従い、次の各届け出を公共下水道管理者に行うことが義務づけられています。

なお、藤沢市についてはその届け出先は、下水道業務課排水設備担当です。

(〒251-8601 藤沢市朝日町1-1 TEL 0466(25)1111)

1 特定施設に関する届け出

ア 特定施設設置届（法第12条の3第1項）

特定施設を新たに設置しようとするときは、次の事項を公共下水道管理者に届け出なければなりません。また、届け出は、設置しようとする日から起算して60日以上前で行わなければなりません。

- (1) 氏名または名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者名
- (2) 工場または事業場の名称及び所在地
- (3) 特定施設の種類
- (4) 特定施設の構造
- (5) 特定施設の使用の方法
- (6) 特定施設から排出される汚水の処理方法
- (7) 公共下水道に排除される下水の量及び水質その他の国土交通省令で定める事項

イ 特定施設使用届その1（法第12条の3第2項）

水質汚濁防止法施行令の改正により新たに特定施設となった施設を現在設置している場合、その施設が特定施設となった日から30日以内に届け出が必要です。その際、届け出る事項は、アと同様です。

ウ 特定施設使用届その2（法第12条の3第3項）

これから公共下水道を使用しようとする事業場が特定施設を設置している場合、その特定施設についての届け出が公共下水道に使用することとなった日から30日以内に必要です。その際、届け出る事項は、アと同様です。

エ 特定施設構造変更届（法第12条の4）

アからウまでの届け出をした者が届け出た事項を変更しようとする場合、届け出が必要です。届け出を行った者は、その届け出が受理されてから60日を経なければ、その変更を実施してはいけません。

オ 実施制限期間短縮願（法第12条の6第2項）

ア、及びエの届け出は、届け出が受理されてから60日間は届け出た内容を実施できません（実施制限期間）。その期間を短縮したいときは、希望短縮日数、及びその理由を添えて届け出る必要があります。公共下水道管理者は、届け出に関わる内容が相当であると認めた場合、実施制限期間の短縮を承認します。

カ 氏名変更届（法第12条の7）

特定施設に関する届け出を行った者は、次の事項に変更があった場合、変更があった日から30日以内にその旨を届ける必要があります。

- （1）氏名または名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- （2）工場または事業場の名称及び所在地

キ 特定施設使用廃止届（法第12条の7）

特定施設に関する届け出を行った者は、特定施設を廃棄したときは、その日から30日以内にその旨を届け出なければなりません。

ク 特定施設承継届（法第12条8）

特定施設に関する届け出を行った者の地位を次の行為によって承継を受けた者は、その承継が行われた日から30日以内にその旨を届け出なければなりません。

- （1）特定施設に関する届け出を行った者からその届け出に関わる特定施設を譲り受け、または借り受けた場合
- （2）特定施設に関する届け出を行った者について、相続、または合併があった場合

ケ 事故届出書（法第12条9）

特定事業場から有害物質又は油を含む下水が公共下水道に流入する事故が発生したときは、直ちに、当該下水の排出を防止するための措置を講じ、速やかに事故の状況及び講じた措置の概要を届け出なければなりません。

2 除害施設に関する届け出

排除の制限を受けない下水について、下水道条例では、下水道管渠、ポンプ施設、及び処理場の機能の保全のために必要な措置を講ずることを定めています。すなわち、条例第29条で定める基準を超えた水質の下水を排除して公共下水道を使用する者は、その水質基準に適合するよう何らかの措置を講じなければなりません。除害施設の設置を含めたその措置を称して除害施設の設置等といいます。除害施設関連の届け出には、次のようなものがあります。

ア 除害施設設置等届出（条例第30条第1項）

次に該当する者は、その旨を公共下水道管理者に届け出なければなりません。

- （1）公共下水道を使用している者が、除害施設の設置等、及び増・改築を行うとき
- （2）公共下水道を使用している者が、設置している除害施設の増・改築を行うとき
- （3）排水設備の設置工事を行い公共下水道を使用しようとする者が、除害施設の設置等を行うとき
- （4）排水設備の設置工事を行い公共下水道を使用しようとする者が、既に除害施設を設置しているとき

イ 除害施設新設等工事完了届（条例第30条第3項）

アの（1）から（3）によって届出を行った者は、その工事が完了した日から5日以内にその旨を届け出なければなりません。

ウ 除害施設休止・廃止届（条例第30条第5項）

アにより届出を行った者が、除害施設の使用を休止し、または廃止したときは、その旨を速やかに届け出なければなりません。

エ 除害施設管理責任者選任届（条例第31条）

除害施設を設置した者は、その施設を適切な維持管理するために、除害施設を設置した日から60日以内に除害施設管理責任者を選任し、また選任した日から15日以内にその旨を公共下水道管理責任者に届け出なければなりません。選任された者が疾病等でその責務を全うできないときは、その代理人を選任しその事由が発生した日から30日以内に公共下水道管理者に届け出なければなりません。ただし、代理をすることができる期間は、事由が発生した日から90日以内です。

※以上の届出部数は2部提出とします。

第5章 特定施設・除害施設設置者の責務

基準を超えた水質の排水は、第1章（事業場排水規制の概要）で述べたように下水管渠、ポンプ施設、下水処理場の維持管理、及び処理水の水質に大きな影響を与えます。

そこで、特に特定施設、及び除害施設の設置者に対して条例は、水質の測定義務を課し、適切な施設の運転を行うことを求めています（条例第33条）。その水質結果は保存し、公共下水道管理者の求めに応じていつでも提出できるようにしておかなければなりません（条例第34条）。

また、法第13条は下水道管理者に対し、職員を特定施設、除害施設、その他の物件を検査させるために工場、事業場の敷地内に立ち入らせることを認めています。この、立ち入り検査については事業者は人の住居に使用する建物に立ち入る場合の他は、拒む事はできません。

第 6 章 事業場からの下水排除基準

事業場からの排水の排出基準は、次の表のとおりです。

(平成24年5月25日現在)

物質または項目	対象者	単位	特定施設を設置している者		特定施設を設置していない者
			50m ³ /日以上	50m ³ /日未満	
健康項目	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.1		0.1
	シアン化合物	mg/L	1		1
	有機リン化合物	mg/L	0.2		0.2
	鉛及びその化合物	mg/L	0.1		0.1
	六価クロム化合物	mg/L	0.5		0.5
	砒素及びその化合物	mg/L	0.1		0.1
	水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	mg/L	0.005		0.005
	アルキル水銀化合物	mg/L	検出されないこと		検出されないこと
	P C B	mg/L	0.003		0.003
	トリクロロエチレン	mg/L	0.3		0.3
	テトラクロロエチレン	mg/L	0.1		0.1
	ジクロロメタン	mg/L	0.2		0.2
	四塩化炭素	mg/L	0.02		0.02
	1, 2-ジクロロエタン	mg/L	0.04		0.04
	1, 1-ジクロロエチレン	mg/L	1		1
	シス1, 2-ジクロロエチレン	mg/L	0.4		0.4
	1, 1, 1-トリクロロエタン	mg/L	3		3
	1, 1, 2-トリクロロエタン	mg/L	0.06		0.06
	1, 3-ジクロロプロペン	mg/L	0.02		0.02
	チウラム	mg/L	0.06		0.06
	シマジン	mg/L	0.03		0.03
	チオベンカルブ	mg/L	0.2		0.2
	ベンゼン	mg/L	0.1		0.1
	セレン及びその化合物	mg/L	0.1		0.1
	ほう素及びその化合物	mg/L	230<10>		230<10>
	ふつ素及びその化合物	mg/L	15<8>		15<8>
1, 4-ジオキサン	mg/L	0.5		0.5	
アンモニア性窒素、 亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素	mg/L	380		380	
ダイオキシン類	pg-TEQ/ L	10		10	
生活環境項目	フェノール類	mg/L	0.5	0.5	
	銅及びその化合物	mg/L	3 <<1>>	3 (1)	
	亜鉛及びその化合物	mg/L	2 <<1>>	2 (1)	
	鉄及びその化合物(溶解性)	mg/L	10 <<3>>	10 (3)	
	マンガン及びその化合物(溶解性)	mg/L	1	1	
	クロム及びその化合物	mg/L	2	2	
	生物化学的酸素要求量	mg/L	600	600	
	浮遊物質	mg/L	600	600	
	ノルマルヘキサン 鉱油類	mg/L	5	5	
	抽出物質 動植物油脂類	mg/L	30	30	
	水素イオン濃度	—	5を超え9未満	5を超え9未満	
	温度	℃	45未満		
沃素消費量	mg/L	220			
ニッケル含有量	mg/L	1			

※ 《 》内の数値は、東部及び流域処理区内の新設の事業場（昭和46年11月1日以降に設置されたもの（工事中を含みます。））に適用されます。

※ ()内の数値は、東部及び流域処理区内の事業場に適用されます。

※ 内の数値は、除害施設の設置等に関わる基準、その他は直罰の規制に関わる基準です。

※ ほう素及びその化合物、ふつ素及びその化合物の< >内の数値については、東部処理区内の事業場等に適用されます。

第7章 届出様式

様式第六（第八条関係）

特定施設設置届出書

年 月 日

藤 沢 市 長 殿

申請者

住所

電話番号

氏名又は名称及び法人にあ
つてはその代表者の氏名

印

下水道法第12条の3第1項（下水道法第25条の10において準用する同法第12条の3第1項）の規定により、特定施設の設置について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※整理番号	
工場又は事業場の所在地		※受理年月日	年 月 日
特定施設の種類		※施設番号	
△特定施設の構造	別紙のとおり。	※審査結果	
△特定施設の使用の方法	別紙のとおり。	※備 考	
△汚水の処理の方法	別紙のとおり。		
△下水の量及び水質	別紙のとおり。		
△用水及び排水の系統	別紙のとおり。		

備考

- 1 申請者等の氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略できることとする。
- 2 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
- 3 ※印の欄には、記載しないこと。
- 4 別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。

様式第七（第九条関係）

特定施設使用届出書

年 月 日

藤 沢 市 長 殿

申請者
住所

電話番号

氏名又は名称及び法人にあ
ってはその代表者の氏名

印

{ 下水道法第12条の3第2項（下水道法第25条の10において準用する同法第12条の3第2項）
 { 下水道法第12条の3第3項（下水道法第25条の10において準用する同法第12条の3第2項）
 条の3第3項） } の規定により、特定施設の使用について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※整理番号	
工場又は事業場の所在地		※受理年月日	年 月 日
特定施設の種 類		※施設番号	
△ 特定施設の構造	別紙のとおり。	※審査結果	
△特定施設の使用の方法	別紙のとおり。	※備 考	
△汚水の処理の方法	別紙のとおり。		
△下水の量及び水質	別紙のとおり。		
△用水及び排水の系統	別紙のとおり。		

備考

- 1 申請者等の氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略できることとする。
- 2 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
- 3 ※印の欄には、記載しないこと。
- 4 別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。

様式第八（第十条関係）

特定施設の構造等変更届出書

年 月 日

藤 沢 市 長 殿

申請者
住所

電話番号

氏名又は名称及び法人にあ
ってはその代表者の氏名

印

下水道法第12条の4（下水道法第25条の10において準用する同法第12条の4）の規定により、特定施設の構造等の変更について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※ 整理番号	
工場又は事業場の所在地		※ 受理年月日	年 月 日
特定施設の種類		※ 施設番号	
△特定施設の構造（特定施設の使用の方法、汚水の処理の方法、下水の量及び水質、用水及び排水の系統）	別紙のとおり。	※ 審査結果	
		※ 備考	

備考

- 1 申請者等の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略できることとする。
- 2 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
- 3 ※印の欄には、記載しないこと。
- 4 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照されるものとする。
- 5 別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。

様式第十（第十二条関係）

氏名変更等届出書

年 月 日

藤 沢 市 長 殿

申請者
住所

電話番号

氏名又は名称及び法人にあ
ってはその代表者の氏名

氏名（名称、住所、所在地）に変更があったので、下水道法第12条の7（下水道法第25条の10において準用する同法第12条の7）の規定により、次のとおり届け出ます。

変更の内容	変 更 前		※ 整 理 番 号	
	変 更 後		※受理年月日	年 月 日
変 更 年 月 日			※ 施 設 番 号	
変 更 の 理 由			※ 備 考	

備考

- 1 ※印の欄には、記載しないこと。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第十一（第十二条関係）

特定施設使用廃止届出書

年 月 日

藤 沢 市 長 殿

申請者
住所

電話番号

氏名又は名称及び法人にあ
ってはその代表者の氏名

特定施設の使用を廃止したので、下水道法第12条の7（下水道法第25条の10
において準用する同法第12条の7）の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※整理番号	
工場又は事業場の所在地		※受理年月日	年 月 日
特定施設の種 類		※施設番号	
特定施設の設置場所		※備 考	
使用廃止の年月日	年 月 日		
使用廃止の理由			

備考

- 1 ※印の欄には、記載しないこと。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第十一（第十二条関係）

承 継 届 出 書

年 月 日

藤 沢 市 長 殿

申請者

住所

電話番号

氏名又は名称及び法人にあ
つてはその代表者の氏名

特定施設に係る届出者の地位を承継したので、下水道法第12条の8第3項（下水道法第25条の10において準用する同法第12条の8第3項）の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※整理番号	
工場又は事業場の所在地		※受理年月日	年 月 日
特定施設の種類		※施設番号	
特定施設の設置場所		※備 考	
承 継 の 年 月 日	年 月 日		
被承継者	氏名又は名称		
	住 所		
承 継 の 原 因			

備考

- 1 ※印の欄には、記載しないこと。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式3

事 故 届 出 書

年 月 日

藤沢市下水道管理者 様

住所 _____

法人又は代表者氏名 _____ 印 _____

下水道法第12条の9の規定により、事故の状況および事故に対して講じた措置について、届出します。

特定事業場名		
事業場の所在地		
事 故 状 況	事故の発生日時	
	事故の発見方法	
	事業場内の事故の発生場所	
	発生原因	自然災害 ・ 施設の老朽化 ・ 操作ミス ・ その他()
	下水道に流入した有害物質等	
	下水道への流入物質(推定)	
	応急の措置の内容	
本事故対応の問合せ先	氏名:	
	TEL:	FAX:
備考		

(第30条第1項、第4項関係)

除 害 施 設 設 置 等 届

藤 沢 市 長	年 月 日 〒 ー 住 所 _____ 設 置 者 氏 名 _____ 印 (電話 _____)
次のとおり届けます。	
区 分	<input type="checkbox"/> 新 設 <input type="checkbox"/> 増 設 <input type="checkbox"/> 改 築 <input type="checkbox"/> 設置済
設 置 場 所 及 び 使 用 者	(電話 _____)
除 害 施 設 施 工 者	(電話 _____)
排 水 設 備 施 工 者	指定工事店番号 号 (電話 _____)
工 事 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
製 品 名	_____
生 産 量	_____
作 業 時 間	時 分から 時 分まで
休 業 日	_____
添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 別紙 <input type="checkbox"/> 付近の見取り図 <input type="checkbox"/> 配置図 <input type="checkbox"/> 生産工程図 <input type="checkbox"/> 除害施設の設計書 <input type="checkbox"/> 資金計画書
備考 申請者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う 場合においては、押印を省略できることとする。 届出書の大きさは日本工業規格A4とし、別添する書類、図面等について ても、折り畳む等して届出書の大きさにそろえること。	

(第30条第3項関係)

除 害 施 設 新 設 等 工 事 完 了 届

年 月 日	
藤 沢 市 長	〒 ー
設置者	住所 _____
	氏名 _____ 印
	(電 話 _____)
次のとおり届けます。	
1 届 出 区 分	<input type="checkbox"/> 新 設 <input type="checkbox"/> 増 設 <input type="checkbox"/> 改 築
2 設 置 場 所	
3 施 設 内 容	
4 完 了 年 月 日	年 月 日
5 使 用 開 始 年 月 日	年 月 日
6 除 害 施 設 施 工 者	(電 話 _____)
7 排 水 設 備 施 工 者	(電 話 _____)
8 備 考	
備考 申請者の氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）の記載を自署で行う 場合においては、押印を省略できることとする。 届出書の大きさは日本工業規格A4とし、別添する書類、図面等について も、折り畳む等して届出書の大きさにそろえること。	

(第30条第5項関係)

除 害 施 設 休 止 ・ 廃 止 届

年 月 日	
藤 沢 市 長	
〒 ー	
住所 _____	
設置者 _____	
氏名 _____ 印	
(電 話 _____)	
次のとおり届けます。	
区 分	<input type="checkbox"/> 休 止 <input type="checkbox"/> 廃 止
工場又は事業場の名称	
工場又は事業場の所在地	
除害施設の種類	
除害施設の設置場所	
休止・廃止の年月日	年 月 日
休止・廃止の理由	
備考 申請者の氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略できることとする。 届出書の大きさは日本工業規格A4とし、別添する書類、図面等についても、折り畳む等して届出書の大きさにそろえること。	

(第31条第1項関係)

除 害 施 設 管 理 責 任 者 選 任 届

藤 沢 市 長	年 月 日
	〒 ー
	住 所 _____
	設 置 者
	氏 名 _____ 印
	(電 話 _____)
次 の と お り 届 け ま す。	

1 除 害 施 設 管 理 責 任 者	(1) 氏 名	
	(2) 住 所	
	(3) 資 格	
	(4) 資 格 取 得 年 月 日	年 月 日
	(5) 所 属 部 課 名	
	(6) 生 年 月 日	年 月 日 生 歳
2 設 置 場 所		
3 備 考		

備考 申請者の氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）の記載を自署で行う
場合においては、押印を省略できることとする。
届出書の大きさは日本工業規格A4とし、別添する書類、図面等につい
ても、折り畳む等して届出書の大きさにそろえること。

第4編 排水設備の事務取扱い

第1章 指定工事店と排水設備責任技術者

(藤沢市下水道条例説明)

1. 1 指定工事店制度の目的 (条例第6条関係)

本市では、公共下水道、流域下水道の適正な維持管理を図るため、公共下水道及び暗渠となっている下水道へ宅地内の下水を排除するために設ける排水設備等の工事については、下水道法・同法施行令・藤沢市下水道条例・同条例施行規則（以下「法令」という。）で定める技術上の基準に適合するよう、すべての排水設備工事は、市長が指定する指定工事店でなければ行うことができない。

1. 2 指定工事店と排水設備責任技術者 (条例第7条・第17条関係)

指定工事店の指定を受けるには、条例第7条に規定する各要件を備えていなければならないが、特にその要件のひとつとして神奈川県下水道協会が行う認定試験に合格し、もしくは更新講習を受講し藤沢市に登録した排水設備工事責任技術者を専属させなければならない。

これは、指定工事店制度の目的である法令の技術上の基準に適合した適正な排水設備の工事を確実に指定工事店が行うため、必要な知識技能をもった排水設備工事責任技術者にこの工事の設計及び施工を行わせることとするものである。

1. 3 指定工事店の義務 (条例第12条関係)

指定工事店制度の目的達成のため指定工事店は種々の義務を課せられている。従って、指定工事店が実際にその業務を遂行するにあたり万一これらの義務に違反した場合は、当然指定の取り消し等の処分を受けることにもつながるので、この業務を遵守するという事は特に重要である。

- (1) 排水設備の新設等の工事の申込みを受けたときは正当な理由がない限り拒否しないこと。
- (2) 排水設備の新設等の設計及び施工は、適正な価格で誠実かつ迅速に実施すること。
- (3) 排水設備の新設等の工事の請負契約の締結に際しては、請負代金の額、工事着手の時期、工事完成の時期その他必要事項を明示すること。
- (4) 排水設備の新設等の完成検査合格後において1年以内に生じた故障については、無償で補修すること。ただし、不可抗力または使用者側の故意もしくは過失によるものと認められるものについては、この限りではない。
- (5) 排水設備の新設等の工事は、専属の責任技術者にその技術に関する全ての事項を担当させること。
- (6) その計画について条例第5条第1項前段の規定による確認を受けていない排水設備の新設等の工事を施工しないこと。
- (7) 名義を他人に貸与し、または、下請人に工事を施工させないこと。
- (8) 排水設備の新設等の工事に使用する材料は、市長が指定する規格のもの、または別に定めるところにより、市長がこの市の区域内における排水設備材料として適当なものと認定したものとすること。
- (9) 工事の施工に関する使用人の行為については、全て責任を負うこと。
- (10) 災害等の緊急事態が発生した場合において、市長から協力の要請があったときは、これに協力するように努めること。

1. 4 指定工事店の資格要件（条例第7条関係）

指定工事店として市長の指定を受けようとする者は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 専属して従事する責任技術者を1人以上置くこと。
- (2) 工事の施工に必要な設備及び機械器具を有すること。
- (3) 神奈川県内の区域内に営業所が存すること。
- (4) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者
 - イ 条例第15条第1項の規定により指定工事店としての指定を取り消され、その取り消しの日から起算して2年を経過しない者
 - ウ 条例第23条第1項の規定により責任技術者としての登録を抹消され、その抹消の日から起算して2年を経過しない者
 - エ 業務に関し不正又は不誠実な行為をする恐れがあると認めるに足りる相当の理由がある者
 - オ 法人であつて、役員のうちアからエまでのいずれかに該当する者があるもの

1. 5 排水設備責任技術者（条例第17条関係）

排水設備責任技術者は、神奈川県下水道協会が行う資格認定試験に合格等をし、藤沢市に登録した者である。

この排水設備責任技術者と指定工事店の関係については、「1. 2」で述べたとおりであり、排水設備責任技術者は、この指定工事店制度の目的と自己の職責を十分に認識しその職務と義務を確実に履行しなければならない。

(1) 排水設備技術者の職務（条例第22条関係）

排水設備責任技術者は、排水設備の新設等の設計及び工事の施工に関する一切の事項にあたらなければならない。

排水設備責任技術者が、排水設備の設計をする場合は、法令の技術上の基準に適合するよう設計し、その工事の監督管理にあたっては、条例第5条に規定する排水設備等の計画について市長の確認を受けたものに基づいて適正な工事を施行するよう努めなければならない。また市長の検査時に立会いを拒んではならない。

(2) 排水設備責任技術者の義務（条例第19条第2項関係）

排水設備責任技術者は、工事の監督管理にあたる時は、常に、排水設備責任技術者証を携帯し関係人の請求があつたときは提示を拒んではならない。

(3) 排水設備責任技術者の資格及び欠格事項（条例第17条関係）

1. 責任技術者となることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- ① 神奈川県下水道協会（以下「協会」という。）が実施する下水道排水設備工事責任技術者の資格認定のための試験に合格した者。
- ② 協会が実施する下水道排水設備工事責任技術者の資格認定のための更新講習（以下「更新講習」という。）の課程を修了した者。
- ③ この市の技術職員として通算して5年以上下水道工事に関する実務に従事した者であつて、その職務の経歴により責任技術者の業務を行うのに十分な知識を有すると市長

が認めたもの。

2. 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する者は、責任技術者としての登録を受ける事ができない。

① 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権できないもの。

② 第23条第1項の規定により登録の抹消の処分を受け、その処分の日から起算して2年を経過しない者。

1. 6 指定工事店の取消しまたは効力の停止（条例第15条、第16条関係）

指定工事店が次の各号のいずれかに該当すると認められたときには、指定の取消し、または一定期間指定した効力を停止することがあり、排水設備の設計、施工を行うことができない。

(1) 不正の手段又は虚偽の申請により指定工事店の指定を受けたとき。

(2) 第7条の規定に適合しなくなったとき。

(3) 第12条の規定に違反したとき。

(4) 第13条又は前条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(5) 排水設備の新設等の設計及び工事の施工について不正があったとき。

(6) その施工する排水設備の新設等の工事が下水道施設の機能に障害を与え、又は与える恐れが大である場合において、市長が命じる措置を執らなかつたとき。

指定工事店は、上記(1)～(6)の規定により指定を取消し又は停止されたとき、または営業を廃止したときは、市長に指定工事店証を速やかに返納しなければならない。

1. 7 排水設備責任技術者の登録の抹消及び停止（条例第23条、第24条関係）

責任技術者が次の各号のいずれかに該当する場合、市長は、当該排水設備技術者等の登録を取消し、又は停止することができる。これにより排水設備工事責任技術者登録取消等決定通知書を受けたときは市長に責任技術者証を速やかに返納しなければならない。

(1) 不正の手段又は虚偽の申請により責任技術者の登録を受けたとき。

(2) 第17条第2項第1号に該当することとなったとき。

(3) 第20条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(4) 第22条第2項の規定に違反したとき。

(5) 排水設備の新設等の設計及び工事の施工について不正があったとき。

1. 8 指定工事店の指定の有効期間とその更新（条例第8条、第11条関係）

指定工事店の登録の有効期間は、5年である。したがって、指定工事店の指定を受けている有効期間満了後にも引き続いて指定を受けようとするときは、その満了の日の30日前までに更新の申請をしなければならない。

1. 9 責任技術者証の有効期間とその更新（条例第18条、第21条関係）

排水設備技術者証等の登録の有効期間は5年である。したがって、有効期間満了後も引き続き排水設備責任技術者として登録を受けようとする者は、その期間満了の日30日前までに継続の申請の手続きをしなければならない。その責任技術者証の更新手続きを怠ると、その資格を失うこととなるので注意すること。

第2章 指定工事店等の申請の手続き

2. 1 指定の申請（条例第8条、工事店規則第3条関係）

指定を受けようとする者は、排水設備指定工事店指定更新申請書（以下「指定申請書」という。）を作成し必要書類を添えて、市長へ提出すること。

指定申請書に添付する書類

- (1) 個人である場合においては、住民票の抄本並びに履歴書、印鑑登録証明書及び条例第7条第4号アに該当しない旨の証明書※
- (2) 法人である場合においては、登記事項証明書、定款の写し、代表者の履歴書及びその者の印鑑の証明書並びに役員が条例第7条第4号アに該当しない旨の証明書※
- (3) 営業所及び倉庫等の平面図及び写真並びに営業所及び倉庫等付近の地図
- (4) 専属の責任技術者の名簿及びその者との雇用関係を明らかにする書類
- (5) 排水設備の新設等の工事の施工に必要な機械及び器具並びに設備を記載した書類
- (6) 実印以外に通常使用する印鑑がある場合にはその届出書

市長は、指定の申請書を受けたときは、内容を審査して、この適否を決定し、排水設備指定工事店指定等決定通知書により通知する。この場合、指定を適当と認めるときは、藤沢市排水設備指定工事店証を申請者に交付する。なお手数料は10,000円である。

指定を受けた工事店は、上記指定工事店証を営業所内の見やすい場所に掲げておかなければならない。

※成年被後見人若しくは被保佐人でないことを証する書類として法務局で発行する「登記されていないことの証明書」と、破産者でないことを証する書類として本籍地の役所の発行する「身分証明書」の両方が監査役を含む役員全員分必要。

2. 2 指定の更新の申請（条例第11条、工事店規則第3条関係）

指定工事店は、指定期間満了後も引き続き指定を受けようとするときは、その満了の日の30日前までに、排水設備指定工事店指定更新申請書に、新規の指定と同じ書類を添付して提出しなければならない。

上記書類の更新申請があったときは、その適否を決定し、排水設備指定工事店指定等決定通知書により通知される。

指定の更新を受けた工事店は、新たな指定工事店証が交付される。なお手数料は5,000円である。

2. 3 指定工事店の異動の届出（条例第13条、工事店規則第8条関係）

指定工事店は、次の事由が生じた場合は、速やかに排水設備指定工事店異動届を提出しなければならない。

- (1) 営業所を移転したとき
- (2) 商号を変更したとき
- (3) 組織を変更したとき
- (4) 営業権を譲渡したとき
- (5) 専属の責任技術者に異動があったとき
- (6) 役員に異動があったとき

2. 4 営業の廃止等の届出（条例第14条関係）

指定工事店が次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該各号に掲げる者は、速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 条例第7条に規定する要件を欠くに至った場合 指定工事店
- (2) 指定工事店である個人が死亡した場合 その相続人
- (3) 指定工事店である法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であった者
- (4) 破産した場合 その破産管財人
- (5) 指定工事店である法人が合併及び破産以外の理由により解散をした場合 その清算人
- (6) 営業を廃止した場合 指定工事店（指定工事店が法人である場合は、当該法人を代表していた役員）
- (7) 営業を休止した場合 指定工事店

2. 5 指定工事店の調査（条例第25条関係）

市長は、必要があると認めたときは、指定工事店の店舗の状況、排水設備技術者の有無その他の資格要件を調査することができる。

年 月 日

排水設備指定工事店 **指定更新** 申請書

藤 沢 市 長

指定番号 第 _____ 号 ※更新の場合のみ記入
〒

住 所 _____

申請者 ふりがな
商号又は氏名 _____

ふりがな 代表者氏名 _____ 実印

指定に係る営業所の名称 _____

〒

営業所の所在地 _____

営業所の電話番号 (_____) _____

次のとおり、書類を添えて申請いたします。

申請区分	<input type="checkbox"/> 新規の指定	<input type="checkbox"/> 指定の更新
〔添付書類〕 <u>～この順番に綴ること</u>		
<input type="checkbox"/> 住民票の抄本		※1
<input type="checkbox"/> 印鑑登録証明書（市役所等で発行のもの）		※1
<input type="checkbox"/> 商業登記簿の謄本		※2
<input type="checkbox"/> 定款の写し		※2
<input type="checkbox"/> 印鑑証明書（法務局発行のもの）		※2
<input type="checkbox"/> ☆履歴書（代表者のもの）		
<input type="checkbox"/> 成年被後見人若しくは被保佐人でないことを証する書類 （法務局で発行する「登記されていないことの証明書」～代表者・監査役を含む <u>役員全員分</u> ）		
<input type="checkbox"/> 破産者でないことを証する書類 （本籍地の役所の発行する「身分証明書」～代表者・監査役を含む <u>役員全員分</u> ）		
<input type="checkbox"/> ☆営業所の平面図及び写真並びに営業所付近の地図（写真添付）		
<input type="checkbox"/> ☆専属の責任技術者名簿		
<input type="checkbox"/> 専属の責任技術者との雇用関係を明らかにする書類		
<input type="checkbox"/> ☆機械及び器具並びに設備調書（写真添付）		
<input type="checkbox"/> ☆使用印鑑届		
<input type="checkbox"/> その他（ _____ ）		
※ <u>法人</u> の申請の場合※1以外は全て添付、 <u>個人</u> の申請の場合※2以外は全て添付		
※ ☆印の書類は別添用紙に記入して添付		
※ 手数料 新規の指定：10,000円 指定の更新：5,000円		

上記の申請に基づき次のとおり決定してよいでしょうか。							起案	. .
部 長	課 長	主 幹	補 佐	主 査	担 当	公印使用	決裁	. .
							施行	. .
							記帳	. .
決定区分		<input type="checkbox"/> 適 合 <input type="checkbox"/> 不適合					受領日	. .
決定理由		藤沢市下水道条例による					受領印	

営業所の平面図及び写真並びに営業所付近の地図（写真添付）

営業所の所在地	〒
商号又は氏名	
営業所の名称	
営業所の平面図	建物の延べ面積 _____ m ²
営業所付近の地図	_____ 線 駅下車 バス・徒歩 _____ 分

- (注) 1 営業所の写真は、外部及び内部の状態がわかるもの数枚を裏面又はA4版の別紙に貼付けてください。
- 2 平面図は、間口及び奥行き寸法、机の配置状況等を記入してください。
- 3 地図は、最寄の駅から主な目標を入れてわかりやすく記入してください。
- 4 平面図、営業所付近の地図、写真とも別紙にしても結構ですがA4版の用紙に整理してください。

年 月 日

専属の責任技術者名簿

藤 沢 市 長

指定番号 第 _____ 号 ※更新の場合のみ記入

〒

住 所

申請者 ふりがな
商号又は氏名

ふりがな
代表者氏名 実印

指定に係る営業所の名称

〒

営業所の所在地

営業所の電話番号 (_____)

ふりがな 氏名	住 所	藤沢市登録 責任技術者証No.	使用印	摘 要
	〒			
	〒			
	〒			
	〒			
	〒			
	〒			
	〒			
	〒			

[注意事項]

- ※工事店と責任技術者の雇用関係を証する書類で次のいずれかを必ず添付して下さい
 - 組合健康保険、政府管掌健康保険被保険者証（雇用関係を証明できない国民健康保険証を除く）の写し
 - 雇用保険被保険者資格取得確認通知書及び保険料領収証の写し
 - 従業員全員の賃金台帳又は源泉徴収簿及び所得税納付額領収証の写し
- ※各責任技術者の使用印は責任技術者の登録の際に使用したものを捺印すること。

機械及び器具並びに設備調書（写真添付）

営業所の所在地	〒				
商号又は氏名					
営業所の名称					
事 務 所	面 積	敷地 m ²		建物 m ²	
	様 態	事務所専用・店舗住宅・その他（ ）			
	所 有	土地	自己所有・借地	建物	自己所有・借家
事 務 用 品	机・椅子 組 複写機 台 製図台 台 その他（ ）				
倉 庫	面 積	敷地 m ²		建物 m ²	
	所 有	土地	自己所有・借地	建物	自己所有・借家
機 械 器 具	排水設備用具	削岩機 台 カッター 台 ランマー 台 ショベル 台 測量器具 式 排水管清掃用具 台 その他（ ）			
	運搬用車両等	トラック 台 ダンプ 台 ライトバン 台 軽自動車 台 乗用車 台			
その他器具	保 安 設 備	工事表示板 基 工事予告板 基 警戒標識 基 保安灯 基 バリケード 基 回転灯 基 カラーコーン 個 照明灯 基 交通整理用具（ロープ・合図灯等） 式 その他（ ）			
	そ の 他	写真機 台 路面復旧表示板 枚 施工掲示板 枚 その他（ ）			
備考					

年 月 日

使用印鑑届

藤 沢 市 長

指定番号 第 _____ 号 ※更新の場合のみ記入
〒

住 所 _____

申請者 ふりがな
商号又は氏名 _____

代表者氏名 _____ 実印

指定に係る営業所の名称
〒

営業所の所在地 _____

営業所の電話番号 (_____)

藤沢市下水道条例及び藤沢市排水設備指定工事店規則に基づく手続に使用する印鑑を次のとおり届けます。

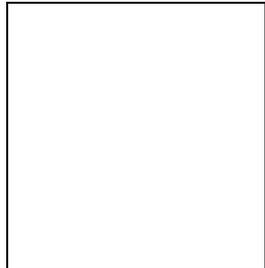
届出区分

新 規

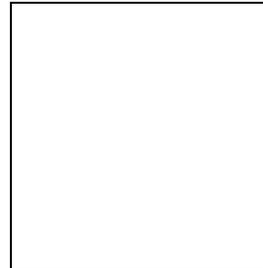
更 新

変 更

使用印



実 印



指定番号 号



藤沢市排水設備指定工事店証

商号又は氏名

住所

代表者氏名

指定に係る営業所の
名称及び所在地

藤沢市排水設備指定工事店として指定します。

指定の有効期間 年（平成 年） 月 日から
年（平成 年） 月 日まで

年（平成 年） 月 日

藤沢市長



年 月 日

排水設備指定工事店証亡失等届

藤 沢 市 長

〒
住 所 _____

申請者 ふ り が な
商号又は氏名 _____

ふ り が な
代表者氏名 _____ 印

指定に係る営業所の名称 _____

〒
営業所の所在地 _____
営業所の電話番号 () _____

排水設備指定工事店証の亡失等（亡失・滅失・汚損・破損）をしたので、再交付願います。

指定番号 第 号

有効期間 年 月 日から
年 月 日まで

理 由

上記の届出に基づき再交付してよいでしょうか。						起案	・	・
課 長	主 幹	課長補佐	主 査	担 当	公印使用	決裁	・	・
						施行	・	・
						記帳	・	・

(注意事項)

汚損又は破損の場合は指定工事店証を添付してください。
再交付手数料は 3,000 円です。
指定工事店証の受領の際は届出印を持参してください。

受領日 . .

受領印

年 月 日

排水設備指定工事店証記載事項変更届 排水設備指定工事店異動届

藤 沢 市 長

指定番号第 _____ 号

〒

住 _____ 所 _____

商号又は氏名 _____

代表者氏名 _____

印

指定に係る営業所の名称 _____

〒

営業所の所在地 _____

営業所の電話番号 _____ () _____

次のとおり、届け出ます。

届出区分	指定工事店証記載事項変更 (指定工事店証添付)	<input type="checkbox"/> 商号又は氏名 ※1	<input type="checkbox"/> 住所 ※1	<input type="checkbox"/> 代表者氏名 ※1	<input type="checkbox"/> 指定に係る営業所の名称 ※1	<input type="checkbox"/> 指定に係る営業所の所在地 ※1, ※2
	指定工事店異動	<input type="checkbox"/> 営業所の移転 ※2	<input type="checkbox"/> 商号又は氏名の変更 ※1	<input type="checkbox"/> 組織の変更 ※1	<input type="checkbox"/> 営業の譲渡 ※1	<input type="checkbox"/> 専属の責任技術者の異動 ※3
		<input type="checkbox"/> 役員の異動 ※1, ※4	<input type="checkbox"/> その他 ()			
内容	新					
	旧					
<input type="checkbox"/> 上記のとおり届出がありましたので指定工事店証の変更に係る事項の記載をしてよいでしょうか。 <input type="checkbox"/> 上記のとおり異動の届出がありました。					起案	. .
					決裁	. .
課長	主幹	課長補佐	主査	担当	公印使用	施行
						記帳

〔添付書類〕

- ※1 法人：商業登記簿謄本 個人：住民票の抄本又は外国人登録原票記載事項証明書
(営業の譲渡の場合譲受人のもの)
- ※2 営業所の平面図及び写真並びに営業所付近の地図 (別添用紙に記入～写真添付)
- ※3 専属の責任技術者名簿 (別添用紙に記入～雇用関係を証する書類添付)
- ※4 身分証明書 登記されていないことの証明書

年 月 日

排水設備指定工事店廃業等届

藤 沢 市 長

届 出 人 住 所 _____

氏 名 _____ 印

指定工事店 指 定 番 号 第 _____ 号

住 所 _____

商号又は氏名 _____

代表者氏名 _____

次の理由により営業の廃止等をしますので、藤沢市排水設備指定工事店証を添えて届け出ます。

- 藤沢市下水道条例第7条に規定する要件の欠損（届出人：指定工事店）
内容 _____
- 指定工事店である個人の死亡（届出人：相続人）
死亡年月日 _____
- 指定工事店である法人の合併による消滅（届出人：合併前の法人の代表者）
- 破産（届出人：破産管財人）
- 指定工事店である法人の合併及び破産以外の理由による解散（届出人：清算人）
理由 _____
- 営業の廃止（届出人：指定工事店）
- 営業の休止（届出人：指定工事店）
再開予定 _____

上記のとおり届出がありました。

課 長	主 幹	課長補佐	主 査	担 当	供覧	・	・
					閱了	・	・
					記帳	・	・

第3章 排水設備工事責任技術者の登録の手続き

3. 1 登録の手続き（条例第18条、工事店規則第10条関係）

神奈川県下水道協会が実施する下水道排水設備工事責任技術者試験は、登録資格の認定のための試験であり、藤沢市に登録しない限り排水設備責任技術者とはならない。この登録を受けようとする者は、排水設備工事責任技術者新規登録申請書に、次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 試験の合格証の写し又は更新講習の修了証の写し又は条例第17条第1項第3号の規定により知識を有すると認められた者であることを証する書面
- (2) 住民票の抄本又はこれに代わる書面
- (3) 条例第17条第2項第1号に該当しないための証明書※
- (4) 排水設備工事責任技術者新規登録・登録更新申請書の提出前3月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ2.5cm、横の長さ2cmの写真2枚

この申請受理後、市長が審査を行い、適当と認めた者を排水設備工事責任技術者として登録し、その者に、排水設備工事責任技術者証を交付する。なお登録手数料は3,000円である。

この排水設備工事責任技術者の資格をもつ者でなければ、排水設備工事の設計及び施工をすることはできない。

※成年被後見人若しくは被保佐人でないことを証する書類として法務局で発行する「登記されていないことの証明書」と、破産者でないことを証する書類として本籍地の役所の発行する「身分証明書」の両方が必要。

3. 2 更新の手続き（条例第21条、工事店規則第10条関係）

排水設備工事責任技術者は、その技術者証の登録有効期間満了後も引き続いて排水設備工事責任技術者の登録を受けようとするときは、期間満了の日前30日までに、排水設備工事責任技術者登録更新申請書に写真2枚を添えて提出しなければならない。

市長は、審査の上、適当と認める者を排水設備工事責任技術者等として登録更新する。なお手数料は2,000円である。

3. 3 責任技術者証の亡失等の届出（条例第19条第3項、工事店規則第12条関係）

排水設備工事責任技術者は、責任技術者証を亡失、滅失、汚損、破損したときは、速やかに排水設備工事責任技術者証亡失等届に写真2枚を添えて提出し、再交付を受けなければならない。

3. 4 排水設備工事責任技術者証の記載事項の変更（工事店規則第20条関係）

排水設備工事責任技術者等、技術者証の記載事項に変更が生じたときは、速やかに、排水設備工事責任技術者証記載事項変更届に、変更に係る事項を証する書類を添えて提出し、その変更に係る事項の記載を受けなければならない。

年 月 日

排水設備工事責任技術者新規登録申請書 登録更新

藤 沢 市 長

登録番号 No. _____ ※更新の場合のみ

〒

住 所 _____

電話番号 自宅・呼出 () _____

申請者

ふりがな
氏名印 _____ 印

生年月日 明治・大正・昭和・平成 年 月 日

ふりがな
勤務先 _____

次のとおり、書類を添えて申請いたします。

申請区分	<input type="checkbox"/> 新規登録	<input type="checkbox"/> 登録更新
------	-------------------------------	-------------------------------

〔添付書類〕

- 神奈川県下水道協会実施の下水道排水設備工事 ※1
責任技術者試験の有効な「合格証」の写し
【市が発行する責任技術者証の有効期限は合格証の期限に合わせさせていただきます】
- 神奈川県下水道協会実施の下水道排水設備工事 ※1
責任技術者更新講習の有効な「修了証」の写し
【市が発行する責任技術者証の有効期限は修了証の期限に合わせさせていただきます】
- 藤沢市下水道条例第17条第1項第3号の規定により知識を有す ※1
ると認められた者であることを証する書類
- 住民票の抄本又はこれに代わる書面
- 写真2枚（縦2.5cm 横2.0cm、無帽、正面、上半身、無背景、
申請書提出前3月以内に撮影、写真裏に氏名明記）
- 成年被後見人若しくは被保佐人でないことを証する書類
（法務局で発行する「登記されていないことの証明書」）
- 破産者でないことを証する書類（本籍地の役所の発行する「身分証明書」）

※1 新規の場合いずれか1点、更新の場合「修了証」の写しを添付してください。

※ 手数料 新規登録：3,000円 登録更新：2,000円

上記の申請に基づき次のとおり決定してよいでしょうか。						起案	・	・
課長	主幹	課長補佐	主査	担当	公印使用	決裁	・	・
						施行	・	・
						記帳	・	・
決定区分		<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適合				受領日	・	・
決定理由		藤沢市下水道条例による				受領印		

年 月 日

排水設備工事責任技術者証記載事項変更届

藤 沢 市 長

登録番号 No. _____
干

住 所 _____

ふりがな
氏 名 印 _____ 印

生年月日 明治・大正・昭和・平成 年 月 日

電話番号 自宅・呼出 () _____

次のとおり、書類を添えて届け出ます。

届出区分	<input type="checkbox"/> 住所の変更 <input type="checkbox"/> 氏名の変更				
変更内容	新				
	旧				
〔添付書類〕					
<input type="checkbox"/> 藤沢市排水設備工事責任技術者証のコピー <u>(必ず添付)</u> <input type="checkbox"/> 住民票の抄本又はこれに代わる書面 (住所の変更の場合) <input type="checkbox"/> 戸籍謄本又は抄本又はこれに代わる書面 (氏名の変更の場合)					
上記のとおり届出がありました。				供覧	・
課 長	主 幹	課長補佐	主 査	担 当	閱了
					記帳
					・
					・

年 月 日

排水設備工事責任技術者証亡失等届

藤 沢 市 長

登録番号 No. _____
〒

住 所 _____

電話番号 自宅・呼出 () _____

申請者 ふりがな _____ 印
氏名 _____
生年月日 明治・大正・昭和・平成 年 月 日

ふりがな _____
勤務先 _____

排水設備工事責任技術者証を亡失等（亡失・滅失・汚損・破損）しましたので、再交付願います。

理 由

上記の届出に基づき再交付してよいでしょうか。

起案 . .

課 長 主 幹 課長補佐 主 査 担 当 公印使用

決裁 . .

施行 . .

記帳 . .

(注意事項)

- ※ 写真2枚（縦2.5cm×横2.0cm）を添付してください。
- ※ 汚損又は破損の場合は責任技術者証を添付してください。
- ※ 再交付手数料は2,000円です。
- ※ 責任技術者証の受領の際は届出印を持参してください。

受領日

受領印

第4章 排水設備の確認申請の手続き

排水設備については、第2編で述べたところであるが、その申請の手続きは、次に述べるとおりである。

4. 1 総則

4. 1. 1 排水設備の計画の確認（条例第5条関係）

排水設備の新設、増設、改築又は修繕（以下「新設等」という。）を行おうとする者は、あらかじめ、その計画について排水設備新設等確認申請書に規則で定める書類を添付して工事着手の14日前までに申請し市長の確認を受けなければならない。

4. 1. 2 排水設備の新設・改築・修繕の定義

排水設備の新設・増設・改築とは、それぞれ次の場合をいう。

(1) 排水設備の新設

排水設備が敷設されていない土地に、排水設備を新たに設ける場合をいう。

(2) 排水設備の改築

既設の排水設備の全部、または一部を撤去して、同一箇所に改めて排水設備を設ける場合をいう。

(3) 排水設備の修繕

既設の排水設備を修繕する場合をいう。なお、

- ① ますの蓋、またはマンホールの蓋の据付け又は取替えの工事
- ② 防臭装置その他の排水設備の附属装置に係る修繕のための工事はこれに含まれない。

4. 1. 3 排水設備の設置

敷地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水設備は、単にその土地の下水を公共下水道に流入すればよいというのではなく、公共下水道を補完するものとして公共下水道の技術上の基準に準じて設置すべきものである。これは、公共下水道施設を管理する立場からその計画上、一定の水量、流速、または水質等の保持、及び排水設備の適正な接続を期し、公共下水道施設の機能の保全を図らなければならない。

このような観点から、公共下水道へ排水設備を接続させる方法については、法で定める規定、その施行令での技術上の基準と、各地方公共団体の条例の定めるところとされている。

4. 1. 4 排水設備の接続の方法

公共下水道及び市が維持管理している下水道へ、下水を流入させるために必要な排水設備等を接続させるときは、次の区分によらなければならない。

(1) 分流式の公共下水道

汚水と雨水を分離し、汚水の排水設備にあつては、汚水の取付ますへ、雨水の排水設備にあつては、原則雨水の取付ます、その他の排水設備に接続することとする。

下水の種類	分流式公共下水道		合流式公共下水道
	污水管	雨水管	
① 水洗便所からの汚水	○		○
② 台所からの汚水	○		○
③ 風呂場からの汚水	○		○
④ 洗面所からの汚水	○		○
⑤ 洗濯場からの汚水	○		○
⑥ 屋外洗場等からの汚水	○		○
⑦ 冷却水からの汚水	○		○
⑧ プールからの水	○		○
⑨ 地下構造物への侵入水	○		○
⑩ 潜熱回収型ガス給湯器のドレン排水	○		○
⑪ エアコンのドレン排水	○		○
⑫ その他雨水以外のすべての汚水	○		○
① 雨水（雨どいの雨水を含む）		○	○
② 地下水（地表に流れてくる湧水）		○	○
③ 雪どけ水		○	○
④ その他不用な自然水		○	○

（２）合流式の公共下水道

汚水と雨水を分離することなく、すべての下水を同一の排水設備にまとめ、合流式の取付ますに接続させなければならない。

4. 1. 5 排水設備の設計及び工事の施工者（条例第6条関係）

排水設備の工事は、公共下水道の適正な維持管理を図るため、法令等に定められた構造の基準に適合した施工がされなければならない。

本市では、この技術上の基準に適合した排水設備等の設置が確実に実施されるために指定工事店制度を設けているところであり、排水設備の新設等の設計及び施工は、市長が指定する工事店でなければ行うことができない。

4. 1. 6 排水設備等の計画の確認と指定工事店の義務（条例第5条関係）

4. 1. 1に記載のとおりである。

指定工事店が計画の確認を受けていないものについて工事を行った時は指定工事店の義務違反として条例第15条の規定により、取消し、又は停止等の処分を受ける。

4. 1. 7 排水設備工事等の変更の申請及び届出（条例第5条関係）

排水設備の新設等の工事を行う者は、確認を受けた事項を変更しようとするときは、工事着手前に排水設備新設等確認変更申請書を提出し、市長の確認を受けなければならない。

ただし、変更しようとする事項が排水設備の構造に影響を及ぼすおそれのないものであるときは、その旨を市長に届け出ることによって確認に代えることができる。

(1) 排水設備新設等確認申請の変更申請対象事項

1. すでに受けた確認通知書の指示事項が変わるとき。
2. 主管の排水ルートが変更又は追加になるとき。
3. 主管の管径が変わるとき。
4. 新たに排水ヘッダーを使用するとき。
5. ポンプによる排水が新たに必要になるとき。
6. その他、市長が特別に必要と認めたとき。

(2) 排水設備新設等確認申請の変更届対象事項

1. ますの数に変更が生じるとき。
2. 主管のます間の延長が 1.0m 以上の変更が生じるとき。
3. 枝管の管径が変わるとき。
4. 新たに床下配管に変更するとき。(主管の排水ルートの変更が生じないこと)
5. 排水器具(枝管)の新設(主管の排水ルートの途中)、廃止が生じるとき。
6. その他、変更申請対象以外のもの。

ただし、特例として特に緊急を要するときは事前に図面等で協議し、確認を受けて施工することができることとする。この場合は5日(休日を含む)以内に必ず変更確認申請を行うこと。

4. 1. 8 排水設備工事等の完成の届出(条例第26条関係)

排水設備等の計画の確認ののち工事に着手し、工事が完成した日から5日以内に排水設備新設等完成届を提出しなければならない。

この届けにより、市長は設置された排水設備について立入検査を行うものである。

4. 2 排水設備等の計画確認申請等の手続き

4. 2. 1 確認申請事務

排水設備の新設等を行おうとする者は、施工前にあらかじめその計画が排水設備の設置及び構造上の基準に適合するものであることについて、市長の確認を受けなければならない。また確認を受けた事項を変更しようとするときも、工事着手前に市長の確認を受けなければならない。

排水設備の新設等の設計及び工事の施工は、条例第6条において指定工事店でなければ行うことができない。

4. 2. 2 排水設備新設等確認申請書の作成方法

排水設備新設等確認申請書に、次に掲げる書類を添えて、工事着手日の14日前までに、市長に提出しなければならない。この場合、土地、家屋の状況により共同の所有者がいるときは、代表者を定め、その代表者が申請する。

(1) 平面図

表示すべき事項

ア 排水設備の設置(新設・増設・改築・修繕)しようとする土地(申請地)の境界

線及び方位

- イ 申請地付近の道路の配置
- ウ 申請地内にある建物及び台所・風呂・洗濯機・水洗便所・その他汚水を排除する施設の配置
- エ 申請地付近の公共下水道の配置
- オ 他人の排水設備を使用するときは、その他人の排水設備の配置
- カ 管渠の配置・形状（D）・寸法（L）・勾配（S）
- キ ます又はマンホール（人孔）の配置
- ク スクリーン・油脂止めの装置その他の除害施設・ポンプ施設または防臭装置を設けるときは、その配置
- ケ その他下水の排除の状況を明らかにするために必要な事項

注) 1. 管渠の表示については

○汚水系統 赤色

○雨水系統 青色

○既設排水施設(使用可能) 黒

2. 浸透ますの表示については

A型浸透ます A

B型浸透ます B

コンクリート型浸透ます シ

(平面図に各個数を明示する)

- (2) 縦断面図 3部
敷地(申請地)の面積が1ha以上であるとき、または指示のあった場合提出する。
- (3) 除害施設 ポンプ施設の図面 3部
除害施設、ポンプ施設を設けるときは、その形状、寸法及び能力を表示した図面
- (4) ディスポーザーキッチン排水処理システム関係書類 3部
当該システムを設けるときは仕様書維持管理業務委託契約書等の写しを添付する。
- (5) 案内図 3部
申請地の場所が明示できる縮尺(1/1000~1/3000)位のものを使用し、
街区番号のある地域については表示すること。
地図の写しも一例である。
- (6) 水洗便所改造等資金貸付申請書一式(工事見積書含む) 1部
藤沢市水洗便所改造等資金貸付条例に適合しかつ、排水設備資金の貸付を希望するもの。
- (7) 浄化槽雨水貯留施設転用工事費助成申請書一式(工事見積書含む) 1部
藤沢市浄化槽の雨水貯留施設転用工事費助成規則に適合し、かつ浄化槽雨水貯留施設転用工事費助成を希望するもの。
- (8) 配管立図
指示のあった場合提出する。
- (9) 公共下水道使用開始等届

4. 2. 3 確認申請書及びその他書類の提出先

確認申請書及びその他書類は、下水道業務課に提出しなければならない。

4. 2. 4 排水設備工事を期限内に完成できない者の取扱い（条例第3条関係）

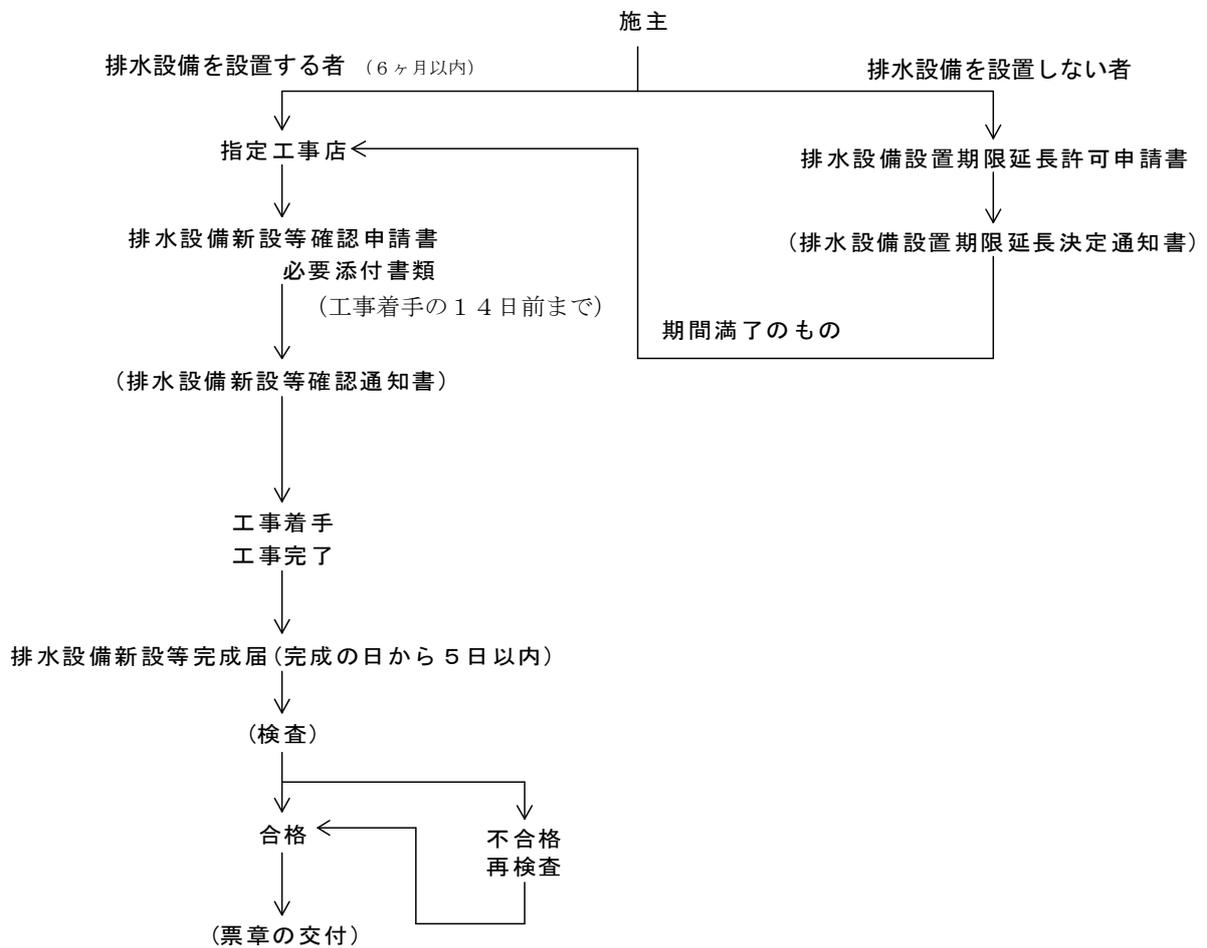
公共下水道の供用開始後6ヶ月以内に排水設備工事をしなければならないとされているが、指定期限内に排水設備工事を完成できない者は、排水設備設置期間延長許可申請書を提出し、その期間の延長の許可を受けることができ、排水設備設置期限延長決定通知書により通知される。

4. 2. 5 確認申請書の提出に伴う取扱い上の注意

市の管理する下水道（以下「公共下水道等」という）に、宅地内の下水を排除するため公道に接する民地に、公共下水道等に接続されたます（以下「取付ます」という）が設置されている。しかし、既設の公共下水道等には、このますが種々の事情により設置されていない場合があるので、その取扱いについて注意を要する。

この取付ますは、市で設置するますと、自費で設置するますとがあり、その手続きについては第11章を参照のこと。

申請から完成まで



※ 道路側溝への排水接続取扱い要領については、下水道業務課にある別冊子を参照下さい。

排水設備新設等確認申請書

年 月 日

藤 沢 市 長

住 所 _____

申請人
(代表者) ふりがな 氏 名 _____ 印

電 話 () _____

次のとおり申請します。
なお、排水設備の新設等の設計及び工事の施工を下記の指定工事店に委任します。

申 請 区 分	処理区域内 <input type="checkbox"/> 水洗便所新設（新築・建替） <input type="checkbox"/> し尿浄化槽廃止 <input type="checkbox"/> 汲取り便所改造 <input type="checkbox"/> その他（ ）	処理区域外 <input type="checkbox"/> 排水設備新設 <input type="checkbox"/> 浄化槽新設 <input type="checkbox"/> その他（ ）	貸付金 <input type="checkbox"/> 利用します <input type="checkbox"/> 利用しません
設 置 場 所	藤沢市		敷地面積 ㎡
設 置 者 区 分	<input type="checkbox"/> 一般家庭 <input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
排 水 量	1日平均 立方メートル		
工事着工予定年月日	年 月 日		
完成予定年月日	年 月 日		
指 定 工 事 店	住 所		
	商号又は氏名		指定番号
	代表者氏名		印 登録番号
	電話番号		
	専属の責任技術者氏名		印
取付ますの有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (公費 ・ 自費)		
添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 平面図4部 <input type="checkbox"/> 案内図3部		

上記申請に基づき審査の結果次のとおり決定してよいでしょうか。							起案	・	・	
<small>下水道業務課</small>							<small>公印使用承認</small>	決裁	・	・
課長	主幹	補佐	主査	担当	調査	調査		施行	・	・

決 定 区 分	<input type="checkbox"/> 支障がない <input type="checkbox"/> 支障がある
---------	---

決 定 理 由	藤沢市下水道条例（昭和36年条例第30号）第5条第2項による。
---------	---------------------------------

指 示 事 項	下水道法，藤沢市下水道条例その他の法令，例規等を遵守してください。 工事等が完成したときは，完成日から5日以内に市長に届け出て検査を受けてください。
---------	---

2013/04/01 改訂

排水設備新設等完成届

藤 沢 市 長		年 月 日	
		住 所 _____	
		届出人 (代表者) <small>ふりがな</small> 氏 名 _____ 印	
次のとおり届け出ます。		使用者氏名 _____ 水栓番号 _____	
届 出 区 分	処理区域内 <input type="checkbox"/> 水洗便所新設（新築・建替） <input type="checkbox"/> し尿浄化槽廃止 <input type="checkbox"/> 汲取り便所改造 <input type="checkbox"/> その他（ ）	処理区域外 <input type="checkbox"/> 排水設備新設 <input type="checkbox"/> し尿浄化槽新設 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
設 置 場 所	藤沢市		
指定工事店名	電話 ()		
排水設備新設等 確認通知日 及び通知番号	年 月 日 第 号		
完 成 年 月 日	年 月 日		
検査希望年月日	年 月 日		
上記届出に基づき検査の結果次のとおりでした。		起 案 . .	
課 長	主 幹	課長補佐	主 査 担 当
		決 裁 . .	
		章票交付 . .	
検 査 結 果	<input type="checkbox"/> 合 格 <input type="checkbox"/> 不 合 格 <input type="checkbox"/>		
検 査 事 項	_____ _____ _____ _____		
		貸付金交付年月日	. .
		年 月 日	検査員氏名 印

公共下水道使用開始等届

年 月 日

藤 沢 市 長

届出人
住 所

氏 名 印

連絡先☎

設置場所住所 藤沢市

フリガナ (かならず)

使用者氏名

次のとおり届けます。

区 分	公共下水道の使用	<input type="checkbox"/> 開始 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止	
	使用 者 の 変 更	新使用者氏名	
		旧使用者氏名	
	悪質下水の排水	<input type="checkbox"/> 開始 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止	
悪 質 下 水	<input type="checkbox"/> 量の変更	<input type="checkbox"/> 水質の変更	
開始年月日	年 月 日	井戸水使用の場合	
水栓番号		<input type="checkbox"/> 手動	<input type="checkbox"/> 動力 人
汚 水 の 種 類	<input type="checkbox"/> 家事汚水 <input type="checkbox"/> 団体汚水 <input type="checkbox"/> 営業汚水		
	<input type="checkbox"/> 工業汚水 <input type="checkbox"/> 浴場汚水 <input type="checkbox"/> その他の汚水		
建物区分	<input type="checkbox"/> 戸建 <input type="checkbox"/> 集合住宅 <input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> その他 ()		
上記の届け出により確認しました。			
参 事	主 幹	課長補佐	主 査
			担 当
			完成届確認
			供覧
			閱了
			記帳
処理区分	<input type="checkbox"/> 南部処理区 <input type="checkbox"/> 東部処理区 <input type="checkbox"/> 流域処理区 <input type="checkbox"/> その他		
区域区分	<input type="checkbox"/> 市街化区域	<input type="checkbox"/> 市街化調整区域	地域番号

※ 指定工事店名 _____

第5章 水洗便所改造等資金貸付の取扱い

5. 1 総則

5. 1. 1 水洗便所改造等資金貸付の目的（貸付金条例第1条関係）

認可区域において供用開始されている公共下水道への宅地内の下水の排除の促進を図り、本市の環境衛生の向上を図るために処理区域においては既設建物の、汲み取り便所を水洗便所に改造しようとする者または、尿尿浄化槽を廃止しようとする者、及び排水区域においては排水設備を新設する者に対して、次のような貸付け措置が講ぜられている。

5. 1. 2 貸付けの対象（貸付金条例第2条関係）

貸付けの対象は、次に定める者に対して行う。

- (1) 処理区域内において汲み取り便所を水洗便所に改造しようとする者、または、尿尿浄化槽を廃止しようとする者。

5. 1. 3 貸付けを受けることのできる者の資格（貸付金条例第3条関係）

貸付けの交付を受けることのできる者は、次に掲げる条件を備えた者で、管理者が貸付けの交付を適当であると認めた者であること。また、認可区域内における建築物の所有者、または占有者でなければならない。

- (1) 市県民税、固定資産税等納税義務のある税金、下水道受益者負担金及び下水道使用料のいずれも滞納していない者。
- (2) 償還能力を有する者。（課税対象となる年間所得が年間の償還金額を上回る者。）
- (3) 資格条件をみたす連帯保証人がある者。

5. 1. 4 連帯保証人の資格（貸付金条例第6条関係）

貸付けを受けようとする者は、排水設備の新設の確認を受ける際に、次に定める要件を備える連帯保証人と連署の上で市長に申請しなければならない。

- (1) 年齢20歳以上の者。
- (2) 課税対象となる年間所得が規定で定める金額以上（220万円）である者。
- (3) 市県民税、固定資産税、下水道受益者負担金及び下水道使用料のいずれも滞納していない者。

5. 1. 5 貸付けの額（貸付金条例第4条関係）

水洗便所改造資金及び排水設備資金の貸付け額は、工事に要した費用の範囲内で交付される。

貸付けの対象	貸付けの額
1 処理区域内において、汲み取り便所を水洗便所に改造するもの	1棟につき 500,000円以内
2 処理区域内において、尿尿浄化槽を廃止する者	1棟につき2器以上の大便器 1便器増すごとに 200,000円以内
3 排水区域内において、排水設備を新設する者	1棟につき 400,000円以内

※その他増額規定があります。

5. 1. 6 貸付金の利息（貸付金条例第5条関係）

貸付け金利息は、無利息とする。

5. 1. 7 貸付金の償還方法（貸付金条例第8条関係）

貸付金の交付を受けた者は（以下「借受人」という。）、当該貸付金を借受けた日の属する月の翌月から36ヶ月以内において毎月均等償還の方法によって毎年末日までに償還しなければならない。この場合において、償還金額に100円未満の端数があるときは、その端数金額は、第1回の償還額に合算するものとする。

市長は、天災その他やむを得ない理由があると認める場合においては、前項の規定に関らず、償還期間を延長することが出来る。

5. 1. 8 遅延損害金（貸付金条例第9条関係）

借受人が、償還期限までに納付しない場合、償還金額が2,000円以上のときは、償還金にその償還期限の翌日から償還の日までの日数に応じ、最初の1ヶ月は年2.9%、2ヶ月目以降は年9.2%の割合を乗じて得た金額に相当する遅延損害金を償還金額に加算して納付しなければならない。ただし、遅延損害金の割合については、藤沢市税外収入金に関する延滞金条例に規定する割合とする。

5. 1. 9 貸付けの交付時期（貸付金条例第7条関係）

貸付金は、下水道条例第26条の規定による市長の工事完成検査に合格した後に交付される。

5. 1. 10 貸付決定の取消し（貸付金条例第11条関係）

市長は、貸付金の交付を受けた者が、次のいずれかに該当すると認めるときは、貸付けの決定を取消し、すでに交付した貸付金を繰上償還させることができる。

- (1) いつわりその他不正の方法により、貸付けの決定を受け、その交付を受けたとき。
- (2) 前号に掲げるものの他、市長が貸付けを不相当と認めるとき。

5. 2 貸付けの申請の手続

貸付けを受けようとする者は、藤沢市下水道条例第5条の規定に基づく排水設備の新設等の確認を受ける際に、市長に水洗便所改造等資金貸付申請書に、必要な書類を添えて提出しなければならない。

添付書類

- (1) 水洗便所改造等資金借用証書
- (2) 委任状
- (3) 住民票の写し、所得を証する書類（所得（課税）証明書など）、納税証明書（市県民税と固定資産税の2枚）

水洗便所改造等資金貸付申請書

No. _____

年 月 日

藤 沢 市 長

申 請 人 住 所 _____

(フリガナ)
氏 名 印 _____ 印

電 話 (_____ 局) _____

連 帯 保 証 人 住 所 _____

(フリガナ)
氏 名 印 _____ 印

大正
生 年 月 日 昭和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 生
平成

電 話 (_____ 局) _____

次のとおり申請します。

なお、市長が資格要件に関する審査を行うにあたり、市が保有する関係資料を調査することを承諾します。

申 請 区 分	<input type="checkbox"/> 処理区域内の水洗便所改造及び排水設備新設工事に係る資金の借受け <input type="checkbox"/> 排水区域内の排水設備新設工事に係る資金の借受け					
予 定 工 事 費 及 び 貸 付 金 借 受 申 請 額	(1) 便 所 工 事 _____ 棟 (大便器 _____ 器) _____ 円 (2) 排 水 工 事 _____ 棟				貸付金借受申請額 _____ 円	
施 行 場 所	藤沢市					
家 屋 所 有 区 分	<input type="checkbox"/> 自 己 <input type="checkbox"/> 借 家 <input type="checkbox"/> その他 (_____)					
借 地 の 場 合 の 所 有 者 住 所 氏 名	住 所 _____ 氏 名 _____ 電話 (_____ 局) _____					
指 定 工 事 店 名 及 び 所 在 地	_____ 電話 (_____ 局) _____					
添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 住 民 票 <input type="checkbox"/> 所 得 を 証 する 書 類 <input type="checkbox"/> 納 税 証 明 書 (市 県 民 税 ・ 固 定 資 産 税)					
上記の申請を次のとおり決定してもよいでしょうか。						起 案 . .
下水道業務課						公印使用
課長	主幹	補佐	主査	担当	調査	
						施 行 . .
決 定 区 分	<input type="checkbox"/> 貸 付 け る <input type="checkbox"/> 貸 付 け ない				貸付対象区分 <input type="checkbox"/> 対象建築物 棟 <input type="checkbox"/> 大便器 器 <input type="checkbox"/> 雨水排水設備 <input type="checkbox"/> 私道等 (広敷地) <input type="checkbox"/> テラスハウス等 <input type="checkbox"/> その他	
決 定 理 由	貸付条例の規定による					
条 件	_____					
指 示 事 項	_____					
貸 付 ない 理 由	_____				貸付金交付年月日 . .	

収入印紙貼付欄
 (捺印すること)
 10万以下 200円
 50万以下 400円
 100万以下 1000円
 500万以下 2000円

水洗便所改造等資金借用証書

No.

- 1 借用金額 円
- 2 借用期間 年 月 日から
年 月 末日まで
- 3 利 息 無 利 息
- 4 償 還 方 法

次により毎月末日までに償還する。

- 1 回 目 円 年 月 日から
- 2回目以降 円 年 月 末日まで

藤沢市水洗便所改造等資金貸付条例及び同施行規則の該当事項了承のうえ、上記のとおり借用しました。

なお、借受人が償還できない場合は連帯保証人が遅滞なく償還します。

年 月 日

借 受 人 住 所 _____
 氏名印 _____

連帯保証人 住 所 _____
 氏名印 _____
 大正 _____
 生年月日 昭和 _____ 年 月 日生
 平成 _____

藤 沢 市 長

第6章 浄化槽の雨水貯留施設転用工事費助成の取扱い

6. 1 助成の目的（雨水転用助成規則第1条関係）

処理区域において、既設の浄化槽を雨水貯留施設に転用することにより、水資源の有効利用を積極的に推進するとともに、雨水の公共下水道への流出抑制を図ることを目的とする。

6. 2 助成の対象（雨水転用助成規則第3条関係）

処理区域において、排水設備を設置することにより不要となった浄化槽の機能を廃止し、当該浄化槽を雨水貯留施設に転用するための改造工事を行う者に対して行うものである。ただし、市税または下水道受益者負担金を滞納しているものは、助成の対象者とししない。

6. 3 助成の額（雨水転用助成規則第4条関係）

改造工事1件につき 40,000円

6. 4 助成の手続き（雨水転用助成規則第5条関係）

助成を受けようとする者は、浄化槽雨水貯留施設転用工事費助成申請書に次の書類を添えて、排水設備の計画の確認に係る申請と同時に市長に提出しなければならない。

(1)案内図、(2)平面図、(3)工事費内訳書、(4)その他市長が必要と認める書類

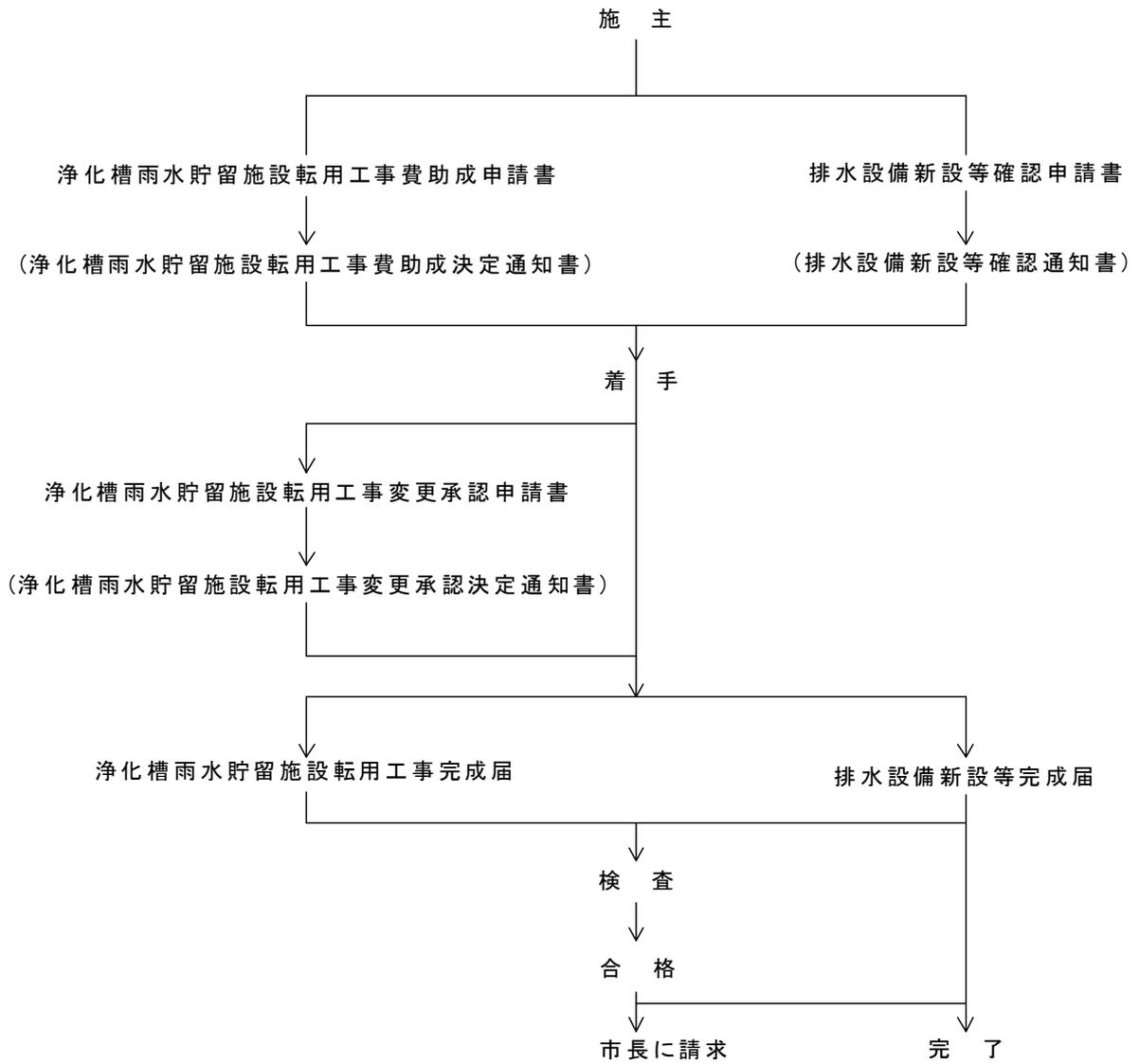
これらの申請があったときには、その内容を審査し、助成するかどうかを決定し、浄化槽雨水貯留施設転用工事費助成決定通知書により、申請者に通知する。

助成の決定を受けた者は、条例第5条の規定による排水設備の新設等の計画の確認を受けて速やかに工事に着手しなければならない。

また、助成の決定を受けた工事計画を変更しようとするときも、市長の承認を受けなければならない。

以上の手続きが完了し、工事が完成したときは、5日以内に浄化槽雨水貯留施設転用工事完成届を提出し、条例第26条の規定による排水設備新設等完成届をあわせて提出し、検査を受けなければならない。

助成金は、この工事完成検査合格後に交付する。



藤 沢 市 長 申請人		年 月 日 住 所 (フリガナ) 氏 名 印 電話番号						
藤沢市浄化槽の雨水貯留施設転用工事費助成金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。 なお、市長が資格要件に関する審査を行うにあたり、市が保有する関係資料を調査することを承諾します。								
改 造 工 事 場 所	藤 沢 市							
浄化槽の種別及び規模								
指 定 工 事 店 名 及 び 所 在 地								
添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 案内図 1 部 <input type="checkbox"/> 平面図 1 部 <input type="checkbox"/> 工事費内訳書 1 部							
この申請を次のとおり決定してよいでしょうか。		起案 . .						
下水道業務課		公印使用						
課長	主幹		補佐	主査	担当	調査	調査	決裁 . .
決 定 区 分		<input type="checkbox"/> 助成する <input type="checkbox"/> 助成しない						通知 . .
決 定 理 由								
条 件								
指 示 事 項								
助成しない理由								助成金交付年月日

浄化槽雨水貯留施設転用工事完成届

No. _____

藤 沢 市 長 <div style="text-align: right; margin-right: 100px;"> 届出者 住 所 _____ (フリガナ) 氏 名 _____ 印 電話番号 _____ </div>	年 月 日				
藤沢市浄化槽の雨水貯留施設転用工事費助成に係る改造工事が完成したので、次のとおり届けます。					
改造工事場所	藤沢市				
既に受けた助成決定の日付及び通知番号	年 月 日 第 号				
指定工事店名及び所在地					
完成年月日	年 月 日				
上記届出に基き検査の結果次のとおりでした。					
課長	主幹	課長補佐	主査	担当	起案 . .
					決裁 . .
検査結果	<input type="checkbox"/> 合格 <input type="checkbox"/> 不合格				
検査事項					
検査員氏名	印 検査年月日 . .				
助成金交付年月日	. .				

第7章 ポンプアップ施設設置工事費助成の取扱い

7. 1 助成の目的（ポンプ助成規定第1条）

認可区域内の公共下水道に排水可能な区域において宅地が公共下水道よりも低い場合、既存の建物から排水される汚水をポンプアップにより排水するものに対し設置費用の一部を助成し公共下水道の利用及び水洗化促進を図るものである。

7. 2 助成の対象（ポンプ助成規定第2条）

排水可能な区域内で既存の建物から排水される汚水を建物の敷地の地勢により自然流下で公共下水道に流入させることが困難なために汚水ポンプを設置しなければならないものに対して行うものである。ただし、市税・下水道受益者負担金を滞納している者はこの限りではない。

7. 3 助成の範囲（ポンプ助成規定第3条）

助成の範囲は、下水を排除するために設けるポンプ施設から自然流下可能な汚水ますまでの配管工事の費用の3分の2以内とする。ポンプ施設とは、ポンプ槽及び動力施設をいい圧送管を含むものである。

7. 4 助成の申請（ポンプ助成規定第4条）

助成を受けようとするものは、汚水ポンプ設置助成申請書に次の書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 位置図 2部
- (2) 工事見積書 2部
- (3) 平面図 2部
- (4) 委任状
- (5) その他市長が必要と認める書類

これらの申請があったときには、その内容を審査し、助成するかどうかを決定し、汚水ポンプ設置助成決定通知書により申請者に通知する。助成決定を受けたものは条例第5条の規定による排水設備の新設等の計画の確認を受けて速やかに工事に着手しなければならない。

また、添付書類に記載した工事計画を変更しようとするときにも市長の承認を受けなければならない。

以上の手続きが完了し工事が完成したときには、速やかに汚水ポンプ設置工事費確定報告書を、条例第26条の規定による排水設備新設等完成届と併せて提出し、工事完成検査合格後に交付する。

年 月 日

藤 沢 市 長

申請人 住 所 _____
 (フリガナ)
 氏 名 _____ 印
 電話番号 _____

藤沢市汚水ポンプ設置助成規程に基づき、次のとおり申請します。
 なお、市長が資格要件に関する審査を行うにあたり、市が保有する関係資料を調査することを承諾します。

設 置 場 所	藤沢市	
工 事 費	円	
工 事 の 内 容		
施 行 工 事 店 (指定工事店)	所在地	
	名 称	電話 ()
添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 位置図2部 <input type="checkbox"/> 工事費見積書2部 <input type="checkbox"/> 平面図2部 <input type="checkbox"/> その他 ()	

上記の申請について次のとおり決定してよいでしょうか。							起案	・	・	
下水道業務課							公印使用	決裁	・	・
課長	主幹	補佐	主査	担当	調査	調査		通知	・	・

決 定 区 分	<input type="checkbox"/> 助成する <input type="checkbox"/> 助成しない
---------	--

決 定 理 由	藤沢市汚水ポンプ設置助成規程第5条による。 ----- ----- -----
---------	--

指 示 事 項	----- ----- -----
---------	-------------------------

汚水ポンプ設置工事費確定報告書

年 月 日

藤 沢 市 長

申請人 住 所 _____
 (フリガナ)
 氏 名 _____ 印
 電話番号 _____

次のとおり報告します。

設 置 場 所	藤沢市		
工 事 費	円		
工 事 の 内 容			
施 行 工 事 店 (指定工事店)	所在地		
	名 称	電 話	()
備 考			

上記の報告に基づき助成金額を下記のとおり決定し、申請人に通知してよいでしょうか。

起案	・	・
決裁	・	・
通知	・	・

課 長	主 幹	課長補佐	主 査	担 当	公印使用
-----	-----	------	-----	-----	------

助 成 金 額	円
---------	---

指 示 事 項	

第8章 区域外下水道

8. 1 目的

藤沢市の都市計画における市街化調整区域を対象とし、将来の公共下水道の一環として管渠を整備することにより、快適な生活環境を確保するために必要な基準を定めること。

8. 2 適用の範囲

区域外下水道を実施する区域は、市街化区域に隣接する区域又は公共下水道及び公共用水域に容易に接続できるもので自然流下を原則とし、公共下水道又は公共用水域の能力、維持管理に支障が無く、市街化区域の公共下水道管渠敷設工事費と同程度以内で整備可能な区域とする。

公共下水道管渠敷設工事費

- (1) 処理区域の場合 1,900 千円以下／1戸あたり
- (2) 排水区域の場合 1,725 千円以下／1戸あたり

8. 3 申請の手続き

a. 管渠敷設が必要な場合

区域外下水道の整備を実施する区域の関係者は、事業の円滑を図るために下水道整備組合を設立し、代表者を定めて市長に申請を行う。

b. 取付管工事が必要な場合

前面道路に区域外下水道の管渠が敷設されていて取付ます及び取付管工事のみで下水管渠に接続が可能な場合は、接続者が取付ます等自費施工申請書及び移管届を提出する。

8. 4 事業費用の負担

事業費用の住民負担額は、次の表のとおり。 (千円／戸)

	本管敷設工事	取付ます、取付管工事
処 理 区 域	3 8 0	3 8 0
排 水 区 域	3 4 5	3 4 5

第9章 区域外水洗便所改造等資金貸付

9. 1 区域外水洗便所改造等資金貸付の目的（区域外貸付要綱第1条）

藤沢市の環境衛生の向上を図るため、宅地内の下水を排除する排水設備を新設しようとする者及び水洗便所に改造しようとする者に対し、その工事に必要な資金を貸し付けて水洗化普及を図るもの。

9. 2 用語の定義（区域外貸付要綱第2条）

次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 区域外下水道
藤沢市公共下水道認可区域外で当該利用者と共同で設置する下水道
- (2) 水洗便所改造等
流末が公共下水道に接続される区域において、宅地内排水を下水道に流入させるために必要な排水管、排水渠その他排水設備の設置に併せて汲み取り便所を水洗便所に又は、尿尿浄化槽を撤去又は廃止するものをいう。
- (3) 排水設備
宅地内排水を公共下水道に流入させるために必要な排水管、排水渠その他排水設備。

9. 3 貸付けの対象（区域外貸付要綱第3条）

資金の貸付けは、次の各号の一つに定める者に対して行う。

- (1) 水洗便所改造等の貸付けは、当該区域内で水洗便所に改造しようとする者。
- (2) 排水設備新設資金の貸付けは、当該区域内で排水設備を新設しようとする者。

9. 4 貸付けを受けることができる者の資格（区域外貸付要綱第4条）

貸付けを受けることができる者は、建築物の所有者若しくは当該建築物の所有者の同意を得た占有者又は建築物の敷地でない土地にあっては、当該土地の所有者で、次の各号に定める者でなければならない。

- (1) 市県民税、固定資産税、下水道受益者負担金及び、下水道使用料のいずれも滞納していない者。
- (2) 償還能力を有する者。（課税対象となる年間所得が年間の償還額を上回る者。）
- (3) 資格条件をみたす連帯保証人がある者。

9. 5 貸付けの額（区域外貸付要綱第5条）

貸付け額は、工事費相当額とする。ただし、工事の区間に応じ、次の各号に掲げる額を超えることが出来ない。

- (1) 水洗便所改造工事及び排水設備新設工事（処理区域）
対象建築物1棟につき500,000円（大便器を2器以上設置する場合には、2器目以上のものについて1器ごとに200,000円を加えた額）
- (2) 排水設備新設工事（排水区域）
対象建築物1棟につき400,000円
- (3) 市長は、前項の規定に関わらず、特に必要と認めるときは、貸付け金を増額すること

ができる。

9. 6 貸付金の利息（区域外貸付要綱第6条）

貸付け金利息は、無利息とする。

9. 7 連帯保証人の資格条件（区域外貸付要綱第7条）

- (1) 年齢20歳以上の者。
- (2) 課税対象となる年間所得が220万円上である者。
- (3) 市県民税、固定資産税、下水道受益者負担金及び下水道使用料のいずれも滞納していない者。

9. 8 貸付けの申請（区域外貸付要綱第7条）

貸付けを受けようとする者は、条例第5条の規定に基づく排水設備の確認を受ける際に、次の各号に定める要件を備える連帯保証人と連署の上、必要な書類を添えて区域外水洗便所改造等資金貸付申請書により市長に申請しなければならない。

添付書類

- (1) 水洗便所改造等資金借用証書
- (2) 委任状
- (3) 住民票の写し、所得を証する書類（所得（課税）証明書など）、納税証明書（市県民税と固定資産税の2枚）

9. 9 交付時期（区域外貸付要綱第8条）

貸付金は、条例第26条に規定する検査に合格した後に交付する。

9. 10 貸付金の償還方法（区域外貸付要綱第9条）

貸付金の交付を受けた者は（以下「借受人」という。）、当該貸付金を借受けた日の属する月の翌月から36ヶ月以内において毎月均等償還の方法によって毎年末日までに償還しなければならない。この場合において、償還金額に100円未満の端数があるときは、その端数金額は、第1回の償還額に合算するものとする。

市長は、天災その他やむを得ない理由があると認める場合においては、前項の規定に関わらず、償還期間を延長することが出来る。

9. 11 遅延損害金（区域外貸付要綱第10条）

借受人が、償還期限までに納付しない場合、償還金額が2,000円以上のときは、償還金にその償還期限の翌日から償還の日までの日数に応じ、最初の1ヶ月は年2.9%、2ヶ月目以降は年9.2%の割合を乗じて得た金額に相当する遅延損害金を償還金額に加算して納付しなければならない。ただし、遅延損害金の割合については、藤沢市税外収入金に関する延滞金条例に規定する割合とする。

区域外水洗便所改造等資金貸付申請書

No. _____

藤 沢 市 長	年 月 日				
	申 請 人 住 所 _____ (フリガナ) 氏 名 印 _____ 印 電 話 (_____ 局) _____				
	連 帯 保 証 人 住 所 _____ (フリガナ) 氏 名 印 _____ 印 大 正 _____ 年 _____ 月 _____ 日 生 平 成 _____ 年 _____ 月 _____ 日 生 電 話 (_____ 局) _____				
<p>次のとおり申請します。 なお、市長が資格要件に関する審査を行うにあたり、市が保有する関係資料を調査することを承諾します。</p>					
申 請 区 分	<input type="checkbox"/> 処理区域内の水洗便所改造及び排水設備新設工事に係る資金の借受け <input type="checkbox"/> 排水区域内の排水設備新設工事に係る資金の借受け				
予 定 工 事 費 及 び 貸 付 金 借 受 申 請 額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">(1) 便 所 工 事 _____ 棟 (大便器 _____ 器) _____ 円</td> <td style="width: 30%;">貸付金借受申請額</td> </tr> <tr> <td>(2) 排 水 工 事 _____ 棟</td> <td>_____ 円</td> </tr> </table>	(1) 便 所 工 事 _____ 棟 (大便器 _____ 器) _____ 円	貸付金借受申請額	(2) 排 水 工 事 _____ 棟	_____ 円
(1) 便 所 工 事 _____ 棟 (大便器 _____ 器) _____ 円	貸付金借受申請額				
(2) 排 水 工 事 _____ 棟	_____ 円				
施 行 場 所	藤沢市				
家 屋 所 有 区 分	<input type="checkbox"/> 自 己 <input type="checkbox"/> 借 家 <input type="checkbox"/> その他 (_____)				
借 地 の 場 合 の 所 有 者 住 所 氏 名	住 所 _____ 氏 名 _____ 電話 (_____ 局) _____				
指 定 工 事 店 名 及 び 所 在 地	_____ 電話 (_____ 局) _____				
添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 住 民 票 <input type="checkbox"/> 所 得 を 証 する 書 類 <input type="checkbox"/> 納 税 証 明 書 (市 県 民 税 ・ 固 定 資 産 税)				
上記の申請を次のとおり決定してもよいでしょうか。					
下水道業務課					
課長	主幹				
補佐	主査				
担当	調査				
調査	調査				
公印使用					
起 案 . .					
決 裁 . .					
施 行 . .					
決 定 区 分	<input type="checkbox"/> 貸 付 け る <input type="checkbox"/> 貸 付 け ない 貸付対象区分 <input type="checkbox"/> 対象建築物 棟 器 <input type="checkbox"/> 大便器 <input type="checkbox"/> 雨水排水設備 <input type="checkbox"/> 私道等 (広敷地) <input type="checkbox"/> テラスハウス等 <input type="checkbox"/> その他				
決 定 理 由	貸付要綱の規定による				
条 件	_____				
指 示 事 項	_____				
貸 付 ない 理 由	_____ 貸付金交付年月日 _____				

収入印紙貼付欄
(捺印すること)
10万以下 200円
50万以下 400円
100万以下 1000円
500万以下 2000円

区域外水洗便所改造等資金借用証書

No. _____

- 1 借用金額 円
- 2 借用期間 年 月 日から
年 月 末日まで
- 3 利 息 無 利 息
- 4 償還方法

次により毎月末日までに償還する。

- 1 回目 円 年 月 日から
- 2回目以降 円 年 月 末日まで

藤沢市水洗便所改造等資金貸付要綱の該当事項了承のうえ、上記のとおり借用しました。

なお、借受人が償還できない場合は連帯保証人が遅滞なく償還します。

年 月 日

借 受 人 住 所 _____
氏名印 _____

連帯保証人 住 所 _____
氏名印 _____

大正 _____
生年月日 昭和 _____ 年 月 日生
平成 _____

藤 沢 市 長

第10章 取付ますの事務取扱い

取付ます及び取付管は、公共下水道施設の一部として、公共下水道の供用開始に合わせて設置されるものであるが、この取付ますは、公費にて設置する取付ます（「公共取付ます」という。）と、自費で設置する取付ます（「自費施工取付ます」という。）とに分けられる。

10.1 取付ますとは

市の管理する公共下水道のうち、宅地内の下水を下水道に流入させるために設ける排水設備と下水道本管との間に設ける施設をいう。（原則公道に接する民地側に設ける）又、このますは公費にて設置する取付ますと同様に、自費にて設置した取付ますも市の管理するものである。

この取付ますには、汚水を排除する汚水ますと、雨水を排除する雨水ます及び汚水と雨水を排除する合流ますがある。

10.2 公共取付ます

公共下水道事業計画区域内で、土地又は家屋の所有者又は占有者は、公共下水道の供用開始がされている区域又は、排水可能な市の管理する下水道があるとき、申請者が取付ますの設置を希望するときは、藤沢市下水道条例施行規則第4条の規定により、分流式において、汚水を排除するための汚水取付ますを設置し、雨水を排除するための雨水取付ますを設置する。合流式においては、雨水、汚水を取付ますに接続するものである。合流式においては、汚水と雨水を排除する（合流）取付ますがある。

10.2.1 申請について

取付ますの設置を希望する者は、公共取付ます設置依頼書（汚水雨水合流）に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。なお、設置まで最低3ヶ月の期間を要する。また、やむをえない場合を除き排水設備新設等確認申請書を同時に申請する。手続きについては、「取付ます等設置に伴う申請の手続きについて」と10.4 藤沢市公共下水道取付ます等の設置に係る取扱い基準規程をご覧ください。

10.3 自費施工取付ます

公共下水道又は市の管理する下水道の築造されている地域において、自己の都合により取付ますを設置する必要がある場合、公共下水道施設工事施工等承認申請書により、市長に届け出なければならない。

10.3.1 申請の手続き

自費施工にて設置する取付ますは、公共下水道施設工事等承認申請書にて、排水設備新設等確認申請をする以前に届け出なければならない。その際に道路管理者に道路の占用掘削の申請をし、その許可後でなければ工事に着手してはならない。

なお、この設置された取付ますは、工事検査合格後に市に移管し、市の資産として管理される。

添付書類としては、HP（藤沢市-下水道業務課-各種申請書類）に掲載されている公共下水道施設工事等承認申請書一式をご覧ください。

10.4 取付ます等設置に伴う申請の手続きについて

取付ます等の設置を希望する方は、公共取付ます設置等依頼書に次の各号に定める書類を添えて、藤沢市長に排水設備新設等確認申請書と合わせて申請してください。なお、公費によるますの設置の可否については、誤解の生じを避けるため、必ず事前相談を下水道業務課にしてください。事前相談のない申請は受理できません。また、電話によるお問い合わせは誤解が生じますのでお受けできませんのでご了承ください。

(必要書類)

- (1) 案内図 1部
- (2) 取付ます設置位置図 1部
(付近の道路の幅員、側溝等の構造物の表示されたもの、駐車場位置、下水道本管の位置、深さ、取付管の延長、取付ますの位置(上流人孔から距離で明示)等の表示)
- (3) 排水設備平面図 1部
排水設備新設等確認申請書に添付する平面図
- (4) 全部事項証明書(土地登記簿謄本)の写し 1部
(本管理設時の所有状況および、対象地の現所有者がわかるもの)
※事前相談時と土地所有者が変わっている場合添付

(設置までの期間)

申請を受理されてから3ヶ月程度の期間がかかりますので申請は早めをお願いします。(依頼の混雑状況及びます等の設置場所の施工条件によっては、それ以上かかる場合もございます。)

以 上

藤沢市公共下水道取付ます等の設置に係る取扱い基準規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公共下水道事業認可区域内における公共下水道のうち取付ます等の設置に係る取扱いについて必要な事項を定め、適正な指導を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- | | |
|-----------------|---|
| (1) 公共下水道 | 下水道法第2条第3項に規定する公共下水道をいう。 |
| (2) 公共下水道事業認可区域 | 下水道法第4条第1項の規定により認可を受けた区域をいう。 |
| (3) 取付ます等 | 公共下水道のうち、藤沢市下水道条例施行規則第4条第5項に規定する取付ます及び取付管をいう。 |
| (4) 本管 | 市が設置し、又は管理する管をいう。 |
| (5) 供用開始の公示等 | 下水道法第9条に規定する行為をいう。 |
| (6) 換地処分 | 土地区画整理法第103条第1項による行為をいう。 |
| (7) 仮換地面積 | 土地区画整理法第98条の仮換地の指定を受け、かつ使用収益の開始された土地の面積をいう。 |
| (8) 開発行為等 | 都市計画法第4条第12項に規定する行為及び、藤沢市特定開発事業等に係わる手続き及び基準に関する条例第2条例1項及び第2項に規定する行為をいう。 |
| (9) 排水面積 | 雨水排水については、土地のすべての面積をいう。 |

(判断基準)

第3条 取付ます等の設置は、次の各号に掲げる事項により、行うものとする。

- (1) 市が本管を布設する際、取付ます等の設置は、藤沢市下水道条例施行規則第4条第3項に基づき市が行うものとする。
なお、供用開始の公示後に取付ます等を設置する場合には、藤沢市下水道条例施行規則第4条第3項及び4項の排水面積に基づき市が行うものとする。
以下、排水面積とは次に掲げるものとする。
 - イ) 排水面積を算定する場合において、当該土地所有者及び土地面積は全て供用開始の公示時の土地所有者及び実測又は不動産登記法第14条に規定する土地登記簿、その他の公簿による面積を基準とする。
 - ロ) 排水面積を算定する場合において、隣接する土地が同一所有者であれば、1つの土地として面積を算定する。
- (2) 前号に規定する場合以外及び開発行為等に該当する場合は自費にて設置するものとする。

附則

1. この規程は平成24年12月27日から施行する。
2. この規程の施行の日前に依頼のあった公共取付ます等設置依頼の取扱については、従前の例による。
3. この規程の施行にあたって、別に市長が認めた場合は、この限りではない。

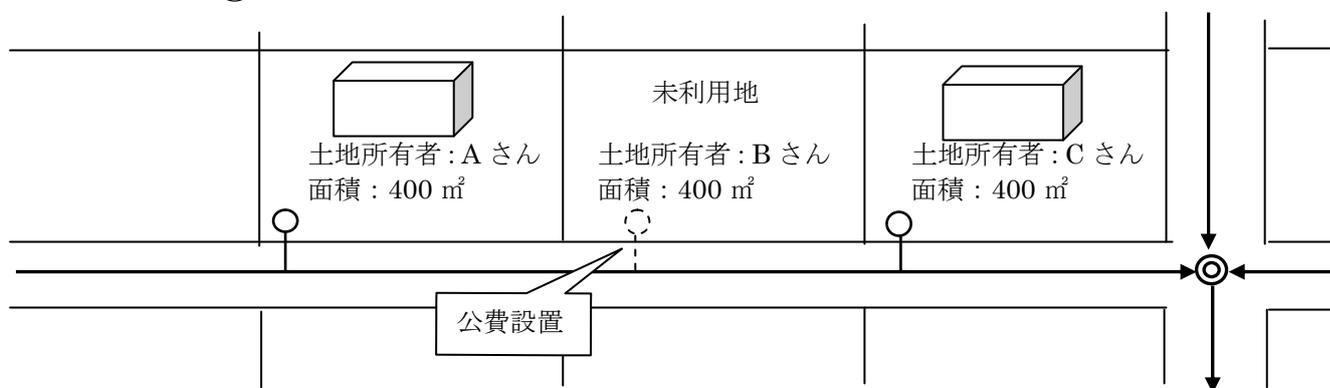
以 上

公費で設置する取付ます等（取付ます及び取付管）は下表を基準とする

排水面積 (m ²)	公費で設置する取付ます等
600m ² 未満	1箇所
600m ² 以上900m ² 未満	2箇所
900m ² 以上1200m ² 未満	3箇所
以下300m ² 増えるごとに1箇所追加	

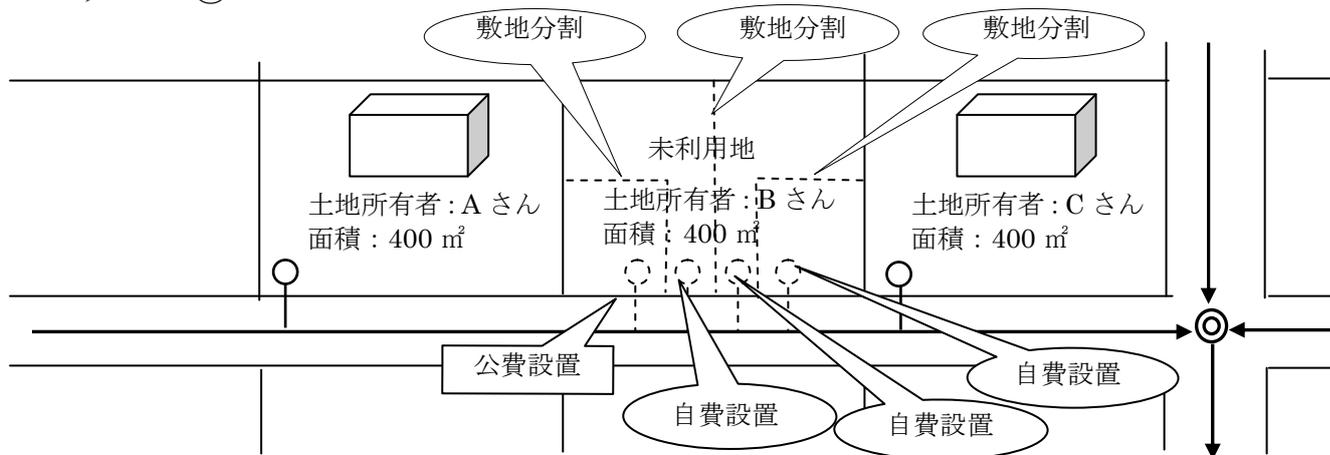
- ※ 土地所有者及び排水面積は全て供用開始公示時の登記簿上の土地所有者及び面積を基準とする。
- ※ 隣接地が同一所有者であれば地番が別でも1つの土地として、面積算定する。
- ※ 供用開始公示後に自費施工設置届の帰属に係るもの及び公費で設置した取付ます等は、供用開始公示時に設置したものとして扱う。
- ※ 区画整理事業中は仮換地図を基準にする。

パターン①



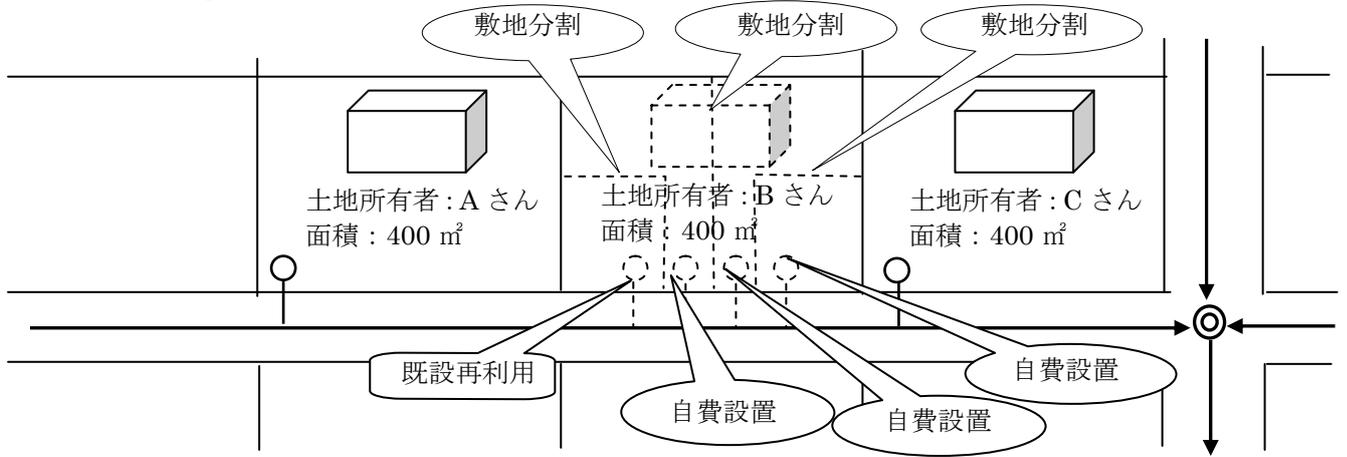
※ 開発行為等に係るものは、取付ます等は自費施工とする。
 供用開始公示時に未利用地だった等の理由により、取付ますを設置しなかったBさんの土地には下水道条例施行規則第4条第3項に基づき、公費で取付ます等を1箇所設置する。

パターン②



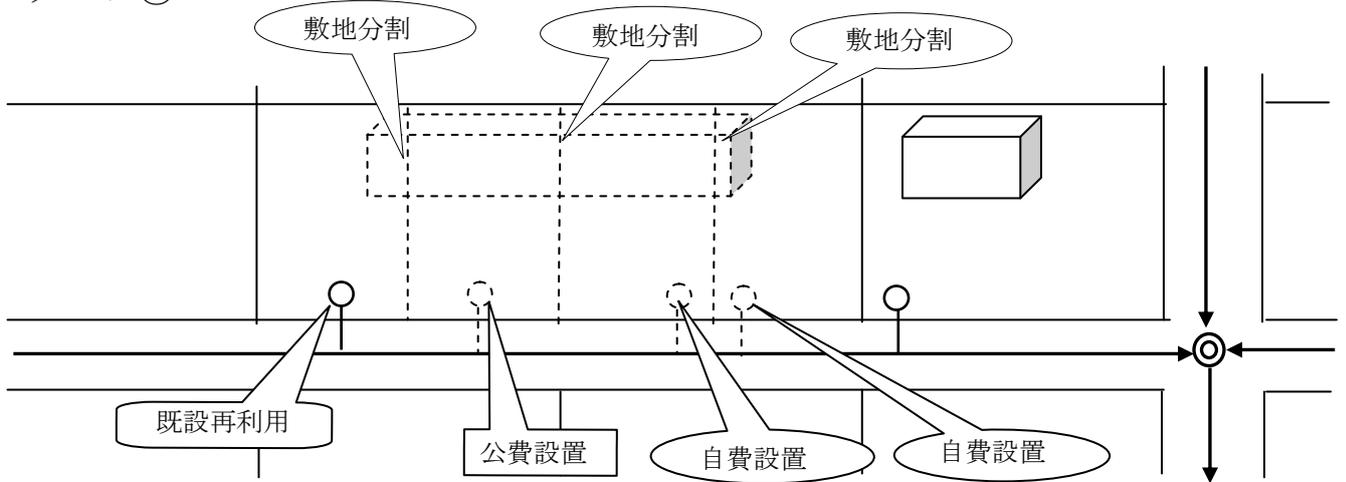
供用開始公示時に未利用地だった等の理由により、取付ますを設置しなかったBさんの土地には下水道条例施行規則第4条第3項に基づき、公費で取付ます等を1箇所設置する。

パターン③



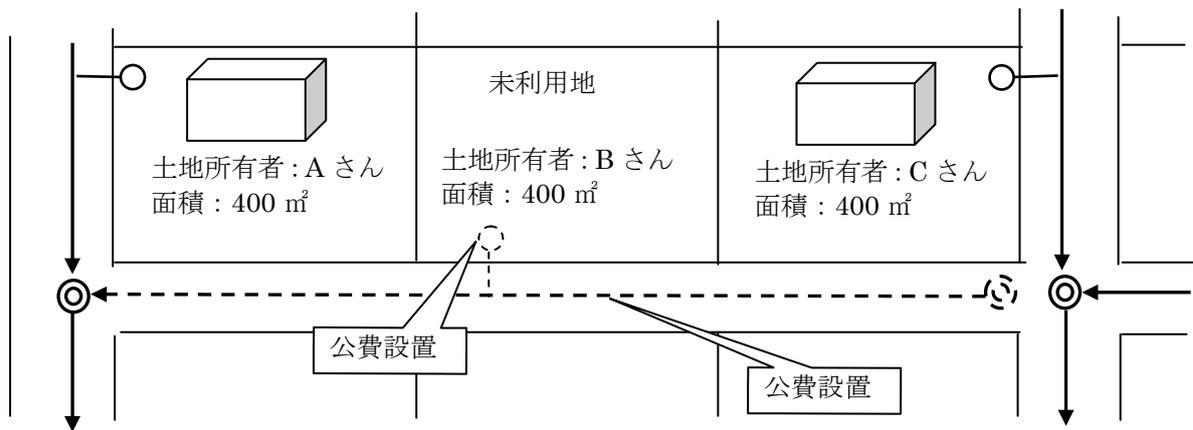
供用開始公示時に 400 m²あり、取付ます等が既に1箇所設置されている（自費・公費を問わず）Bさんの土地を分割し取付ます等を追加しようとする場合は自費工事となる。

パターン④



供用開始公示時に 800 m²あり取付ます等を公費で2箇所付けられたが1箇所しか付けなかったAさんの土地には下水道条例施行規則第4条第4項に基づき公費で1箇所取付ます等を設置する。

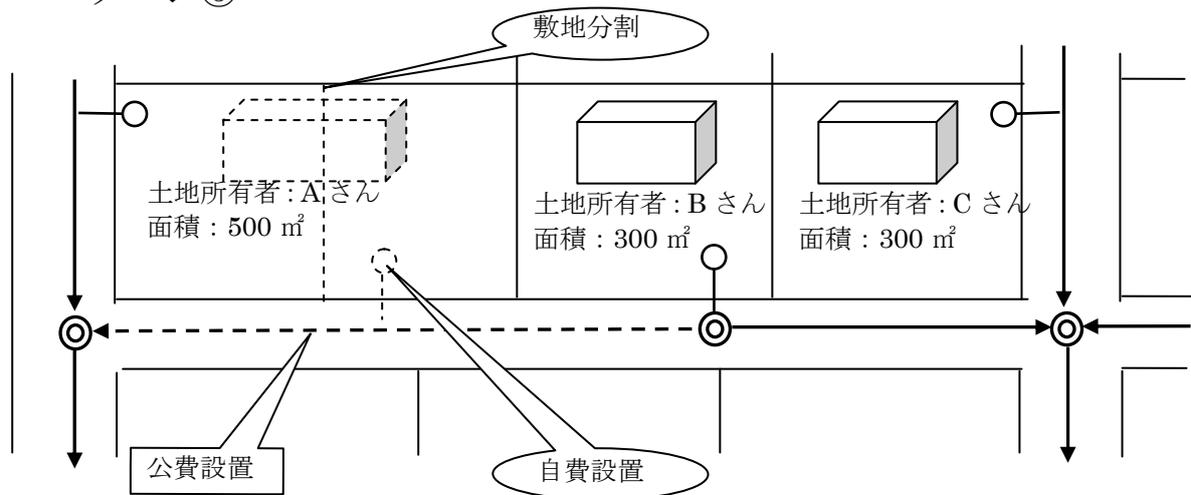
パターン⑤



供用開始公示時に未利用地だった等の理由により、本管及び取付ます等を設置しなかったBさんの土地には公費で本管を布設し、下水道条例施行規則第4条第3項に基づき公費で取付ます等を1箇所設置する。

(ただし、本管施工が伴うため予算措置が必要となり、次年度以降に整備する)

パターン⑥



供用開始公示時に既に公共下水道が利用可能であったAさんの土地を敷地分割し取付ます等を追加する場合は本管は公費で設置するが、取付ます等は自費で設置する。

(ただし、本管施工が伴うため予算措置が必要となり、次年度以降に整備する)

第5編 関係法令(抄録)

下水道法

(この法律の目的)

第1条 この法律は、流域別下水道整備総合計画の策定に関する事項並びに公共下水道、流域下水道及び都市下水路の設置その他の管理の基準等を定めて、下水道の整備を図り、もって都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資することを目的とする。

(供用開始の公示等)

第9条 公共下水道管理者は、公共下水道の供用を開始しようとするときは、あらかじめ、供用を開始すべき年月日、下水を排除すべき区域その他国土交通省令で定める事項を公示し、かつ、これを表示した図面を当該公共下水道管理者である地方公共団体の事務所において一般の縦覧に供しなければならない。公示した事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の規定は、公共下水道管理者が終末処理場による下水の処理を開始しようとする場合又は当該公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場による下水の処理が開始される場合に準用する。この場合において、同項中「供用を開始すべき年月日」とあるのは「下水の処理を開始すべき年月日」と、「下水を排除すべき区域」とあるのは、「下水を処理すべき区域」と、「国土交通省令」とあるのは「国土交通省令、環境省令」と読み替えるものとする。

(排水設備の設置等)

第10条 公共下水道の供用が開始された場合においては、当該公共下水道の排水区域内の土地の所有者、使用者又は占有者は、遅滞なく、次の区分に従って、その土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水管、排水渠その他の排水施設（以下「排水設備」という。）を設置しなければならない。ただし、特別な事情により公共下水道管理者の許可を受けた場合その他政令で定める場合においては、この限りではない。

(1) 建築物の敷地である土地にあつては、当該建築物の所有者

(2) 建築物の敷地でない土地（次号に規定する土地を除く。）にあつては、当該土地の所有者

(3) 道路（道路法（昭和27年法律第180号）による道路をいう。）その他の公共施設（建築物を除く。）の敷地である土地にあつては、当該公共施設を管理すべき者

2 前項の規定により設置された排水設備の改築又は修繕は、同項の規定によりこれを設置すべき者が行うものとし、その清掃その他の維持は、当該土地の占有者（前項第3号の土地にあつては、当該公共施設を管理すべき者）が行うものとする。

3 第1項の排水設備の設置又は構造については、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令の規定に適用がある場合においてはそれらの法令の規定によるほか、政令で定める技術上の基準によらなければならない。

(排水に関する受忍義務等)

第11条 前条第1項の規定により排水設備を設置しなければならない者は、他人の土地又は排水設備を使用しなければ下水を公共下水道に流入させることが困難であるときは、他人の土地に排水設備を設置し、又は他人の設置した排水設備を使用することができる。この場合においては、他人の土地又は排水設備にとつても最も損害の少ない場所又は箇所及び方法を選ばなければならない。

- 2 前項の規定により他人の排水設備を使用する者は、その利益を受ける割合に応じて、その設置、改築、修繕及び維持に要する費用を負担しなければならない。
- 3 第1項の規定により他人の土地に排水設備を設置することができる者又は前条第2項の規定により当該排水設備の維持をしなければならない者は、当該排水設備の設置、改築若しくは修繕又は維持をするためやむを得ない必要があるときは、他人の土地を使用することができる。この場合においては、あらかじめその旨を当該土地の占有者に告げなければならない。
- 4 前項の規定により他人の土地を使用した者は、当該使用により他人に損失を与えた場合においては、その者に対し、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

(使用の開始等の届出)

第11条の2 継続して政令で定める量又は水質の下水を排除して公共下水道を使用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、当該下水の量又は水質及び使用開始の時期を公共下水道管理者に届け出なければならない。その届け出に係る下水の量又は水質を変更しようとするときも、同様とする。

- 2 継続して下水を排除して公共下水道を使用しようとする水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第2条第2項に規定する特定施設又はダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)第12条第1項第6号に規定する水質基準対象施設(以下単に「特定施設」という。)の設置者は、前項の規定により届出をする場合を除き、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、使用開始の時期を公共下水道管理者に届け出なければならない。

(水洗便所への改造義務等)

第11条の3 処理区域内においてくみ取り便所が設けられている建築物を有する者は、当該処理区域についての第9条第2項において準用する同条第1項の規定により公示された下水の処理を開始すべき日から3年以内に、その便所を水洗便所(污水管が公共下水道に連結されたものに限る。以下同じ。)に改造しなければならない。

- 2 建築基準法第31条第1項の規定に違反している便所が設けられている建築物の所有者については、前項の規定は、適用しない。
- 3 公共下水道管理者は、第1項の規定に違反している者に対し、相当の期間を定めて、当該くみ取り便所を水洗便所に改造すべきことを命ずることができる。ただし、当該建築物が近く除却され、又は移転される予定のものである場合、水洗便所への改造に必要な資金の調達が困難な事情がある場合等当該くみ取り便所を水洗便所に改造しないことについて相当の理由があると認められる場合は、この限りではない。
- 4 第1項の期限後に同項の違反に係る建築物の所有権を取得した者に対しても、前項と同様とする。
- 5 市町村は、くみ取り便所を水洗便所に改造しようとする者に対し、必要な資金の融通又はそのあっせん、その改造に関し利害関係を有する者との間に紛争が生じた場合における和解の仲介その他の援助に努めるものとする。
- 6 国は、市町村が前項の資金の融通を行う場合には、これに必要な資金の融通又はそのあっせんに努めるものとする。

(除害施設の設置等)

第12条 公共下水道管理者は、著しく公共下水道若しくは流域下水道の施設の機能を妨げ、又

は公共下水道若しくは流域下水道の施設を損傷するおそれのある下水を継続して排除して公共下水道を使用する者に対し、政令で定める基準に従い、条例で、下水による障害を除去するために必要な施設（以下「除害施設」という。）を設け、又は必要な措置をしなければならない旨を定めることができる。

- 2 前項の条令は、公共下水道又は流域下水道の機能及び構造を保全するために必要な最小限度のものであり、かつ、公共下水道を使用する者に不等な義務を課すこととならないものでなければならない。

（特定事業場からの下水の排除の制限）

第12条の2 特定施設（政令で定めるものを除く。第12条の11、第18条の2及び第39条の2をのぞき、以下同じ。）を設置する工場又は事業場（以下「特定事業場」という。）から下水を排除して公共下水道（終末処理場を設置しているもの又は終末処理場を設置している流域下水道に接続しているものに限る。以下この条、次条、第12条の5、第12条の10第1項及び第37条の2において同じ。）を使用する者は、政令で定める場合を除き、その水質が当該公共下水道への排出口において政令で定める基準に適合しない下水を排除してはならない。

- 2 前項の政令で定める基準は、下水に含まれる物質のうち人の健康に係る被害又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあり、かつ、終末処理場において処理することが困難なものとして政令で定めるものの量について、当該物質の種類ごとに、公共下水道からの放流水又は流域下水道から河川その他の公共の水域若しくは海域に放流される水（以下「流域下水道からの放流水」という。）の水質を第8条（第25条の10において準用する場合を含む。第4項（第12条の10第2項において準用する場合を含む。）及び第13条第1項において同じ。）の技術上の基準に適合させるため必要な限度において定めるものとする。

- 3 前項の政令で定める物質に係るものを除き、公共下水道管理者は、政令で定める基準に従い、条例で、特定事業場から公共下水道に排除される下水の水質の基準を定めることができる。

- 4 前項の条例は、公共下水道からの放流水又は流域下水道からの放流水の水質を第8条の技術上の基準に適合させるために必要な最小限度のものであり、かつ、公共下水道を使用する者に不当な義務を課することとならないものでなければならない。

- 5 第3項の規定により公共下水道管理者が条例で水質の基準を定めた場合においては、特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者は、政令で定める場合を除き、その水質が当該公共下水道への排出口において当該条例で定める基準に適合しない下水を排除してはならない。

- 6 第1項及び前項の規定は、1の施設が特定施設となった際現にその施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）が当該施設を設置している工場又は事業場から公共下水道に排除する下水については、当該施設が特定施設となった日から6月間（当該施設が政令で定める施設である場合にあつては、1年間）は、適用しない。ただし、当該施設が特定施設となった際既に当該工場又は事業場が特定事業場であるとき、及びその者に適用されている地方公共団体の条例の規定で河川その他の公共の水域又は海域に排除される汚水の水質につき第1項及び前項に規定する規制に相当するものがあるとき（当該規定の違反行為に対する処罰規定がないときを除く。）は、この限り

ではない。

(特定施設の設置等の届出)

第12条の3 工事又は事業場から継続して下水を排除して公共下水道を使用する者は当該工場又は事業場に特定施設を設置しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を公共下水道管理者に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
- (3) 特定施設の種類
- (4) 特定施設の構造
- (5) 特定施設の使用の方法
- (6) 特定施設から排出される汚水の処理の方法
- (7) 公共下水道に排除される下水の量及び水質その他の国土交通省で定める事項

2 1の施設が特定施設となった際現にその施設を設置している者(設置の工事をしていない者を含む。)で当該施設に係る工場又は事業場から継続して下水を排除して公共下水道を使用するものは、当該施設が特定施設となった日から30日以内に、国土交通省令で定めるところにより、前項各号に掲げる事項を公共下水道管理者に届け出なければならない。

3 特定施設の設置者は、前2項の規定により届出をしている場合を除き、当該特定施設を設置している工場又は事業場から継続して下水を排除して公共下水道を使用することとなったときは、その日から30日以内に、国土交通省令で定めるところにより、第1項各号に掲げる事項を公共下水道管理者に届け出なければならない。

(特定施設の構造等の変更の届出)

第12条の4 前条の規定による届出をした者は、その届出に係る同条第1項第4号から第7号までに掲げる事項を変更しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公共下水道管理者に届け出なければならない。

(計画変更命令)

第12条の5 公共下水道管理者は、第12条の3第1項又は前条の規定による届出があった場合において、当該特定事業場から公共下水道に排除される下水の水質が公共下水道への排出口において第12条の2第1項の政令で定める基準又は同条第3項の規定による条例で定める基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から60日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは特定施設から排出される汚水の処理の方法に関する計画の変更(前条の規定による届出に係る計画の廃止を含む。)又は第12条の3第1項の規定による届出に係る特定施設の配置に関する計画の廃止を命ずることができる。

(実施の制限)

第12条の6 第12条の3第1項又は第12条の4の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から60日を経過した後でなければ、その届出に係る特定施設を設置し、又は特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは特定施設から排出される汚水の処理の方法を変更してはならない。

2 公共下水道管理者は、第12条の3第1項又は第12条の4の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項の期間を短縮することができる。

(氏名の変更等の届出)

第12条の7 第12条の3の規定による届出をした者は、その届出に係る同条第1項第1号若しくは第2号に掲げる事項に変更があったとき、又は特定施設の使用を廃止したときは、その日から30日以内に、その旨を公共下水道管理者に届け出なければならない。

(承継)

第12条の8 第12条の3の規定による届出をした者からその届出に係る特定施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該届出をした者の地位を承継する。

2 第12条の3の規定による届出をした者について相続、合併又は分割（その届出に係る特定施設を承継させるものに限る。）があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該特定施設を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

3 前2項の規定により第12条の3の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があった日から30日以内に、その旨を公共下水道管理者に届け出なければならない。

(事故時の措置)

第12条の9 特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者は、人の健康に係る被害又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質又は油として政令で定めるものを含む下水が当該特定事業場から排出され、公共下水道に流入する事故が発生したときは、政令で定める場合を除き、直ちに、引き続く当該下水の排出を防止するための応急の措置を講ずるとともに、速やかに、その事故の状況及び講じた措置の概要を公共下水道管理者に届け出なければならない。

2 公共下水道管理者は、特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者が前項の応急の措置を講じていないと認めるときは、その者に対し、同項の応急の措置を講ずべきことを命ずることができる。

(除害施設の設置等)

第12条の11 公共下水道管理者は、継続して次の各号に掲げる下水（第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を排除して公共下水道を使用する者に対し、条例で、除外施設を設け、又は必要な措置をしなければならない旨を定めることができる。

(1) その水質が第12条の2第2項の政令で定める物質に関し政令で定める基準に適合しない下水

(2) その水質（第12条の2第2項の政令で定める物質に係るものを除く。）が政令で定める基準に従い条例で定める基準に適合しない下水

2 第12条の2第4項の規定は、前項の条例について準用する。

(水質の測定義務等)

第12条の12 継続して政令で定める水質の下水を排除して公共下水道を使用する者で政令で定めるもの及び継続して下水を排除して公共下水道を使用する特定施設の設置者は、国土交通省令で定めるところにより、当該下水の水質を測定し、その結果を記録しておかなければならない。

(排水設備等の検査)

第13条 公共下水道管理者は、公共下水道若しくは流域下水道の機能及び構造を保全し、又は

公共下水道からの放流水若しくは流域下水道からの放流水の水質を第8条の技術上の基準に適合させるために必要な限度において、その職員をして排水区域内の他人の土地又は建築物に立ち入り、排水設備、特定施設、除害施設、その他の物件を検査させることができる、ただし、人の住居に使用する建築物に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

- 2 前項の規定により、検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために設けられたものと解してはならない。

(損傷負担金)

第18条 公共下水道管理者は、公共下水道の施設を損傷した行為により必要を生じた公共下水道の施設に関する工事に要する費用については、その必要を生じた限度において、その行為をした者にその全部又は一部を負担させることができる。

(使用料)

第20条 公共下水道管理者は、条例で定めるところにより、公共下水道を使用する者から使用料を徴収することができる、

- 2 使用料は、次の原則によって定めなければならない。
 - (1) 下水の量及び水質その他使用者の使用の態様に応じて妥当なものであること。
 - (2) 能率的な管理の下における適正な原価をこえないものであること。
 - (3) 定率又は定額をもって明確に定められていること。
 - (4) 特定の使用者に対し不当な差別的取扱をするものでないこと。
- 3 公害防止事業費事業者負担法(昭和45年法律第133号)の規定に基づき事業者がその設置の費用の一部を負担した公共下水道について当該事業者及びその他の事業者から徴収する使用料は、政令で定める基準に従い、当該事業者が同法の規定に基づいてした費用の負担を勘案して定めなければならない。

(行為の制限等)

第24条 次に掲げる行為(政令で定める軽微な行為を除く。)をしようとする者は、条例で定めるところにより、公共下水道管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項の変更(条例で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときも、同様とする。

- (1) 公共下水道の排水施設の開渠である構造の部分に固着し、若しくは突出し、又はこれを横断し、若しくは縦断して施設又は工作物その他の物件を設けること(第10条第1項の規定により排水設備を当該部分に固着して設ける場合を除く。)
 - (2) 公共下水道の排水施設の開渠である構造の部分の地下に施設又は工作物その他の物件を設けること。
 - (3) 公共下水道の排水施設の暗渠である構造の部分に固着して排水施設を設けること(第10条第1項の規定により排水設備を設ける場合を除く。)
- 2 公共下水道管理者は、前項の許可の申請があった場合において、その申請に係る事項がやむを得ないものであり、かつ、政令で定める技術上の基準に適合するものであるときは、これを許可しなければならない。
 - 3 公共下水道管理者は、公共下水道の排水設備の暗渠である構造の部分には、排水施設を固着して設ける場合、あらかじめ他の施設又は工作物その他の物件の管理者と協議し

て共用の暗渠を設ける場合及び国、地方公共団体、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条第1項に規定する第1種電気通信事業者その他法令で定める者が設置する電線その他公共下水道の管理上著しい支障を及ぼす恐れのないものとして政令で定めるものを固着し、若しくは突出し、又はこれを横断し若しくは縦断して設ける場合を除き、何人に対しても、いかなる施設又は工作物その他の物件も設けさせてはならない。

（罰則）

第45条 公共下水道、流域下水道又は都市下水路の施設を損壊し、その他公共下水道、流域下水道又は都市下水路の施設の機能に障害を与えて下水の排除を妨害した者は、5年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

2 みだりに公共下水道、流域下水道又は都市下水路の施設を操作し、よって下水の排除を妨害した者は、2年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第46条 第12条の5（第25条の10において準用する場合を含む。）若しくは第37条の2の規定による公共下水道管理者若しくは流域下水道管理者の命令、又は第38条第1項若しくは第2項の規定による公共下水道管理者、流域下水道管理者若しくは都市下水路管理者の命令に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第46条の2 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

（1）第12条の2第1項又は第5項（第25条の10第1項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定に違反した者

（2）第12条の9第2項（第25条の10第1項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者

第47条 第32条第7項の規定に違反して土地の立入り又は一時使用を拒み、又は妨げた者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第47条の2 第12条の3第1項又は第12条の4（第25条の10においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、3月以下の懲役又は20万円以下の罰金に処する。

第48条 第11条の3第3項又は第4項の規定による命令に違反した者は、30万円以下の罰金に処する。

第49条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

（1）第11条の2又は第12条の3第2項若しくは第3項（第25条の10においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

（2）第12条の6第1項（第25条の10において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

（3）第12条の12（第25条の10において準用する場合を含む。）の規定による記録をせず、又は虚偽の記録をした者

（4）第13条第1項（第25条の10において準用する場合を含む。）の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

（5）第39条の2の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第50条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は

人の業務に関して第46条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第51条 第12条の7又は第12条の8第3項(第25条の10においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、5万円以下の過料に処する。

下水道法施行令

(排水設備の設置及び構造の技術上の基準)

第8条 法第10条第3項に規定する政令で定める技術上の基準は、次のとおりとする。

- (1) 排水設備は、公共下水道管理者である地方公共団体の条例で定めるところにより、公共下水道のますその他の排水施設又は他の排水設備に接続させること。
- (2) 排水設備は、堅固で耐久力を有する構造とすること。
- (3) 排水設備は、陶器、コンクリート、れんがその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水を最小限度のものとする措置が講ぜられていること。
ただし、雨水を排除すべきものについては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとする事が出来る。
- (4) 分流式の公共下水道に下水を流入させるために設ける排水設備は、汚水と雨水とを分離して排除する構造とすること。
- (5) 管渠の勾配は、やむを得ない場合を除き、100分の1以上とすること。
- (6) 排水管の内径及び排水渠の断面積は、公共下水道管理者である地方公共団体の条例で定めるところにより、その排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする事。
- (7) 汚水（冷却の用に供した水その他の汚水で雨水と同程度以上に清浄であるものを除く。以下この条において同じ。）を排除すべき排水渠は、暗渠とすること。ただし、製造業又はガス供給業の用に供する建築物内においては、この限りではない。
- (8) 暗渠である構造の部分の次に掲げる箇所には、ます又はマンホールを設けること。
 - (イ) もっぱら雨水を排除すべき管渠の始まる箇所
 - (ロ) 下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所。ただし、管渠の清掃に支障がないときは、この限りではない。
 - (ハ) 管渠の長さがその内径又は内のり幅の120倍を超えない範囲内において管渠の清掃上適当な箇所
- (9) ます又はマンホールには、ふた（汚水を排除すべきます又はマンホールにあつては、密閉することができるふた）を設けること。
- (10) ますの底には、もっぱら雨水を排除すべきますにあつては深さ15cm上のどろためを、その他のますにあつてはその接続する管渠の内径又はのり幅に応じ相当の幅のインバートを設けること。
- (11) 汚水を一時的に貯留する排水設備には、臭気の発散により生活環境の保全上支障が生じないようにするための措置が講ぜられていること。

(使用開始等の届出を要する下水の量又は水質)

第8条の2 法第11条の2第1項（法第25条の10において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する政令で定める量は、当該公共下水道又は当該流域下水道（雨水流域下水道を除く。以下この条において同じ。）を使用しようとする者が最も多量の汚水を排除する1日における当該汚水の量50m³以上とし、法第11条の2第1項に規定する政令で定める水質は、次条第1項第4号に該当する水質又は第9条の10若しくは第9条の9第1項第3号若しくは第6号若しくは第2項第1号、第2号（ただし書を除く。以下この項において同じ。）若しくは第3号から第5号までに定める基準（法第12条の11第1項第2号（法第25条の10第1項において準用する場合を含む。次項、

第9条の11第1項並びに第25条第1項及び第2項において同じ。)の規定により当該公共下水道又は当該流域下水道の管理者が条例で第9条の11第2項第2号に掲げる基準より厳しい水質の基準を定めている場合にあつては、当該厳しい基準)に適合しない水質とする。

- 2 水質汚濁防止法第3条第1項の規定による環境省令により、又は同条第3項の規定による条例その他の条例により定められた窒素含有量又はりん含有量についての排水基準がその放流水について適用される公共下水道又は流域下水道に下水を排除して当該公共下水道又は当該流域下水道を使用しようとする場合については、法第11条の2第1項に規定する政令で定める水質は、前項の規定による水質のほか、第9条の11第2項第6号又は第7号に掲げる項目に関して同項第6号(ただし書を除く。)又は第7号(ただし書を除く。)に定める基準(法第12条の11第1項第2号の規定により当該公共下水道又は当該流域下水道の管理者が条例でこれらの基準より厳しい水質の基準を定めている場合にあつては、当該厳しい基準)に適合しない水質とする。

(公共下水道に設ける施設又は工作物その他の物件に関する技術上の基準)

第17条 法第24条第2項に規定する政令で定める技術上の基準は、次のとおりとする。

- (1) 施設又は工作物その他の物件の位置は、次に掲げるところによること。
- (イ) 分流式の公共下水道に下水を流入させるために設ける排水設備のうち、汚水を排除するものは公共下水道の汚水を排除すべき排水施設に、雨水を排除するものは公共下水道の雨水を排除すべき排水施設に設けること。
 - (ロ) 公共下水道に汚水を流入させるために設ける排水施設は、公共下水道のます又はマンホール(合流式の公共下水道の専ら雨水を排除すべきます及びマンホールを除く。)の壁のできるだけ底に近い箇所に設けること。
 - (ハ) 公共下水道に専ら雨水を流入させるために設ける排水施設は、公共下水道の排水渠の開渠である構造の部分(以下この条において「開渠部分」という。)ます又はマンホールの壁(ますの泥ための部分の壁を除く。)に設けること。
- (ニ) 公共下水道に下水を流入させるために設ける排水施設(以下この条において「流入施設」という。)以外のものは、公共下水道の開渠部分の壁の上端より上に(当該部分を縦断するとき、その上端から2.5m以上の高さに)、又は当該部分の地下に設けること。ただし、水道の給水管又はガスの導管を当該部分の壁のできるだけ上端に近い箇所に設ける場合において、下水の排除に支障を及ぼす恐れが少ないときは、この限りではない。
- (ホ) 公共下水道の開渠部分の壁の上端から2.5m未満の高さに設けるものは、当該部分の清掃に支障がない程度に他の物件と離れていること。
- (2) 施設又は工作物その他の物件の構造は、次に掲げるところによること。
- (イ) 堅固で耐久力を有するとともに、公共下水道の施設又は他の施設若しくは工作物その他の物件の構造に支障を及ぼさないものであること。
 - (ロ) 分流式の公共下水道に下水を流入させるために設ける排水施設は、汚水と雨水とを分離して排除する構造とすること。
 - (ハ) 流入施設及びその他の排水施設の公共下水道の開渠部分に突出し、又はこれを横断し、若しくは縦断する部分は、陶器、コンクリート、れんがその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水を最少限度のものとする措置が講ぜられていること。

- (ニ) 汚水（冷却の用に供した水その他の汚水で雨水と同程度以上に清浄であるものを除く。）を排除する流入施設は、排水区域内においては、暗渠とすること。ただし、鉱業の用に供する建築物内においては、この限りではない。
 - (ホ) 流入施設、建築基準法第42条に規定する道路、鉄道、軌道及び専ら道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条に規定する自動車又は軽車両の交通の用に供する通路以外のもので、公共下水道の開渠部分の壁の上端から2.5m未満の高さで当該部分に突出し、又はこれを横断するものの幅は、1.5mを超えないこと。
 - (3) 工事の実施方法は、次に掲げるところによること。
 - (イ) 公共下水道の管渠を一時閉じふさぐ必要があるときは、下水が外にあふれ出る恐れがない時期及び方法を選ぶこと。
 - (ロ) 流入施設は、公共下水道の開渠部分、ます又はマンホールの壁から突出させないで設けるとともに、その設けた箇所からの漏水を防止する措置を講ずること。
 - (ハ) 水道の給水管又はガスの導管を公共下水道の開渠部分の壁に設けるときは、その設けた箇所からの漏水を防止する措置を講ずること。
 - (ニ) その他公共下水道の施設又は他の施設若しくは工作物その他の物件の構造又は機能に支障を及ぼす恐れがないこと。
 - (4) 流入施設から公共下水道に排除される下水の量は、その公共下水道の計画下水量の下水の排除に支障を及ぼさないものであること。
 - (5) 下水以外の物を公共下水道に入れるために設ける施設でないこと。
 - (6) 法第12条第1項又は法第12条の11第1項の規定による条例の規定により除害施設を設けなければならないときは、当該施設を設けること。
- (都市下水路に設ける施設又は工作物その他の物件に関する技術上の基準)

第20条 法第29条第2項に規定する政令で定める技術上の基準は、次のとおりとする。

- (1) 都市下水路に汚水を流入させるために設ける排水設備は、都市下水路の排水渠の開渠である構造の部分、ます又はマンホールの壁のできるだけ底に近い箇所に設けること。
- (2) 第17条第1号ハからホまで、第2号イ、ハ及びホ、第3号並びに第4号の規定の例によること。
- (3) 水質汚濁防止法第3条第1項若しくはダイオキシン類対策特別措置法第8条第1項の規定による環境省令により、又は水質汚濁防止法第3条第3項若しくはダイオキシン類対策特別措置法第8条第3項の規定による条例その他の条例により定められた排水基準に適合する下水以外の物を都市下水路に入れるために設ける施設でないこと。

(特定排水施設の構造の技術上の基準)

第22条 法第30条第1項に規定する政令で定める技術上の基準は、次のとおりとする。

- (1) 第8条第2号、第3号及び第8号から第10号までの規定の例によること。
- (2) 管渠の勾配並びに排水管の内径及び排水渠の断面積は、その排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。
- (3) 第9条第1項第4号に該当する水質又は第9条の4第1項各号若しくは第9条の5第1項（第1号ただし書、第6号及び第7号を除く。）若しくは第9条の11第1項第1号若しくは第6号に規定する基準に適合しない水質の汚水を排除すべき排水渠は、暗渠とすること。ただし、製造業、ガス供給業又は鉱業の用に供する施設の敷地内においては、この限りでない。

水質汚濁防止法施行令

(特定施設)

第1条 水質汚濁防止法（以下「法」という。）第2条第2項の政令で定める施設は、別表第1に掲げる施設とする。

(カドミウム等の物質)

第2条 法第2条第2項第1号の政令で定める物質は、次に掲げる物質とする。

- (1) カドミウム及びその化合物
 - (2) シアン化合物
 - (3) 有機燐化合物（ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（別名パラチオン）、ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（別名メチルパラチオン）、ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト（別名メチルジメトン）及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト（別名E P N）に限る。）
 - (4) 鉛及びその化合物
 - (5) 六価クロム化合物
 - (6) 砒素及びその化合物
 - (7) 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物
 - (8) ポリ塩化ビフェニル
 - (9) トリクロロエチレン
 - (10) テトラクロロエチレン
 - (11) ジクロロメタン
 - (12) 四塩化炭素
 - (13) 1, 2-ジクロロエタン
 - (14) 1, 1-ジクロロエチレン
 - (15) 1, 2-ジクロロエチレン
 - (16) 1, 1, 1-トリクロロエタン
 - (17) 1, 1, 2-トリクロロエタン
 - (18) 1, 3-ジクロロプロペン
 - (19) テトラメチルチウラムジスルフィド（別名チウラム）
 - (20) 2-クロロ-4, 6-ビス（エチルアミノ）-s-トリアジン（別名シマジン）
 - (21) S-4-クロロベンジル=N, N-ジエチルチオカルバマート（別名チオベンカルブ）
 - (22) ベンゼン
 - (23) セレン及びその化合物
 - (24) ほう素及びその化合物
 - (25) ふっ素及びその化合物
 - (26) アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物
 - (27) 塩化ビニルモノマー
 - (28) 1, 4-ジオキサン
- (水素イオン濃度等の項目)

第3条 法第2条第2項第2号の政令で定める項目は、次に掲げる項目とする。

- (1) 水素イオン濃度
- (2) 生物化学的酸素要求量及び化学的酸素要求量

- (3) 浮遊物質
 - (4) ノルマルヘキサン抽出物質含有量
 - (5) フェノール類含有量
 - (6) 銅含有量
 - (7) 亜鉛含有量
 - (8) 溶解性鉄含有量
 - (9) 溶解性マンガン含有量
 - (10) クロム含有量
 - (11) 大腸菌群数
 - (12) 窒素又はりん含有量（湖沼植物プランクトン又は海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらす恐れがある場合として環境省令で定める場合におけるものに限る。）
- 2 環境大臣は、前項第12号の環境省令を定めようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

(油)

第3条の4 法第2条第5項の政令で定める油は、次に掲げる油とする。

- (1) 原油
- (2) 重油
- (3) 潤滑油
- (4) 軽油
- (5) 灯油
- (6) 揮発油
- (7) 動植物油

(公共用水域の管理を行う者)

第9条 法第24条第3項の政令で定める者は、次に掲げるとおりとする。

- 1 河川法（昭和39年法律第167号）第100条第1項の規定により指定された河川の管理を行う市町村長
- 2 公共下水道管理者（下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項に規定する公共下水道管理者をいい、法第2条第1項に規定する公共下水道の管理者を除く。）及び都市下水路管理者（下水道法第27条第1項に規定する都市下水路管理者をいう。）
- 3 漁港管理者（漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第25条の規定により決定された地方公共団体をいう。）
- 4 水産資源保護法（昭和26年法律第313号）第14条に規定する保護水面の管理を行う都道府県知事及び農林水産大臣
- 5 土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づき農業用排水施設の管理を行う国、都道府県、市町村及び土地改良区

別表第1（第1条関係）

- 1 鉱業又は水洗炭素の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 選鉱施設
 - ロ 選炭施設
 - ハ 坑水中和沈殿施設
 - ニ 掘削用の泥水分離施設
- 1の2 畜産農業又はサービス業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 豚房施設（豚房の総面積が50㎡未満の事業場に係るものを除く。）
 - ロ 牛房施設（牛房の総面積が200㎡未満の事業場に係るものを除く。）
 - ハ 馬房施設（馬房の総面積が500㎡未満の事業場に係るものを除く。）
- 2 畜産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 原料処理施設
 - ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む）
 - ハ 湯煮施設
- 3 水産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 水産動物原料処理施設
 - ロ 洗浄施設
 - ハ 脱水施設
 - ニ ろ過施設
 - ホ 湯煮施設
- 4 野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 原料処理施設
 - ロ 洗浄施設
 - ハ 圧搾施設
 - ニ 湯煮施設
- 5 みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 原料処理施設
 - ロ 洗浄施設
 - ハ 湯煮施設
 - ニ 濃縮施設
 - ホ 精製施設
 - へ ろ過施設
- 6 小麦粉製造業の用に供する洗浄施設
- 7 砂糖製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 原料処理施設
 - ロ 洗浄施設（流送施設を含む。）
 - ハ ろ過施設
 - ニ 分離施設
 - ホ 精製施設
- 8 パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう

- 9 米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機
- 10 飲料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 原料処理施設
 - ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む。）
 - ハ 搾汁施設
 - ニ ろ過施設
 - ホ 湯煮施設
 - ヘ 蒸溜施設
- 11 動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 原料処理施設
 - ロ 洗浄施設
 - ハ 圧搾施設
 - ニ 真空濃縮施設
 - ホ 水洗式脱臭施設
- 12 動植物油脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 原料処理施設
 - ロ 洗浄施設
 - ハ 圧搾施設
 - ニ 分離施設
- 13 イースト製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 原料処理施設
 - ロ 洗浄施設
 - ハ 分離施設
- 14 でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 原料浸せき施設
 - ロ 洗浄施設（流送施設を含む。）
 - ハ 分離施設
 - ニ 渋だめ及びこれに類する施設
- 15 ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 原料処理施設
 - ロ ろ過施設
 - ハ 精製施設
- 16 麺類製造業の用に供する湯煮施設
- 17 豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設
- 18 インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設
- 18の2 冷凍調理食品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 原料処理施設
 - ロ 湯煮施設
 - ハ 洗浄施設
- 18の3 たばこ製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 水洗式脱臭施設

- ロ 洗淨施設
- 19 紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ まゆ湯煮施設
 - ロ 副蚕処理施設
 - ハ 原料浸せき施設
 - ニ 精練機及び精練そう
 - ホ シルケット機
 - ヘ 漂白機及び漂白そう
 - ト 染色施設
 - チ 薬液浸透施設
 - リ のり抜き施設
- 20 洗毛業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 洗毛施設
 - ロ 洗化炭施設
- 21 化学繊維製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 湿式紡糸施設
 - ロ リンター又は未精練繊維の薬液処理施設
 - ハ 原料回収施設
- 21の2 一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式バーカー
- 21の3 合板製造業の用に供する接着機洗淨施設
- 21の4 パーティクルボード製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 湿式バーカー
 - ロ 接着機洗淨施設
- 22 木材薬品処理業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 湿式バーカー
 - ロ 薬液浸透施設
- 23 パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 原料浸せき施設
 - ロ 湿式バーカー
 - ハ 碎木機
 - ニ 蒸解施設
 - ホ 蒸解廃液濃縮施設
 - ヘ チップ洗淨施設及びパルプ洗淨施設
 - ト 漂白施設
 - チ 抄紙施設（抄造施設を含む。）
 - リ セロハン製膜施設
 - ヌ 湿式繊維板成型施設
 - ル 廃ガス洗淨施設
- 23の2 新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 自動式フィルム現像洗淨施設

- ロ 自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設
- 24 化学肥料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ ろ過施設
 - ロ 分離施設
 - ハ 水洗式破碎施設
 - ニ 廃ガス洗浄施設
 - ホ 湿式集じん施設
- 25 水銀電解法によるか性ソーダ又はか性カリの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 塩水精製施設
 - ロ 電解施設
- 26 無機顔料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 洗浄施設
 - ロ ろ過施設
 - ハ カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機
 - ニ 群青製造施設のうち、水洗式分別施設
 - ホ 廃ガス洗浄施設
- 27 前2号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ ろ過施設
 - ロ 遠心分離機
 - ハ 硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設
 - ニ 活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設
 - ホ 無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設
 - ヘ 青酸製造施設のうち、反応施設
 - ト よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設
 - チ 海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設
 - リ バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設
 - ヌ 廃ガス洗浄施設
 - ル 湿式集じん施設
- 28 カーバイト法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 湿式アセチレンガス発生施設
 - ロ 酢酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸留施設
 - ハ ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸留施設
 - ニ アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸留施設
 - ホ 塩化ビニルモノマー洗浄施設
 - ヘ クロロブレンモノマー洗浄施設
- 29 コールタール製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ ベンゼン類硫酸洗浄施設
 - ロ 静置分離器
 - ハ タール酸ソーダ硫酸分解施設

- 30 発酵工業（第5号、第10号及び第13号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ 原料処理施設
 - ロ 蒸留施設
 - ハ 遠心分離機
 - ニ ろ過施設
- 31 メタン誘導品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸留施設
 - ロ ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設
 - ハ フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設
- 32 有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ ろ過施設
 - ロ 顔料又は染色レーキ製造施設のうち、水洗施設
 - ハ 遠心分離機
 - ニ 廃ガス洗浄施設
- 33 合成樹脂製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ 縮合反応施設
 - ロ 水洗施設
 - ハ 遠心分離機
 - ニ 静置分離器
 - ホ 弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸留施設
 - ヘ ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸留施設
 - ト 中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設
 - チ ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設
 - リ 廃ガス洗浄施設
 - ヌ 湿式集じん施設
- 34 合成ゴム製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ ろ過施設
 - ロ 脱水施設
 - ハ 水洗施設
 - ニ ラテックス濃縮施設
 - ホ スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器
- 35 有機ゴム薬品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ 蒸留施設
 - ロ 分離施設
 - ハ 廃ガス洗浄施設
- 36 合成洗剤製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ 廃酸分離施設
 - ロ 廃ガス洗浄施設
 - ハ 湿式集じん施設

37 前6号に掲げる事業以外の石油化学工業（石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、第51号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの

イ 洗浄施設

ロ 分離施設

ハ ろ過施設

ニ アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸留施設

ホ アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸留施設

ヘ アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設

ト イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸留施設及び硫酸濃縮施設

チ エチレンオキサイド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸留施設及び濃縮施設

リ 2-エチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコール製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸留施設

ヌ シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設

ル トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設

オ ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸留施設

ワ プロピレンオキサイド又はプロピレングリコールのけん化器

カ メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設

ヨ メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設

タ 廃ガス洗浄施設

38 石けん製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの

イ 原料精製施設

ロ 塩析施設

38の2 界面活性剤製造業の用に供する反応施設（1，4-ジオキサンが発生するもの限り、洗浄装置を有しないものを除く。）

39 硬化油製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの

イ 脱酸施設

ロ 脱臭施設

40 脂肪酸製造業の用に供する蒸留施設

41 香料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの

イ 洗浄施設

ロ 抽出施設

42 ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの

イ 原料処理施設

ロ 石灰づけ施設

ハ 洗浄施設

43 写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設

44 天然樹脂製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの

- イ 原料処理施設
- ロ 脱水施設
- 4 5 木材化学工業の用に供するフルフラール蒸留施設
- 4 6 第 2 8 号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 水洗施設
 - ロ ろ過施設
 - ハ ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設
 - ニ 廃ガス洗浄施設
- 4 7 医薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 動物原料処理施設
 - ロ ろ過施設
 - ハ 分離施設
 - ニ 混合施設（第 2 条各号に掲げる物質を含有する物を混合するものに限る。以下同じ。）
 - ホ 廃ガス洗浄施設
- 4 8 火薬製造業の用に供する洗浄施設
- 4 9 農薬製造業の用に供する混合施設
- 5 0 第 2 条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設
- 5 1 石油精製業（潤滑油再生業を含む。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 脱塩施設
 - ロ 原油常圧蒸留施設
 - ハ 脱硫施設
 - ニ 揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設
 - ホ 潤滑油洗浄施設
- 5 1 の 2 自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業（防振ゴム製造業を除く。）更正タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設
- 5 1 の 3 医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供するラテックス成型型洗浄施設
- 5 2 皮革製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 洗浄施設
 - ロ 石灰づけ施設
 - ハ タンニンづけ施設
 - ニ クロム浴施設
 - ホ 染色施設
- 5 3 ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 研磨洗浄施設
 - ロ 廃ガス洗浄施設
- 5 4 セメント製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 抄造施設
 - ロ 成型機

- ハ 水養生施設（蒸気養生施設を含む。）
- 55 生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント
- 56 有機質砂かべ剤製造業の用に供する混合施設
- 57 人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設
- 58 窯業原料（うわ薬顔料を含む。）の精製業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 水洗式破碎施設
 - ロ 水洗式分別施設
 - ハ 酸処理施設
 - ニ 脱水施設
- 59 碎石業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 水洗式破碎施設
 - ロ 水洗式分別施設
- 60 砂利採取業の用に供する水洗式分別施設
- 61 鉄鋼業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ タール及びガス液分離施設
 - ロ ガス冷却洗浄施設
 - ハ 圧延施設
 - ニ 焼入れ施設
 - ホ 湿式集じん施設
- 62 非鉄金属製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 還元そう
 - ロ 電解施設（熔融塩電解施設を除く。）
 - ハ 焼入れ施設
 - ニ 水銀精製施設
 - ホ 廃ガス洗浄施設
 - ヘ 湿式集じん施設
- 63 金属製品製造業又は器械器具製造業（武器製造業を含む。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 焼入れ施設
 - ロ 電解式洗浄施設
 - ハ カドミウム電極又は鉛電極の化成施設
 - ニ 水銀精製施設
 - ホ 廃ガス洗浄施設
- 63の2 空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設
- 63の3 石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設
- 64 ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ タール及びガス液分離施設
 - ロ ガス冷却洗浄施設（脱硫化水素施設を含む。）
- 64の2 水道施設（水道法（昭和32年法律第177号）第3条第8項に規定するものをいう。）、工業用水道施設（工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）第2条第6項に規定するものをいう。）又は自家用工業用水道（同法第21条第1項に規定するものをいう。）の

施設のうち、浄水施設であつて、次に掲げるもの（これらの浄水能力が1日当たり1万m³未満の事業場に係るものを除く。）

イ 沈でん施設

ロ ろ過施設

65 酸又はアルカリによる表面処理施設

66 電気めっき施設

66の2 エチレンオキサイド又は1,4-ジオキサンの混合施設（前各号に該当するものを除く。）

66の3 旅館業（旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定するもの（下宿営業を除く。）をいう。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ ちゅう房施設

ロ 洗濯施設

ハ 入浴施設

66の4 共同調理場（学校給食法（昭和29年法律第160号）第6条に規定する施設をいう。以下同じ。）に設置されるちゅう房施設（業務の用に供する部分の総床面積（以下単に「総床面積」という。）が500m²未満の事業場に係るものを除く。）

66の5 弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設（総床面積が360m²未満の事業場に係るものを除く。）

66の6 飲食店（次号及び第66号の8に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が420m²未満の事業場に係るものを除く。）

66の7 そば店、うどん店、すし店の他、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店（次号に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が630m²未満の事業場に係るものを除く。）

66の8 料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゅう房施設（総床面積が1,500m²未満の事業場に係るものを除く。）

67 洗濯業の用に供する洗浄施設

68 写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設

68の2 病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定するものをいう。以下同じ。）で病床数が300以上であるものに設置される施設であつて、次に掲げるもの

イ ちゅう房施設

ロ 洗浄施設

ハ 入浴施設

69 と畜業又は死亡獣蓄取扱業の用に供する解体施設

69の2 中央卸売市場（卸売市場法（昭和46年法律第35号）第2条第3項に規定するものをいう。）に設置される施設であつて、次に掲げるもの（水産物に係るものに限る。）

イ 卸売場

ロ 仲卸売場

69の3 地方卸売市場（卸売市場法第2条第4項に規定するもの（卸売市場法施行令（昭和46年政令第221号）第2条第2号に規定するものを除く。）をいう。）に設置される施設で

あつて、次に掲げるもの（水産物に係るものに限り、これらの総面積が1,000㎡未満の事業場に係るものを除く。）

イ 卸売場

ロ 仲卸売場

70 廃油処理施設（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第3条第14号に規定するものをいう。）

70の2 自動車分解整備事業（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第77条に規定するものをいう。）の用に供する洗車施設（屋内作業場の総面積が800㎡未満の事業場に係るもの及び次号に掲げるものを除く。）

71 自動式車両洗淨施設

71の2 科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ 洗淨施設

ロ 焼入れ施設

71の3 一般廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項に規定するものをいう。）である焼却施設

71の4 産業廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項に規定するものをいう。）のうち、次に掲げるもの

イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年制令第300号）第7条第1号、第3号から第6号まで、第8号又は第11号に掲げる施設であつて、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者（同法第14条第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第14条の4第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。）をいう。）が設置するもの

ロ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第12号から第13号までに掲げる施設

71の5 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗淨施設（前各号に該当するものを除く。）

71の6 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設（前各号に該当するものを除く。）

72 し尿処理施設（建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人数が500人以下のし尿浄化槽を除く。）

73 下水道終末処理施設

74 特定事業場から排出される水（公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前2号掲げるものを除く。）

ダイオキシン類対策特別措置法施行令

(特定施設)

第1条 ダイオキシン類対策特別措置法（以下「法」という。）第2条第2項のダイオキシン類を発生し、及び大気中に排出する施設で政令で定めるものは別表第1に掲げる施設とし、同項のダイオキシン類を含む汚水又は廃液を排出する施設で政令で定めるものは別表第2に掲げる施設とする。

別表第1（第1条関係）

- 1 硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又は亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設
- 2 カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設
- 3 硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設
- 4 アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設
- 5 担体付き触媒の製造（塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。）の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設
- 6 塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設
- 7 カプロラクタムの製造（塩化ニトロシルを使用するものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの
 - イ 硫酸濃縮施設
 - ロ シクロヘキサン分離施設
 - ハ 廃ガス洗浄施設
- 8 クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの
 - イ 水洗施設
 - ロ 廃ガス洗浄施設
- 9 4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの
 - イ ろ過施設
 - ロ 乾燥施設
 - ハ 廃ガス洗浄施設
- 10 2, 3-ジクロロ-1, 4-ナフトキノンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの
 - イ ろ過施設
 - ロ 廃ガス洗浄施設
- 11 8, 18-ジクロロ-5, 15-ジエチル-5, 15-ジヒドロジインドロ [3, 2-b : 3', 2'-m] トリフェノジオキサジン（別名ジオキサジンバイオレット。ハにおいて単に「ジオキサジンバイオレット」という。）の製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの
 - イ ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設
 - ロ ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設
 - ハ ジオキサジンバイオレット洗浄施設
 - ニ 熱風乾燥施設
- 12 アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生する

- ガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの
- イ 廃ガス洗浄施設
 - ロ 湿式集じん施設
- 1 3 亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの
- イ 精製施設
 - ロ 廃ガス洗浄施設
 - ハ 湿式集じん施設
- 1 4 担体付き触媒（使用済みのものに限る。）からの金属の回収（ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法（焙焼炉で処理しないものに限る。）によるものを除く。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの
- イ ろ過施設
 - ロ 精製施設
 - ハ 廃ガス洗浄施設
- 1 5 別表第1第5号に掲げる廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの
- イ 廃ガス洗浄施設
 - ロ 湿式集じん施設
- 1 6 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第7条第12号の2及び第13号に掲げる施設
- 1 7 フロン類（特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令（平成6年政令第308号）別表1の項、3の項及び6の項に掲げる特定物質をいう。）の破壊（プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令で定める方法によるものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの
- イ プラズマ反応施設
 - ロ 廃ガス洗浄施設
 - ハ 湿式集じん施設
- 1 8 下水道終末処理施設（第1号から前号まで及び次号に掲げる施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る。）
- 1 9 第1号から第17号までに掲げる施設を設置する工場又は事業場から排出される水（第1号から第17号までに掲げる施設に係る汚水若しくは廃液又は当該汚水若しくは廃液を処理したものを含むものに限り、公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前号に掲げるものを除く。）

建築基準法

(敷地の衛生及び安全)

- 第19条** 建築物の敷地は、これに接する道の境より高くなければならず、建築物の地盤面は、これに接する周囲の土地より高くなければならない。但し、敷地内の排水に支障がない場合又は建築物の用途により防湿の必要がない場合においては、この限りでない。
- 2 湿潤な土地、出水の恐れが多い土地又はごみその他これに類するもので埋め立てられた土地に建築物を建築する場合においては、盛土、地盤の改良その他衛生上又は安全上、必要な措置を講じなければならない。
 - 3 建築物の敷地には、雨水及び汚水を排出し、又は処理するための適当な下水管、下水溝又はためますその他これらに類する施設を設置しなければならない。
 - 4 建築物が崖崩れ等による被害を受ける恐れのある場合において、擁壁の設置その他安全上適当な措置を講じなければならない。

(便所)

- 第31条** 下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第8号に規定する処理区域内においては、便所は、水洗便所(汚水管が下水道法第2条第3号に規定する公共下水道に連結されたものに限る。)以外の便所としてはならない。
- 2 便所から排出する汚物を下水道法第2条第6号に規定する終末処理場を有する公共下水道以外に放流しようとする場合においては、し尿浄化槽(その構造が汚物処理性能(当該汚物を衛生上支障がないように処理するために、し尿浄化槽に必要とされる性能をいう。)に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものに限る。)を設けなければならない。

建築基準法施行令

(給水、排水その他の配管設備の設置及び構造)

第129条の2の5 建築物に設ける給水、排水その他の配管設備の設置及び構造は、次に定めるところによらなければならない。

- (1) コンクリートへの埋設等により腐食する恐れのある部分には、その材質に応じ有効な腐食防止のための措置を講ずること。
- (2) 構造耐力上主要な部分を貫通して配管する場合には、建築物の構造耐力上支障を生じないようにすること。
- (3) 第129条の3第1項第1号又は第3号に掲げる昇降機の昇降路内に設けないこと。ただし、地震時においても昇降機のかご(人又は物を乗せ昇降する部分をいう。以下同じ。)の昇降、かご及び出入口の戸の開閉その他の昇降機の機能並びに配管設備の機能に支障が生じないものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの及び国土交通大臣の認定を受けたものは、この限りでない。

3 建築物に設ける排水のための配管設備の設置及び構造は、第1項の規定によるほか、次に定めるところによらなければならない。

- (1) 排出すべき雨水又は汚水の量及び水質に応じ有効な容量、傾斜及び材質を有すること。
- (2) 配管設備には、排水トラップ、通気管等を設置する等衛生上必要な措置を講ずること。
- (3) 配管設備の末端は、公共下水道、都市下水路その他の排水施設に排水上有効に連結すること。
- (4) 汚水に接する部分は、不浸透質の耐水材料で造ること。
- (5) 前各号に定めるもののほか、安全上及び衛生上支障のないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものであること。

第6編 参 考 資 料

(資 料)

排水管の標準的な流速と勾配の範囲

※「下水道施設計画・設計指針と解説 2009 年版」によれば、下水道管の勾配は次の通りである。

(1) 汚水管渠

計画水量に対し流速を最小 0.6m/秒、最大 3.0m/秒とする。

(2) 雨水管渠又は合流管渠

計画下水量に対し流速を最小 0.8m/秒、最大 3.0m/秒とする。

また、排水設備における排水管は、個人排水であり、使用水量も公共下水道に比較して非常に少ないものである。このため、排水設備の排水管の勾配は、流速で、1.2m/秒以上必要であるとされている。最小流速で 0.8m/秒、最大流速で 3.0m/秒が、この使用範囲であるとしている。また藤沢市では汚水管としての設計範囲は、1.0m/秒～1.8m/秒としている。

排水管の内径と標準的な勾配の範囲
(管径 100mm～200mm まで)

排水管の内径 (mm)	100	125	150	200
勾配 (%)	20～80	17～60	15～40	12～28

(参 考)

計画下水量の算出

計画雨水流出量の算出

雨水流出量の算出は実験式（ブリックスの式、ビルクリーの式）及び合理式によって、地域ごとにそれぞれの公式を用いて算出する。

表-2 雨水流出量公式の地域別選定

種 別	処理区及び地域別	
実 験 式	ブリックス	南部処理区（江ノ島地区）
	ビルクリー	南部処理区（その他の地区）
合 理 式	東部処理区、相模川流域処理区 南部処理区（大庭排水区）	

(1) 実験式

$$Q = \frac{1}{360} \cdot R \cdot C \cdot A \cdot n \sqrt{\frac{S}{A}}$$

Q：計画雨水流出量………m³/sec

C：流出係数 (0.45～0.60)

R : 降雨強度 (50mm/h r) 60mm/hr 対応の地区もあり、詳しくはお問い合わせ下さい。
 A : 集水面積 ha
 S : 平均地表勾配 (S/1000 で表したときのSの値%)
 n : ブリックスの式でn = 6、ビルクリーの式でn = 4を用いる。

実験式における流出係数と地表勾配の地域別値

排水区名	分 区	流出係数 (%)	地表勾配 (%)	摘要	排水区名	分 区	流出係数 (%)	地表勾配 (%)	摘要
藤 沢 北 部	1	0.60	10.0		藤 沢 西 部	1	0.45	5.0	
	2	0.60	10.0			2	0.45	5.0	
藤 沢 東 部	1	0.60	10.0		鶺 沼 西 部	1	0.45	5.0	
	2	0.60	10.0			2	0.45	5.0	
鶺 沼 東 部	1	0.60	10.0			3	0.45	5.0	
	2	0.60	10.0		江 ノ 島		0.45	10.0	
	3	0.60	10.0				0.45	3.0	
片 瀬	1	0.45	10.0		羽 鳥	1	0.45	10.0	
	2	0.45	10.0			2	0.45	10.0	
	3	0.60	40.0			3	0.45	10.0	
	4	0.60	40.0		辻 堂 北 部	1	0.45	3.0	
西 浜	1	0.45	5.0			2	0.45	5.0	
	2	0.45	5.0		大 荒 久	1	0.45	5.0	
	3	0.45	5.0			1	0.45	10.0	
鶺 沼 南 部	1	0.45	5.0		浜 見 山	2	0.45	10.0	
	2	0.45	5.0			辻 堂 南 部	1	0.45	5.0
	3	0.45	5.0		2		0.45	5.0	
	4	0.45	5.0						

(2) 合理式

$$Q = \frac{1}{360} \cdot C \cdot I \cdot A$$

Q : 計画雨水流出量 m³/sec
 C : 流出係数 (市街地区域 : 0.55)
 (市街化調整区域 : 0.30)
 4,500
 I : 降雨強度 (I = $\frac{50}{t+30}$ = 50mm/h r)
 A : 集水面積・ha
 t : 降雨継続時間・分 (t₁ + t₂)
 t₁ : 流入時間、通常7分
 L 管路延長 (m)
 t₂ : $\frac{L}{V}$ = $\frac{L}{V}$ = $\frac{L}{V}$
 V 管内平均流速 (m/sec)

マンニング公式による円形管流量表

塩化ビニール管

n = 0.010

管径(mm) 勾配(%)	100		125		150		200	
	V	Q	V	Q	V	Q	V	Q
12.0	2.962	0.0233						
11.0	2.836	0.0223						
10.0	2.704	0.0212						
9.0	2.565	0.0201	2.976	0.0365				
8.0	2.418	0.0190	2.806	0.0344				
7.0	2.262	0.0178	2.625	0.0322	2.964	0.0524		
6.0	2.094	0.0164	2.430	0.0298	2.744	0.0485		
5.0	1.912	0.0150	2.218	0.0272	2.505	0.0443		
4.0	1.712	0.0134	1.984	0.0243	2.241	0.0396	2.714	0.0853
3.5	1.600	0.0126	1.856	0.0228	2.099	0.0371	2.539	0.0798
3.4	1.577	0.0124	1.829	0.0224	2.066	0.0365	2.503	0.0786
3.2	1.530	0.0120	1.775	0.0218	2.004	0.0354	2.428	0.0763
3.0	1.481	0.0116	1.718	0.0211	1.941	0.0343	2.351	0.0739
2.8	1.431	0.0112	1.660	0.0204	1.875	0.0331	2.271	0.0714
2.6	1.379	0.0108	1.600	0.0196	1.807	0.0319	2.188	0.0687
2.5	1.352	0.0106	1.569	0.0193	1.771	0.0313	2.146	0.0674
2.4	1.325	0.0104	1.537	0.0189	1.736	0.0307	2.103	0.0661
2.2	1.268	0.0100	1.472	0.0181	1.662	0.0294	2.013	0.0632
2.0	1.209	0.0095	1.403	0.0172	1.584	0.0280	1.919	0.0603
1.9	1.179	0.0093	1.368	0.0168	1.544	0.0273	1.871	0.0588
1.8	1.147	0.0090	1.331	0.0163	1.503	0.0266	1.821	0.0572
1.7	1.115	0.0088	1.294	0.0159	1.461	0.0258	1.770	0.0556
1.6	1.081	0.0085	1.255	0.0154	1.417	0.0250	1.717	0.0539
1.5	1.047	0.0082	1.215	0.0149	1.372	0.0242	1.662	0.0522
1.4	1.012	0.0079	1.174	0.0144	1.326	0.0234	1.606	0.0505
1.3	0.975	0.0077	1.131	0.0139	1.277	0.0226	1.547	0.0486
1.2	0.937	0.0074	1.087	0.0133	1.227	0.0217	1.487	0.0467
1.1	0.897	0.0070	1.041	0.0128	1.175	0.0208	1.423	0.0447
1.0	0.855	0.0067	0.992	0.0122	1.120	0.0198	1.357	0.0426
0.9	0.811	0.0064	0.941	0.0115	1.063	0.0188	1.288	0.0405
0.8	0.765	0.0060	0.887	0.0109	1.002	0.0177	1.214	0.0381
0.7	0.715	0.0056	0.830	0.0102	0.937	0.0166	1.136	0.0357
0.6	0.662	0.0052	0.768	0.0094	0.868	0.0153	1.051	0.0330
0.5	0.605	0.0047	0.702	0.0086	0.792	0.0140	0.960	0.0302
0.4			0.627	0.0077	0.709	0.0125	0.858	0.0210
0.3					0.614	0.0108	0.743	0.0233
0.2							0.607	0.0191

.....雨水管、合流管の最小数値（現場の状況等によりやむを得ない場合に使用すること。）

V : 流速 (m / s e c)

Q : 流量 (m³ / s e c)

マンニング公式による円形管流量表

塩化ビニール管 n=0.010

管径(mm) 勾配(%)	250		300					
	V	Q	V	Q	V	Q	V	Q
12.0								
11.0								
10.0								
9.0								
8.0								
7.0								
6.0								
5.0								
4.0								
3.5	2.946	0.1446						
3.4	2.904	0.1425						
3.2	2.817	0.1383						
3.0	2.728	0.1339						
2.8	2.635	0.1293	2.976	0.2104				
2.6	2.539	0.1246	2.868	0.2027				
2.5	2.490	0.1222	2.812	0.1988				
2.4	2.440	0.1198	2.755	0.1947				
2.2	2.336	0.1147	2.638	0.1865				
2.0	2.227	0.1093	2.515	0.1777				
1.9	2.171	0.1066	2.451	0.1733				
1.8	2.113	0.1037	2.386	0.1687				
1.7	2.053	0.1008	2.319	0.1639				
1.6	1.992	0.0978	2.250	0.1590				
1.5	1.929	0.0947	2.178	0.1540				
1.4	1.863	0.0914	2.104	0.1487				
1.3	1.796	0.0882	2.028	0.1434				
1.2	1.725	0.0847	1.948	0.1377				
1.1	1.652	0.0811	1.865	0.1318				
1.0	1.575	0.0773	1.778	0.1257				
0.9	1.494	0.0733	1.687	0.1192				
0.8	1.407	0.0692	1.591	0.1125				
0.7	1.318	0.0647	1.488	0.1052				
0.6	1.220	0.0599	1.378	0.0974				
0.5	1.114	0.0547	1.258	0.0889				
0.4	0.996	0.0489	1.125	0.0795				
0.3	0.863	0.0424	0.974	0.0688				
0.2	0.704	0.0346	0.795	0.0562				
0.1	0.498	0.0244	0.562	0.0397				

………雨水管、合流管の最小数値（現場の状況等によりやむを得ない場合に使用すること。）

V：流速 (m/sec)

Q：流量 (m³/sec)

マンニング公式による円形管流量表 (管径 100mm~200mm)

鉄筋コンクリート管及び陶管 n=0.014

管径(mm) 勾配(%)	100		125		150		200	
	V	Q	V	Q	V	Q	V	Q
24.0	2.992	0.0235						
23.0	2.929	0.0230						
22.0	2.864	0.0225						
21.0	2.799	0.0220						
20.0	2.731	0.0214						
19.0	2.662	0.0209						
18.0	2.591	0.0203	3.007	0.0396				
17.0	2.518	0.0198	2.992	0.0356				
16.0	2.443	0.0192	2.835	0.0348				
15.0	2.365	0.0186	2.745	0.0337	3.099	0.0548		
14.0	2.285	0.0179	2.651	0.0325	2.994	0.0529		
13.0	2.202	0.0173	2.555	0.0313	2.885	0.0510		
12.0	2.116	0.0166	2.455	0.0301	2.772	0.0490		
11.0	2.025	0.0159	2.350	0.0288	2.654	0.0469		
10.0	1.931	0.0152	2.241	0.0275	2.531	0.0447		
9.0	1.832	0.0144	2.126	0.0261	2.401	0.0424	2.908	0.0914
8.0	1.727	0.0136	2.004	0.0246	2.264	0.0400	2.742	0.0862
7.0	1.616	0.0127	1.875	0.0230	2.117	0.0374	2.565	0.0806
6.0	1.496	0.0117	1.736	0.0213	1.960	0.0346	2.375	0.0746
5.0	1.366	0.0107	1.585	0.0194	1.789	0.0316	2.168	0.0681
4.0	1.221	0.0096	1.417	0.0174	1.601	0.0283	1.939	0.0609
3.5	1.143	0.0090	1.326	0.0163	1.497	0.0265	1.814	0.0570
3.4	1.126	0.0088	1.307	0.0160	1.476	0.0261	1.788	0.0562
3.2	1.098	0.0086	1.268	0.0156	1.432	0.0253	1.734	0.0545
3.0	1.058	0.0083	1.227	0.0151	1.386	0.0245	1.679	0.0528
2.8	1.022	0.0080	1.186	0.0146	1.339	0.0237	1.622	0.0510
2.6	0.985	0.0077	1.143	0.0140	1.290	0.0228	1.563	0.0491
2.5	0.966	0.0076	1.120	0.0137	1.265	0.0224	1.533	0.0482
2.4	0.946	0.0074	1.098	0.0135	1.240	0.0219	1.502	0.0472
2.2	0.906	0.0071	1.051	0.0129	1.187	0.0210	1.438	0.0452
2.0	0.864	0.0068	1.002	0.0123	1.132	0.0200	1.371	0.0431
1.9	0.842	0.0066	0.977	0.0120	1.103	0.0195	1.336	0.0420
1.8	0.819	0.0064	0.951	0.0117	1.074	0.0190	1.301	0.0409
1.7			0.924	0.0113	1.043	0.0184	1.264	0.0397
1.6			0.896	0.0110	1.012	0.0179	1.226	0.0385
1.5			0.868	0.0107	0.980	0.0173	1.187	0.0373
1.4			0.838	0.0103	0.947	0.0167	1.147	0.0360
1.3			0.808	0.0099	0.912	0.0161	1.105	0.0347
1.2					0.877	0.0155	1.062	0.0334
1.1					0.839	0.0148	1.017	0.0320
1.0					0.800	0.0141	0.969	0.0304
0.9							0.920	0.0289
0.8							0.867	0.0272
0.7							0.811	0.0255
0.6								
0.5								
0.4								

……雨水管、合流管の最小数値 (現場の状況等によりやむを得ない場合に使用すること。)

V : 流速 (m / s e c) Q : 流量 (m³ / s e c)

硬質塩化ビニール管 J I S K 6 7 4 1

(単位 mm)

呼 び 径	平均外径	平均外径の許 容 差	V P 管			
			厚 さ	厚 さ の 許 容 量	近似内径	参考重量 (g/m)
75	89	±0.50	5.8	±0.5	78	2,108
100	114	±0.65	7.0	±0.6	100	3,365
125	140	±0.80	7.5	±0.6	125	4,464
150	165	±1.00	8.5	±0.7	148	5,975
200	216	±2.00	10.0	±0.8	196	9,254
250	267	±3.00	10.0	±0.8	247	11,544
300	318	±3.60	—	—	—	—
			V U 管			
			厚 さ	厚 さ の 許 容 量	近似内径	参考重量 (g/m)
			3.0	±0.3	83	1,159
			3.5	±0.4	107	1,737
			4.5	±0.5	131	2,739
			5.5	±0.5	154	3,941
			7.0	±0.6	202	6,572
			8.5	±0.7	250	9,870
			10.0	±0.8	298	13,835

注) 管の長さは 4,000±10mm を標準とする。

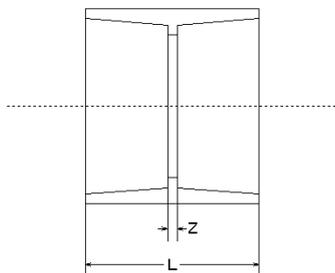
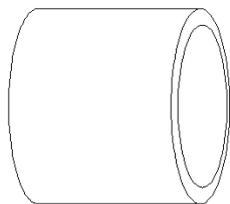
陶管 (直管) J I S R 1 2 0 1

(単位 mm)

種類	呼 び 径	内 径 D	有 効 長 さ L	管 の 厚 さ T
厚管	100	100±3	500±10	14以上
	150	150±4	660±14	18以上
	200	200±5	660±14	21以上
	250	250±7	660±14	24以上
	300	300±8	660±14	27以上
	350	350±9	660±14	30以上
	400	400±10	660±14	34以上
	450	450±12	660±14	38以上
	600	600±15	660±14	45以上

塩ビ製品継手

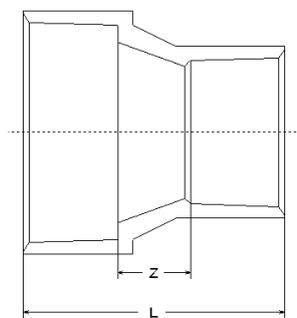
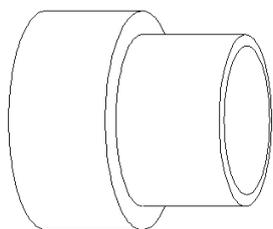
ソケット<DS>



単位：mm

呼び径	Z	L
50	3	53
65	3	73
75	4	84
100	4	104
125	4	134
150	4	164

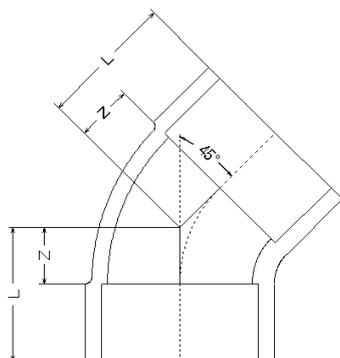
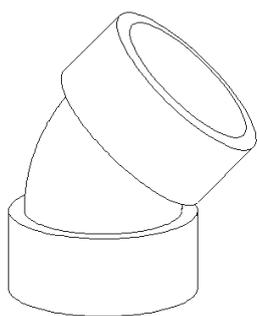
インクリーザー<IN>



単位：mm

呼び径	Z	L
75×50	25	90
75×65	25	100
100×40	30	102
100×50	30	105
100×65	30	113
100×75	30	120
※125×100	35	145
※150×100	40	170
※150×125	40	184

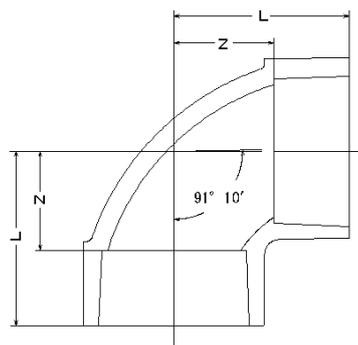
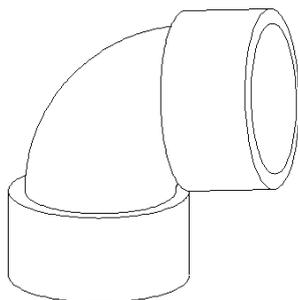
45° エルボ<45L>



単位：mm

呼び径	Z	L
50	18	43
65	22	57
75	25	65
100	30	80
125	38	103
150	44	124

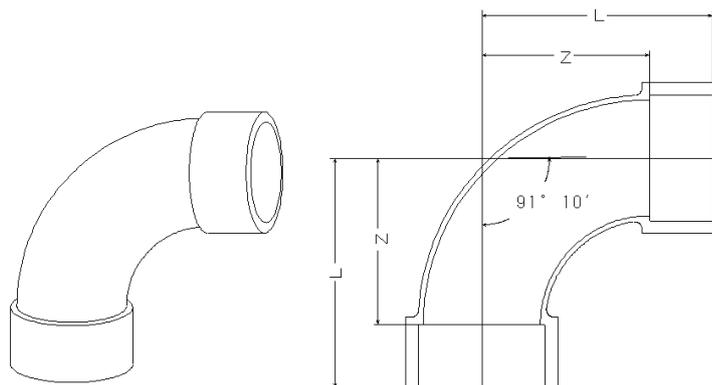
90° エルボ<DL>



単位：mm

呼び径	Z	L
50	33	58
65	42	77
75	48	88
100	62	112
125	75	140
150	88	168

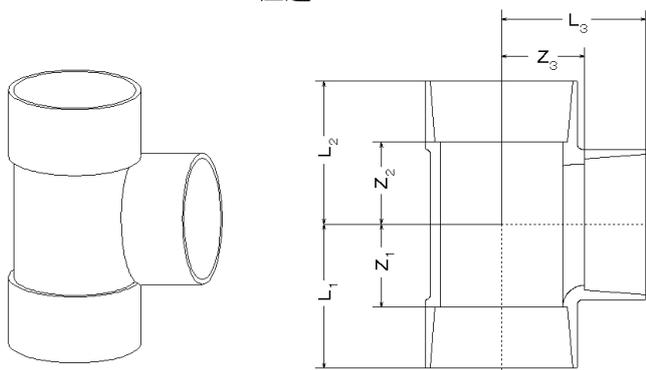
90° 大曲りエルボ<LL>



単位：mm

呼び径	Z	L
50	66	91
65	90	125
75	100	140
100	128	178
※125	140	202
※150	170	252

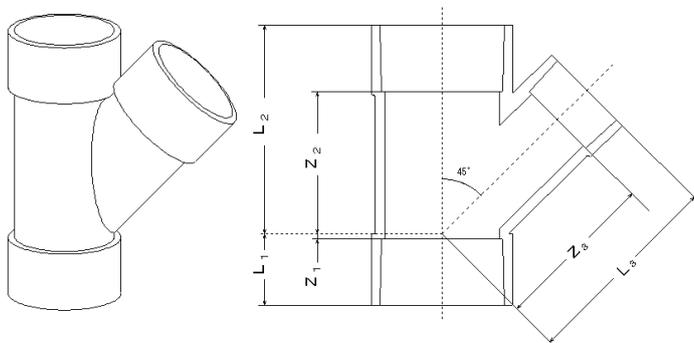
90° Y<DT> 径違い90° Y<DT>



単位：mm

呼び径	Z ₁	Z ₂	Z ₃	L ₁	L ₂	L ₃
50	34	34	34	59	59	59
65	42	43	42	77	78	77
75	48	49	48	88	89	88
100	62	63	62	112	113	112
75×50	34	35	48	74	75	73
100×50	34	35	62	84	85	87
100×75	48	49	62	98	99	102

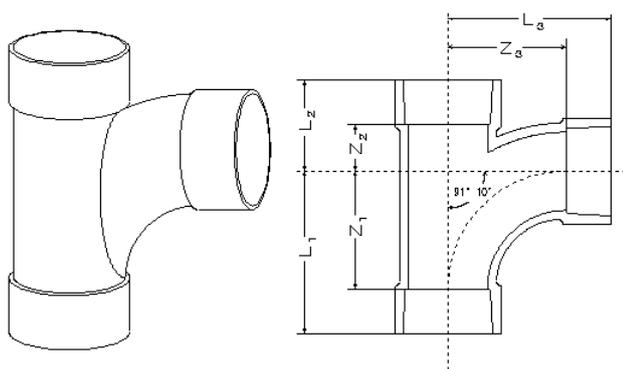
45° Y<Y> 径違い45° Y<Y>



単位：mm

呼び径	Z ₁	Z ₂	Z ₃	L ₁	L ₂	L ₃
40	12	58	62	34	80	84
50	20	72	78	45	97	103
65	20	92	98	55	127	133
75	26	106	115	66	146	155
100	32	134	144	82	184	194
75×50	3	86	98	43	126	123
100×50	-8	98	118	42	148	143
100×75	19	118	132	69	168	172
※150×100	6	165	185	86	245	235

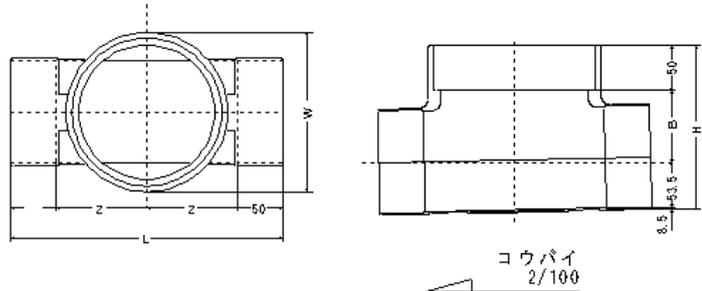
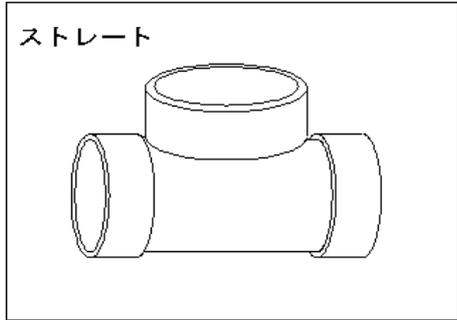
90° 大曲りY<LT>



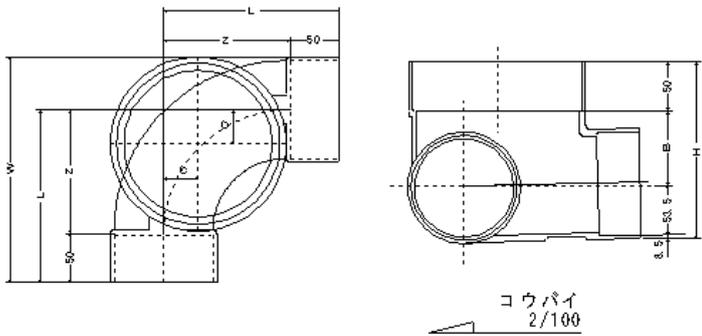
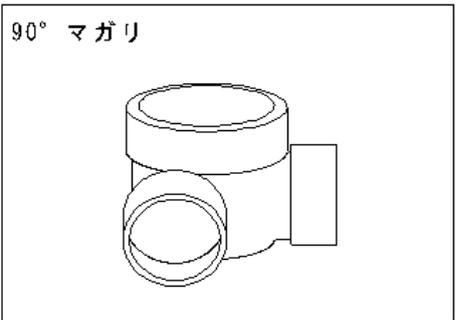
単位：mm

呼び径	Z ₁	Z ₂	Z ₃	L ₁	L ₂	L ₃
50	66	26	66	91	51	91
75	100	30	100	140	70	140
100	128	45	128	178	95	178
※125	140	50	140	202	112	202
※150	170	65	170	252	147	252

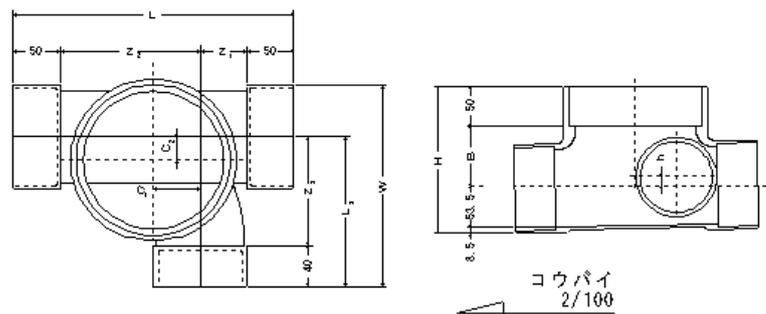
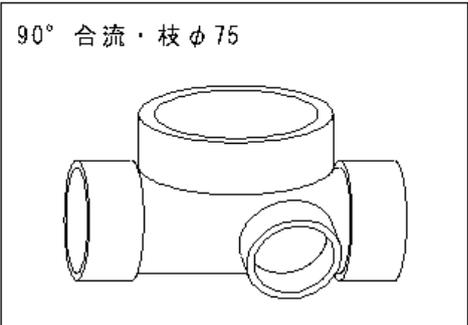
塩ビ排水ます SD100-150インバート



略号・サイズ	記号	Z	L	W	B	H	価格 (円/個)	梱包 (個/ケース)
SD S 100-150		100	300	178	76	188	2,900	4

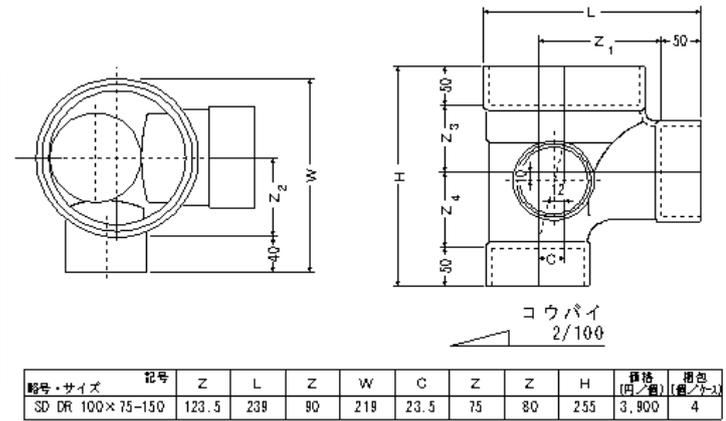
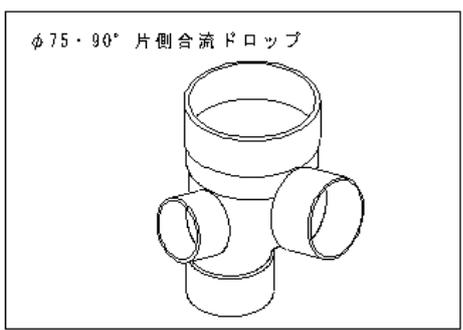
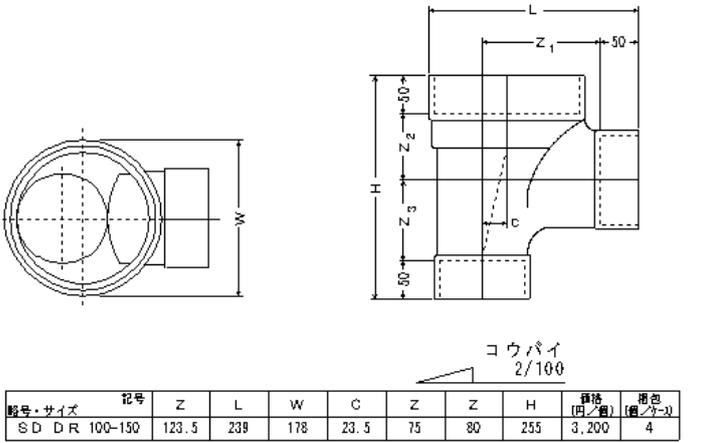
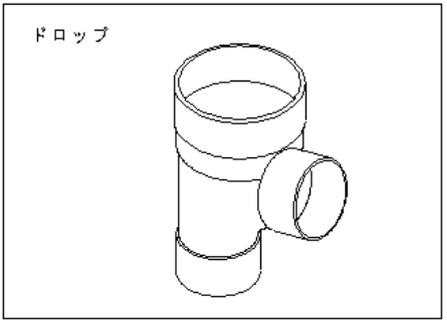
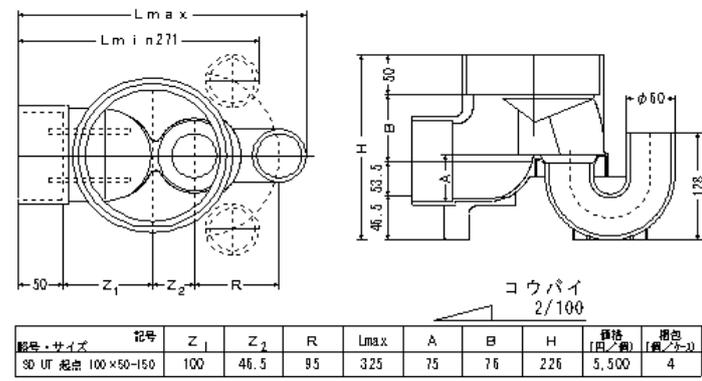
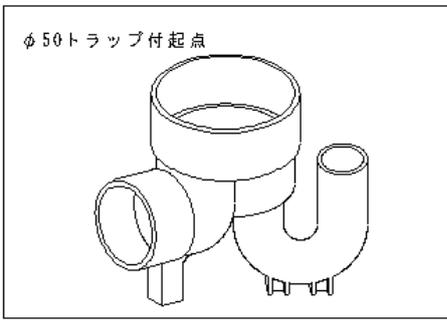
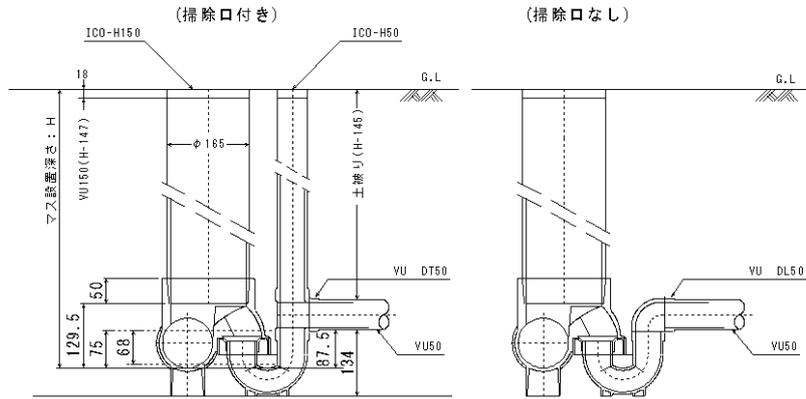


略号・サイズ	記号	C	Z	L	W	B	H	価格 (円/個)	梱包 (個/ケース)
SD 90L 100-150		35	128	178	240	76	188	2,900	4

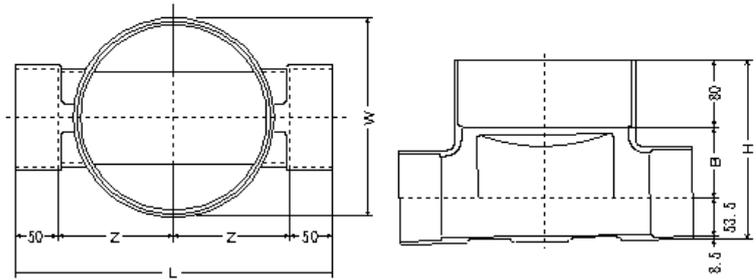
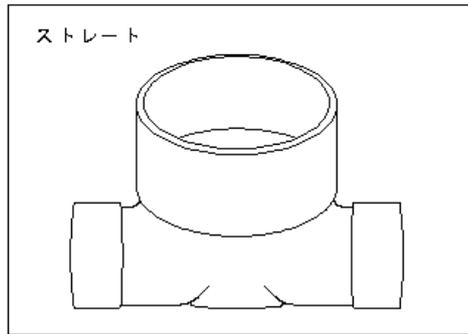


略号・サイズ	記号	C ₁	C ₂	Z ₁	Z ₂	L	Z ₃	L ₃	W	h	B	H	価格 (円/個)	梱包 (個/ケース)
SD 90YT 100×75-150		50	25.5	50	150	300	120	160	222	12	76	188	3,900	4

標準設置図

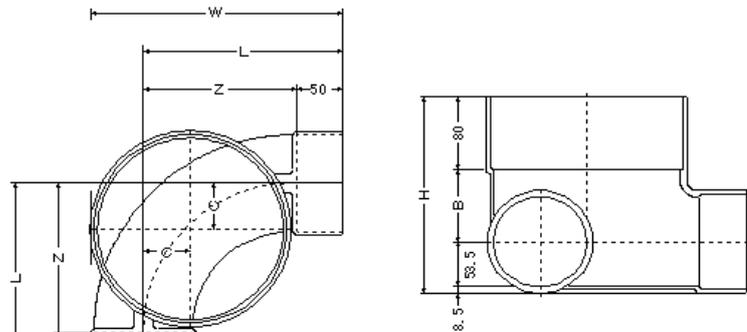
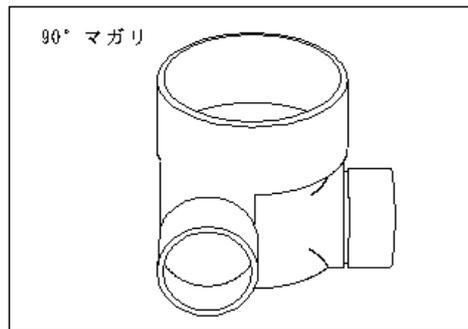


SD100-200



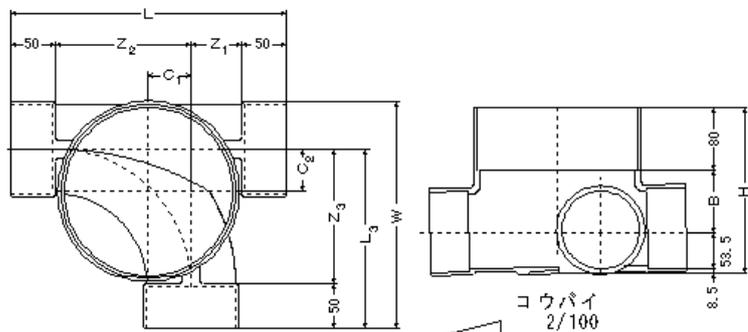
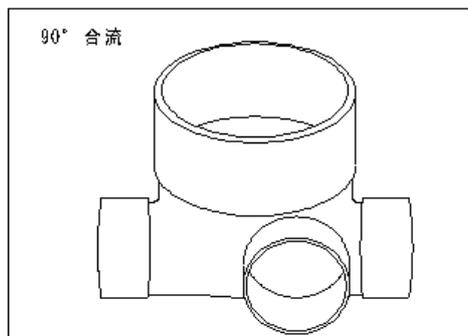
コウパイ
2/100

略号・サイズ	記号	Z	L	W	B	H	価格 (円/個)	梱包 (個/ケース)
SD N S 100-200		125	350	230	80	222	4,500	4



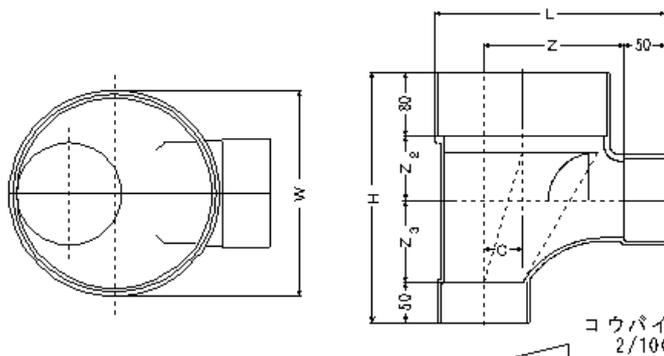
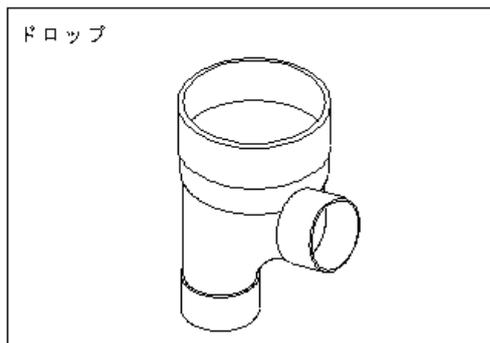
コウパイ
2/100

略号・サイズ	記号	C	Z	L	W	B	H	価格 (円/個)	梱包 (個/ケース)
SD N 90L 100-200		50.5	165	215	279.5	80	222	4,500	4



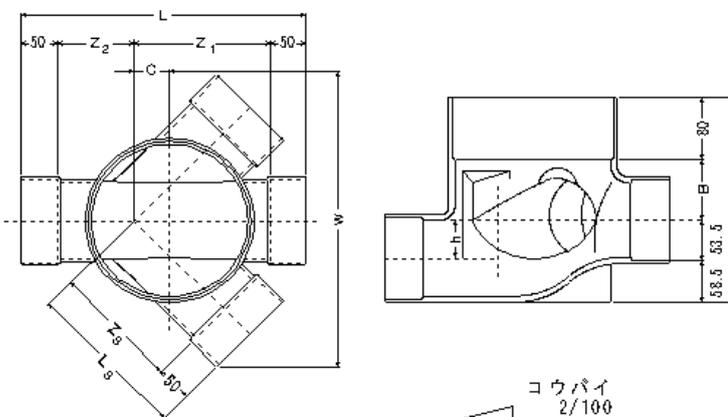
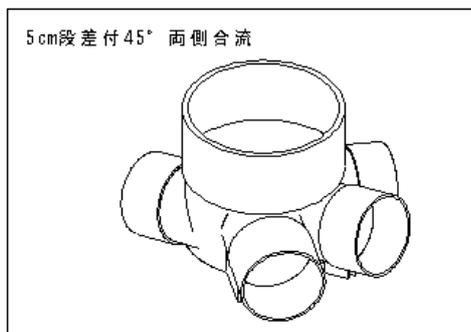
コウパイ
2/100

略号・サイズ	記号	C ₁	C ₂	Z ₁	Z ₂	L	Z ₃	L ₃	W	B	H	価格 (円/個)	梱包 (個/ケース)
SD-N 90YT 100-200		55	50.5	60	170	330	170	220	284.5	80	222	5,500	4



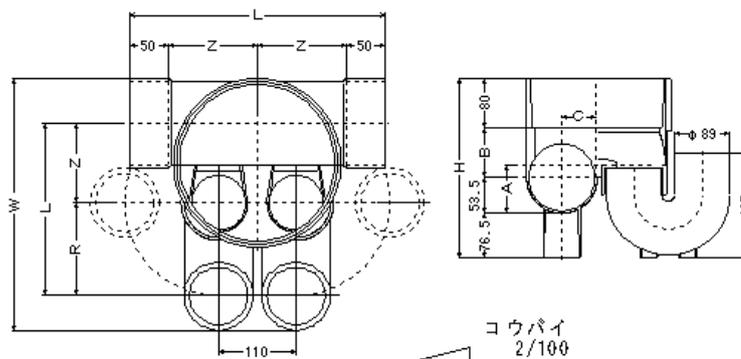
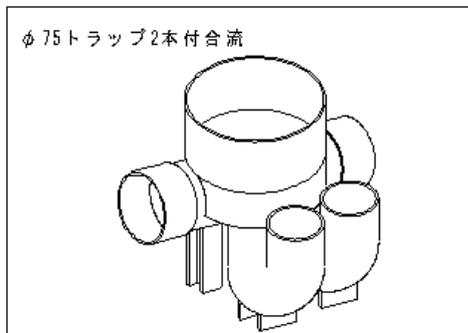
コウパイ
2/100

略号・サイズ	記号	Z ₁	L	W	C	Z ₂	Z ₃	H	価格 (円/個)	梱包 (個/ケース)
SD-N DR 100-200		172.5	290	230	47.5	80	105	315	5,000	4



コウパイ
2/100

略号・サイズ	記号	C	Z ₁	Z ₂	L	Z ₃	L ₁	W	h	B	H	価格 (円/個)	梱包 (個/ケース)
SD-N WYS 100-200		45	170	95	365	160	210	385	50	80	212	5,500	4



コウパイ
2/100

略号・サイズ	記号	Z ₁	L ₁	C	Z ₂	R	L	W	A	B	H	価格 (円/個)	梱包 (個/ケース)
SD-N UW 100×75-200		115	330	57	112	111	223	333.5	75	80	290	6,500	4

雨水浸透施設設置について（参考資料）

（藤沢市雨水貯留施設及び雨水浸透施設設計基準より抜粋）

1-1 雨水浸透施設の設計

① 雨水浸透対応面積の算定

雨水浸透対策量の算定の際、次に挙げる土地については事業区域面積から控除することができる。

- 帰属道路
- 事業協力地（道路状空地、造成協力地等）
- 緑地面積（地上部における確定した緑地面積）

$$A' = A - e \quad \dots \dots (3.1) \text{式}$$

A' : 雨水浸透対応面積 [m²]

A : 事業区域面積 [m²]

e : 控除面積 [m²]

② 雨水浸透対策量の算定

(3.2) 式により、雨水浸透対策量を算定する。流出係数は、事業前の自然地の流出係数 0.3、開発後の流出係数 0.9 とした際の差である 0.6 を代入する。また、降雨強度は 60[mm/h] とする。

$$Q_A = \frac{1}{360} \times C \times I \times A' \div 10000 \times 3600 \quad \dots \dots (3.2) \text{式}$$

$$Q_A = \frac{1}{360} \times 0.6 \times 60 \times A' \div 10000 \times 3600$$

Q_A : 雨水流出量 [m³/hr]

C : 流出係数 0.6

I : 降雨強度 [mm/h]

A' : 雨水浸透対応面積 [m²]

雨水浸透処理量の算定

設置する雨水浸透施設の単位処理量（1m、1箇所あたりの処理量）を求め、雨水浸透対策量が浸透処理できる雨水浸透施設を設置する。雨水浸透施設の単位浸透量については(3.3)式で求める。

$$Q_f = C_s \times C_y \times (1 - C_D) \times (1 - C_E) \times q \times 3600 \quad \dots \dots (3.3) \text{式}$$

$$Q_f = 0.8 \times 0.5 \times (1 - 0.1) \times (1 - 0.0) \times q \times 3600$$

$$Q_f = 0.36 \times q \times 3600$$

$$q = k \times S \quad \dots \dots (3.4) \text{式}$$

$$Q' = Q_f + Q_v \quad \dots \dots (3.5) \text{式}$$

Q_f : 単位設計浸透量		[m ³ /hr]
C_s : 安全率		0.8
C_y : 目詰まりによる影響（供用年数 30 年）		0.5
C_D : 降雨による影響		0.1
C_E : 地下水の影響		0.0
q : 浸透試験による最終浸透能力推定値		[m ³ /sec]
k : 土の室内透水係数	ローム層	0.215×10^{-4} [m/sec]
	砂層	0.889×10^{-4} [m/sec]
S : 浸透面積		[m ²]
Q_v : 単位設計貯留量		[m ³ /hr]
Q' : 単位浸透処理量		[m ³ /hr]

単位処理量は浸透施設の空隙からなる貯留量も見込むことができる。つまり、貯留量と浸透量の合算が単位処理量となる。

浸透量の算定についてはいくつかの出典先から算定式が提示されているが、藤沢市では住宅・都市整備公団（現：UR 都市機構）による算定式を標準としている。他の浸透量算定式を使用したい場合は、出典先を明示し、使用可能か市担当者に確認すること。ただし、目詰まり等の安全係数については、住宅・都市整備公団による算定式を必ず使用すること。

① 浸透管

$$q = k \times S \quad \dots \dots \dots (3.4) \text{式}$$

$$q = k \times (B + 2H)$$

$$Q_v = (B \times H - \frac{d^2 \times \pi}{4}) \times nG + \frac{d^2 \times \pi}{4}$$

$$Q' = Q_f + Q_v \quad \dots \dots \dots (3.5) \text{式}$$

q : 浸透試験による最終浸透能力推定値 [m³/sec]

k : 土の室内透水係数 ローム層 0.215 × 10⁻⁴ [m/sec]

砂 層 0.889 × 10⁻⁴ [m/sec]

S : 浸透面積 [m²]

Q_f : 単位設計浸透量 [m³/hr]

B : 置換材の幅 [m]

H : 置換材の高さ [m]

Q_v : 単位設計貯留量 [m³/hr]

d : 浸透管の内径 [m]

nG : 置換材の平均空隙率 0.3 (単粒度碎石の場合)

Q' : 単位浸透処理量 [m³/hr]

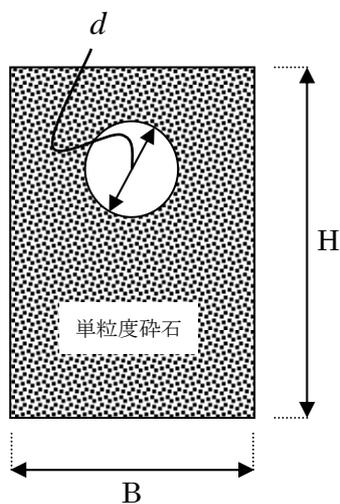


図 3.4 浸透管断面図

② 浸透柵（底面浸透タイプ）

$$q = k \times S \quad \dots \dots \dots (3.4) \text{式}$$

角型置換材

$$q = k \times \{B_1 \times B_2 + H \times (B_1 + B_2) \times 2\}$$

円型置換材

$$q = k \times \left\{ \frac{D^2 \times \pi}{4} + D \times \pi \times H \right\}$$

角型柵・角型置換材（図 3.5 参照）

$$Q_v = B_1 \times B_2 \times H \times nG + B_3 \times B_4 \times h_0$$

円型柵・角型置換材（図 3.6 参照）

$$Q_v = B_1 \times B_2 \times H \times nG + \frac{d^2 \times \pi}{4} \times h_0$$

角型柵・円型置換材（図 3.7 参照）

$$Q_v = \frac{D^2 \times \pi}{4} \times H \times nG + B_3 \times B_4 \times h_0$$

円型柵・円型置換材（図 3.8 参照）

$$Q_v = \frac{D^2 \times \pi}{4} \times H \times nG + \frac{d^2 \times \pi}{4} \times h_0$$

$$Q' = Q_f + Q_v \quad \dots \dots \dots (3.5) \text{式}$$

q : 浸透試験による最終浸透能力推定値	[m ³ /sec]
k : 土の室内透水係数	ローム層 0.215 × 10 ⁻⁴ [m/sec] 砂層 0.889 × 10 ⁻⁴ [m/sec]
S : 浸透面積	[m ²]
Q_f : 単位設計浸透量	[m ³ /hr]
B_1 : 置換材の幅（角型）	[m]
B_2 : 置換材の幅（角型）	[m]
D : 置換材の幅（円型）	[m]
H : 置換材の高さ	[m]
Q_v : 単位設計貯留量	[m ³ /hr]
B_3 : 浸透柵の幅（角型）	[m]
B_4 : 浸透柵の幅（角型）	[m]
d : 浸透柵の幅（円型）	[m]
h_0 : 浸透柵の深さ	[m]
nG : 置換材の平均空隙率	0.3（単粒度碎石の場合）
Q' : 単位浸透処理量	[m ³ /hr]

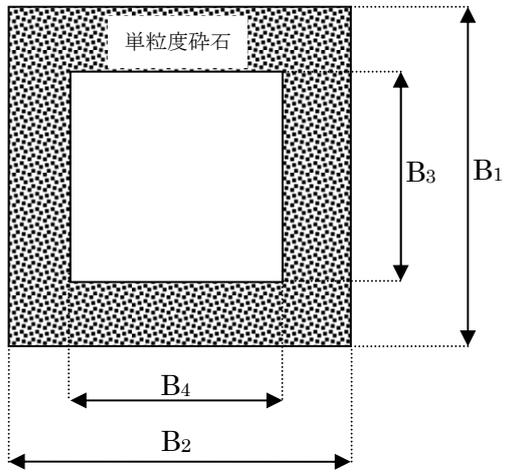


図 3.5(a) 平面図

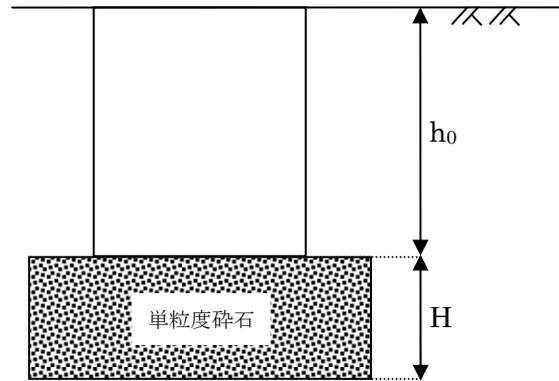


図 3.5(b) 断面図

図 3.5 浸透柵（底面浸透タイプ（置換材角型・角型柵））

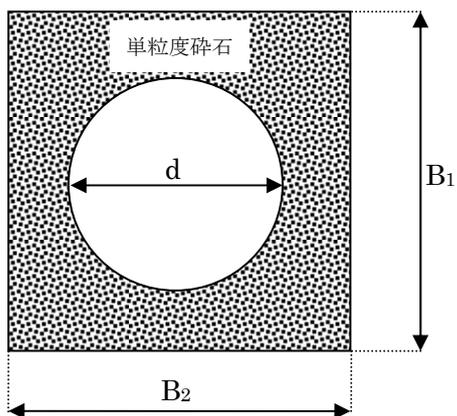


図 3.6(a) 平面図

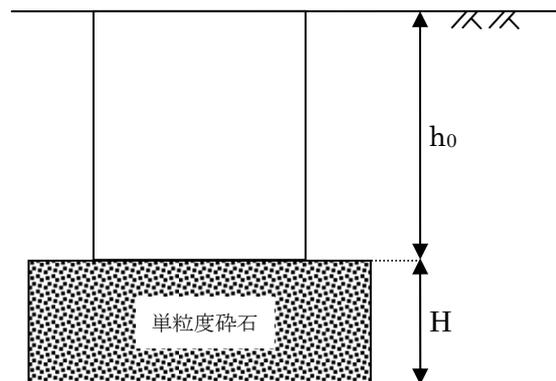


図 3.6(b) 断面図

図 3.6 浸透柵（底面浸透タイプ（置換材角型・円型柵））

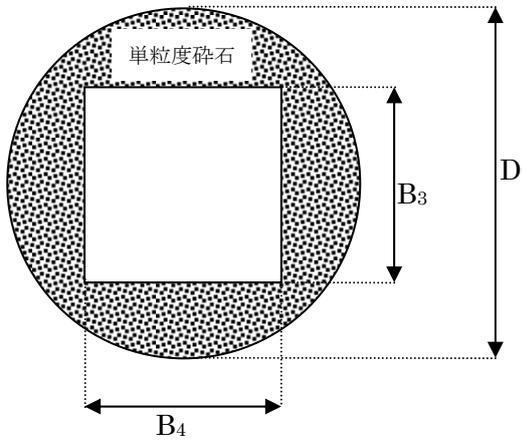


図 3.7(a) 平面図

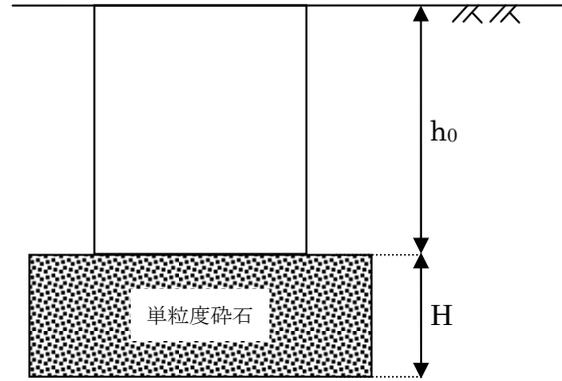


図 3.7(b) 断面図

図 3.7 浸透柵（底面浸透タイプ（置換材円型・円型柵））

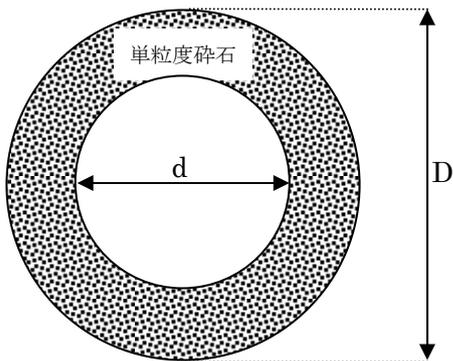


図 3.8(a) 平面図

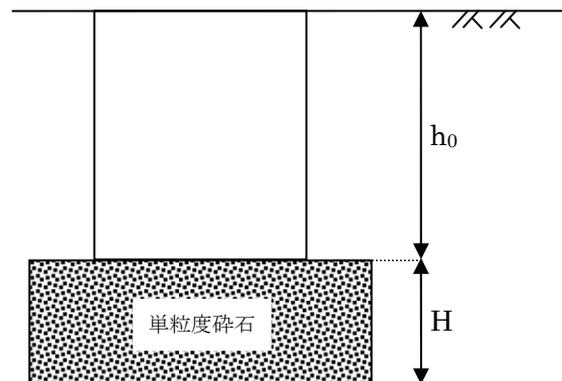


図 3.8(b) 断面図

図 3.8 浸透柵（底面浸透タイプ（置換材円型・円型柵））

③ 浸透柵（底面・側面浸透タイプ）

$$q = k \times S \quad \dots \dots \dots (3.4) \text{式}$$

角型置換材

$$q = k \times \{B_1 \times B_2 + H \times (B_1 + B_2) \times 2\}$$

円型置換材

$$q = k \times \left\{ \frac{D^2 \times \pi}{4} + D \times \pi \times H \right\}$$

角型柵・角型置換材（図 3.9 参照）

$$Q_v = (B_1 \times B_2 \times H - B_3 \times B_4 \times \ell) \times nG + B_3 \times B_4 \times h_0$$

円型柵・角型置換材（図 3.10 参照）

$$Q_v = (B_1 \times B_2 \times H - \frac{d^2 \times \pi}{4} \times \ell) \times nG + \frac{d^2 \times \pi}{4} \times h_0$$

角型柵・円型置換材（図 3.11 参照）

$$Q_v = \left(\frac{D^2 \times \pi}{4} \times H - B_3 \times B_4 \times \ell \right) \times nG + B_3 \times B_4 \times h_0$$

円型柵・円型置換材（図 3.12 参照）

$$Q_v = \left(\frac{D^2 \times \pi}{4} \times H - \frac{d^2 \times \pi}{4} \times \ell \right) \times nG + \frac{d^2 \times \pi}{4} \times h_0$$

$$Q' = Q_f + Q_v \quad \dots \dots \dots (3.5) \text{式}$$

q : 浸透試験による最終浸透能力推定値	[m ³ /sec]
k : 土の室内透水係数	ローム層 0.215 × 10 ⁻⁴ [m/sec] 砂層 0.889 × 10 ⁻⁴ [m/sec]
S : 浸透面積	[m ²]
Q_f : 単位設計浸透量	[m ³ /hr]
B_1 : 置換材の幅（角型）	[m]
B_2 : 置換材の幅（角型）	[m]
D : 置換材の幅（円型）	[m]
H : 置換材の高さ	[m]
Q_v : 単位設計貯留量	[m ³ /hr]
B_3 : 浸透柵の幅（角型）	[m]
B_4 : 浸透柵の幅（角型）	[m]
h_0 : 浸透柵の深さ	[m]
ℓ : 浸透側面の深さ	[m]
d : 浸透柵の幅（円型）	[m]
nG : 置換材の平均空隙率	0.3（単粒度碎石の場合）
Q' : 単位浸透処理量	[m ³ /hr]

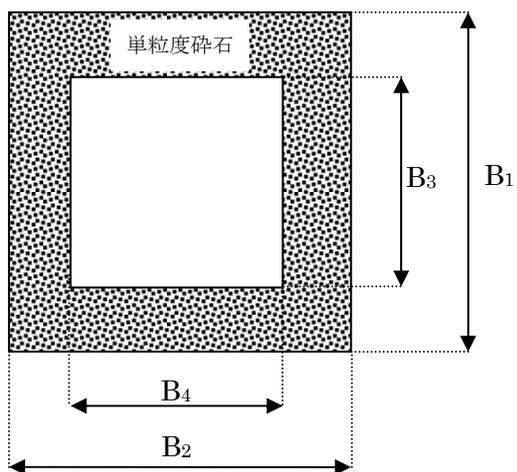


图 3.9(a) 平面图

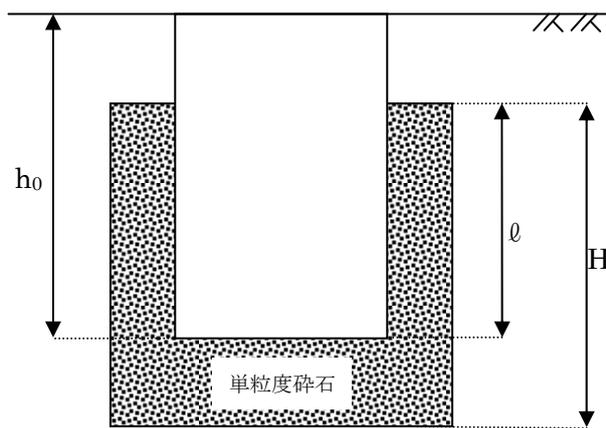


图 3.9(b) 断面图

图 3.9 浸透树 (置换材角型·角型树)

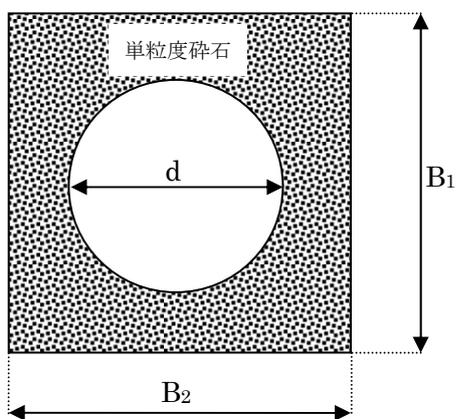


图 3.10(a) 平面图

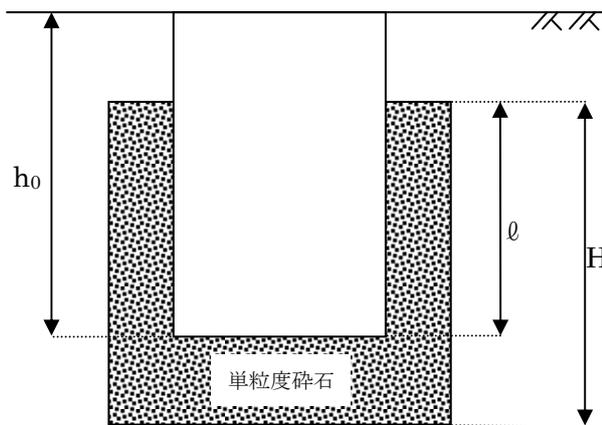


图 3.10(b) 断面图

图 3.10 浸透树 (置换材円型·角型树)

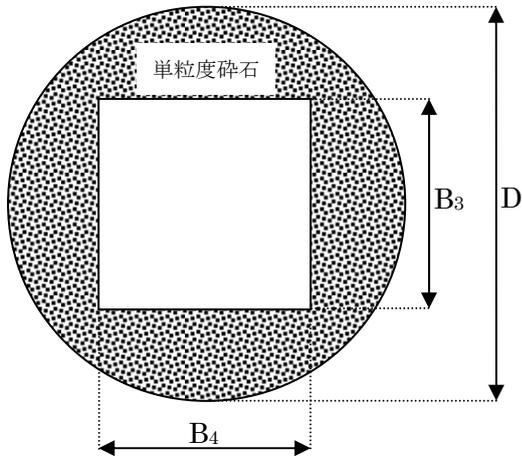


图 3.11(a) 平面图

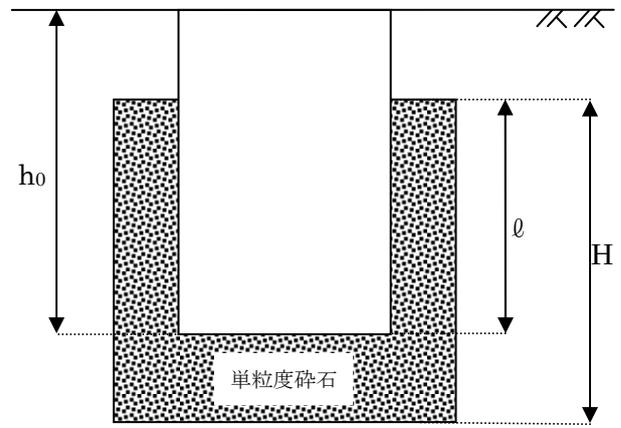


图 3.11(b) 断面图

图 3.11 浸透树（置换材角型·円型树）

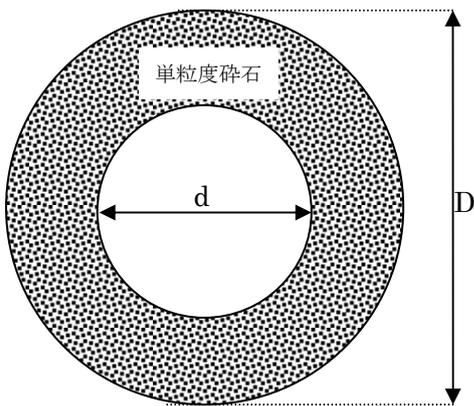


图 3.12(a) 平面图

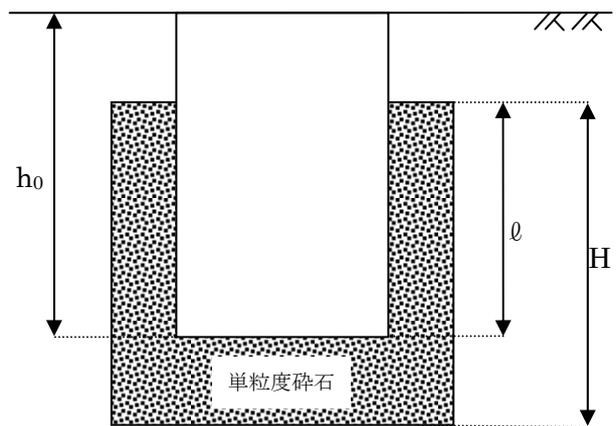


图 3.12(b) 断面图

图 3.12 浸透树（置换材円型·円型树）

3-4 設計計算例

[1 敷地が 535.48m²の雨水浸透計算 (ローム層の場合)]

※宅地造成の場合は各宅地で浸透計算をする。

(雨水浸透対応面積)

控除面積

- 緑地面積 54.25 m²
- 造成協力地 15.32 m²

$$A' = A - e$$

$$A' = 535.48 - (54.25 + 15.32) = 465.91[m^2]$$

(雨水浸透対策量)

$$Q_A = \frac{1}{360} \times C \times I \times A' \div 10000 \times 3600$$

$$Q_A = \frac{1}{360} \times 0.6 \times 60 \times 465.91 \div 10000 \times 3600 = 16.77[m^3 / hr] \quad (\text{小数第 3 位を四捨五入})$$

(単位雨水処理量)

浸透管 (図 3.13 参照)

$$q = k \times (B + 2H)$$

$$q = 0.215 \times 10^{-4} \times (0.5 + 2 \times 0.7) = 4.085 \times 10^{-5}[m^3 / s]$$

$$Q_f = C_s \times C_v \times (1 - C_D) \times (1 - C_E) \times q \times 3600$$

$$Q_f = 0.8 \times 0.5 \times (1 - 0.1) \times (1 - 0.0) \times q \times 3600$$

$$Q_f = 0.36 \times 4.085 \times 10^{-5} \times 3600 = 0.052[m^3 / hr]$$

(小数第 4 位切り捨て)

$$Q_v = (B \times H - \frac{d^2 \times \pi}{4}) \times nG + \frac{d^2 \times \pi}{4}$$

$$Q_v = (0.5 \times 0.7 - \frac{0.1^2 \times 3.14}{4}) \times 0.3 + \frac{0.1^2 \times 3.14}{4}$$

$$= 0.110[m^3 / hr] \quad (\text{小数第 4 位切り捨て})$$

$$Q' = Q_f + Q_v$$

$$Q' = Q_f + Q_v = 0.052 + 0.110 = 0.162[m^3 / hr]$$

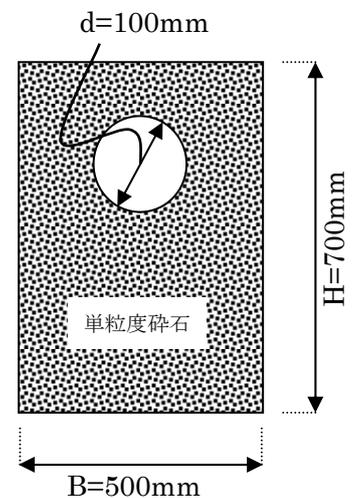


図 3.13 設置浸透管断面図

浸透柵 (图 3.14 参照)

$$q = k \times \{B_1 \times B_2 + H \times (B_1 + B_2) \times 2\}$$

$$q = 0.215 \times 10^{-4} \times \{0.9 \times 0.9 + 1.1 \times (0.9 + 0.9) \times 2\} = 1.02555 \times 10^{-4} [m^3 / s]$$

$$Q_f = C_s \times C_y \times (1 - C_D) \times (1 - C_E) \times q \times 3600$$

$$Q_f = 0.8 \times 0.5 \times (1 - 0.1) \times (1 - 0.0) \times q \times 3600$$

$$Q_f = 0.36 \times 1.02555 \times 10^{-4} \times 3600 = 0.132 [m^3 / hr] \quad (\text{小数第 4 位切り捨て})$$

$$Q_v = (B_1 \times B_2 \times H - B_3 \times B_4 \times \ell) \times nG + B_3 \times B_4 \times h_0$$

$$Q_v = (0.9 \times 0.9 \times 1.1 - 0.5 \times 0.5 \times 0.7) \times 0.3 + 0.5 \times 0.5 \times 0.9$$

$$= 0.439 [m^3 / hr] \quad (\text{小数第 4 位切り捨て})$$

$$Q' = Q_f + Q_v$$

$$Q' = Q_f + Q_v = 0.132 + 0.439 = 0.571 [m^3 / hr]$$

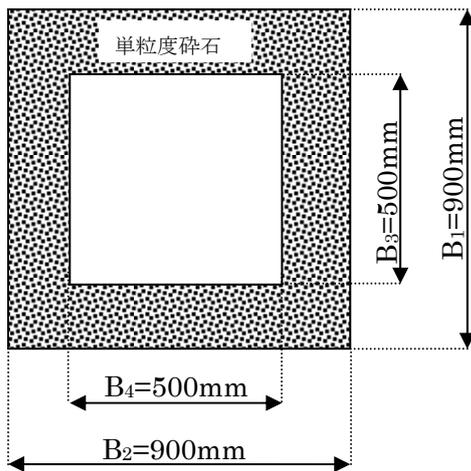


图 3.14(a) 平面图

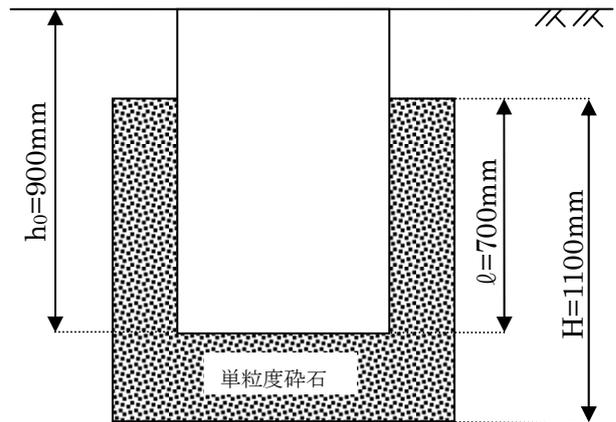


图 3.14(b) 断面图

图 3.14 設置浸透柵断面图

(雨水浸透処理量)

浸透柵 15 箇所設置

$$0.571 \times 15 = 8.565 [m^3 / hr]$$

浸透管 35m 設置

$$0.162 \times 55 = 8.910 [m^3 / hr]$$

雨水浸透処理量

$$Q' = 8.565 + 8.910 = 17.475 \div 17.47 [m^3 / hr] \quad (\text{小数第 3 位切り捨て})$$

$$Q' \geq Q \quad \therefore \text{OK}$$

$$17.47[m^3 / hr] \geq 16.77[m^3 / hr]$$

[1 敷地の土地面積が 150.24m² の雨水浸透計算 (砂層の場合)]

※宅地造成の場合は各宅地で浸透計算をする。

(雨水浸透対応面積)

控除面積

- 緑地面積 18.20 m²

$$A' = A - e$$

$$A' = 150.24 - 18.20 = 132.04[m^2]$$

(雨水浸透対策量)

$$Q_A = \frac{1}{360} \times C \times I \times A' \div 10000 \times 3600$$

$$Q_A = \frac{1}{360} \times 0.6 \times 60 \times 132.04 \div 10000 \times 3600 = 4.75[m^3 / hr] \quad (\text{小数第 3 位を四捨五入})$$

(雨水浸透処理量)

排水設備ハンドブック内の B 型浸透柵使用

B 型浸透柵 5 箇所設置

$$Q' = 0.362[m^3 / hr]$$

$$0.362 \times 5 = 1.810[m^3 / hr]$$

排水設備ハンドブック内の浸透管 φ 100 使用

浸透管 φ 100 11m 設置

$$Q' = 0.290[m^3 / hr]$$

$$0.290 \times 11 = 3.190[m^3 / hr]$$

雨水浸透処理量

$$Q' = 1.810 + 3.190 = 5.000 \doteq 5.00[m^3 / hr] \quad (\text{小数第 3 位切り捨て})$$

$$Q' \geq Q \quad \therefore \text{OK}$$

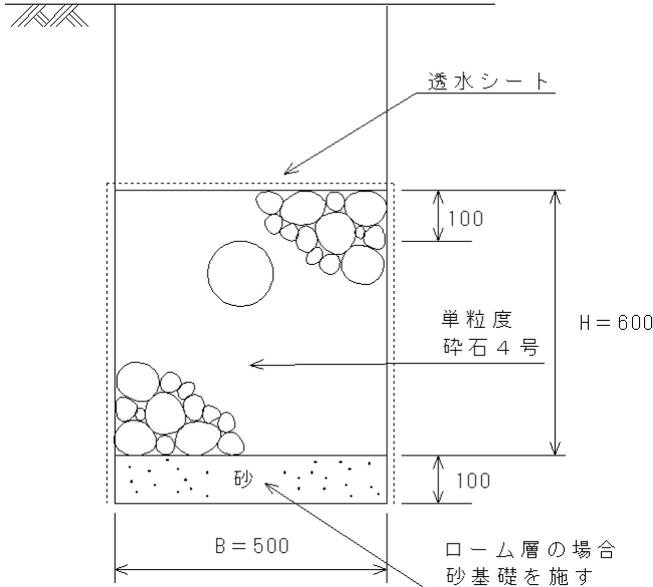
$$5.00[m^3 / hr] \geq 4.75[m^3 / hr]$$

※ 排水設備ハンドブック内に掲載された雨水浸透施設を使用する場合は、単位処理量の一覧表があるので計算は不要である。ただし、使用する浸透施設の構造図、一覧表による単位処理量を協議書に添付し、明示をすること。

浸透施設の単位設計処理量(参考) (ローム層)					
浸透施設名称	種 別	置換材幅×置換材深さ (B)×(H)	単 位 設 計 浸 透 量 (fc) m ³ /hr	単 位 設 計 貯 留 量 (q) m ³	単 位 設 計 処 理 量 (fc+q) m ³ /hr
浸 透 管 (1.0m当り)	φ 75mm	500mm×600mm	0.047	0.093	0.140
	φ 100mm	500mm×600mm	0.047	0.095	0.142
	φ 150mm	500mm×600mm	0.047	0.102	0.149
	φ 200mm	500mm×600mm	0.047	0.111	0.158
浸 透 ま す (1箇所当り)	内径 300×300	654mm×300mm	0.033	0.092	0.125
	内径 360×360	730mm×300mm	0.039	0.125	0.164
	内径 450×450	830mm×300mm	0.046	0.183	0.229
	内径 600×600	1,000mm×300mm	0.061	0.306	0.367
浸水コンクリ ー製浸透ます (1箇所当り)	φ 350mm	φ 650mm×800mm	0.094	0.135	0.229
	φ 400mm	φ 700mm×700mm	0.079	0.138	0.217
	□ 500mm	□ 900mm×900mm	0.194	0.398	0.592
下 水 道 排 水 設備基準塩ビ 雨水浸透ます (1箇所当り)	A 型	φ 600mm×650mm	0.099	0.068	0.167
	B 型	φ 400mm×500mm	0.091	0.031	0.122
	φ300mm H=1.0	φ 618mm×530mm	0.273	0.134	0.407
	φ200mm H=1.0	φ 716mm×700mm	0.283	0.123	0.406
	350型 H=0.6	□ 700mm×630mm	0.121	0.135	0.256
	300型 H=0.5	□ 600mm×510mm	0.098	0.081	0.179

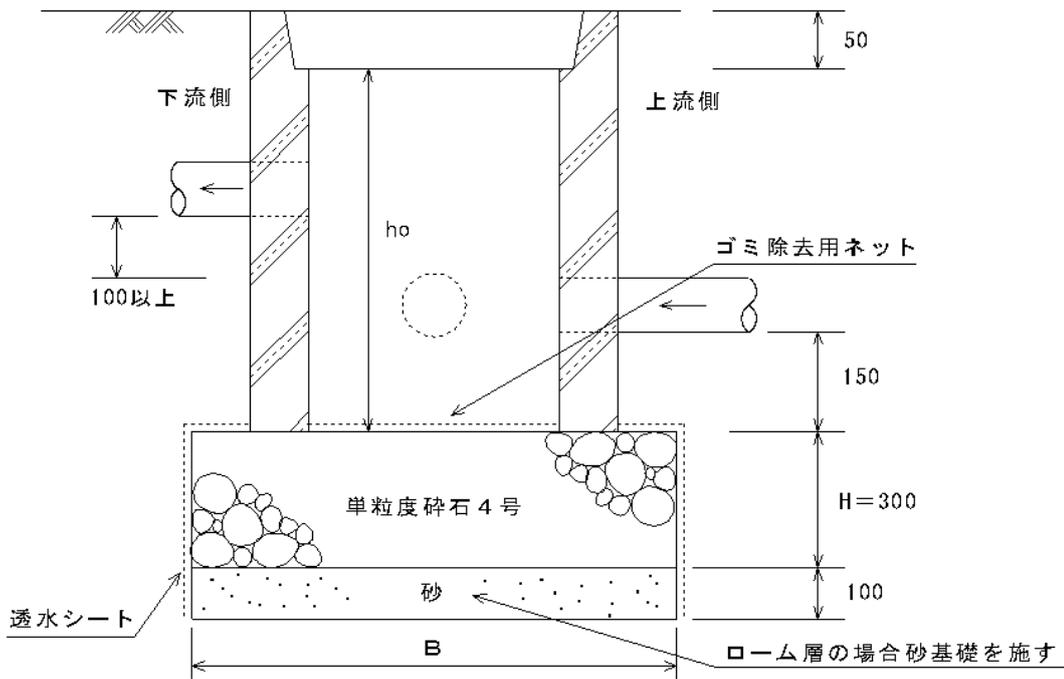
浸透施設の単位設計処理量(参考) (砂層)					
浸透施設名称	種 別	置換材幅×置換材深さ (B)×(H)	単 位 設 計 浸 透 量 (fc) m ³ /hr	単 位 設 計 貯 留 量 (q) m ³	単 位 設 計 処 理 量 (fc+q) m ³ /hr
浸 透 管 (1.0m当り)	φ 75mm	500mm×600mm	0.195	0.093	0.288
	φ 100mm	500mm×600mm	0.195	0.095	0.290
	φ 150mm	500mm×600mm	0.195	0.102	0.297
	φ 200mm	500mm×600mm	0.195	0.111	0.306
浸 透 ま す (1箇所当り)	内径 300×300	654mm×300mm	0.139	0.092	0.231
	内径 360×360	730mm×300mm	0.162	0.125	0.287
	内径 450×450	830mm×300mm	0.194	0.183	0.377
	内径 600×600	1,000mm×300mm	0.253	0.306	0.559
浸水コンクリ ー製浸透ます (1箇所当り)	φ 350mm	φ 650mm×800mm	0.339	0.135	0.474
	φ 400mm	φ 700mm×700mm	0.282	0.138	0.420
	□ 500mm	□ 900mm×900mm	0.683	0.398	1.081
下 水 道 排 水 設備基準塩ビ 雨水浸透ます (1箇所当り)	A 型	φ 600mm×650mm	0.356	0.068	0.424
	B 型	φ 400mm×500mm	0.331	0.031	0.362
	φ300mm H=1.0	φ 618mm×530mm	0.970	0.134	1.104
	φ200mm H=1.0	φ 716mm×700mm	1.000	0.123	1.123
	350型 H=0.6	□ 700mm×630mm	0.432	0.135	0.567
	300型 H=0.5	□ 600mm×510mm	0.349	0.081	0.430

浸透管設置 (参考図)



管径	B	H
φ 75	500	600
φ 100	500	600
φ 150	500	600
φ 200	500	600

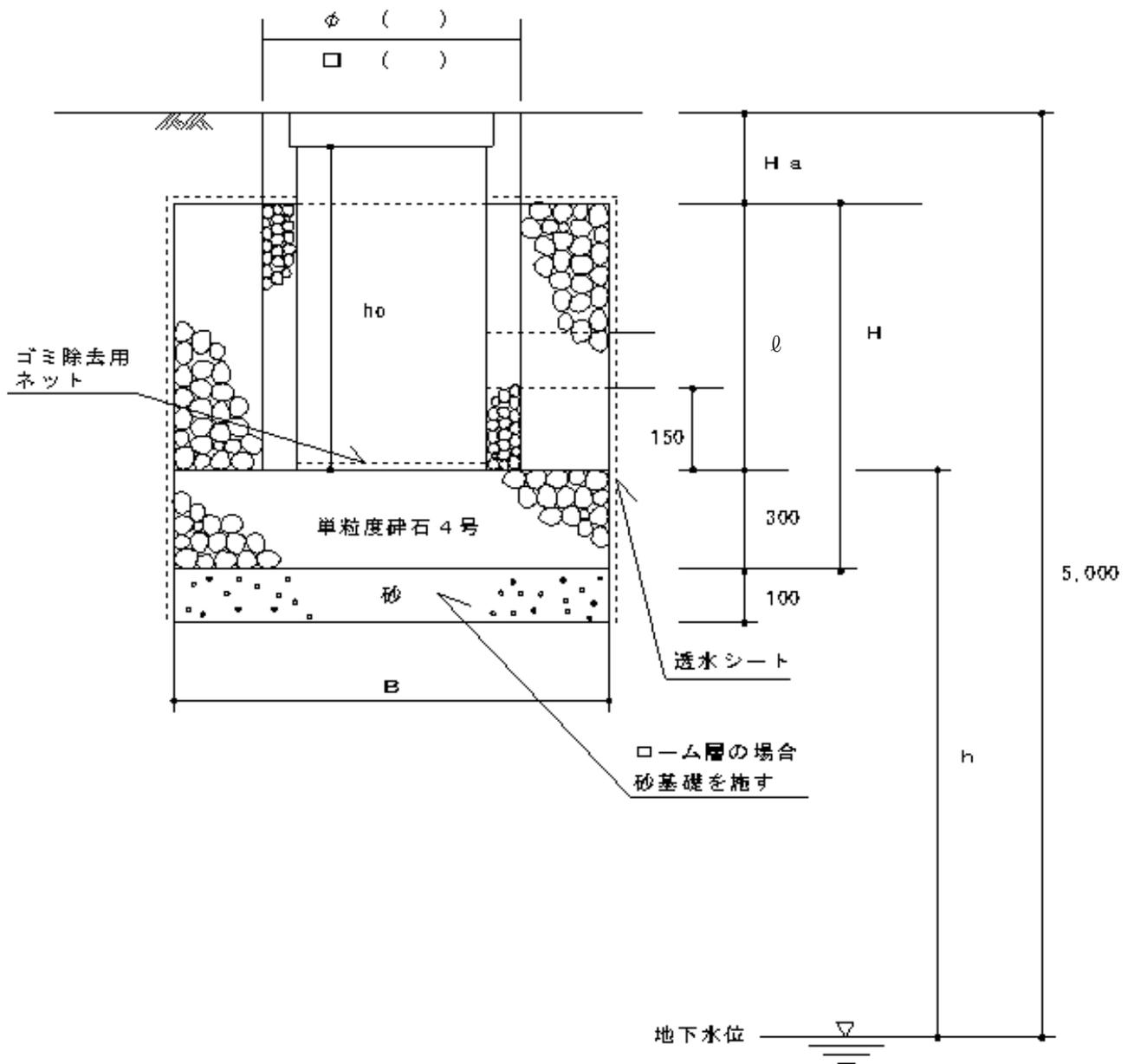
浸透柵設置 (参考図)



種別 (内径)	B	H	ho
300×300	654	300	600
360×360	730	300	600
450×450	830	300	600
600×600	1,000	300	600

※ 最終ます及び敷地内で高低差がある場合の浸透管の配管は下流側の管底を上流側の管頂より 10cm 以上高く施工する。
(以下、他の雨水ますも同様とする。)

透水コンクリート製浸透ます設置 (参考図)

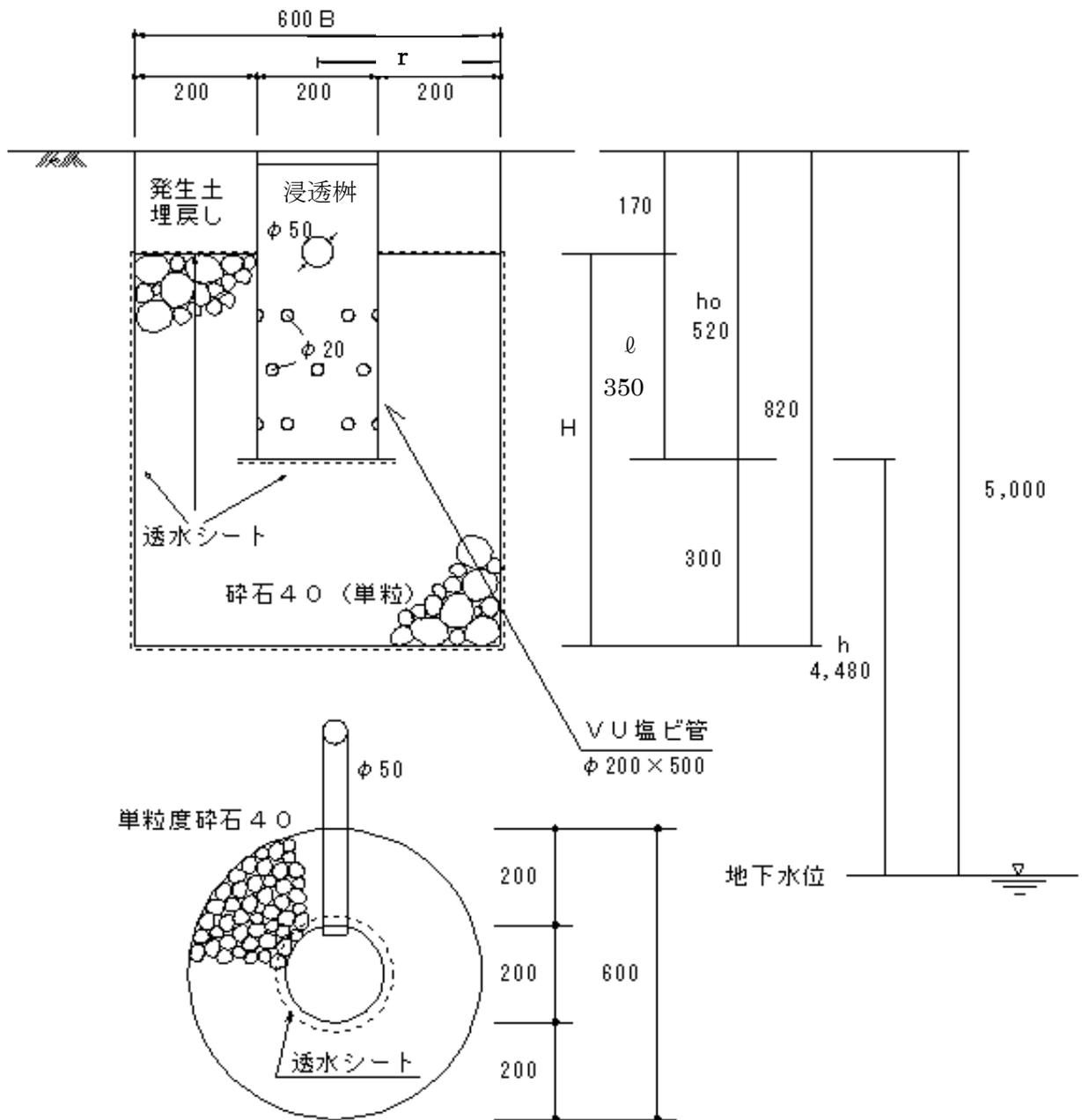


(mm)

種別	B	H	ho	h	ℓ	Ha	r
φ 350	650	800	500	4,400	500	100	$\sqrt{(B^2/\pi)}$
φ 400	700	700	400	4,500	400	100	$\sqrt{(B^2/\pi)}$
□ 500	900	900	900	4,000	600	400	507

塩ビ雨水浸透ます設置 (参考図)

A型浸透ます (18穴)

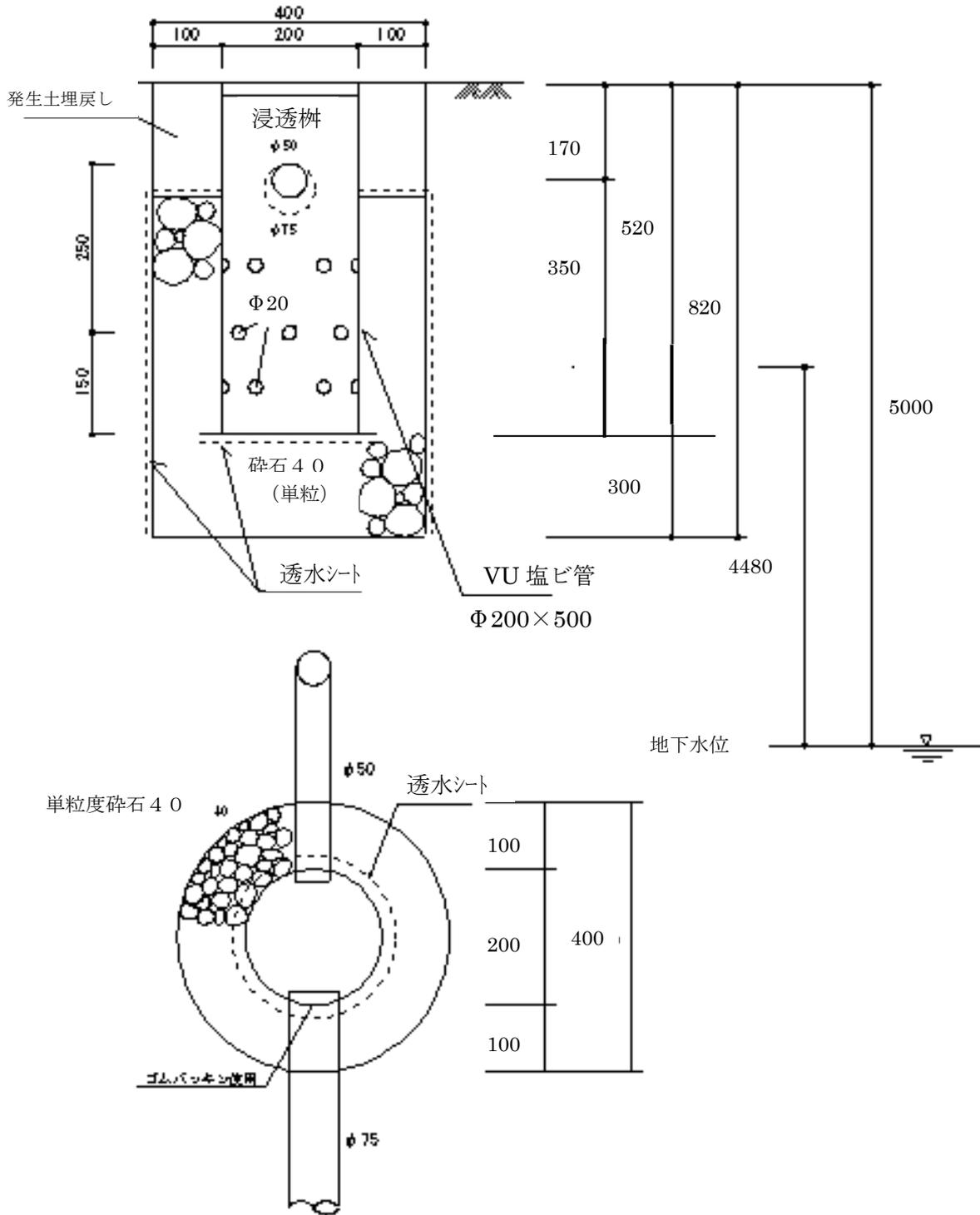


(mm)

種別	B	H	ho	h	l	Ha	r
$\phi 200$	600	650	520	4,480	350	0	300

塩ビ雨水浸透ます設置 (参考図)

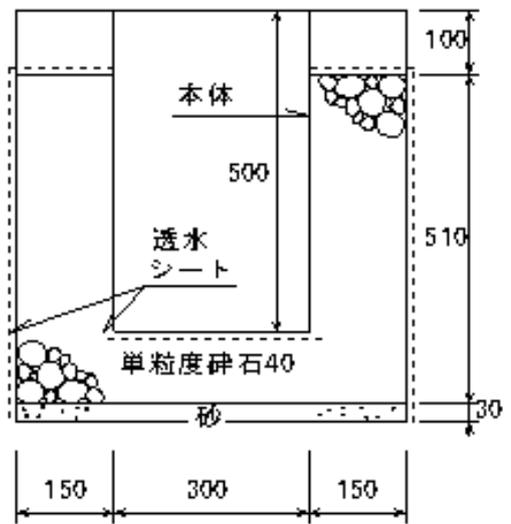
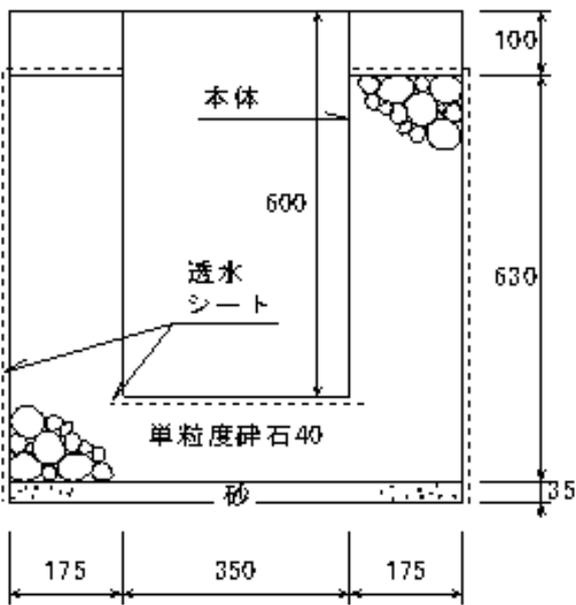
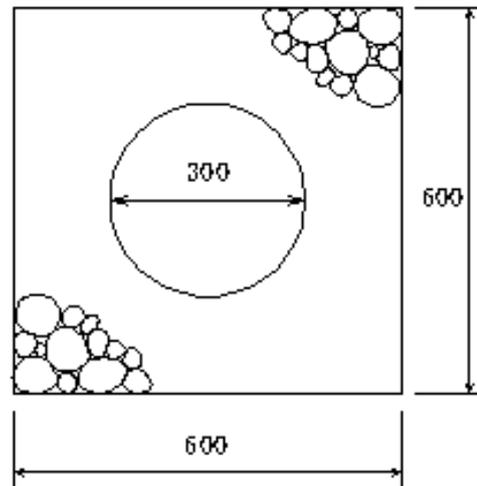
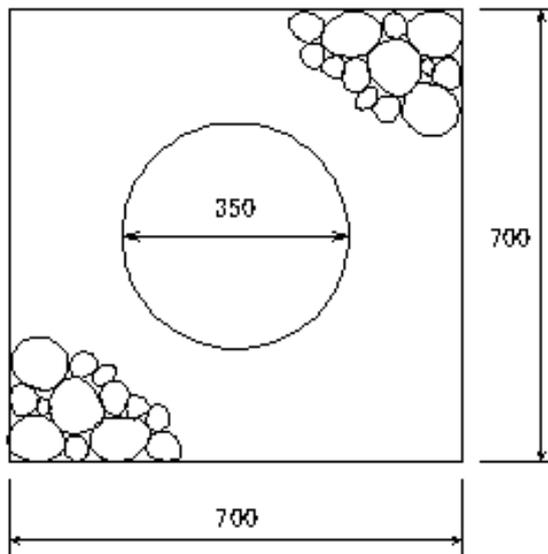
B型浸透ます (18穴)



(mm)

種別	B	H	ho	h	ℓ	Ha	r
φ200	400	500	520	4,480	350	0	200

雨水浸透ます (参考図)

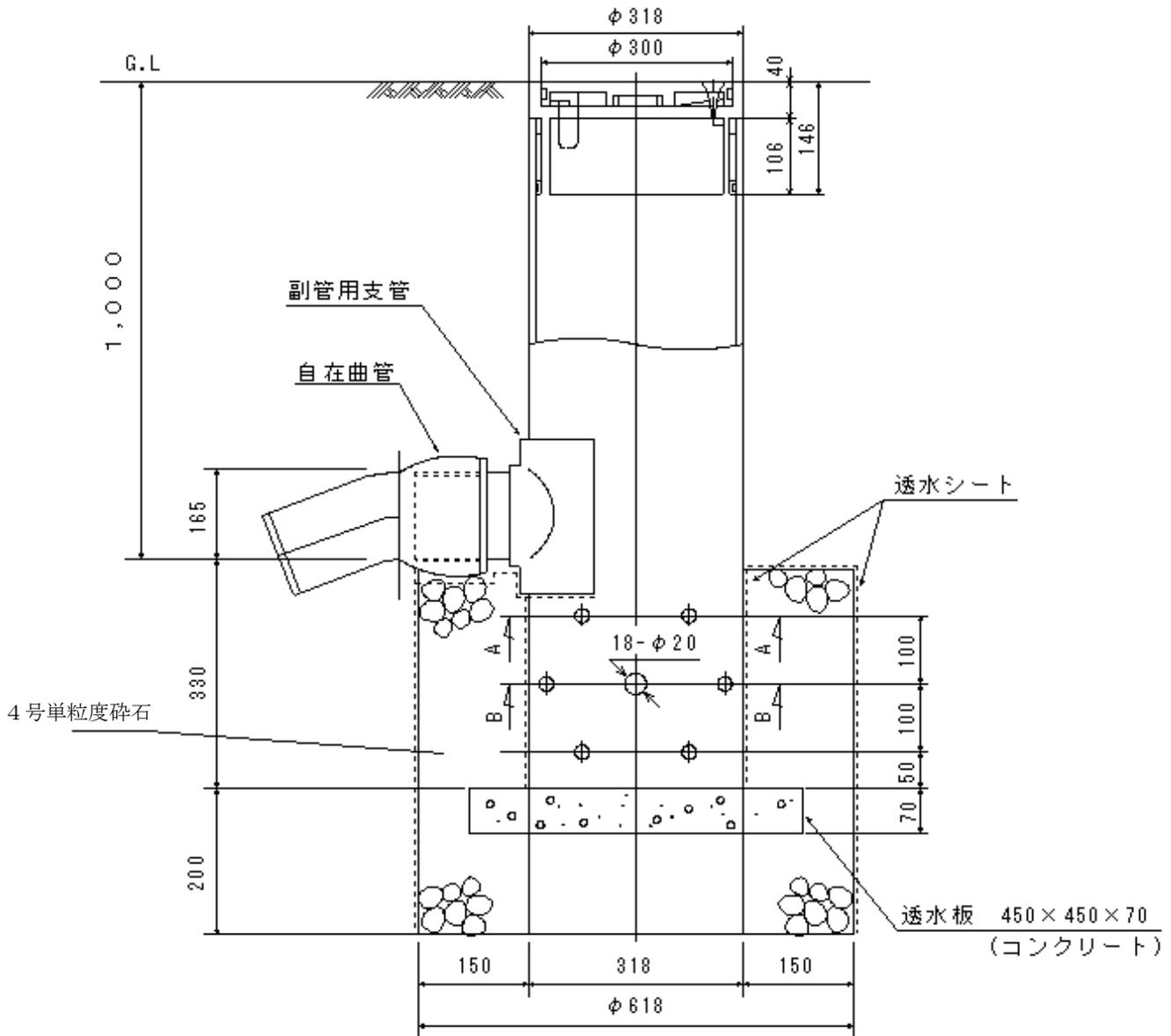


(mm)

種別	B	H	ho	h	ℓ	Ha	r
350型 H=600	700	630	600	4,400	500	0	394
300型 H=500	600	510	500	4,500	400	0	338

塩ビ雨水浸透ます設置 (参考図)

φ 300



(mm)

種別	B	H	ho	h	ℓ	Ha	r
φ 300	618	530	1,330	3,670	330	146	309

雨水浸透施設設置協議

浸透念書対応の開発事業地について

浸透念書対応の開発事業地（開発検査後）については浸透施設処理量の算定を建築確認申請時に再度下水道業務課と協議することが出来ます。

再度協議する際は、排水設備新設等確認申請書に浸透施設処理量の算定式の添付をお願いします。

浸透すべき量については、開発事業主にお問い合わせ下さい。

浸透施設設置の際の検査について

浸透念書対応場所での排水設備新設等確認申請では、排水設備の検査時に以下の書類を用意して下さい。

1. 雨水排水設備平面図

雨水系統を青色で着色し、管渠等の延長と口径及びますの規格の出来高寸法を、赤色で記入。

2. 雨水浸透施設設置計算書

(1) 雨水処理量（出来高の数量で計算して下さい。）

3. 写真（次の項目が確認できる写真を提出して下さい。）

(1) 使用材料

- ① 浸透管等（口径等）・浸透ます等の寸法
- ② 基礎砕石及び巻きたて材料の寸法

(2) 施工内容

- ① 管渠等の設置（設置区間ごとに、幅・深さ等の出来高寸法が確認出来る写真）
- ② ます等の設置（設置箇所ごとに、ます、基礎の幅・深さ等の出来高寸法が確認出来る写真）